棊子

幣又は、たづさへたる懐中將棊を取出して盤の紙を芝のうへにおしひらけば、塵兵衛もむかひ合、たがひにならぶる駒の數、磯の小石と貝殻は、歩の不足とぞ見えにける、

〔書言字考節用集七器財〕棊子（コマ）將棊所言　駒俗用ニ此字一

〔毛吹草三〕攝津　將棊（ムマ）馬

〔將棊口傳書〕駒ハ黄楊ニカギルベシ

〔日本風土記五棊格〕棋子造法

棋子造製、上尖圓、下平方、乃天圓地方之象、上薄下厚、乃天清地濁之形、棊勢將勝、亦云二將軍之聲一、俱手執二歩兵一、雖レ已陞二金將之名一、與二玉將相征一、止得二將點行一、不レ敢揚二稱將軍之聲一、亦不レ敢衝二其將軍之鋒一、如二兵卒得一其功次一、雖レ切二其衝祿一、擧二其力一而不レ敢レ恃二其威一也、

〔麒麟抄七〕一將棊馬書事

眞ニモ書、行眞ニモ、細堅クユラメキテ可二書造一、馬ノ半上鮮々ト四角、點行眞ニ緩々ト可二書成一、金ヲバ極草可レ書、臺ニ入テ持二手ニ一可レ書、

〔雍州府志七土產〕將棊盤　於二二條東或京極一造レ之、以二椹木一製レ之、馬亦然也、其所用之簡、是稱レ馬、大凡樗蒲之賽、總稱レ馬者也、至二其文字一、則擇レ堪二筆法之人一、而使レ記二馬名一、近世所レ用之馬、多有二水無瀬家之筆跡一、始水無瀬家兼成卿無二男子一、養二高倉藤大納言永家卿子一、號二親具朝臣一、于レ時兼成產二實子一、成長後號二氏成一、於レ是親具辭レ家、督二剃髪號一齋一、頗有二能書之名一、豊臣秀次公、使二一齋書一將棊馬名一、是水無瀬家書馬名之始也、

水無瀬兼成

〔群書一覽六雜書〕將棊駒之記　寫本　一卷

將棊馬の銘の事、筆法に堪たる人これを書云々、

〔長春隨筆上〕一世に傳ふ、象戯駒の銘は、水無瀬家の筆を以て寶とす、此筆跡の駒を以、此手段を免許なきもの弄すべからずと云へり、

〔墐囊抄二〕將棊ノ馬ニ玉ヲ王ト云ハ何ノ故ゾ

兩王イマサン事ヲ忌テ、必ズ一方ヲ玉ト書ク、是手跡家口傳ト云々、

〔御湯殿の上の日記〕文祿四年五月五日、太かうよりきくてい、くわんしゆ寺、中山御つかいにて、ゑやうぎのむま、わうしやうをあらためて、大將になをされ候へのよし申さるゝ、御心へあり、

〔半日閑話三〕一六誹園六路が隨筆寐覺硯の中に

王將に點をうつ事、王二人なし、故に一ッの王には點を打とこそ、飛車は大將、角行は副將、金將は極官にしてなりなし、故になり馬はみな金になる也、總數三十六禽の表也、（文手直りこまは、王二枚に點打て有、）

〔萩原隨筆〕象棋　駒銘水無瀬ヲ家トス、王ノ字ニ點ヲウツトモ云ヘリ、或說禁中ニテハ兩方ニ玉ヲ用、王ヲセムルト云コトヲ忌ユヘナリ云々、

〔善庵隨筆一〕予〇（朝川鼎）先年大橋宗桂ノ需ニ應ジテ、其著述セル將棊ノ書ニ序スルコトノアリシニ、王將トイフ馬子（コマ）ハ、何トモ疑ハシキ名ナリ、王ナレバ王、將ナレバ將トイフベシ、王ト將ト混稱スルノ理アルマジト、將棊ノ諸書ヲ攷證スルニ、開祖宗桂ヨリ四代目宗桂マデ、代々著述スル所ノ將棊圖式ニ、雙方トモ玉將トアリテ、王將ノ名ナシ、因テ思フニ、玉ヲ以テ大將トシ、金銀ヲ副將トスルナルベシ、左スレバ金將銀將ノ名モ據アリテ、ヒトシホ面白ク覺ユ、蓋シ五代目宗桂以後、雙方ノ同ジク紛ハシキヲ嫌ヒ、一方ハ一點ヲ省キテ、差別セシニヤアラント、今ノ宗桂ニ語リシニ、宗桂曰ク、ソレハ必ラズ然ルベシ、其ワケハ毎年十一月十七日、御吉例ニテ御城ニ於テ將棊仰セ付ラレ、其圖譜ヲ上ルニ、雙方トモ玉將トハイハヌコトノ由、家ニ申シ傳ヘ、今ニ代々玉將ト書上レドモ、何故トイフコトヲ知ラザリシニ、コレニテ明白ナリト、遂ニ其嘗テ著述セル書ヲ將棊明玉ト名ヲ易ヘ上梓シ、予ガ序ヲ卷首ニ載タリキ、コレ細事トイヘド

モ、邦俗先規ヲ固守シテ、容易ニ傳承ノ字ヲ改易セザルヨリ、攷古ノ資トナルコトモアルハ、純樸ノ一得トイフベシ、

〔長秋記〕大治四年五月廿日丁酉、新院御方有二覆物御占一、覆以二將棊馬一、其數十二也、

〔康富記〕文安四年五月八日己亥

此間者積鬱候、○略中兼又先日借申候象戯馬進候、返々悦喜申候、以二面謁一可レ述二心事一候、恐々謹言、

五月四日　世尊寺衛門佐伊忠

表書　日向殿

十八日己酉　世尊寺左衛門佐伊忠

此間久不レ入二見參一候、背二本意一候、○略中兼又昨日内々申つる、象戯馬爲二本申度一候、明日明後間可二返進一候、借給候者、所レ仰候事々期二面謁一候、恐々謹言、

四月七日　伊忠

表書　日向殿

〔宣胤卿記〕文明十二年正月廿六日丁未、晩景詣二一條黄門○冬亰一、將棊馬被レ見、書樣等以レ次受二口傳一、

〔梵舜日記〕元和八年二月九日乙亥、塗師淨宗へ少將棊馬箱入、幷豆腐十丁持遣也、

寛永五年三月十四日、少甫上洛、少將棊馬一面持參也、

〔大象棋綱篩〕象戯六種之圖式

郡山柳氏の謄するところの象經奥書にいはく、

寫本云　嘉吉三稔卯十五寫焉、加二一校一云々、

右象戯種々之圖、曼殊院之宮所持之本、申請所二記置一也、

龍集天正壬辰清和下澣

權中納言兼成禿齡七十九

將棊書

雜載

とみえたり、この奥書をもて推はかるに、足利將軍の時代よりもてはやしたる事なるべし、

〔羅山文集五十序〕象戯圖式序

象戯圖式者、洛人宗桂及子宗古之所二撰次一也、○略中宗桂嘗作二象戯圖式一卷一、以教二徒弟一、廣行二諸世一、而今大君幕下、治教休明、勤政之暇、御二覽象戯一、凡其相對者、宗桂宗古雖レ少レ一レ馬、而無レ不レ勝、宗桂沒後、宗古頃補二其圖式一、以爲二續卷一、○略中今此圖式、父作レ之子述レ之、其箕裘之間、殊二絶古人一、誠國手無雙也、上自二營内諸臣及列國達官一、下至二好事之人一、皆迎取而窺伺倣慕之、其名藉甚、益揚二家業一、可レ謂二勤矣、

〔象戯綱目一隊伍〕此卷は、いにしへ今の駒ぐみをゑるす、その圖むかしより傳へ來るといへども、或は數すくなくして事みたず、又は混雜して知えがたし、今こゝに對馬七しなの馬法、ゑなゞ〳〵のことなるをあつめ、又香車おち、左右のわかち、角おち、飛おちより、一枚半、ならびに兩馬おちの口授にいたるまで、つぶさにあらはしいだす、○略下

〔象戯訓〕是一卷者、繼二蟾川新右衛門傳一、而今號二蟾川流一、予○元原喜正於其過不及、鑑二象戯好惡一、名謂二將棊訓一、

〔浚明院殿御實紀附錄三〕御晩年○家治德川にいたりて、閑暇の御遊戯には、常に象棋をなされけり、その業の者にては、伊藤宗印、宗鑑、大橋印壽をめして對手とせらる、御穎敏にまし〳〵けるゆゑ、ほどなく奥儀をきはめつくし玉ふ、後には詰物といふ書をさへあらはし玉へり、詰物といへるは、老成堪能にいたらざれば著しがたきを、わづか一二年の間に、えらみ玉ひしかば、その職の者どもゝ、おそれ奉れりとぞ、その書なりて、名をば成島忠八郎和鼎に命せられしかば、象棋攻格として奉り、今も御文庫に現存せり、

○按ズルニ、將棊書ハ此他尚ホ少カラズ、今多ク省略ニ從フ、

〔類聚名物考人事七〕象碁倒　せうぎたほし

小兒の遊戯に、局の上に駒を立ならべて、末の一ッをたほせば、みなつれてはら〳〵とたほるゝ

をいふなり、

〔太平記 七〕千劍破城軍事

城ノ逆木一重引破テ、切岸ノ下迄ゾ攻タリケル、○略中此時城ノ中ヨリ、切岸ノ上ニ横ヘテ置タル大木十計、切テ落シ懸タリケル間、將棊倒ヲスル如ク、寄手四五百人、壓ニ被討テ死ニケリ、

〔太平記 二十七〕田樂事附長講見物事

今年多ノ不思議打續中ニ、洛中ニ田樂ヲ翫ブ事、法ニ過タリ、○略中將軍ノ御棧敷ノ邊ヨリ嚴シキ女房ノ練貫ノ妻高ク取ケルガ、扇ヲ以テ幕ヲ揚ルトゾ見ヘシ、大物ノ五六ニテ打付タル棧敷傾立テ、アレヤ〳〵ト云程コソアレ、上下二百四十九間共ニ、將棊倒ヲスルガ如ク、一度ニ同トゾ倒ケル、○中梶井宮モ御腰ヲ打損ゼサセ給ヒタリト聞ヘシカバ、一首ノ狂歌ヲ四條川原ニ立タリ、

釘付ニシタル棧敷ノ倒ルヽハ梶井宮ノ不覺ナリケリ

又二條關白殿モ、御覽ジ給ヒタリト申ケレバ、

田樂ノ將棊倒ノ棧敷ニハ王計コソ登ラザリケレ○又見二海人藻芥一

〔槐記〕享保十六年十月十九日、昔愛宕故大納言ハ、將棊ノ上手ナリシガ、志ハキタナキ物也、歩ノナリタルハ金也、金ナレバ何デアラウトモ、本ニハ構ヒアルマジキナルニ、歩ノナリタル金ト本ノ銀ト、カヘントハ思ハレヌモノ也、金ハ金ナレドモ、俗性ガ歩ナル故ナリト申サレタリ、金ニナリテモ俗性ハ俗性ナルコト、尤也ト申サレタリ、

〔有德院殿御實紀附錄十九〕或時侍臣に宣ふには、群下を馭するに、象棋つかひおりばつかひといふ事あり、象棋つかひといふは、まづ盤にむかふより心をさだめ、王將の位を正しく守り、金銀桂馬各その職を犯さず、飛車角より歩兵にいたるまで、一手いだすも踈略なく、ひづみのなきをもと、し、時にのぞみ事により狼狽せざるをよしとす、これ名將の士卒を指揮するにたとふ、またおりばつかひといふは、盤に向ふと其まゝ、何の心得もなく、骰子の出るまゝにして、あたるを幸に世をわたる、これ愚將の下に莅むにたとへしものなりとぞ、

〔窻の須佐美追加 下〕青蓮院宮にや慥ならず、幼き宮方に中院前內府通茂公御後見なりしが、常に棊雙六を制せられけり、或時參られしに、將棊盤の有しを見て、家司坊官御招かねて申せしに、何とてか樣の物を置けるぞ、はしたなきわざは、本より悪しけれど、たとひ有ても御年もゆきぬれば、御心付有て止事有者なり、是ほどの類はさして悪事に非が故、其事に馴、空しく月日を過し、學問御修行の御志すさむ者なれば、第一の惡き物に社有とて、忽退られけり、公の言誠に確言にてぞ有れ、

〔傍廂 後編〕將棋

門弟桐麻呂は、越後新發田の人なり、我方に來りて種々物語のつひでに、家なる小兒どもの戲れわざにも、將棋はきびしくいましめ置けりとなん、其故を問へば、駒は取りたるは戰場にて敵を討ち取りたる趣なり、其とられし駒、敵方の兵となりてはたらくは、表裏二心の不忠ものなり、さる不正のなぐさみせんより、外の戲れあまたあるべしとて、いましめたりとなり、いかにもさる事なり、

〔隨意錄 四〕瞽盲無二局馬一、而口相言以善將棊者、往々有焉、然圍棊則唯口相對者、未二嘗之見一也、

〔諢話浮世風呂 前編 下〕午後の光景

後兵衛　今飛車角二枚渡したもんだから、弱り切たア、洒落も出ねへ、先飛車と角で將棊は指ぬッ、こつちは王を取やすッ、ソレ王手、後そこで合馬サ、ヲット待たり、先きたねへ將棊だナアてをおけば能のに、後銀は惜い、こゝは桂馬で、ソレそつちが王手だ〳〵、先いま〳〵しい奴だ、やつはり銀にしへゝン妙手を指てナ、サア逃ろ〳〵、能か〳〵、逃たナ、そこで何を打てやら

うな、ヤもう一間角を突込め、先角を突込めとお出なされたかッ、ソコデト、かう打、あれで取るか、斯う來る、あゝ行く、若引たら尻からぴたりト、まづなんでも遣て見ろト、後ハヽアおつな事をして來るナ、飛車手王手がはづれたら、銀を奪取る計略だナ、先ナニ飛車もいらぬのさ、源此手合の將棊は、王を詰やうとはせねへで、飛車と角ばつかり惜がつて居るせ、コレ駒ばかり抓で居ずと、有つたけ打ッソレナ、先ハテだまつて見なさいッ、汝等が去る所にあらずだ、サア〳〵早くしねへか、下手の考休むに似たりだ、後ナンノちつと能手をさすと洒落らア、下手の考休むに似たり、ベイ引と口まぬヤ此計究て好だぞ、ソレ來い、先ヤ取れ取れ後イヤ遣れ〳〵遣つてさせかい先取てさせ〳〵ッ、能な〳〵、ソリヤ王手、ヤ逃たナ逃たナ、逃たの内に横木瓜ッ、イヤ逃たの内に横木瓜ッ、どうしてくれうナ、是で行うか、あれで行うか、まづ斯う行け、ヤきび助〳〵、ヤ逃たの内に横木瓜、王手サアどうだ、後ハテきび去ゝに牡丹唐草かい、斯う引く、天窓からぴしやり、先取捨て去まはつし、後それでも能くないテ太ナニ能よ、マア引て取捨さつし、先アゝやかましい東西〳〵、一人に五人がゝりだナ、大勢の智惠でおれ一人に負るかい、可哀や〳〵、取捨たか、ソリヤ又王手、太ソレ引たくれ〳〵先アゝ、アなむざんそこに桂馬がゐるとは去らねへ、待て吳ともいはれまいス、後そこでお手に先お手は山々王が三枚飛車角六枚、後去やうだんぢやアねへ、先お手には山々といふ内にも、香桂前にたゝむ、金角寺の和尚、後銀がある か先銀も一分や、二歩はありッ、源いかい事渡したのか後取捨る事は奇麗だ、駒はいらねへ、先フム盤でばかり指がいゝ、負る氣遣ひなしの木さいかち猿辻ッ、ヤ入王とさせまいとおうちなさる、歩を成と打、後まづ金をいたゞき女郎衆と先ハヽア惜い成金を取れたかい、是にて將棊はおだ佛かい、ヤ是にて將棊はおだ佛と、斯うしろ、後イヤ待たり、これは爰に居たのだの、そんなら此香で此金を取らう、斯うは逃めへ、先ナンダ〳〵どうするのだ、二三手過た事を仕直すせへ、此方の駒まで動して、大きにお世話な事た、一人で兩方指すの、アレ御覽なさいあの通りだ、若殿樣のお對手になるやうだ、夫でよしか、何でも佛のいふ通りにしてやらア、斯う氣の能將棊だ物を、名人だてナ、ソレ、よくは引たくれんげの皮財布と責るだ、後おつに責よせたナ、待よ、爰が思案のあとや先ッ、責られてはチト辟易だて、ハテこいつはチト辟易仕るて、ハテお責なさるかい、おまへがたも精出して、お責なさるが身のお勤ッ、先勤といふ字に二ツはない、テテン、源アゝ、そこへ逃ちやア損だ、其隣へ逃て、むだ駒を遣はせるがいゝ、先能く口を出すナア太ア能手があるッ、能手があれば大橋もありやすッ、源ムフム目が暗で居るから見えねへ先だまつてくたばれ、何にもいふなッ、後何にもいふな人ではないはッ先ヤ何にもいふな人ではないはッ、ソレどこへ行く、後爰へ逃る源アゝわるい〳〵、そう逃ちやアをへねへ、太ソレひたりだ先アゝよんやらまかせろさト、後アゝよんやらまかせろさト、先ソレよんやらまかせろさト源ソレ〳〵そこが由斷先ハテ何にもいふな人ではないはッ後ヤ人ではないはト、雪隱へお出なさい、アゝ臭い〳〵、後いま〳〵しい、とう〳〵雪隱へ、先ヤよわい事〳〵おれが敵を打てやらう太おれが出る源マア待ッし、又へぼめらが、金銀でもおかつたるい、

〔男重寶記　三〕將棊指南會所

一京婦屋町通二條下ル町

一京衣棚三條下ル了頓辻子

〔改正月令博物筌　八月〕四日　今日將棊をさして勝たる者は、年の終まで福あり、負たる者は病に

田代市左衞門
いづみ屋吉右衞門

かゝる、故に今日を圍棋占福の日といへり、

〔玉山遺稿五〕少年行（象戯賭詩、代レ人、）

翩翩龍馬七香車、玉勒銀鞍日醉花、冷笑步兵非二痛飲一、黄金將レ盡不レ思レ家、

〔男重寶記三〕將棊より出たる詞

一指手扣手　一倒馬に入　一王手づめにする　一将棊だをしにこける　一ゑやう事なくば端の歩をつけ

八道行成　牽道〔併入〕

名稱

八道行成ハ、ヤサスカリト云フ、其法詳ナラズ、今ノ十六ムサシノ類ナルベシ、十六ムサシハ、又十六サスカリトモ云フ、其法十六ノ士卒、一力士ヲ中央ニ圍ミテ之ヲ攻ム、力士ハ八道ニ行キ、二子ノ間ヲ覘ヒ、直行シテ左右ヲ屠リ、遂ニ行道ニ障礙ナキニ至ルヲ以テ勝トシ、士卒ハ力士ヲ窮逐シテ、逃グルコト能ハザラシムルヲ以テ勝トス、ムサシノ一種、地上ニ大路小路ノ形ヲ畫キ、此ニ錢ヲ投ジテ輸贏ヲ爭フモノアリ、又六ムサシアリ、碁子白黑各三ヲ以テシ、九舍ヲ走リ、同士相連ナルヲ以テ勝トセリ、

牽道ハ、ミチクラベト訓ズ、或ハ八道行成ノ類ナリト云ヒ、或ハ競走ノ義ナリトモ云ヒテ詳ナラズ、今姑ク此ニ併載ス、

〔倭名類聚抄雜藝四〕八道行成　内典云、拍毬、擲石、投壺、牽道、八道行成、一切戯笑悉不レ觀作（八道行成、讀二夜佐須賀利一、）

〔箋注倭名類聚抄雜藝二〕按、宋雷次宗山易圖通變所レ謂八格戯、其局不レ過二口中加十乂之文一者、蓋是按、印本下學集、八道訓二牟佐一、今俗所レ云十六牟佐之也、上總俗呼二牟佐一之爲二佐須加利一、武藏入間郡俗、呼二むさし十六むさし一、

十六佐須加利、或六本佐須加利、蓋夜佐須賀利之上略也、又聞、俄羅斯人爲二局戯一、枠上畫二口乂一、行馬夾食、略似二皇國所一、爲牟佐之一、呼曰二射須加一、然則佐須加利、蓋即射須加、其戯傳二于西域一也、

〔伊呂波字類抄人事〕八道行成　ヤサスカリ

〔倭訓栞前編三十四也〕やさすかり　倭名抄ちの義、今のむさしの類にて、むさしもさすといへる也、八道行成は梵書に見えたり、

〔安齋隨筆前編十四〕一八道行成　和名抄に八指の義かりはかりうては、スカリと云、ヤサを略して云也、〇中略の略語にて、八ノ道スジを盤に畫なり、スガルと云は、是親馬を追て離れざる意にて、スガリと云也、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕和訓栞云、〇中略八道行成は梵經に出たり、其名義いまだ考得ざれ共、今も十六むさしを、十六サスカリといふを思へば、八を倍したるものとは知らる、伊勢氏ヤスジの說は踈忽なり、假字の違へるに心づかざる歟、さて八道行成のつくりざまは、今ゑるべからず、游學往來に、七雙六、一二五雙六云々、十六目石など載するを見れば、雙六の類なる事明らかなり、

〔松屋筆記九十二〕六指、十六六指、指我利、擲石、

さすがりは〇中略八指、駈の義なるべし、

〔下學集下、態藝〕八道

〔運歩色葉集無〕六指

〔書言字考節用集八言辭〕八道行成、出二梵網經一、

〔玉勝間五〕むさしといふわざ

童べのしわざに、むさしといふ物あり、五雜組といふから書に、委巷兒戯有二馬城一、不レ論二縱横一三子聯

六むさし

則爲城、城成則飛食人一子、其他或夾或挑、就近則食之、不能飛食也といへるによく似たり、日本紀に城をさしと訓るところあり、韓語也、然ればむさしといふはすなはち馬城か、

〔松屋筆記九十二〕六指、十六六指指我利、揶石、

今世六指、また十六六指などいふは、運歩色葉集牟部に、六指ムサシと見ゆ、六方かけて指ゆゑの名なるべし、略中六指も六指騙にて、其方を騙駒の心にや、

〔物類稱呼五言語〕十六むさし、京江戸共に、十六むさしと云、中國にてむさしと云、上野下野邊にて十六さすがりと云、信濃にてさすがりと云、

〔安齋隨筆後編十四〕一八道行成　武州崎玉郡邊にてサスカリといふ、十六むさしといふ物を十六サスカリといふ、是ヤスカリ歟、略中十六むさしをば牛追につさといふ、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕今その盤〇十六ムサシの三角なる處を牛部屋といふ、牛追ニヅサの名ある故なり、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕八道行成　和名夜佐須加利、今云無佐之、

按、八道行成、不知其始、十六士卒圍一力士於中攻之、力士行八道成二子有間者、直行掖左右屠之、故要相聯不能坐喰、故頻逐之、被逐失行道、則力士斃、

〔安齋隨筆前編十四〕一八道行成　和名抄雜藝具に、八道讀夜佐須賀利とあり、今も田舍にてはすかりと云、ヤサを略して云なり、江戸にては十六ムサシと云、十六は子馬の數十六有、親馬を除て云也、ムサシは馬指也、マとムと音相通ナリ、十六の馬を指スと云事也、將棊をサスと云に同じ、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕寶暦十三年の畫雙六、大坂版六道をジヤウロクムサシとありて、畫は辨慶が七道具をかけり、是十六むさしなり、略中思ふに昔むさしといひしものは、十六むさしの馬の類すくなきものなるべし、

〔倭訓栞前編三十一〕むさし　略中　嬉戲の具にいふは、八道行成の類也、六指の義なるべし、石六ッ

六道

牽道

を用うる物也、八格戲ともいへり、

〔名物六帖器財三蹋鞠博奕〕八格戲　宋雷空山易圖通變、兒時於二牧堅間一見二所レ謂八格戲者一、其局不レ過二口中加十之一、以爲二至鄙至賤一、未レ嘗加二之意一也、不レ謂二年踰二七十一乃知二其然一、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕八道行成　略中

一種有六行成、碁子白黑各三、走九舍、同士三以相連爲勝、皆兒童之戲也、

〔安齋隨筆後編十四〕一八道行成　略中　相州鎌倉の邊にては、二ッサと云、二人にて三ヅヽ、石を六ッ持なれば、二三といふ心歟、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕守武千句、きれ〴〵になりぬることのあはれにてむさしをさすとみゆるなりけり、鷹筑波集、善惡に二道かけてつよき人させるむさしを手詰にぞする、又二道かくる人のさいかくちはながらさせるむさしは上手にて、西鶴一代女に、子ども相手に六ッむさし氣をつくすことにもなりぬとあり、馬子六ッにてさすなるべし、二ッサと云も、二三が六なればなり、

〔物類稱呼五言語〕八道　略中　京の小兒、むさしと云、大坂にて、ろくとぶと云、泉州及尾張、上野、陸奥にて、六道と云、相摸又は上總にて、江戸と云、江戸の町々にたとへて云、信濃にて、八小路といふ、越後にて、六道路といふ、奥の津輕にをえど、云、江戸にて、きずと云、江戸田舍にて、十六といふ、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕寶暦十三年の畫雙六、大坂版略中又陸孥と有て、畫は錢をかきたり、是地土に筋引てする戲なり、ロクドは六道なるを、前と同き故、あらぬ文字を書たる歟、物類稱呼に、大坂にてロクと云とある是なり、

○

〔倭名類聚抄四雜藝〕牽道　內典云、投壺牽道、牽道、和名知久比閇、

〔箋注倭名類聚抄雜藝〕按、美知久良閉、蓋謂競走、西宮記引吏部王記云、次散樂、侍臣五位六位、童部、相挍走者卽是、又按、章安涅槃經疏云、牽道是夾食、八道行成是塞戯、又梵網經云、樗蒲圍碁、波羅塞戯、彈碁、六博、拍毬、擲石、投壺、牽道、八道行城、惠因讀、牽道八道四字句、行城二字句、謂牽道八道、八劃爲道、以碁子等隨道而行、故名牽道、卽八道也、行城以行城之法式、卽小兒之戯、雖二說不同、然並非競走、訓牽道爲美知久良閉、卽夾食、以碁子隨道而行、故曰道競、若是說、則牽道應在彈碁八道行成之類、而今在相挍之下、擲倒之上、源君以爲競走無疑也、

〔伊呂波字類抄見人事〕牽道　ミチクラベ

〔類聚名義抄走〕牽道　ミチクラベ

〔易林本節用集言辭〕八道（イチクラベ）行成　梵網經

名稱

古事類苑

遊戯部四

小弓　雀小弓　併入

小弓ハ、古ク高貴ノ間ニ翫バレタル遊戯ニシテ、毎ニ小弓會アリキ、雀小弓ハ、雀ヲ糸ニテ括リ、小弓ヲ以テ之ヲ射ル、中テタル者ハ、其雀ヲ得ルナリ、破魔弓ハ、正月小兒小弓ヲ以テ的ヲ射ル戯ナリ、後ニハ射ル事ハ廢レテ、年始ノ祝儀ニノミ用キタリ、原ト厭勝ノ爲ニ行フ所ナリト云フ、

〔增補下學集器財〕小弓（ユミ）

〔書言字考節用集器財〕弭（ユミ）　小弓（同）

〔倭訓栞中編古〕こゆみ　弭をいふ、小弓と字彙又東鑑に見ゆ、源氏枕草紙などにも見ゆ、雀小弓ともいへり、

〔貞丈雜記弓矢〕一小弓と云物は武器にはあらず、楊弓などの如くたはぶれのもてあそび物也、

〔改正月令博物筌三月〕小弓引（昔は内裏にて此事あり、地下にも春の遊びとす、）

〔夫木和歌抄三十二〕寶治二年百首

去のためてすゝめ弓はるをのわらはひたひろぼしのほしげなるかな　西行上人

〔嬉遊笑覽四雜伎〕雀とは物の小きをいふ、草木の名などにも小なるを雀といひ、是に對して大なるを烏といふ、此義にて小弓を雀弓ともいひしなるべし、

手法

〔小弓肝要抄〕一時節事

嗜二此道一之家、不レ嫌二時剋一雖レ致二稽古一、以レ春被二賞翫一者也、おほかた日うらゝかに、風もづかならば、可レ成二其興一也、但もの〳〵もむ事は晩景也、仍賞之、凡季節事、夏は炎暑も難レ堪、又弓のためにべくつろぎて、弓をはる事不レ任二意之間一、其興少、冬又風はげしくて、或的をうらがへし、或矢を吹いたましむる間、其興みだれてたゞまず、極熱聊寒共以不レ宜、秋は又弓のため被レ浸二霧露一事あり、能々可二斟酌一者也、仍以レ春被レ賞也、

一裝束事

色ふし只如レ常、裝束こはく、頸紙つまりてさゝうる事ある時は、おもひの外に矢はづるゝなり、さればこはくたをやかに、頸かみひきくゝさはる所なくたゝむべき也、

一體拜事

立二左膝一持二押手之臂一懸手者右のほう下くちわきに引つくる也、然者弓の弦眉の間にあたる也、乙矢を右の手に拳持也、但隨二座敷一斟酌也、凡小弓のうけたるといふは、こぶしの上、手のくびにあるべし、又うちあげに兩説あり、一には膝の上にをきたるひぢをはなたずして、うちあぐる事あり、家時卿はひざの上の臂をはなたず、其謂は居長はひきく膝はたかゝりしゆへ也、予○藤原基盛はひぢをはなちてうちあぐる也、古の上手皆如レ此、覺ところさらに無二異矢一、但家時卿弓の體たくみ也き、予が弓に違する所たゞうちあげばかり也、末代此道の好士傳二聞彼卿之體拜一可レ覺也、又弓を取り矢をはぐる事最用也、可レ專二其體一、其故は五善の體の中には、弓つよく體拜すぐれたる事を、第一第二にたてたり、あたる事は第三也、然者則可レ執二和容一歟、凡此義不二相應一者、縱矢數あたるとも小弓にあるべからず、隨二其かたち一不二相叶一者、矢數あるべからず、能々可レ調者也、

一持二弓矢出一其砌一事

小弓例

分二持弓矢於左右一事雖レ有二一説一、あまりに事麗見也、弓矢具二持右手一宜也、猶可レ用レ之、

一可レ致二稽古一事

大的にのみむかひて向二小的一之時者、以外に相違あるなり、然者常可レ取二替大少一也、稽古之間不レ捨レ心、雖レ爲二一矢一可レ執者也、又不レ向レ的致二稽古一事有レ之也、向レ的引レ弓、正射體向レ的之時、自然浮二面影一、體拜もよく、又矢數もあるなり、稽古の手意可レ准レ之、

一分中的事

第一大事在レ之、只至極ひかうべきもの也、弓を的にをしあつるは、あしまかなひ、○あしまかなひ恐有二誤脱一次此拳は的のいづくの程にあたりたるぞとまぼり、さて小眼に分縮てこぶらのくろむところを放也、如レ此相應而中を上手とは名也、但不レ及二善惡一分別、自矢數ある射手ありといふも迷矢也、始終中事あるべからず○すゝ恐ざる者なり、されば能々ひかへて可レ放者也、弓の引放なるは病也、譬欲レ治レ病不レ待二療治一如レ死也、閑寸分も無二違放一には、寢所は一間也、的は雖レ大、上手の矢所は三寸内也、自然雖レ有二相違一、無二出二七八寸之外一、如レ此稽古拔群之後、至二于上手之位一也、うちまかせて世間の人、但雖レ翫レ之、不レ入二稽古道之間一、上手出來事無レ之也、

一夜弓事

夜弓といふは、聊も的みゆる程は非二夜弓一、全分暗時の事也、初心の程は、的をみ出てこぶしをあてんともとむる僻事也、こゝのまかなひをもちて的を察する也、されば拔群之後は、弓をうちあげてをしあつれば、拳の前に的は出現する也、稽古不レ至者、其事不レ可レ叶者也、

〔西宮記正月下〕殿上賭弓

延喜二年〇月廿九日、射場有二小弓一、左大臣取レ弓參入、侍臣射、藏司進懸二酒肴花菓一、繧繝、前後書別、比御息所懸二女裝束一、大臣中科、源更衣獻レ物、

〔古今著聞集九弓箭〕延長五年四月十日、彈正親王内裏にて小弓のまけわざせさせ給ける、酒肴などはて、夕べになりて、清涼殿の東の廂にて又小弓有けり、前には彈正親王、重明、のちには三品親王、清貫民部卿、此外の人々も仕けり、女装束一かさねかけ物に出されたりけるを、彈正親王の宮とり給ひにけり、勝方の拜など有けりとかや、そのまけわざは廿三日にこそし給けれ、

〔日本紀略二朱雀〕承平六年三月十三日壬寅、於飛香舎有小弓結番事、

〔西宮記正月下〕殿上賭弓

應和二年七月九日、致平親王供小弓負態、天皇御出殿上、公卿候、獻物立小庭、稱名付御厨子所、給祿、納言白尹褂、依仰唱、四年九月小弓負態、御物忌、於東又廂獻物奏名次射成居云々、

〔蜻蛉日記中之上〕なかのとをか月〇三のほどに、この人々かたわきて、こゆみのことせむとす、かたみにいでゐるとぞ、しさわぐをきりへのかたのかぎりこゝにあつまりてなすひ、女ばうにかけ物こひたれば、さるべき物やたちまちにおぼえざりけむ、わびざれにあをきかみを、やなぎの枝にむすびつけたり、

山風のまつよりふけばこの春のやなぎの糸はよりへにぞよる

かへしくち〳〵よたるとわするゝほどおしはからなむひとつはかくぞある、

かず〳〵にきみがたよりてひくなれば柳のまゆも今ぞひらくる

〔蜻蛉日記下之中〕二月十五日に、院のこゆみはじまりて、いでぬなどのゝしる、まへしりへわきてさうぞげば、そのこと大夫により、とかうものす、その日になりて、かんだちめあまたことしやむごとなかりけり、こゆみおもひあなづりて、ねんぜざりけるを、いかならむとおもひたれば、さいそにはいでてもろやしつ、つぎ〳〵あまたのかず、このやになんさしてかちぬるなどのゝしる、さて、又二三日すぎて、大夫のちのもろや、はかなしかりしかなゝどあれば、ましてわれも、〇下略

〔新拾遺和歌集十雑九〕右近大將道綱家に、人々小弓いて遊びける時、まかり侍らで申つかはしける、

贈法印慈應

あづさ弓いてもかひなき身にしあればけふのまとゐにはづれぬるかな

返し

あづさゆみ君しまとゐにたぐはねばともはなれたる心ちこそすれ

道命法師

〔左經記〕萬壽三年二月十三日庚申、今朝御物忌也、依有御庚申事、夜部有召參入、及曉内藏寮、飯酒肴殿上、次有召侍從參御前、先別前後小弓、次御遊、次内藏寮進碁手錢、御料侍從之、

〔榮花物語三十一殿上の花見〕一品宮〇後一條皇女章子内親王はあけくれめかれずかしづき奉らせ給ひて、御對面などあるべしとあれど、一品にならせ給ぬるはかたじけなし、御みづらなどゆはせ給ふて、のぼらせたまはんとてとゞまりぬ、なべてならずいみじくもてかしづき聞えさせ給、殿上人朝夕にまゐりまかで、まりけ、小弓いなど、をかしく遊びあへり、

〔古今著聞集九弓箭〕長暦二年三月十七日、殿上人十餘人野の宮へ參りたりけるに、御殿の東庭に疊を敷て小弓の會有けり、又蹴鞠も有けり、夕に及て膳をすゝめられける間、簾中より管絃の御調度を出されたりければ、則絲竹雜藝の興も有けり、又和歌も有けるとかや、むかしはかく期せざる事もやさしく面白事常の事なりけり、いみじかりける世なり、

〔經信卿記〕承暦五年三月七日、小弓合、左右方人定事、前方會東三條、合舞龍王、次出河原、有奉幣事云々、後方會六條亭云々、

〔中右記〕寛治三年二月卅日、殿上小弓合方人被相分、三月四日、小弓合左方事始、七日、右方事始、廿六日、有殿上小弓合、

〔百練抄五堀河〕寛治三年三月廿六日、殿上小弓合、

〔本朝世紀〕康和元年三月廿八日辛未、於内裏有蹴鞠小弓之興、

〔百練抄五堀河〕長治二年二月十三日、仙洞有二小弓會一、

〔中右記〕長治二年二月十三日、後聞、今日候レ院北面人々、相分有二小弓合興一、講筵了後、於二北御所北壺方一、御覽、左右方念人射手皆布衣〔裝束如レ花云々〕射手左、左少將通季、參河守伊通、越後守顯輔、丹波守仲章、筑前守宗章、右、右少將信通、左中將俊忠、左少將實隆、丹後守家保、散位家時、三度左多勝、懸物檀紙十帖、從二御前一被レ下、籌刺右、左、上野守季安、上野前司邦宗、的付右、左、伊賀守孝清、右、散位隆忠、左方、頭伊豫守國明朝臣、右方、頭尾張守長實朝臣、兼日七八日以前駒取、不レ論二君達諸大夫、只依二北面人許者一、講筵之後參入、公卿七八人許有レ召、小弓合間候二御前一、〔內大臣以下云々〕

〔殿暦〕長治二年閏二月三日辛未、辰刻許參二御前一、於二宮御方一有二小弓一、申刻許退出了、九日丁丑、今夜內內密々小弓事云々、兵衞佐宗能無懸物云々、仍送レ鞠、

天永二年二月十四日丁未、辰剋許參二鳥羽殿一〔直衣〕中納言相具、寢殿南庇にて主上〔鳥羽〕〇藤原忠實又同、上皇〔白河〕同御、中納言同候、

〔續世繼五濱千鳥〕う月の比、帝〔崇德〕宮の御かたに、こ弓の御あそびに、殿上人かたわかちて、かけ物なといだされ侍りけるに、あふぎかみをさうしのうたにつくりて、歌かきつけられたりけり、そのうたは、

これをみておもひもいでよ濱千鳥跡なきあとを尋けりとは、と侍りける、返し、公行の宰相右中辨とて、おはせしぞ、給ひける、

はま千鳥跡なきあとを思ひいでてたづねけりとも今日こそはしれ、とぞうけ給りし、歌は殿法性寺のよませ給へるにや侍けん、拾遺抄に侍るをの、宮の大臣の古事思ひいでられて、いとやさしくこそきこえ侍しか、

〔長秋記〕長承二年四月七日壬辰、師仲依レ召參二內裏一、小弓會、〔中宮御方〕入夜歸、

保延元年六月七日己酉、有二眞卷小弓會一、御所被レ儲二懸泉一云々、主上〔崇德〕與二師仲卿一射二小弓一、給云々、入レ夜還御、上皇〔鳥羽〕又還御、御儲御膳幷御扇等被二進送一云々、

〔平家物語九〕小朝拜

平家はさぬきの國八島のいそにおくりむかへて、年の始〔壽永三年正月〕なれ共、元日元三のぎしき事よろしからず、〔中略〕花のあした月の夜、詩歌、くはんげん、まり、小弓、扇合、ゑ合、草づくし、虫づくし、さまざまけう有し事共思ひ出かたりつゞけて、永き日をくらしかね給ふぞ哀なる、

〔玉海〕建久三年八月廿八日、余〔兼實〕藤原參內、朝座行道之間也、〔中略〕事了參二御前一、有二小弓沙汰一、暫伺候退出了、

〔明月記〕正治二年二月五日、院御讀經僧達上北面輩、依二小弓與一舞狂云々、

〔義經記七〕へいせんじ御見物の事

辨慶ばかりまかり候はんとて、おひとつてひつかけて、たゞひとり行ける、とがしが城をみれば、三月三日の事なれば、かたはらにまり小弓のあそび、かたはらに鳥あはせ、又くはんげんさかもりと打みえて、酒にゑひたる所もあり、

〔吾妻鏡二十四〕承久二年五月廿日甲戌、右京兆、相州前武州會合于大官令禪門亭一有二小弓會一云々、

〔明月記〕貞永二年〇天福元年正月十一日丙辰、今日院御所小弓云々、十二日丁巳、昨日小弓〔東馬場殿庭內府大將實〕以二孔子一賦二分左右一、勝方〔左將監、見綱、北面業時、負方具實卿、爲家卿、光俊卿、成實卿、有資卿、資隆朝臣、親氏朝臣、博輔繁茂、基氏卿、御讓位以後入番當參〕資季朝臣、家定朝臣、家任朝臣、實清朝臣、行

〔看聞日記〕應永廿五年二月廿八日、東庭築二花壇一栽二草花一、又南庭掎二小弓場一、則雀小弓射之、菊第預置二小弓一、出二懸物一射之、予〇後崇光三位重有朝臣、長資朝臣、阿賀丸、地下康知、良村、善國等射之、十一日、有二小弓會一、三位以下候、勝負一瓶也、廿三日、有二小弓會一、七所勝負也、懸物出之、三位勝小一獻、爲二順役一、三位申沙汰、四月十五日、小弓張行申、三位射之時的中否、壽藏主諍之、

用具

負態酒海云々、兩度三品射中勝了、壽藏主負態申沙汰云々、逸興也、長資朝臣爲順頭懸物出之、鵄眼予、三位勝取之、抑錢懸物事、賭弓之時錢を被出定法也、非見苦事、五月一日、於殿上前射小弓懸物三位出之、此間順頭也、於田向可射百手之由有有增、二日、射小弓、明日百手事治定、一獻等三位ニ申付了、三日、雨降、百手會延引、而晡時屬晴、可有百手之由、三品申之間、田向ニ行、先有一獻、次射百手、中央雨灑、其間又一獻、雨晴、又射卅餘度了、又一獻、及昏黑之間、的場立臘燭、射手前供掌燈、入夜小雨降、然而猶射、亥剋百手射了、又兩三獻、懸物錢負衆出之、三位一勝也、一獻予沙汰也、而三位重有、長資朝臣、地下輩申沙汰及數獻、深更歸了、射手人數、予、椎野、三位重有、長資等朝臣、地下行光、禪啓、俊阿、廣時、良村、有善、善祐等也、弓場東向懸壺也、堂上自內射之、地下候庭上、

〔管見記〕永享五年後七月三日、殘暑以外也、冷然之餘、寢殿南面構小弓場射之、養閑情者也、八月二日、勝寶院來臨、有手分弓、終日鬪雌雄、頗以逸興也、

嘉吉三年六月五日、今日小弓場拵之、七日、有小弓百矢謝之、○謝恐射誤

〔續史愚抄 後桃園〕安永四年二月二日庚辰、於院御簾外有小弓、關白內前權中納言紀光已下三人祗候、

〔小弓肝要抄〕一矢羽可依人事

後鳥羽院御代者、以雉羽被賞翫之、當代無此儀、凡鷹羽鷲羽之色々、或上首或堪能就羽之善惡被用之、頗仰上裁者也、雖往古之例有之、

一弓懸事

錦革可有斟酌者歟、又兩方のきりくちをまとひ縫也、又縫目にふせぐみをする事もあるなり、

一弓籐事

村籐小長籐常用之、繁籐二所籐於小弓不庶幾、家時卿はつねにつくりたる籐を本末弓欄の上下にまきたるを賞用之、但好士所用心之也、

一弓袋事

錦革　紫革　藍革　なめし等也、うらは生の絹なり、繼目にふせぐみをするなり、

一矢立事

唐木　紫檀　花梨　梅　朴　黑柿等也、隨好士之所意可用之、

一的寸法繪樣事

式的は一尺八寸也、但往古繪樣は一尺七寸六分也、其外或一尺、或六寸也、家時卿內々は常用三寸云々、用小向大者安平なる故也、されば內々はいかにも可用小的也、總式的九十九の射手自然雖有之、六寸的の十矢難有者也、矢數之至極也、家時卿手盛などにこそ、四五度五々度までも十矢ありしが、最大事の物也、又的のさねは椙の板也、いたうすきは、をとのわろきなり、すこしあつきがよき也、はる事晴時は唐紙のきらがみなどにてはるべし、つりをよこなは藍革を細くきりてつくる也、又竹を輪にしてはる事、近代常用之、無其難者也、○中略

一弓場事

十丈に的を立て、後を二尺五寸のけて布答をば可立也、うちまかせて人の十丈五尺と申はひが事也、堋を十丈五尺にはつく也、的答の寸法は的より上五寸、兩方のそは各二寸七分、下二寸五分をすかす也、下の橫貫の竹より下をば隨座敷高下可相計也、的の答は竹にてひらくまろやうに削候也、晴時はなめしにてぬいくゝむ也、又十丈を打定之時、地形高下有て、丈尺にてうつ事かなはざる時には、十丈の繩をもちて引渡無相違者也、

一布答事

高四尺八寸、廣五尺八寸、布六のをたくぬいにしておりかへして、ぬいめをすそになす也、文をつけて染用事在之、思々の事也、但裏はゑろかるべし、夜弓の時、うちかへす事有之、又白て用之常事

也、又布の細薄は矢通也、中へおりいれて三重にする也、たゞいたくほそくうすからぬよき物也、けしやう革、おもてはなめし、うらは赤なめしたるべし、第二表は藍革、裏は赤革也、革の廣さ一寸二分、長さ六寸五分、又つらぬきをば布答にぬいくゝみてはたかたよりかくるなり、又つらぬきをば略して、よこ答に布答をいるゝ事、事在レ之、異說也、

一作弓事

強弓は竹五重合、中は四重、弱弓は三重也、性吉竹無村削て、がむぎにてすりこそげて、にべをかきて、打なり、後竹の弓欄のまはりに節をあてず、又ふしのちかきは惡也、後竹に節三に不レ可レ過、凡後竹は弓の命なり、きはめてねばく、性吉竹を可レ打也、大方前後中へまで節を一所にあて、され打て後、兩三日は日にあつれば、組くつろぎ針自然拔也、其時針をもぬき、組をもときて後も、猶一日など日にあて、火の上にたかくつりて、煙にあつるなり、十四五日廿日を經てこきたるなり、但卒爾に一束にこきたてつれば、弓の心地をこしらへころす也、漸々にこきたてつればそりけさす矢心地もよき也、又張顏不二落居一やがて不レ可レ引、經二一日一後可二引試一也、如レ此事入二稽古之後得一其意者也、長四尺一寸也、此内（上筈一寸、下筈五分、）弓欄高で（下筈よりゆづるの上のはづれまで一尺五寸也、但弓によるべし、）しみじじかくみゆる也、可レ得二其意一也、

一弦筈絹事

弓の力によりてふとさほそさは玄合すべし、あひ弦にて矢心ちはよき也、のがけのいと上一寸七分、下一寸五分、筈絹は白可レ用也、さぐりのいと三寸三分、矢より上一寸五分、一寸八分也、

一括矢事

箭太細者、可レ依二弓之強弱一也、但不レ依二弓力一、依二人好一用二太細一事有レ之、能ためこしらへて赤漆にぬるなり、二はけぬりたるよき也、寸法長一尺七寸一分、箭頸八分六毫、此内（筈一分、但はすまきより上也、毫とは一分を十にわりたる一也、）

筈卷七毫（二分）羽付二毫（二寸六分）羽長五毫（元卷四分）履卷五毫（一寸）各漆をさしたてたる定也、くすね糸三分（但自二往古一所二用來一之弓、本樣矢引懸的繪樣此定也、今も用レ之、爲レ不二所持者所一レ注レ之也、又銀筈角筈在レ之、雖二庶幾一强弓は筈こらへず、つるにそんずる間用レ之也、

〔百錄一〕一半弓の握皮の木は、にはとこのかわ也、

〔蜻蛉日記上之上〕十日ばかりありてふみあり、なにくれといひて、帳のはしらにゆひつけたりしこゆみのやとりてとあれば、これぞありけるかしとおもひてときおろして、

おもひいづるときもあらじとおもへとてやといふにこそおどろかれぬれ、とてやりつ（○又見二後拾遺和歌集一）

〔今昔物語二十六〕陸奥國府官大夫介子語第五

繼母喜キ物カラ心騷テ居タルニ、此男立出テ見レバ、折シモ同樣ニ遊ブ童部モ无テ、此兒小弓胡錄提テ會タリ、

〔續世繼七紫の由緣〕このおほいまうち君（○源雅實）おこり心ちわづらひ給けるに、白川院より平等院の僧正（○尊行）をつかはして祈せ給けるに、おこたりたるふせに、馬を引給ける、大方云しらぬ、あくめになん侍ければ、院聞しめして、吾こそふせもうべけれと、もりしげと云しをつかはして仰られければ、有難物參らせんとて、武藏の大德隆賴がつくりたるこゆみの、ゆづかのしもひとひねりしたるを取出て、うるしのきらめきたるさしてすりまはして、にしきのゆづる取捨て、みちのくにがみして引卷て、にしきの袋にも入ず、唯みちのくにがみにつゝみて、奉られたりければ、いと珍らしき物なりと、立歸り仰られけるとぞ聞侍りし、

〔金葉和歌集九雜〕公實卿のもとにまかりたりけるに、侍らざりければ、出居におきたりける小弓をとりて、さぶらひにこれはおろしつとふれていでにけり、かの卿歸りて弓をたづねければ、

雜載

時房まうできてとりつと申けれ
たりければ、御弓につけてつかはしけり
あづさ弓さこそはそりの高からめは
〔明月記〕貞永二年〇天福元年正月十一日丙辰今日院御所小弓云々、是實之小弓也、近代往年雖有小弓、舊、尤可謂尋常之儀、中央物也、令復各其物□新物新作物也、非大弓非

〔雲州消息上〕請嚴命事

藏人少將度々被招、是小弓事歟、懸物何珍哉、募以枸橼云々、百發百中之藝、雖無其能、於決雌雄何憚之有乎、一日以的爲皮、御和讒也、明朝於右大將軍幕下可企佳遊之由、源少納言所被示也、被擇射的校尉等也、念人各五六輩、懸物銀鞍云々、盃盤之設前江州歟、雲客群遊令構故障、可作絶交論之由、頭中將所被定也、努力努力莫慕閉戸先生悚息謹言、

姑洗日　　左衞門佐高階

謹上藤拾遺尊閣座右

〔空穗物語樓の上下〕こゆみいたまふ日、大將の君たち、大とのへあまた參りたり、

〔源氏物語若菜三十四〕三月ばかりの空うらゝかなる日、六條院に兵部卿宮衞門督などまゐり給へり、おとゞ出給て御物語などし給、〇中略何わざしてかはくらすべきなどの給ひて、〇中略いとさうざうしきを、例のこゆみいさせてみるべかりけり、

〔源氏物語若菜三十五〕殿上ののりゆみ、二月とありしをすぎて、三月はた御き月なれば、口をしと人々思ふに、この院にかゝるまとゐあるべしとき、つたへて、例のつどひ給ふ、左右大將さる御なからひにて參り給へば、すけたちなどいどみかはして、こゆみとの給しかど、かちゆみのすぐれたる上ずともありければ、召いでていさせ給、

〔源順集〕西宮源大納言、大饗の所に立べき、四尺屏風調せらるゝれうの歌、

小弓射る所

春ふかき山にいればや梓弓ふく風にさへ花のちるらん

〔枕草子九〕ゑたりがほなるもの　小弓いるに、かたつかたの人、ゑはぶきをし、まぎらはしてさはぐに、ねんじて音たかういてあてたるこそ、ゑたりがほなるけしきなれ、

〔枕草子九〕あそびは　こゆみ

〔小弓肝要抄序〕

夫以天下自古有嘆名而相對者所謂文武詩歌管絃蹴鞠小弓等也、皆是治國謀和民媒也、就中蹴鞠家、繼踵不絶、翫小弓道、偏始廢情、案之蹴鞠堪能之家雖多之、小弓上手九牛一毛也、不可有藝之勝劣、但是成於難歟、近古有侍從三位家時卿、則當家之老哲、此道之達者也、百發能具備、五善之體無缺、不恥上古當世無雙也、予雖續業於箕裘、恰拙猿臂之射、然且爲忘年之友、日夕成射的之興、矢每離弦、亂不出的、頻爭雌雄、曾未優劣、後嵯峨聖朝、於此藝賞翫之餘、愚臣忝依天命、侍砌下、即付九十九之果、乍顯拔群之譽、在叡感之寵、數預綸祿、左右驚目、遠近普聞、凡厥物擧有式節、小弓道亦宜哉、因茲廣考上古、遍撰家門、集作一卷、聯爲二十篇、名曰小弓肝要抄、庶與廢續今之業傳永世、專爲累葉之龜鑑、而敢不可及外見而已、

〔小弓肝要抄〕右條々大概如此、家時卿談義事共、隨思出所註之也、彼卿常會合して百手を射し時は、五々度ばかりよりは的に二の穴出來き、中なる穴は予〇藏原基盛が矢所也、下なる穴は彼卿が矢所也、彼卿は矢長のひきゝことをのみ執思て、敢矢のさがらんずる事をば不恐爲至極之達者故也、終矢各二の穴をのみ通之間音なかりき、百手はて、後に、彼的をとりよせてみるに、中の黒より

外には總以無矢目、於今者是ほどの事も可難有とかや、凡彼卿人にかはりたることもありき、第一には矢色なり、たとへば上手の鞠長は高けれども位昇する事閑也云々、如然矢長ひきくして的をすいよする様にみえて中き、不思議事也、其時我をも世人相對して申しかども、我身の事は難注之、若累葉中に爲欲嗜此道者、如形所記置也、更に不可有外見、穴賢々々、

雀小弓

○

〔書言字考節用集七器財〕雀小弓（スヾメノコユミ）又云雀的一

〔庭訓往來〕春始御祝向貴方先祝申候畢、〇略中楊弓、雀小弓勝負、〇略中近日打續經營之、

〔庭訓往來抄〕雀小弓トハ殿上人ノ態也、ユミノホコ二尺七寸ナリ、的ヲ四寸ニシテ中ニツリ、五間、口ヲイテ射也、

〔倭訓栞前編十二須〕すゞめのこゆみ　雀の小弓の義、遊興の具、楊弓の如し、

〔貞丈雜記十弓矢〕雀小弓と云は、生たる雀を糸にてくゝり、つり置て、小き弓矢にて射てあてたるもの、雀をとるたはむれ也、近世迄田舍には有しとぞ、

〔明月記〕建暦三年〇建元年保二月十五日、念誦不出行、內裏此間有雀小弓云々、此事不聞事也、弦太凡卑如何、

〔後鳥羽院宸記〕建保四年四月廿五日己未、有雀弓會、隨勝負分亂舞、有其興、廿六日庚申、有雀小弓會、如昨日有亂舞、

〔看聞日記〕應永卅一年三月二日、雀小弓射、予〇後崇光若宮、重有朝臣、長資朝臣、慶壽丸等射、若宮箭二的的中、初度之間、可有箭開之由面々申間則有賀酒、逸興也、

〔二水記〕大永六年六月廿六日、午後參內、有御楊弓、百手了、又有雀小弓、當御代初度也、

〔言繼卿記〕大永七年七月十日乙酉、當番之間八過時分參候、禁裏ニ雀小弓御入候、見物仕候、御矢ヲ阿茶茶丸被取候時ニ予取候、予可仕由被仰候間、ソト仕候、十八年九月廿一日丁亥、禁裏ニ雀小

破魔弓

弓廿度有之、御所作無之、

〔海人藻芥〕諸門跡ノ藝ハ、詩歌茶香ノ會、春ハ雀小弓也、然シテ近代春蓮院尊道親王、理性院僧正宗助、圍碁會張行有之云々不可有事也、東寺ノ門徒殊可斟酌者也、

〔雍州府志七土產〕楊弓〇略中　近世雀小弓亦玩之

〔嬉遊笑覽四雜伎〕雀小弓は雍州府志に、近世亦翫之といひしは、天和年間の事にて、其後すたれたるにや聞えず、

〔書言字考節用集七器財〕破魔弓（ハヽヤユミ）年始小兒遊戯具

〔日本歲時記一正月〕年の始に童子の破魔弓とて射るは、治れる世にも武を忘れざる意なるべし、但むかしは射禮とて、正月に內裏にて弓射る事のありしなり、孝德天皇の御宇に、大內にて正月に弓をいさしむといふ事古き文にも見えたり、かゝる事を下にうけて、いにしへは年のはじめに、年長せる人も弓を射たりしにや、文獻通考日本の部にも、每至正月一日必射戯すと記せり、

〔四季草一藝〕はま弓の事

正月男子のもてあそびに、はま弓射る事は、邪鬼を退治するの表相なり、はまとは破魔と書て、魔を破るの義なりといふ說あり、さも有べきやうに聞ゆれども、はまの正說にあらず、はま弓のたはふれ、昔は京にも何方にも有し事なるべけれども、今は絶て、たゞその弓矢を賣り、童のもてあそび物にするのみなり、されども遠國には、其たはふれ今に殘れり、土佐國の人の物語に、土佐國の畑といふ所の山中の民家にて、正月に幼童はま弓を射る、的は藁繩を以て作る、其形圓座の如し、徑り壹尺ばかり、其中に徑二三寸の穴あり、是を名付てはまといふ、射手弓矢を持て一列に立並て待時、一方よりかのはまを轉し走らしむるを、各射るなり、はまの穴を射るをあたりとするなり、はま走り終れば、又一方よりまろばし返して各射るなり、はまをまろばす事は、射手の中より、

かはるゞ〳〵出てまろばすなり、是をはまを射るといふ、また大和國吉野郡上市村の人の物語にも、大和にては、はまを射る事右の如し、大和にてはまころを射るといふ、はまころとは、はまをこころばすといふことなるべし、土佐の人大和の人のいふ所同じ趣なり、然ればはまは的の名なり、破魔にはあらずかし、

〔嬉遊笑覽雜四攷〕はま弓は、はまと弓と二物なり、此ことは先に著し、雜考の内にいへり、舊說破魔の字義によりていふは非なり、はまは藁にて造る、それを小弓にて射る戲は、今も田舍にありといへり、○中略はま弓、はま矢といへども、弓はまといふことは物に見えず、鷹筑波、暖な日はくるふ童濱弓を一入下手や削るらん、又佐夜中山集、付句みつばよつば作る若殿のはま矢かな、西鶴が、世の人心に、五月の節句に甲、正月に破魔弓進して祝義とる事もわきまへなく、乳母の奉公になれざるものぞかし、今は乳母よりかいる物なし、贈ること、江戸にはなし、醒醉笑、いはひすぐるもいなものゝ條、そうりやうの子六歳なり、こ弓にこ矢をとゝのへもたせけるが、元日の朝、矢を一つはなし、俵にいつけ云々、日本歳時記の畫にも、正月こどもの小弓いる處あり、はま弓、今はたゞ祝儀の物たれども、昔は射らるゝやうに造りて賣し也、寛文七年十一月朔日町觸、はま弓結構に致さず、射られ候樣可仕候、但人形作り物、一切可爲無用事、類柑子、いなつかの灯の條、破魔弓の矢筒とゞろはげたるを火吹とし、畫けるまゝの名を松鶴とよぶ云々、これ畫やうはかはらねども、吹竹に用ひしは、今の如く紙のはりぬきにはあらじ、

〔麓の花上〕破魔弓

今正月、わらべのもてあそぶはま弓といへるものは、世諺問答卷の上曰、孝德天皇の御宇に、正月に弓をいさしむ、凡まとは蛍尤の眼と名付て、これをいたましむるなり、滑稽雜談卷の一曰、或說云、然れば正月に射戲する濱弓は、蛍尤が眼を射破る義なれば、實は破目弓なるべし、通唱の宜きにより、濱弓はま矢と稱す、この說破目義然るべし、今は世にたえて、はまを射るわざ

たえたり、俳諧五節句貞享五年印本、内田順也作、曰、吾妻の方の子共、細繩をまろめ玉とし打時に、破魔まいると聲かけ打、破魔矢にて左右に立別れ、玉を射てあたるを勝とす、都にも昔は射たるとなり、大路禮者の足もとへ矢を射あつるゆへ、玉は木なり、棒、竹筒、乳切木、ぶり〳〵やうの者を持とむるなり、當時破魔有て玉を射ず、毬打も玉をこめるなり、これにてそのおもむきつばらなり、

〔享保集成絲綸錄二十〕慶安元子年十二月

一如二例年一、正月之破魔弓、はま矢、幷羽子板、金箔、蒔繪、金糸類、少も付申間敷候、勿論商賣物ニも不レ及レ申仕間敷事、○中略

十二月

〔享保集成絲綸錄十九〕寛文八申年三月

覺○中略

一金銀之から紙、破魔弓、羽子板、雛の道具、五月之甲、金銀之押箔、一圓ニ無用之事、○中略

右之通、江戸町中へ從二町奉行一相觸候間、可レ被レ得二其意一候、以上、

三月日

右之貳通京都、大坂、奈良、堺、伏見、長崎、駿府、山田へも被レ遣之、

〔寶曆集成絲綸錄十七〕寶曆九卯年閏七月

覺

一破魔弓　金銀之箔、幷かな物無用、たん、ろく玄やうにて彩色可レ申候、總體菖蒲甲に可レ准事、○中略

右之趣候處、近來猥に相成候段相聞候、彌以享保六丑年相觸候通、急度可二相守一者也、

閏七月

〔胸算用五〕長久の江戸店

常の賣物店は捨置いて、正月の景色、○中略破魔弓一挺を、小判二兩などにも買ふ人ありけるは、諸大名の子息に限らず、町人までも萬に大氣なる故ぞかし、

楊弓　吹矢　併入

楊弓ハ、小弓ノ類ニシテ、初ハ楊ヲ以テ造レリト云フ、或ハ云フ、唐玄宗ノ楊貴妃ガ、未央宮ノ楊ヲ截リテ之ヲ造リシニ起レリト、此技ハ、我國ニテハ應永以後ノ書ニ見エテ、盛ニ宮掖ノ間ニ翫バレ、七夕七遊ノ一タリ、後世專ラ俗間ノ戯トナル、

吹矢ハ矢ヲ筒ニ入レ、口氣ヲ以テ之ヲ吹キ、小鳥等ニ吹キ中ツルモノナリ、

〔運歩色葉集　屋〕楊弓唐玄宗時、楊貴妃始テ之ヲ射、依レ之曰二楊弓一也、

〔増補下學集　下器財〕楊弓（ヤウキウ）小弓也

〔庭訓往來〕春始御祝向二貴方一先祝申候畢○略中楊弓、雀小弓勝負、○略中近日打續經二營之一、

〔庭訓往來抄〕楊弓ハ公卿ノ御弓也、アヅチヲ九ノ杖ニコシラヘテ、廣緣ナドニテ射也、ユンホコハ三尺六寸也、

〔易林本節用集　器財〕楊弓（ヤウキウ）

〔楊弓射禮蓬矢抄　序〕夫楊弓之濫觴者貴妃資始レ之、明皇兼二明妃一長生私言、誓曰、在レ天願爲二比翼鳥一、在レ地願爲二連理枝一、可レ謂二漆膠交一、于レ造二次于一顚沛事一勝遊而盡善盡美、於レ是截二未央楊柳一削レ弓、折二太液芙蓉一爲レ矢、矢羽嘈々相似比翼鳥、弓弦切々恰如二連理枝一、古今風流美談也、爾來傳二楊弓於吾本朝一、以射者多、○略下

〔嬉遊笑覽　四雜伎〕安齋云、楊弓其始を玄らず、本は小童の、楊の枝を弓に作て、もてあそびとせしより起りたることなどにやといへり、かくいひては雀弓と異なることなし、按るに、養由基の楊の葉

手法

を射たりと云傳ふる事によりて、さゝやかなる的矢なれば、楊弓とはいふなるべし、○略中其起原は唐玄宗に始れるよしいへるは取にたらず、

〔本朝世事談綺　三態藝〕楊弓

芝撮（しばつかみ）　かの五郎未碩○兩人並元祿時代人、楊弓名手、がなす所也、矢をつまむに、食指を曲て撮むに、芝撮は食指を伸てつまむ也、矢のぬけ心よしと專倣ふ、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡矢數者以二一射一、從二中古一爲レ四、是表二四季一、以二五十度一爲二百手一也、凡雖レ中レ的、有二期聲之時不一レ用レ之、

凡矯矢卒發、過二一間一則不レ能レ射改、不レ過二六尺一則再令レ射レ之、以レ之爲二常法一、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓射樣の事

抑楊弓の射やういろ〳〵ありといへども、習なくして射るときは、たとひ矢數おほく中るとも、金具の射手常住金具ならず、泥書の射手常住泥書ならず、席毎に不同ありて、終には矢數おちて、朱書もならず、是習得ざるがゆへ也、能ならひ得て射こむときは、常住さだまりて矢數おつることなし、他流は玄らず、予○今井が流といふは、先弓矢の拵やうに口傳あり、一々道理をせめて造れり、扨楊弓を射るに第一心持あり、假にも散亂の心あるときは、中ることなし、心を鎭め氣を煉して、他へ心氣をうつさず、一念に一矢一矢を大事にすべし、一度のうち一矢はづるゝは、わづかのやうなれども、百手にかさなる時は、大きなる違となる、先左の膝を的のとをりにむかはせ、右の膝を朔の左の足のとをりにむかふと心得べし、弓をとり矢を番るにも、心玄づかにして、つまみの所、百手ともにおなじやうにつまむべし、押手のかた、左の大指を弭の右のかどへかけ、左へ押出すやうにすべし、是を指臺といふ、殘り三つの指はうきものにて、すこしもりきむべからず、右の付人々の勝手ありといへども、先は親指を右の鼻

の穴へ入、はなのへだてへ親指の頭をあて、是を定規とすべし、矢をはげ膝の上にて一はいに引つめ、すこし間をあらせて、打上て覗ふべし、的をねらふにいろ〳〵あれども、的の上ぶちち下ぶちなどねらふはあしき事也、的と堋の横木との間にてねらひをさだむべし、いづかたをねらふとさだめずして、空なるところをねらふといふ事、是大事のならひ也、總じて早氣は弓の病にして、早氣の分はみな中らず、もしあたるともまぐりあたり也、隨分たもちてよくねらひ、矢つぼさだまりたる時、押手と付と張合せて放す時は、あたらずといふ事なし、一度に矢四本あり、一の矢射るに、殘りいまだ三本あるとのたのみにて、麁末の心あり、一矢一矢を大切にして射るべし、右大概のをしへ也、くはしき事は書面にゑるしがたし、口授ならではつたへがたし、よく〳〵工夫あるべし、

〔楊弓射禮逢矢抄〕凡射場者、以二七間間半一爲二定數一漢家本朝之流例也、

凡切穴者、於二中人一懸二十錢一、朝廷之於二宸宴一者、以二於洲賀一〇五錢爲賭、雖レ入レ穴令レ抽者爲二一矢一、

〔楊弓射禮逢矢抄追考〕道具の事

一錐穴　あてたる人に括を渡す、もし穴に入といふ共、抽るときは一ツあたりになる也、射抽は各別也、

〔雍州府志七土産〕楊弓〇中略　凡矢二本稱二一手一、二百本謂二百手一、〇中略　凡射者座、去堋七間半也、

〔和漢三才圖會十七嬉戯〕楊弓〇中略

堋與レ席相去七間半、每以二五矢一決二勝負一、二百矢謂二百手一、百手内五十矢以上中レ的者爲二朱書一、百矢以上爲二泥書一、百五十以上爲二金書一、百手悉中者爲二皆矢一、最希有也、

〔薩戒記〕應永卅三年三月六日庚子、晩未向二中御門宰相亭一、有二楊弓興一、入レ夜歸レ家、

〔親長卿記〕文明十二年七月七日、今日有二七種事一、

一鞠　一楊弓　一樂　一郢曲依二人々故障無一レ之、俄改二圍碁一了、　一和漢五十韻　一和歌〇註略　一七盃飲〇中略酒畢、又有二楊弓碁鞠等一、依レ乘レ興也、

〔宣胤卿記〕永正十四年十月廿七日、中納言方人々來、楊弓云々、　十五年七月七日、今日内裏和歌、題月前望二星一、詩題禁庭巧夕、宣秀卿兩席共詠進之、各不二持參一、内々付二甘露寺大納言一、余得度以後不レ詠進也、御人數者、御月次衆許及レ夜有二御樂一也、又於二此亭一大納言　七種法樂、左金吾同中將基親朝臣　四條、山科左少以下來、和歌連歌一折、楊弓鞠花七瓶酒饂飩等也、

〔二水記〕大永六年十一月一日庚辰、午時參内、有二御楊弓一、入レ夜御盃儀如レ恒、

〔大館常興日記〕天文九年七月廿日、以二晴光内々被一レ尋下一、今日近衛殿、大覺寺殿など御參、右京兆も祇候、御楊弓一獻在レ之、〇中略　昨日御楊弓一獻及二深更一云々、佐退出夜半過也云々、今日御人數、公方樣〇足利義輝　近衛殿、大覺寺殿、一乘院殿、久我殿、藤中納言殿、右京大夫殿、其外御供衆少々、已下又進藤筑後も同御人數也云々、　廿一日、昨日御楊弓御矢、公方樣近衛殿御矢をば祐阿給之云々、其外御人數矢をば歳阿松阿給之云々、奏者松平也、　九月廿三日、佐攝州、豆州、及二夜陰一重而各來臨子細者、今日於二勢州一陽弓の會候に、朝倉右衛門大夫入道同參會候、就レ其本鄉常州も其人數候て遊ゑん也、其樣體共御耳に入て、本鄉常陸介事生涯させられ候べき段被二仰出之一、まい〳〵上意之趣、委細乍レ存知一、如レ此働一段曲事由仰也、次伊勢守事も、朝倉右衛門大夫如レ此參會、種々儀曲事候間御ぎせつ也、但伊勢守事は、かねて不レ被二仰聞一候條、さも候べき歟、然共上意分は、其隱あるまじき事にて候處、如レ此段曲事之由仰也云々、次本鄉常州は、今夜ちくてん也、

〔親俊日記〕天文十一年六月十日己丑、貴殿近衛殿へ御出之、終日御楊弓、　廿八日丁未、藤中納言殿楊弓、貴殿御出之、　七月朔日己酉、貴殿無二御出仕一也、藤中納言殿御出楊弓在之、　二日庚戌、粟津修理楊弓砌御酒まいらする、貴殿御長太刀被レ遣之、　廿四日壬申、朽木殿楊引、粥在之、　八月八日乙

酉、大智院興禪軒楊弓在之、　九日丁亥、楊弓貴殿在之、　十三日辛卯、藤中納言殿楊弓在之、　十四日壬辰、於二興禪軒一三淵殿楊弓興行、在レ粥、　九月十九日丙寅、貴殿楊弓在之、

〔言繼卿記〕天文十五年三月九日丙寅、禁裏御楊弓有之間、四時分參內、御人數曼殊院宮、十一勸修寺大納言、廿二權大納言、十二予、十三四辻中納言、十三永相十六穴一等也、百手有之、萬里小路中納言祇候見物也、十八年八月四日辛丑、竹內殿御楊弓七十五度有之、御人數如二一昨日一、一盞有之、杉原六十七枚勝、八日乙巳、禁裏御楊弓有之、御人數御矢、廿四曼殊院宮、廿八穴一予、廿四四辻中納言、穴一十五度有之、六十一枚勝了、七時分御小積有之、御人數廿四新中納言廿一等也、御矢取鶴壽丸、基孝朝臣兩人也、御用心之時分候間、其間二御添番一祇候、當番衆新中納言基孝朝臣也、御添番予、鶴壽丸、重保朝臣等也、十九年三月廿六日庚寅、正親町一品禪門楊弓之由被二申送一之間罷向、六十五度有之、人數亭主、廿二中山、五予、廿七四辻、廿七中御門、三滋野井、廿四穴一甘露寺、六牧雲、十四穴一等也、先一盞有之、後二白粥有之、申下刻歸宅、予鵝眼四十二勝了、十月八日戊辰、禁裏御楊弓有之、四十三度有之、御懸物可二持參一之由有之間、牛黃圓一貝持參、御人數、御矢、廿勸修寺大納言、九重保朝臣、十三永相朝臣八等也、御懸物新中納言拜領也、杉原十帖御帶一筋也、勸修寺二人之分茶垸右佐杉原一帖被レ取之、予杉原二帖取之、右衞門佐香箸予牛黃圓取之了、於二清涼殿一有之、小積如レ常、及二黃昏一退出了、四十七枚勝了、

〔晴豐記〕天正十八年六月九日、禁裏にて御楊弓參候へば、くわんらん相煩不二出申一也、　十九年三月八日、禁裏御楊弓に玄こう申候、　九日、御楊弓十五人にてあそばし候、百手ニ予卅五かさ也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年十一月五日、御やうきうあり、おとこたちも玄こう、

〔狗猵集十七〕近年〇寛永十年頃の聞書　世上に楊弓の下手の座敷や夏ごたつ

賭物

〔續史愚抄後桃園〕安永三年八月十日辛卯、於二院有一楊弓一、御簾外也　關白內前近衞〇已下上達部殿上人等四五人參仕、權中納言紀光〇柳原爲二人數一、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡賭者檀紙、椙原、短尺、孔方兄等也、以二一錢一云二餓鬼一、以二二錢一爲レ地、以二三錢一名二山、呼二五錢一號二於洲賀一、十錢云レ括、二十錢爲二草冠一、以二百云一牛、是古今之世說也、

〔本朝世事談綺三態藁〕楊弓

賭に一錢を紅白の紙に包し也、是を字と云、近年は素字とて裸錢を用ゆ、美麗の業も世くだりていやしくなれり、

〔幽遠隨筆坤〕投壺記

楊弓や其始唐帝貴妃の戲におこり、未央の柳を弓とし、太液の芙蓉を矢になづらへ、矢の羽の飛を比翼の鳥にかたどり、弓の弦のつらなれる連理の枝にたぐふ、然れども我國に來りていまだ宴席に翫ぶ事を聞ず、只賭を爭ひ、玄かも一錢に餓鬼の名あつて、百錢に牛の異名あり、殆博に近きの譏をのがれず、

結改

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕結改之事

一結改は、大前よりまはしはじむる也、百手の間五度づゝにて結改かはる、五人よりうへの乳母は鬮乳母なり、うしろにて結改とり納めのものおなじ紋の鬮二本あらば、落乳母といふ也、たとへば松と竹との紋あらば、いづれにても乳母といふべし、結改かはりの時、筒あるかたにて鬮をあつめ、筒に入鳴し、後より二結改目よりまはす也、のちも段々おなじ儀也、

一まはし結改とも、まはり乳母ともいふことあり、三人の時ある事也、結改まはすにおよばず、初度大前の者、乳母誰と名のれば、殘り二人は組誰々と名のる、尤五度づゝにてかはる、但六度目より十度までは中の者、乳母誰と名のる、前後の者又組誰々と名のる、十一度目には、うしろの者、乳

母となのり、前二人組誰となのる、如此五十度が間、段々乳母を廻す也、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡圖者文字或繪等爲驗、取圖時、以不合爲乳母、乳母之矢中時以二矢雍之、又乳母不中之時出懸二分也、又號筮者、同圖之時一人中之時、同圖雖不中免取懸、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡乳母之號者、童子之乳母之儀也、乳母者依禁婬奔寡也、仍似鰥圖號乳母、又指之號呼下品乳母云、指之故、

〔本朝世事談綺三態藝〕楊弓

詰改一表、矢員二百本也、中所五十本以上は朱書、百本以上は泥書、百五十本以上金具、百八十以上大金具と云、

〔東都歳事記二五月〕廿五日、楊弓結改總會、古板結界に作るは非なり、結改とは圖を結び改るの謂なり、五月と九月の廿五日、年に二度興行す、山の手の輩は、山王寶藏院に會し、下まちの輩は、兩國邊の酒樓に集り、勝劣を爭ひ、勝れたるを定て江戸一と稱す、結改一表矢員二百本なり、中る所五十本以上は朱書、百本以上は泥書、百五十本以上は金具、百八十本以上は大金具といふ、其作法委しくは眞享五年刊する所の今井一中が作の楊弓射禮書を見て知るべし、この書は天文十八年逃作の楊弓射禮蓬矢抄といへるに注解を加へ、ことごとしく書つらねたる物也、

〔東都歳事記三九月〕廿五日、楊弓結改の摠會五月に同じ、

〔本朝世事談綺三態藝〕楊弓

近年みやこ一中此道を得たり、一表二百本のこらず的中したりと云、此もの楊弓の書を編す、元祿の頃、芝に五郎、未碩と云兩人の者、そのころの上手にて、百八十四五の矢員、江戸中詰改場の看板に記し、無雙の上手といへり、頃年は百八十四五は常の事にして、百九十四五、あるひは七八におよぶ、しばらくのほどに、世人かくは上手になれり、

〔嬉遊笑覽六上音曲〕都一中、〇中略一中は上るりの外に楊弓の名手にて、一表二百のこらず的中ゑたりとかや、されば一中といふ名は、もと楊弓のかたに付たる名なるべし、

〔槐記〕享保十一年八月廿五日夕參候、世ニ楊弓ホド、カハリタル藝ハナシ、何ノ藝モ同ジコトナレドモ、器用ナル人ハ、朱引カナガヒ、程ナク長ゼルガ、若シオヅル段ニナリテハ、甚ダオヅルモノ也、御前〇近衛家熙ニハ、若キ御時、此藝ヲ遊バセシガ、今トモナシ、凡御學ビナサレシ、御手跡御畫ヲ初トシテ、御楊弓ホドナレバ、世上ニ推出シテ、耻カシカラヌホドナリ、六七年モ遊バサヌヤウニデモ今日アソバシタリトモ、古ヘニサマデ劣ルマジト思シ召也、コレニハ殊ニ譯ケアルコト也、世上ニ、射ハジメカラ、器用ニテ中ル人ハ、下ルモ又早シ、尤モ器用ニテ稽古シゲキ人、常ニアタリテオカチヌモ、頭カラ中ラヌ人モアリ、コレハ何トシテ中ル、何トシテ中ラヌ、此道理ニテ中ル、カカル譯ニテオヅルト、ソレ〳〵ノ譯ヲ、トクト合點シタル楊弓ニ、各別ニ落ルハ少シ、其譯ヲ合點セズニ、唯稽古ト、拍子ニテ中ルハ、今日ハ見事ノ中リニテ、明日ハ各別ニ落ルハ、コレハ本ガ獅子吼院殿〇堯恕法親王ノ御傳授ニテ、御覺リナサレシト也、御園意齋御前ニ候シテ、榮君ノ御方ヒトコロハ、各別ノ御中リナリシガ、此ゴロハ何トシテカ、各別ニチチタリト申サレシヨリ、チチタリトコソ覺エレ、今ニテモ、進藤一葉、細野久一本ニモ、細野マイリテ吹矢ナド射ル、上手也、イデ楊弓ヌコトナリト、皆々笑シガ、ドレニテモアレ、弓ヒト兵衞ナドガ楊弓、イツマデモ落ベカラザル筈也、其譯ヲ呑込タル故也ト仰ラル、御前ニ若キ御ト奈良ヘ御成アツカシタマヘトテ、取カヘリ、旅宿ニテ、コレハ何ト工夫シテ、一夜射徹シケルガ、翌日參リテ、五十三本中リタリ、コレラ分チ合點シタル楊弓ナリト、仰セラル、憚リオホキコトナガラ、毎々御咄シヲ承ル事ニ、感拜スルコトノミナレドモ、是ハ又就中各別ノ御事也、身ニアテ、アリガタクコソ覺ユレ、凡ソ天下ノ藝ニテハ、サテハ醫術ト楊弓トナルベシト申上テ、大笑アソバス、余(山科道安)毎ニ人ニモ語リ、自ラモ工夫シテ思フニハ、イカナル諸藝ノ如クニ、醫術ハナキコトヤラン、余程ノ人品、人物ノカニ、人モ時ニヨリテハ、カナガイホドノ器モ、明日ハ朱引ニモタラヌノミカ、一本モ中ラヌ程ニハ、イカナガイホドノ功アリテ、彼ニハ增リ、コレニハ劣ル際アルニ、此術ニナリテ、彼ニハ朱引ニモタラヌノミカ、一本モ中ラヌ程ニハ、イカナガイホドノ功アリテ、彼ニハ增リ、コレニハ劣ル際アルニ、此術ニナリテ、融ケルコトノ有ガタサヨ、世上ノ醫ニ、余ハ及バズトリ也、アクル日ノアシニテハナシトサミスルハ、ソノ日ノ、不出來中リ也、所詮ドウシタヲケニテキク、ドウシタヲケニテモ、不出來トモニ、楊弓ノ如シ、サルホドニ、一病人ニテモ、タマタマ其譯ケノミエタルト云、底ノ見エヌウチハ、出

楊弓具

治スルハ、ソノ一人ノソケノ見エタルヲ也、何ヤラシラズニ直リタルハ、拍子ニテ中リタルヲ也、サルホドニ直ラヌ譯ケモ、合點ユカヌ筈也、サテサテアリガタキ仰チ承テ、數十年來ノ惑ヒトケテ、剩ヘ此譯チ知リ徹リヌキ一念起レリ、今マデハ生チ易タリトモ、知ルマジトモ思ヒシガ、何トゾ古今ノ事歷ヲ經ル中ニ、此一筋ノ譯ダケダニ見出シタラバ、此ハ見エ、コレハ見エヌホドノ位ニ、イヌルマジキコトニアラズト工夫ス、

〔和漢三才圖會十七　嬉戯〕楊弓

楊弓未ㇾ詳ㇾ其始ㇾ貴賤每射ㇾ之賭ㇾ勝劣、遊戯之具、其弓以ㇾ楊柳ㇾ作ㇾ之故名、近年用ㇾ蘇方、華櫚紫檀等、多繼ㇾ弓、

〔雍州府志七　土產〕楊弓〇中略　凡弓本懸ㇾ弦所謂本筈、長二寸、是表ㇾ牽牛織女之二星、其弓末插ㇾ弦所謂ㇾ裏筈、其長二寸八分表ㇾ二十八宿之星、其餘亦滑稽爲ㇾ文、

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡弓者象ㇾ二十八宿ㇾ以ㇾ二尺八寸ㇾ爲ㇾ長、裏弭九分者表ㇾ九曜星、本弭二分者象ㇾ牽牛織女ㇾ弦則織女之機糸也、弭長三寸七分者表ㇾ三秋七日之數、弓者以ㇾ楊作ㇾ之、蓋夫後世人好ㇾ美色ㇾ以ㇾ蘇枋或花櫚紫檀等削ㇾ之、

凡藤者以ㇾ細爲ㇾ善、或以ㇾ樺卷ㇾ之、

凡弭者以ㇾ金襴緞子ㇾ裹ㇾ之、或以ㇾ金鮎魚鮎等裏ㇾ之亦佳也、以ㇾ金銀鹿角等ㇾ爲ㇾ竪横飾ㇾ、

凡弦者可ㇾ用ㇾ琵琶三四絃間、若捻弦則以ㇾ生糸ㇾ分ㇾ四分合ㇾ之、以ㇾ糊練ㇾ之、可ㇾ引ㇾ梔子ㇾ也、

凡橐者唐綾蜀錦緞子金襴隨所ㇾ好縫ㇾ之、其長三尺五寸、横之廣可ㇾ爲ㇾ三寸、縫目可ㇾ用ㇾ臥組ㇾ以ㇾ丸緒ㇾ爲ㇾ緒、近代多以ㇾ紅線組ㇾ爲ㇾ緒、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕道具の事

一弓　蘇枋の目のつまりたる節なき木にて削べし、むかふ直に、前丸みを付て削る、是予〇今井一中が流也、弓あまりつよきは手前りきむゆへに、癖出來てあたらず、引五寸五分より六寸二三分の間、人々のこのむところにゑたがふべし、曲弓あり、張弓あり、望みにまかすべし、弓の長は本末の筈をのけて二尺八寸なり、

一弭　中比までは木地、あるひは金鮎魚鮫にて上を包み、金銀鹿の角をかさね、また唐蒔繪を以て竪横の飾とせり、近代本阿彌何某此道をこのみ、旦暮に工夫をこらし、洛陽天神の厨子正阿彌といへる弓師を招き、角弓を削らせ、弭も下細く、下地を金襴緞子にて包み、上を紫のほそき絹にて鴾にまきそめしより、左の手のうちおやゆびの押かけこゝろよく、稽古に年數をかさねず、矢數のあたる事となりぬ、また中比までは弓も圓く尤弱く、矢もかろかりしゆへ、矢數おほく中る人まれなり、當代は一二ヶ月射ならひし人も、矢數おほく中る事、是併本阿彌某の工夫による也、其上弓師矢師も名人出來て、其心持のごとく、弓矢を製するゆへなるべし、予が流は、弭の上の幅八分、下の幅七分半に作る也、弭の幅ひろきは持よく、其上能道理ども有也、弭の上の差込の弓の金物、いろ〳〵物ずきあれども、指臺の爲にあしき也、下のさしこみのかな物は、いかやうにもかざるべし、

一弦　琵琶の三四の間の緒を用ゆべし、さりながら今はいろ〳〵の弦あり、弦に大小あり、細きつるは矢差、太きつるは矢落るもの也、ゑかれたる事也、予が流は露をいれず、捜もなき也、いろ〳〵の道理ある事也、扨右の攫付ひだりの押掛心の拍子にて込、いづれもひやうし揃へ、心もちも楊弓の氣になりて、矢を放ちたらば、大かた逃るといふ事有まじき也、よく〳〵稽古あるべし、

一弰　むかしはのべつけの弓なりしゆへ、ふくろも長かりき、近代すべて繼弓となりぬ、それゆへに袋のたけも短くなりぬ、さして定れる寸法なし、好む所に隨ふべし、

〔雍州府志七　土產〕楊弓〇中略　今造ㇾ楊弓幷矢人在ㇾ所々、京極下御靈前小倉出羽之製造爲ㇾ良、

〔人倫訓蒙圖彙五〕楊弓師　中にも下御靈の前小倉出羽椽其名聞ゆなり、江戸は神田天神の前、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓與隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、〇略中

洛陽弓師

室町通一條上町　琴屋今井長門　上京天神之屆子　正阿彌長左衞門正長　四條立賣高倉東江入町　荒井孫左衞門忠良　白山通四條上ル町（ふやまち）　吉田左兵衞定廣〇略中

江戸弓矢師

湯嶋天神門前　深谷源太郎　同所　同　久左衞門　湯嶋妻戀町　同　勘左衞門

〔江戸總鹿子新增大全七〕諸細工名物

楊弓矢師　所々に有之中、すぐれたるものを左るす、

湯島　文車喜之　同　東江正貫　同　近藤元利　同　藤原舍具　同　藤原政春

同　藤原行續　同　藤原一知　同　藤原忠董　同　藤原秀之　同　藤原董利

同　藤原義廣　同　芝　藤原勝董　同　藤原正證　同　藤原盛定　同　藤原正繼

同　三輪正富　兩國米澤町　銘六一知　已上

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡矢長九寸、罰一寸八分、樺長四分、木賊四分、絲作二分、凡矢之木者以草朴爲上、或雖用朴木櫻樫木、是皆下品也、

凡羽者以白鳥君不知爲上、若付青紋則以糊繪紋、以藍染之、恐是類見松間殘櫻、又易色有求紅、則以葛繪紋、以茜可染其色、紅於霜楓、又成黃則以餅繪紋、以黃蘗染其色、如對重陽菊花、或鴈尾羽斑鳴等爲下品、已下猶不足言也、

凡木賊者可用信濃木賊、三七日溺水刮裏欲磷（ウスロガン）之時、作形以紅（ベニ）染之、或以黃蘗染之、又以青花染之、以白粉塗裏也、紫者以蘇枋染之、欲付之時、以其色繪具加白粉、合餅糊可付之、雖爲家珍秘術、爲後世誌之者也、

凡矢羽絲者唐紅爲本色、或以青糸作之、凡爲弐瑁羽中者、四五遍引膠羽下、以椋葉琢之、其後以朱漆

矢筒

可押薄、

凡丁（ピヤウ）者以鐵打之、重水牛鹿角以膠堅之、以鑢琢之、以石砥合砥礪之、

凡絲羽幷樺作等者、以膠可付之、以絲卷樺上、當烙鐵以椋葉琢之、是無雙秘傳也、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕道具の事

一矢　是もいにしへとは長きあり、短きあり、中比五分長の矢あり、それより此かた、九寸二分三分の矢をつくらせ射る人あり、尤矢たけ長きは間數ちかき道理あるべし、間數近ければ人生によつて落手あり、差手あり、落手の人是を好むべし、去かれども近世九寸二分を用ゆる也、〇略中

一矢代箭の事、用ゆべき作法あり、〇略中今爰に是をもちゆるは、射手の人數席に望むとき、前後のあらそひあり、其時に、矢代箭を面々より出して、宜どりにとつて、後手にてさぐり、一矢づゝ座におきて去、さて我矢のある席に著くなり、矢の仕樣は人の望む處に隨ふべし、

一木賊　堅に付るあり、横に付るあり、右木賊左木賊あり、望にまかすべし、又太き細きあり、つまみは古作よりは長きよし、六分半上卷ともに九分、或は前切（まへきれ）後切あり、落指（おちさし）あり、緩む縮るあり、其人のつまみによるべし、望に隨ふべし、口傳

〔言繼卿記〕天文十三年五月廿日戊午、滋野井被來、楊弓矢之木草朴所望之間遣了、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、〇略中

洛陽矢師

寺町通下御靈之前　小倉出羽掾中親　御幸町通姉小路上ル町　島村平十郎貞道　四條通長刀鉾之町　田村八郎四郎由治　四條立賣富小路東江入町　柴田九郎兵衞定景

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡矢筒者長一尺、其丸事可任時俗之意、木者以蘿漆爲本、蓋者用象牙、此升唐木蒔繪之筒又佳也、

〔言繼卿記〕大永七年十月八日壬子、源少將ヨリ書狀アリ、楊弓之矢ヅヽノ木所望之由候、又予ロ本樣ニ被借候、又矢筒之文夾此方へ被預候、又木ニテ〇以下缺

〔和漢三才圖會十七嬉戯〕楊弓（やうきう）　楊弓以二字音一呼　堋音彭、射埒也、用二黑革一張之、　的大サ三寸許リ

〔雍州府志七土產〕楊弓〇中略　繫格臺謂二堋、格中央有一小穴一、是謂二喜利穴一、中二其穴一者稱二美之一、

〔撈海一得上〕楊弓ノ的ヲ施スモノヲぼうがたト云、是乏形（ボウカタ）也、大射禮乏一名、容似二今云屏風一、以二牛革一鞔漆之、鄭曰唱（アタリヲヨブ）獲者所二蔽以禦一矢也、ト、今此形ニ似タルヲ以テぼうがたト云ナリ、

〔楊弓射禮蓬矢抄註解〕堋之圖

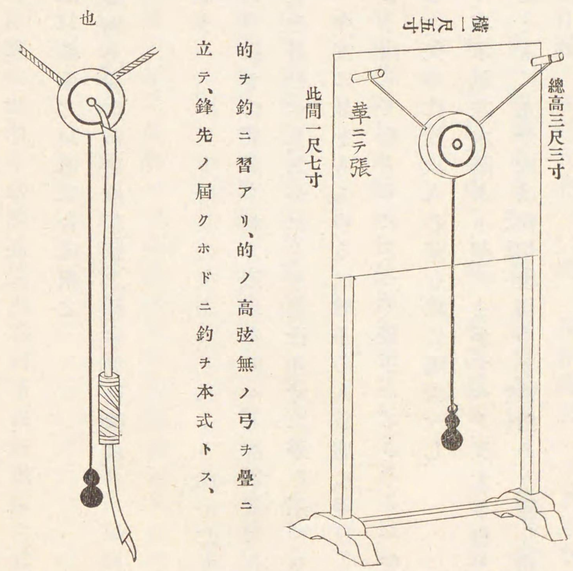

的ヲ釣ニ習アリ、的ノ高弦無ノ弓ヲ疊ニ立テ、鋒先ノ屆クホドニ釣ヲ本式トス、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕道具の事

一的　櫻、藤木よし、大きさ三寸已下也、是も中比より三寸二分、三分、五分までに造り出す也、的を奉書の紙にて張、白粉をうす糊にまぜ、村のなきやうに引、そのうへに大輪を書べし、大輪書やう、まとのふちより三分のけて、輪のふとさ四分たるべし、或はまとのうちに鬼といふ字を書こともあり、〇略中

一堋　高さ三尺五寸といへり、今は是に三寸ながくする也、黒皮に綿を入れ、皮のたけ一尺九寸、下一尺九寸、合て三尺八寸なり、

往年堋の寸法の事、去御方へたづね侍しに、左のとをり御書記し給ひしなり、〇略圖

總高三尺八寸、〇略中右の外布衡六尺四方、色ハ紺ニテモ黒ニテモ

添書

後陽成院樣の御時の堋は、御時代不レ知、御藏に納り候古き堋を御用被レ遊候由、

總高三尺九寸　幅二尺六七寸計

太鞁の内高さ幅と同位にて、四角に相見江申候、馬皮にて張、眞中に貘（はく）を彩色に畫レ之候由、

右高さは相違無二御座一候、其外の寸法はとくと知れ不レ申候由、馬皮にてはり申候は、堋音と的の音、よくわけの聞へ申すやうにとの御事に、可レ有二御座一との推量に御座候由、

後水尾院樣御時に、右の堋御改被レ爲レ成、高さ三尺九寸にて、幅一尺七寸五分程にて、高さは古製のとをり三尺九寸にて、幅一尺七寸五分程にとの勅意を以て、一條惠觀公より、金森宗和公へ仰せ付させられ、右の寸法にて、其外木のふとみ、形の恰好、物ずきに被レ成レ被レ下候樣にとの、御事にて御座候處に、右のとをりにて、幅御取合不レ申樣におぼしめし候哉、壹尺七寸に五分御ちゞめ被レ成、其外皆宗和公御物ずきに而、御仕立被レ成レ被レ爲上候由、圖を仕り進じ候、本阿彌兼入（光叔楊弓堋も別號也）も、此御極の格にて御座候、左かしながら足は少

大きに御座候、是は兼入了簡にて、むかしは弱弓に輕き矢にて御座候ゆへ、中りにて堋さのみゆるぎ申さず候、當世は強弓に重き矢にて、中りつよく御座候ゆへ、ことのほかゆるぎ申に付、此圖の寸法に被致候、無落は金森公御物ずきは切籠にて御座候へ共、瓢箪に兼入改申され候、此二色の外は皆々後水尾院樣の御時に改申候格にて御座候也と云云、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、○略中

楊弓莒

洛陽楊弓的幷莒師

御幸町通五條上ル町　玉屋　六兵衛　宗房

射場

〔楊弓射禮蓬矢抄〕凡衛者竪横五尺、幕者以二金襴緞子紋紗繻子精好等一縫レ之、以二紫皮一爲二裝束一、尋常人張二水色布一爲レ幕、

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、○略中

四條立賣柳馬場西江入町　莒師　右兵衛　定清

室町通今出川上ル町　弓モ造ル　同　清兵衛

〔楊弓射禮蓬矢抄追考〕一洛陽幷江戸の射場の所付を記す事、若は田舍より楊弓を心がけ席に望む人おほし、且又楊弓興隆なれば、弓師矢師の本名所付まで記す、

洛陽射場所付

上京大峯之厨子　祐清　粉川通下立賣下ル町　伏見屋　五郎右衛門慶有　ふや町となり　白山通誓願寺下ル町　蠟燭屋　甚兵衛　延長

西洞院通生洲町　松屋　利兵衛

上長者町室町西江入町　遊行

江戸射場所付

橘町二丁目　鈴木三意一計　湯嶋天神之門前　柏屋甚兵衛

此外所々雖レ有レ之、打出而之射場ニハアラズ、故ニ不レ記、

雜載

〔江戸總鹿子新增大全七〕諸細工名物

楊弓結界場を記す

筋違橋御門外　楊水　瀨戸もの町　次名　本郷春木町　桂風　柳原新橋向　圓志

芝かわらけ町　波翁　湯島天神前　文車　芝切通し　都住　牛込榎町　辨天

淺草行安寺前　完爾　四谷　芝交　小石川すは町　丹治　數寄や橋御門外　松林

赤坂一木町　古文　以上

〔東都歲事記二五月〕廿五日、楊弓結改揃會、（中略）眞享の頃、江戸射場橘町三丁目鈴木三意一計、湯島天神門前柏屋甚兵衛とあり、寬延の江戸鹿子には、結改場十三ケ所を擧たり、當時（天保）結改場山の手に二ケ所、下タ町に四ケ所あり、卽左に記す如し、下タ町は湯島辨天、木挽町雪好、芝赤羽根以慶、羽應、山の手は飯田町桂風、牛込義好等なり、

〔織留三〕藝者は人をそしりの種

諸藝を鍛錬する事、それ〴〵の家業の外は、ふかう其道に入る事なかれと、古人の言葉ひとつもたがふ事なし、○中略殊更楊弓官女の業なり、いかにしても大男の慰み事にはぬるし、なをまた諸職人の鎗鋸を持たる手には似合はず、よし又百筋ながら當り、あるひは大金書の看板に付てから何、此矢自然の時の用に立ち、せめて盜人を射るめるにもあらず、肴引猫にあてゝも更におどろく事なし、

〔好色一代男三〕戀の捨銀

折節楊弓始まりて、各やう〳〵朱書位に爭はれしに、或御方の道具を借りて、取弓取矢にして、四本はづれず、一筋は切穴に通れば、座中目を覺まして、なほ所望するに數あり、

〔好色一代女三〕妖孽寬濶女

都にて大內の官女、楊弓ものし給ふさへ、替り過ぎたる慰のやうに思ひしは、これはそも〳〵楊貴妃の弄び給へると傳へければ、今も女中の遊興に似合はしき事にぞ、

吹矢

〔江戸繁昌記二篇〕神明

神明亦南郭一繁昌社也、一坐戯場數棚觀物、楊弓肆、冶郎院、連演史落語所、縦横圍社一畛、士人、一畛僧侶林箭雨發、拙手爭巧、發彼有的、以祈爾爵、蓋以酒賭也、其客右手不如婦左手之巧、只見纖手挽起紅袖、觀音一臂、嫦娥代夫、拈弓摘箭、看括于鼻、以發香頬又添著一捻髭痕、來弦盈羽飛、正是秋月行天、流星落地、紛々林々、鏑去羽沓、百發百中、舍矢如破、早已安排一桌酒殽、來勝飲不勝、射法古例、〇略下

〔楊弓射禮蓬矢抄序〕夫楊弓之濫觴者、貴妃資始之、〇略中爾來傳楊弓於吾本朝、以射者多、而於北闕七夕七遊以之爲第一、恭惟今上皇帝、〇奈良後冥内正三綱五常義、以遵周公孔子道、外起萬機百司政、而追延喜天暦跡、偏悲諸藝之潦倒、能廻再興之恩澤、是故世以頌其徳、以誇其化、謂之請天聖主奉地明君、亦不宜哉、加之朝誦暮吟、句煆月煉、其以妙、句句言言、鮮炙人口、集大成者歟、若有閑暇、則詔諸臣翫楊弓、春賭花秋賭月、上持満末發則百一無不中、嗚呼奇哉奇哉、養由蘂飛衛術、爭及之乎、文武兩道者、治世一端也、雖棄弓撫四夷、楊弓更非戰士之業、只令蚩尤傷之政也、有誰謂不可哉、天智天皇者、詔大夫士等見大射、仁徳聖主者、又勅眉人宿禰令殼的給、且復向春節見賭弓者、禮記之所誌也、至冬季望射場者、儀式之所定也、見今猶古擧世無長無少、左手提弓、右手提矢、惜寸陰分陰、實依倭隋煬帝好舟、天下競裝舟、唐玄宗愛身、九重人翻袖、吳王翫劍、擧國横劍、景公調馬、境内集馬者也、人皆莫捨楊弓、則悪魔不侵、富貴耀前、猶春於牡丹、善哉善哉、國寶也、于時龍集天文著雍〇十八年作噩仲呂強圉單閼日、墨戯之次、卒作楊弓賦以招世俗嘲云、

〔雍州府志七土産〕楊弓　相傳、自古公家之所玩也、楊弓射禮舊本有二卷、

○

〔倭訓栞中編二十二〕ふきや　水滸傳に、吹筒也といへり、

〔雍州府志七土産〕楊弓〇中略　又一種有吹矢、長三尺或四尺圓木、突貫其内、入矢於其頭、以息吹之、其矢

中鳥則立斃、其所用之筒長短、應吹之人氣息強弱、

〔慎夏漫筆一〕兒童之戯、有吹箭獲小鳥、唐山亦有同者、方干詩云、吹箭落翠羽、垂絲牽錦鱗、是也、

〔翁草九〕加藤出羽守吹矢筒之事

讃州丸龜城は、寛永十八年、山崎甲斐守家治拜領にて居之、相續ひて二代目を志摩守と號志州卒後采邑五萬石之内、舍弟勘解由江五千石配分、四萬五千石を嫡子虎之助領之、丸龜在城の處に、虎之助無程早世、無嗣して仍其跡斷絶す、就右與州大洲城主加藤出羽守泰興に、城請取在番共に仰付らる、因茲羽州は人數を卒し丸龜に被差向、其行列巍々堂々たり、然るに羽州自分の馬脇に、吹矢筒に吹矢を添て持せられたり、係る嚴重の行列の中に、異樣にぞ見へし、此羽州は隨分武の心懸賢く鑓の達人成し、去れば右の吹矢筒には、何卒子細有べし、其家來に是を尋れども、所以を知たる人無し、異風成事故、爰に記し畢、

〔文昭院殿御實紀附錄上〕前朝〇綱吉德川生禁の嚴なりしをもて、〇略中吹矢といふものにて雀を打し事あらはれ、采地收公せらるゝ、たぐひ少からざりき、

〔江戸繁昌記二篇〕神明

小厮抽矢盛筒持筒審固、覩得親切、一氣吹送、識的有響、鯨鐘墜、鬼怪雲走雷、金時面前、魅童送茶、賴光頭上、蜘蛛撒絲、戯具百色、應響轉機、奇々怪々、現異呈變、甚有古色、蓋前人所悦、此所以外今不復多覩、周末之亂、貫革復尚、孔子嘆之曰、射不主皮、於戯方今太平之久、士人肄貫革、餘暇得遊這戯射場内、豈不昌平之澤乎、

〔嬉遊笑覽四雜攷〕つなをつけて人形などを出す吹矢は、からくり的と云ふ、松の落葉、四條河原涼八景といふ加賀節に、からくり的、おやまか鬼に、うちかへり、鬼か佛になむあみだぶつ云々、其砧せつかく握る飯にくもる日春旭吹矢的つまる所か息まかせ、橘佐娘容義に、心底はからくり的段

段にかはるなど云り、江戸名物鑑、富が岡吹矢、みた計り初雷の吹矢かな、胴脉が勢多唐巴詩、吹ㇾ箭射ㇾ的不ㇾ離、更無ㇾ人形轉、

〔桃の首途〕首途

吹竹筒さげて非番の茶道衆

雪は粟津へそれる夕立

達支

里紅

投壺

投壺ハ、コレヲツボウチ、又ツボナゲト云ヒ、又音讀シテ、トウコトモイフ、矢ヲ以テ壺ニ投ジ、以テ勝敗ヲ決スルモノナリ、投壺ハ原ト支那ノ古禮器ニシテ、禮節最モ備リシガ、後ニ變ジテ俳劇ノ具トナル、我國ニ於テハ上古ヨリ之ヲ傳ヘシガ、一旦久シク中絶シ、德川氏ノ時ニ、民間ニ於テ之ヲ再興シ、以テ文雅ノ遊戯ニ供セシト雖モ、終ニ盛ニ行ハルヽニ至ラズ、

名稱

〔倭名類聚抄 四 雜藝〕投壺　投壺經云、投壺（内典云、豆保宇知、一云都保奈介、）古禮也、壺長一尺二寸二分、籌長一尺二寸、籌卽投壺矢也、見ニ同經ニ、

〔箋注倭名類聚抄 二 雜藝〕按、大戴禮投壺篇云、壺高尺二寸、禮記投壺篇云、壺頸修七寸、腹長五寸、合ニ頸與ニ腹ㇾ、亦其長一尺二寸也、此二分二字恐衍、大戴禮云、矢八分、堂上七扶、室中五扶、庭下九扶、禮記云、籌室中五扶、堂上七扶、庭中九扶、鄭注、鋪ニ四指ㇾ曰ㇾ扶、與ニ此不ㇾ同、又大戴禮禮記並云、筭長尺二寸、鄭注、筭用當ニ視ㇾ坐投壺者之衆寡ㇾ爲ㇾ數也、則知此籌卽筭字之譌、蓋源君所ㇾ見投壺經、譌ㇾ筭爲ㇾ籌、籌卽投壺矢、見ニ禮記鄭注及說文ㇾ、故釋爲ニ投壺矢ㇾ也、其實一尺二寸筭長、非ニ矢長ㇾ也、

〔伊呂波字類抄 都 術藝〕投壺（ツホウチ）ツホナケ

〔類聚名義抄 一〕投壺（ツホウチ）ツヽ、ホホナゲ

〔遊學往來 上〕抑住山之間、余吟然之遊戯爲ㇾ宗、然者改年初月遊宴、〇中略投壺、

〔倭訓栞 前編 十六〕つぼうち　倭名鈔に投壺をよめり、又つぼなげと訓す、司馬温公新格を定め、投壺格範を作りて詳に記せり、

〔翌檜 末〕雅遊

投壺（トウコ）一筭 五筭 十筭 二十筭などいふ事有、司馬温公投壺格範くはし、

〔五雜組 六 人〕投壺、視ニ諸戯最爲ニ古雅ㇾ、郭舍人投壺、激矢令ㇾ反、謂ニ之驍ㇾ、一矢至ニ百餘驍ㇾ、王胡之閉ㇾ目賀革置ㇾ障、石崇妓隔ニ屏風ㇾ、薛脊惑背坐反投而無ㇾ不ㇾ中、技亦至矣、今之投壺名最多、有ニ春睡聽琴、倒插、卷簾、鴈衙、盧、翻蝴蝶等項ㇾ、不ㇾ下ニ三十餘種ㇾ、惟習ㇾ之至熟、自可ニ心手相應ㇾ、大率急則反緩、則斜、過急則倒、過緩則睡、又有ニ天壺高八尺餘ㇾ、賓主坐地上仰投ㇾ之、西北士夫多習ニ此戯ㇾ、

〔補正投壺新格儀節〕附言

一投壺禮古也、天子諸侯禮雖ニ亡矣ㇾ、以ニ戴記所ㇾ存、左氏所ㇾ傳觀ㇾ之、則古投壺粲然可ㇾ見也、至ニ漢武帝時ㇾ郭舍人爲ニ驍箭ㇾ、而投壺變爲ニ俳劇ㇾ、魏晉名家一段風流、奇投以興、石崇王愷之驕奢、妓女戯投、繁華踰ニ矩、東晉郝冲虞譚恨之作ニ投壺經及道變ㇾ、而投壺禮幾近ニ乎古矣、六朝俗尚ニ侈靡ㇾ、故於ニ此伎亦妖艶華麗、廣寧蘭陵二王樹ニ社結ㇾ黨、事ニ戯謔ㇾ、衒ニ壯觀ㇾ、巧箸妙驍、聞ㇾ奇競雋、齊有ニ官中投、梁爲ニ驍壺歌ㇾ、而后投壺變爲ニ雜戯ㇾ、唐上官儀深患之、復述ニ投壺經ㇾ、雖ㇾ欲ニ救過文ㇾ、廼五季之卑陋、却爲ニ賭具ㇾ、寅姦游手投ニ奇巧難ㇾ得之術ㇾ、以射不解事之錢焉、宋司馬温公悲ニ古禮之塗炭ㇾ、更ニ正世法ㇾ、作ニ投壺新格儀節ㇾ、以救ニ其滔溺ㇾ、而后禮正儀行、而投壺殆復ニ乎古ㇾ、可ㇾ謂温公之功大矣、

〔和漢三才圖會 十七 嬉戯〕投壺　和名豆保宇知、一云都保奈介、〇中略

按、投壺周之制也、有ニ投壺篇ㇾ、儒士亦或弄ㇾ之、今絕不ㇾ用之、貴賤射ニ楊弓ㇾ、爭ニ勝

手法

負爲戯者多矣、古今風俗之變不惟投壺也、

〔投壺指南〕投壺するには、毛氈を敷、其中央に候板を施、其上に壺を置き、矢筭に籌一手づゝ入、氈の端と壺との正中に、青龍の籌は東、白虎の籌は西におく、東西に中局計局ありて、矢算を執るべし、戯者出座して氈より二尺手前にて一禮し、進て毛氈の際まで出、兩手にて矢筭を取、兩手にて矢を抜、左の手に握り、左の膝の上に竪に持、右の手にて左の握居る矢を一本取、壺の底の所へ┼かやうに置き、又其次に置、三本置てまた一本横に┼かやうに撞木狀に置き、座を立て入るにてなければ、眞の中にあらず、矢の立やうに心掛べし、十二箭投終り、記錄に載、算數にて賢劣を定て又投べし、勝の事は賢、負の事は不勝、持の事は釣、一番を一壺又一競、一相手は一耦、一壺は短競、三壺は長競、負逃は更代などと云種々の名目あり、負たる人は罰杯一壺に一杯も有、また一算に一盃、十算に一盃も有、賢者は慶爵三番勝、二獻肴有べし、負たる人は綽與とて酒を飲ずば、謡にても肴とすべし、

〔禮記 投壺〕投壺之禮、主人奉矢、司射奉中、使二人執壺、主人請曰、某有二枉矢哨壺一、請以樂賓、賓曰、子有二旨酒嘉肴一、某既賜矣、又重以樂、敢辭、主人曰、枉矢哨壺不レ足レ辭也、敢固以請、賓曰、某固辭不レ得レ命、敢不レ敬從、賓再拜受、主人般還曰、辟、主人阼階上拜送、賓般還曰、辟、已拜受矢、進卽二兩楹間一、退反レ位、攝レ賓就レ筵、司射進度レ壺、間以二二矢半一、反レ位、設レ中東面執二八筭一與、請レ賓曰、順投爲レ入、比投不レ釋、勝飲不レ勝者、正爵既行、請レ爲二勝者一立レ馬、一馬從二二馬一、三馬既立請慶、多馬從二主人一、亦如レ之、命レ弦者曰、請奏二貍首間若干一、大師曰、諾、左右告レ矢具、請二拾投一、有二入者一、則司射坐而釋二一筭一焉、賓黨於レ右、主黨於レ左、卒投司射執筭曰、左右卒投、請レ數、二筭爲レ純、一純以取、一筭爲レ奇、遂以二奇筭一告曰、某賢於某若干純、奇則曰レ奇、鈞則曰二左右鈞一、命レ酌曰、請行觴、酌者曰、諾、當レ飲者皆跪奉レ觴曰二賜灌一、勝者跪曰二敬養一、正爵既行、請レ立レ馬、馬各直二其筭一、一馬從二二馬一、以慶、慶禮曰、三馬既備、請慶多馬、賓主皆曰、諾、正爵既行、請レ徹レ馬、筭多少、視二其坐一、籌室中五扶、堂上七扶、庭中九扶、筭長尺二寸、壺頸修七寸、腹修五寸、口徑二寸半、容二斗五升一、壺中實二少豆一焉、爲二其矢之躍而出一也、壺去レ席二矢半一、矢以二栢若棘一、毋レ去二其皮一、

〔顔氏家訓 七 雜藝〕投壺之禮、近世愈精、古者實以二小豆一、爲二其矢之躍一也、今則唯欲二其驍一、益多益喜、乃有二倚竿帶劒、狼壺、豹尾、龍首之名一、其尤妙者有二蓮花驍、汝南周瓚、宏正之子、會稽賀徽、賀革之子一、並能一箭四十餘驍、賀又嘗爲二小障一置二壺其外一、隔レ障投レ之、無レ所レ失也、至レ鄴以來、亦見二廣寧蘭陵諸王有一此校具一、舉國遂無二投得一驍者一、

〔投壺指南〕投壺凡例

一大壺投と云は、中の大なる壺ばかり投なり、耳を投ことは爲ぬなり、常投法一格構板八格、外に五十章あり、

一常壺と云は、壺にても耳にても、勝手次第に投なり、馬氏常壺、山家常壺、新律常壺、新式常壺、新格常壺とて五格あり、

一雜耳投と云は、一束にては六箭壺を投、六箭耳を投つ法なり、百章あり、

一投耳法と云は、壺を投ず、耳ばかり投法なり、亦百章あり、

一參投法と云は、壺兩耳を次第を立て投法なり、又百章二百格あり、

一奇投法と云は、遠より投、横より投等の法なり、七十法三十二法三十格あり、

一箸法と云は、俗に云箸のことなり、箸に三百箸あり、

一驍法と云は、反箭にて箸を投なり、其法二百格あり、〇中略

一壺間は十歳以下二箭半、十歳以上三箭たるべし、衰尺は三箭半より半箭づゝ、倍し、四箭、四箭半、五箭より十箭までにて投べし、

〔投壺指南〕大壺常投格籌勢名目

善容算位十五章　以下中、本一算に付くなり、賞幾純なり、

有初　第一の矢を中るをいふ云、賞三純

同一純　有初連中　第一中りて、第二の矢を云、同二純

定四才　何れの矢にても、四箭つゞきて中るをいふ云、同一純

先登　兩方ともに有初なはづして、先に投入たるをいふ云、賞二純

次登　何れの方にても、先登の次に中りて中るをいふ云、同一純奇

連中有終　十一十二とつゞきて、有終するなり、中　全壺十二箭皆中　總計三十純となる

矢籌貶除算位八章

磓驍飛　箸あたり、又箭へ中りて、壺より外へとび出るなり、　算純除半

倚竿　何れの矢にても、壺の邊へたてかゝりしを云、おはりまで落れば零、落ねば無、次に中りしは散箭にとるべし、　支礙　矢二十以上入りて、十一十二の箭入かれ、さしつかへて入とす、

横壺　矢壺の上へ横にのりて居るを云、

浪壺　矢壺の中へ入れど、落ざるは零、落ねば無算、

敗壺　十二箭皆入りしを云、五純の算を除くべし、

倒竿　矢さかしまに落すべし、若算なくば有又除くべし、

除二純

驍飛　壺底の正中にあたりて、外へ飛出るなり、小豆入りしは十純の賞たるべし、小豆なくば、一純の賞たるべし、　驍箭　飛の矢の壺中へ入りしなり、小豆入りしは二十純、小豆なきは十純の賞たるべし、　降龍　驍飛の矢の壺中へ入りても、七純の賞たるべし、　躍龍　驍箭のひきく壺の口をはなれざるなり、小豆なきは五純の賞たるべし、

右何れにても褒美の籌は算を倍してこれを賞す、失過の籌は算を除てこれを貶す、中は一算なり、二算を一純と云、一算を奇と云、奇の半分を零と云、善籌別賞と云は、上の善容の矢の上にまた善籌なれば、是を褒美して別に算を加るなり、連中有終にて定四才となり、又驍箭にてもすれば、連中有終の中一算、賞七純、定四才の賞一純、驍箭の賞十純、總合十八純奇となるなり、除と云は、定四才の連中有終にても倚竿になれば、只零とばかり取也、皆此意にて算を執るべし、

〔投壺新格〕有初箭十算、〇略　中　金壺無算、〇略　中　有終十五算、〇略　中　散箭一算、〇略　中　貫耳十算、〇略　中　驍箭十算、〇略　中　敗壺不レ問二己有之算一皆負、〇略　中　横耳、横壺、皆依二常算一無賞、〇略　中　倚竿、龍首、龍尾、狼壺、帶劍、耳倚竿、皆廢二其算一、〇略　中　倒中、倒耳、壺中之算盡廢之、〇略　下

〔補正投壺新格儀節〕附言

一投壺新格雖レ爲二世之規則一、然多レ可レ疑者、今擧レ一論レ之、其算法曰、中レ壺者、有初十算、連中皆五算、有終十五算、合七十五算矣、貫耳者初算貫耳二十算、常貫耳三十算、十二箭合二百算、半之百算矣、然於二全壺一下レ曰、全壺無算、無算者不レ以二耦之算數多少一皆勝之也、夫壺三寸而大、耳一寸而小、小難而大易、以レ易故少レ算、以レ難故多レ算、然温公之法律射レ易而少レ算者而全則爲レ賢、射レ難而多レ算者而全則却爲レ劣、或射中二其半一者、亦其算百數以過二於中壺全箭之算一、然尚以爲レ負、則誰敢釋二其易一而爲レ難也、難易多寡同レ價、廼許行之道、於二物情一殊爲二不通一矣、人々就レ易而得二多算一者、則誰敢投二其耳之爲一、其耳不レ投、則寧若二古壺無一耳者乎、不レ思之甚也、其他胡說太多矣、皆於二各章下一贅愚按、以補二正之一、伏案、温公道德博識、何爲其如レ是鹵莽哉、蓋經世久傳寫之所レ訛歟、不レ然彼荻童借二温公之聲譽一爲二講張者也一歟、予〇田中清所二補正一、要在二雪其冤一焉矣耳、

〔武江年表〕安永四年九月、投壺の技行る、京なはやりしと見えたり、大内熊耳の門人田江南といふ人、投壺の禮を研尋し、其法を傳ふ、投壺指揮、投壺矢勢圖解等梓行せり、

投壺例

用具

〔蕪村發句解〕いでさらば投壺まゐらせん菊の花

投壺は禮記にありて、壺を置て矢をなげこむ事なり、三才圖繪には壺うちと假名をつけたり、京都その外、ちかきとし○天保頃專ら流行したる事あり、

〔投壺指南〕投壺凡例

一壺は三寸、二寸半、二寸、一寸六分、一寸五分、七分、五分、四分あり、高耳、低耳、環耳、貫耳、四耳等あり、壺都て三十八品あり、

一籌は古籌、漢竹箭、羽箭、晉籌、九扶、七扶、五扶、四扶、三扶あり、

雜載

〔幽遠隨筆坤〕投壺記

投壺（ツボウチ）の遊びは、其始既に久しく、禮記に投壺の篇有て、ことに漢武の世にくはしく、むかしは其籌も棘のおどろ〳〵しきを用ひしが、後は吳竹のすなほなるにかへ、其のりはいにしへによつてさだめ、其妙は今にいたつてきはむ、わざに長じたるものは養由が歩をも恥ず、宗高が扇にも肝つぶさず、もろこしには王侯の前に宴の興をたすけ、我國には青樓の席に風流士の心を悦ばしむ、其かたち瓢に似てかしましからざれば、許由が譏りもなく、腹に赤小豆をたくはへながら、高辛氏が祭りにも奪はれず、一ツの口、鼻のごとく守り、二ツの耳、うき世の事をきかず、唯宴席に侍て樂みをことゝす、もとより是を投るに錢を賭せざれば、博奕のそしりをまぬかる、○中略○鳴呼いたれるかな投壺々々、弓は袋に納めたれば、手をもつて籌を投げ、籌に簇なければ、そこなひやぶる事なし、實に太平の姿なり、壺中の赤小豆に千代をかぞへ、吳竹の矢に万世をいはひて、永く君が代の翫とすべしといふ、

〔投壺指南序〕吾江南先生○田中清奉守山黃龍君之遺命、研究投壺禮、明和丁亥○四年秋來始唱此道、然其傳秘諸帳中、而未敢敎諸世之校童焉爾、奈何好事者傳聲吠影、孟浪自放、甚者以代賭具焉、先生恨其若是、欲救其溺、今春西遊、暗夜明珠無人之知矣、廼爲著其所祖述投壺禮巨細、附之梓人、使公行之、簡編侈大、棗梨未果、間初學者私就不佞請要路之標、不佞入社初、從其兒阿菊而受甘谷園中指揮兒童之敎紀、今亦後進之初受業者、則先生令不佞傳謄而備遺忘焉、諸生復詢梓之而公于世、廼請先生、遂梓行、菊輔者先生之兒也、今茲年甫十歲、敏捷穎悟、於投藝則百發百中、巧妙無耦、是書也先生之口授、而菊輔兒所筆記、而授於初學之童蒙也、故以指南爲目云、

明和庚寅冬十二月　門人列樹榮

〔補正投壺新格儀節〕附言

一投壺書善者、郝冲虞譚投壺經、投壺道、投壺變、唐上官儀淺投壺經、趙承嗣投壺圖經、劉仁敏傾壺集、是其古奇、併温公新格而稱投壺七部、下恕投壺新律、投壺儀制、原覽投壺格、類書或收之、劉温道投壺譜、投壺錄、收羅古今、於此道可謂盡矣、然温公一作新格、世來取法是、況其人道德博識、兒童莫不知、則唯其敎之奉揚、不復他求、於是說鄂以下類書、大低收新格爲玉條、我邦投壺有無無有知者、猶美玉韜藏在櫝中、則何人有識古投壺者、祇謂投壺新格之外無復古書矣、宜哉、予○田中清則自少小投壺惟志、索隱探奇、獲其別趨而自喜、猶蔡氏帳中之物、則不亦奇新格也、

投扇

投扇ハ、投壺ヲ摸シテ作リタルモノニテ、蝶ノ形ニ擬シタル物ヲ、方枕ノ如キ物ノ上ニ置キ、扇ヲ以テ之ニ投ジ、其狀ニ隨ヒテ優劣ヲ判ジ、其點ノ多少ヲ算ヘテ勝敗ヲ定ム、其點ニハ皆名目アリ、初メ百人一首ノ歌ニ取リシガ、後ニ源氏物語ノ卷ノ名ヲ用ヰル、此戯ハ安永年間ニ起ル、

名稱

手法

〔投扇式序〕投樂散人其扇とかや云へる人は、花都の産なり、頃しも安永二つのとし、水無月のゑん
ゑよに堪かね、晝寢の夢覺て、席上に殘せる木枕の上に、胡蝶一つ羽を休む、其扇傍に有りし扇を
取つて、彼蝶に投打ば、扇は枕の上に止り、胡蝶は遙に飛去りぬ、そのさま久しき手練なりとも、斯
はあらじと、我ながらいみじき事に覺て、今一度と扇を取つて幾十返りか是を投るといへども、
枕の前後に落て枕上に止らず、是より投壺の遊を思ひよりて、通寶十二字を懷紙に包み、枕の上
におゐて扇を以て彼に投、勝負をあらそひ、酒宴を設たらんには、彼の投壺の禮法をごそかに、調
度數にして、其業の煩らわしきにはゑかざらんかと、投扇與と名付て、專是を翫遊與の一助とな
してより、其業の禮法をあづさにちりばめ、書林にあたへしとぞ、

〔投扇新與〕一扇を投て枕上の十二字を落し、その落たる形を見て勝負をさだめ、酒盛をなすの與
とす、仍て字賭等の類を嚴しく製禁する事なり、只宴與のもてあそびとする而已、

席法之事

一枕の前後に席を定め、枕より扇たけ四ツ、或は三つを隔て座す、左に字扇取役一人、右に銘定行事一人、
但し記錄を付る役人外ニ一人

番數を定置投事

一一席を十番と定ル法也、又は五番とも定、但し高砂白妙をうつ時は、褒美として座中一盃づゝ、
呑べし、又嵐瀧川を投ば、過料として其人二盃づゝ、呑べし、又其定のうちにて、高砂白妙をうて
ば過料ゆるす、

席上の事

一猩々緋羅紗又はさらさ毛氈之類、長さ八尺幅一尺七寸にして鋪べし、眞中に枕をすへ置也、
但し毛氈は尺不足なるゆへ、扇寸法尺ひさり居るべし、敷物より要出る時は無也、

枕之事

一塗まくら或は蒔繪いつかけ等、物ずき次第、
但し蒔繪には、銘之內にて繪柄能を用ゆ、

扇之事

一金銀の扇に極彩色にて、山櫻あるひは紅葉等、銘の內にて繪柄能を書べし、骨は十二軒黑塗蒔
繪毛ぼり等をもちゆ、要は金銀たるべし、

字之事

一十二字但文錢錦金入等之きれに包、金紙か銀紙にてうら打をして包べし、金銀の水引にて是
を結、枕の上に乘せ置也、
但し十二字の形に、なまりにて作り用ゆべし、

〔投扇式〕禮式傳

通寶十二字を銀紙五寸四方にたちて包み、蝶の形に似せて玉簾の水引にて結ぶべし、十二字は
月の數に表す、是を的玉と云なり、
但卽席には有合の紙にて包べし、本式の時は本文のごとし、
扇は十二骨の俗扇を用ゆべし、地紙は淺黃色にして、金銀にて散紅葉を摸樣とすべし、
但卽席は前に同じ
枕は常の木枕の寸法なり、是にも散る紅葉の蒔繪なり、或は梨子地黑ぬり等也、是を的臺といふ、
但卽席は前に同じ
敷物は猩々非羅紗或は毛氈等也、幅は扇丈にたち切て用ゆべし、是を投席といふ、
但卽席は前に同じ

枕と投席の間は四季をかたどりて四扇を隔べし、投壺のごとく向ひ合て著座し、扇をかまへ、互に先投の辭義ありて投はじむる也、投る事都て十二遍にして滿投す、只かり染の翫といへども、三十一文字になぞらへ、勝負によりて褒美さまざまに有、香のごとく記錄にのせ、百人一首の歌を書く業なれば、禮法をみだるべからず、

投席之圖〇圖略

左右扇四たけづゝ下りてならぶ、投席のまん中に的臺をなをすべし、的臺の左右に執筆一人と的玉をなす人さし向ひて座すべし

相撲にして催ス時は四本柱を用ユ、圖のごとし、〇圖略

四本柱太サ三寸、廻り長サ疊ぎわより屋根のきわ迄、扇二ヶたけヅヽ、

屋根青土佐紙のるいニて張ルべし、尤屋根障子は格好見合、

幕は紅白ちりめん布交也、はゞ三布ニて四寸、丈ヶは四本柱の四方一ッはい、四本柱紅白ちりめんニてまくべし、

投席は前に有圖のごとし

東西をわかち、關關脇小結前頭段々ニ定メ組合事也、執筆の向に座し、的玉ヲ直ス人、軍配ヲ上ケて勝負ヲわかつ、則行司也、

〔投扇新興〕表十組の圖〇圖略

瀧川　瀬をはやみ岩にせかるゝたき川の

散花　久かたのひかりのどけき春の日に

龍田川　ちはやぶる神代もきかずたつた川

秋風　あき風にたなびく雲のたへまより

過料二點引

三點

七點

八點

富士　田子の浦にうち出見れば白妙の

筑波根　つくばねの峯より落るみなの川

橋立　大江山いくのゝ道は遠けれど

千鳥　淡路島かよふちどりのなくこゑに

春の野　君がため春の野に出てわかなつむ

白妙　はる過てなつ來にけらし白妙の

裏十二組之圖

高砂　高砂の尾上のさくら咲にけり

小筵　きり〴〵すなくや霜夜のさむしろに

假寢　なには江のあしのかりねのひと夜ゆへ

山櫻　もろともにあはれと思へ山ざくら

沖ノ石　我袖はしほひに見へぬおきのいしの

小倉山　小倉山みねの紅葉ば心あらば

軒端　百敷やふるき軒端のおぶにも

有明　あり明のつれなく見へし別れより

玉の緒　たまのをよたへなばたへねながらへば

我庵　わがいほは都のたつみ鹿ぞすむ

嵐　あらしふくみむろの山のもみぢ葉は

手枕　はるの夜の夢ばかりなる手まくらに

〔投扇式〕

十一點要枕の脇へは時は八點也

十二點字包たる時は八點也

十三點

十四點

二十點枕よりあふぎはづれて下に有る時は十五點也

廿五點褒美包枕に付ばほう美なし

三十點褒美

廿二點

廿一點

十九點

十八點

十五點

十二點

十點包扇の下に入ば五點

九點

五點

三點の過料引包起る時は過料二點

二點

投扇例

かりほの庵〇圖略、以下同、秋の田の苅穂の庵の苫をあらみ我衣手は露にぬれつゝ、

御幸　おぐら山の歌なり

筑羽根　つくばねの歌也

千鳥　あわぢしまかよふちどりの歌也

富士　田子の浦の歌也

三笠　あまのはらの歌也

有明　あさぼらけの歌也

錦　あらしふくの歌也

秋の野　をらつゆに風のふきしく歌也

初霜　心あてにおらばやをらんの歌也

松山　ちぎりきなかたみに袖の歌也

ちる花　久かたの光りのどけき歌也

山風　うかりける人をはつ瀬の歌也

雲がくれ　めぐりあひてみしやの歌也

おく霜　かさゝぎのわたせるはしの歌也

むら雨　むら雨の露もまだひぬの歌也

あだ浪　おとにきくたかしがはまの歌也

ゆらの戸　ゆらの戸をわたる舟人の歌也

〔半日閑話十二〕冬〇安永二年の初め投扇興流行す

〔續史愚抄後桃園〕安永三年六月十九日辛丑、於御前有投扇戯、關白内前近衛〇已下上達部、權中納言紀

高點　十二扇〇中略

點　十一扇〇中略

點　十扇

點　九扇

點　八扇

點　七扇

點　六扇

點　五扇

點　四扇

三扇

二扇

點　一扇

過料　三扇

同　二扇

同　一扇

不中扇

雜載

光〇柳原　爲二人數一、殿上人等參仕、頃日此戯世間流行、

〔武江年表六〕安永三年、投扇の戯行れ、貴賤是を弄べり、

〔武江年表八〕文政五年、投扇の戯世に行れしが、辻々に見世をかまへ賭をなして、甲乙を爭ひしかば、八月にいたりて停らる、

〔武江年表九〕嘉永二年七月、投扇の戯行はる、大坂よりはやり來れり、投扇は投壺より出て、安永の頃、大坂の人工夫しけるとか、源氏物語五十餘帖の題號によりて、其名目を定め、甲乙を爭ふ、寛政の頃また天保中にも江戸に行れしなり、

〔海錄十六〕投扇興といふ戯れあり、そは近く安永三年に專ら世にもて興せしより、都鄙あまねくゑらざるものなし、そのころの冊子に、投扇興譜といふ小冊あり、その後また文化十年にも行はる、そのころ投扇興圖式といふ小冊あり、その後また文政にいたりても、予〇山崎美成ゑれる中川五兵衞といふもの淺草寺の境内にて、この戯を始たりしが、公より禁せられて止みぬ、この間にも猶ありや、さて西川〇祐信の繪本の零冊を得たるに、投扇興をもて興ずる圖あり、その書表題なし、紙數を記せし所に世中の字あり、尋ぬべし、祐信の繪ならば享保頃の證とすべし、ゑかる時はその來るも亦ふるしと云べし、

〔投扇式序〕投壺は聖人の翫び、其あらそひは君子也とは、世の知る所にして捨べきにあらねども、易く翫ぶ事かたし、此投扇は兒女小童をして卽席になし易く、酒宴の席に一座の興を催し、勞をやすんじ笑を求む、延氣なる事又類なし、木枕は悠々たる時用るの具なれば、四海太平の時に順じ、扇を披て口に送るは、末廣がりの目出度に基く、又通寶十二字は月の數に表し、何れも祝遊の種なれば、其法を聞まほしく思ひし折から、或人投扇の圖を予にみせしむ、予又是を携て獨考すれども、其意味分明ならず、爰に予と信友の交りを結ぶ秀邦齋といへる人あり、兼てより此業をほの聞て、此業に工夫をこらす折からなれば、直に此圖を秀邦に與ふ、是より彌手練をかんがへ、

投扇する事良久し、終に此業を練磨して、圖する所に違ざるにより、捨おかんもほゐなく、いざや日待の興ともせんかと、櫻木にちりばめん事を思ひぬれども、今花都の翫、專此業有るが故に、其書板に顯れたればいかんぞかはあれども其趣昆雜して、易意にわかつ事かたし、斯ては卽席の興ならじと、東都におゐて秀邦是を撰、兒女小童の眼に安からしめんと、予に增減の意味を語り、自投扇庵好之と名乘りて、手練彌極りぬれば、尙又風雅の種を蒔て、予に序文の趣述をこひ、圖畫つまびらかに記せよと、再三の進めによりて、彼れが手練の心ざしを、日陰の紅葉と散さんも心うく、都にまけぬ東の花に彫刻する事にはなりぬ、

安永二みづのとの巳初冬

東都　泉花堂三蝶述

同　投扇庵好之撰之

名稱

擲石

擲石ハ投石、石拃子等ノ字ヲ用ヰ、イシナトリ、又ハイシナゴト云フ、石數箇ヲ撒キ、一個ヲ空中ニ擲チ、其未ダ墜チザル間ニ、他ノ石ヲ併セ取リ、以テ輸贏ヲ爭フモノナリ、

〔倭名類聚抄雜藝〕八道行成　內典云、拍毬、擲石、○略中一切戲笑悉不ㇾ觀作ㇾ

〔伊呂波字類抄伊術藝〕投石イシナトリ

〔增補下學集下態藝〕投石（イシナトリ）

〔縣居雜錄〕いしなとり　拾遺集にも、いしなとりの歌かきたる事あり、右の繪に女房二人向ひゐて、一人のての甲へ石ふたつみつのせ、下にも多く散てあり、云かれば今の童のいふたんまとりといふ物なり、たんまは玉とりを、小兒の語にてたんまといふなりけり、

手法

〔安齋隨筆後編七〕一イシナドリ　貞丈云、いしなどりは、今世童女などのもてあそびの、いしなごとるといふ事也、古しへより有し事也、

〔嬉遊笑覽六下兒戲〕いしなどり、○略中今いふ手玉なるべし、埃囊抄に、石拃子をいしなごと訓り、拃は字書に摸（サグル）也とありて、義はかなへるやうなれども、其字面何に出たるか、疑ふらくは抓字の誤にや、

〔壒囊抄一〕小兒ノ翫物ノ中ニ、サヽラコキリコナド其字如何、○略中石拃子（イシナゴ）、○略下

〔倭訓栞前編三伊〕いしなご　石投の義なりといへり、物にいしなとりとも見えたり、倭名抄に擲石と見ゆ、○略中法隆寺の寶物に、いしなとりの玉あり、小兒の語に、小石をいしなといふ、伊勢に石名原あり、奥州に石名坂あり、

〔物類稱呼五言語〕石投（いしなげ）、江戸にて手玉といふ、東國にてはんねいばなと云、出羽にてだまと云、越前にてなゝつごといふ、摩にて石なごといふ、

〔和漢三才圖會十七嬉戲〕擲石（なげいし）　和名以之奈介、俗云石奈古、介與古通、○略中

按、擲石兒女取ㇾ碁石十有餘、撒之擲ㇾ一於空、未ㇾ墜中與ㇾ所ㇾ撒石二三箇ㇾ同攫合之、其餘如之、拾盡爲勝、

〔守貞漫稿二十八〕石子

イシナゴト云、今京坂ニテハ、イシナゴトリト云、女童集リ各々小石或二或ハ三ツヲ集メ、一童持之、席上ニ拋蒔キ、其數石ノ內一石ヲ取リ、是ヲ尺バカリ、或ハ二三尺上ニナゲ上ゲ、落來ル間ニ二石ヲトリテ、後落ル石ヲ受ケ、席上ノ石トリ盡セバ、再蒔キ散之、今度ハ三石ヅヽヲ取テ、落ル石ヲ受、三四回准之、七回ニ至リ畢トス、半ニ受過ツ時ハ、次ノ童ニ讓ル、又鬮子ヲ以テ石ニ代テ爲之ヲ、ムクロジトリト云、又ゼゞ貝ト云小螺ニテモ爲之、ゼゞガイ、江戸ニテキシャゴト云、

〔夫木和歌抄三十二〕家集

西行上人

擲石例

石なごのたまのおちくるほどなさにすぐる月日はかはりやはする

〔榮花物語一月の宴〕今の上上○村の御心ばえ、あらまほしくあるべきかぎりおはしましけり、略○中そこらの女御御息所參りあつまりたまへるを、略○中御物忌などにて、つれ〴〵におぼしめさるゝ日などは、おまへに召出て、ごすぐろくうたせ、へんをつかせ、石なとりをせさせて御覽じなどまでぞおはしましければ、皆かたみになさけをかはし、をかしうなんおはしあひける、

擲石具

〔小大君集〕おほむいしなとりのいしをつゝませ給けるに、三十一有つれば、ひとつにひともじをかきてまいらせける、

　苦むさば拾ひもかへんさゝれ石の數にみなとるちよは幾つぞ

〔拾遺和歌集十八雜賀〕東宮のいしなとりのいしめしければ、三十一をつゝみて、ひとつにひともじをかきてまいらせける、

　苦むさばひろひもかへんさゝれ石のかずをみなとるよはひいくよぞ

よみ人志らす

〔赤染衞門集上〕女院のひめぎみときこえさせしころ、いしなとりのいしめすをまいらすとて、すべらぎのおりへの庭のいしぞこはひろふこゝろありあゆがさでとれ

〔玄々集〕馬内侍三首　いしなとりの石を、中宮にたてまつりける人にかはりて、

　すべらぎのしるべの庭の石ぞこれ思ふ心ありあゆるまでとれ

〔散木奇謌集五祝〕伊勢齋宮に侍ころ、いしなとりの石あはせといふ事せさせ給けるに、ちいさき草子の、いしなとりの石のおほきさなるをつくりて、十の石にひとつゝかき侍ける、

　くもりなくとよさかのぼるあさひには君ぞつかへんよろづ代までも○下九首略

〔長秋記〕保延元年四月六日己酉、女院いしなとり合云々、師仲銀大鼓に入友繪石進、第一云々、

〔守貞漫稿二十八〕石子

名稱

江戸ニテハ縮緬小裁ヲ以テ、方寸バカリニ帛ヲ造リ、其中ニ小石或ハ小豆等ヲ、四五粒或七八粒縫込メテ爲之コト前同ジ、名ケテ御手玉ト云、テダマトリト云、又三都トモニ右ノ品ヲ持テ、始メ數ケヲ掌ニ握リ、是ヲ僅ニ抛上グ、忽チニ掌ヲ返シ甲ニテ受、又抛テ再ビ掌ニ握リ、數ケヲ落サヾルヲ勝トス、前ノ行ヲナシ、次ニ爲之ヲ一回トスル也、

藏鉤

藏鉤ハ、テウカハカト訓ズ、今ノ謂ユル、ナンコノ類ナルベシ、

〔倭名類聚抄四雜藝〕藏鉤　三秦記云、昭帝母鉤弋夫人、手拳而國色、先帝寵之、世人爲藏鉤之法、是也、

〔伊呂波字類抄天術藝〕藏鉤テウカハカ

〔類聚名義抄八金〕藏鉤テウカハカ

〔藝經〕藏鉤

義陽臘日、飲祭之後、吏嫗兒童爲藏鉤之戲、分爲二曹、以校勝負、若人偶卽敵對、人奇卽人爲遊附、或屬上曹、或屬下曹、名爲飛烏、以齊二曹人數、一鉤藏在數手中、曹人當射知所在、一藏爲一籌、三籌爲一都、

〔荊楚歲時記〕歲前又爲藏鬮之戲

按、周處風土記曰、臘以告蜡、蝎竭恭敬于明祀、乃有藏鬮、臘日之後、吏嫗各隨其儕爲藏鬮、分二曹以校勝負、辛氏三秦記、以爲鉤弋夫人所起、周處成公綏並作鬮字、藝經廋闡則作鉤字、其事同也、俗云、此戲令人生離、有禁忌之家、則廢而不修、

〔五雜組六〕藏鉤似今猜枚、如酉陽雜俎所載、則衆人共藏一鉤、而一人求之、此卽古意錢之戲也、後漢

書梁冀能挽滿彈棊、格五、六博、蹴鞠、意錢之戲、其法今亦不傳矣、猜枚雖極鄙俚、亦有精其術者、吳門袁君著有拇經、自負天下無對、然余未之見、惟德清半月泉有行者、百發百中、人多疑有他術、然實無之也、惟記性高耳、能記其人十次以上、則縱橫意之無不中、雜俎所謂察形觀色、若辨盜者得之矣、

〔撈海一得下〕藏鉤又藏鬮トモ云、酒飲賭ニスル戲ナリ、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕藏鉤、和名抄に和名を載ざるは、藏鉤と音にてとなへしなるべし、西土には藏鬮とも藏鬮とも云へり、

藏鉤例

〔文德實錄五〕仁壽三年二月乙丑、帝覽藏鉤戲、左右相分、飛鳥遊附者不禁、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、右衞門佐伴宿禰中庸同謀者、紀豐城、伴秋實、伴淸繩等五人、坐燒應天門當斬、詔降死一等、並處之遠流、〇略中 相坐配流者八人、從五位上行肥後守紀朝臣夏井配土佐國、〇略中 夏井兼能雜藝、〇略中 又善射覆、文德天皇與宮人爲藏鉤之戲、一鉤藏在百手之中、密令夏井簽之、撰著布卦曰、有小女著青衣、以白花插首者、鉤在其左手中、帝乃探得大悅焉、

なんこ

〔倭訓栞後編十四那〕なんこ　奕の類にいへり、幾子の義、西土にて猜枚或は猪拳、又辨拳といふ、九紙子又は小石頭を掌中に握り、其數を猜著しあつるを勝とす、

〔嬉遊笑覽四雜伎〕此戲〇藏鉤をするさま古畫に往々あり、後世はよき人はせざりしにや、其內圓光大師傳の畫に最多し、皆下部のもの僧俗ともに見えたり、是をなごといふ、守武千句、今はよふともどらしと思ふまけぬればなごの勝負もやめにけり、又握り拳はうき大はんにやなごよふに六百貫やまけぬらん、續山井、握る手をてうか半とやかきわらひ、と云る句も是をいふにや、一代男に、扇引なんこ呼て、おのづと子供心となつて云々、諸艷大鑑、手相撲なんご呼もありといへり、もとなごといふは、石なごの略なり、是をなんこといふより、何箇の義と思ふは非なり、何箇の義

ならんには、幾箇とこそいはめ、石なご握りてもするもの故、なごといひしなるべし、勘物御伽雙紙に、十にたらずといふ法あり、〇略中 是なごより出たる兒戲なるべし、又小兒兩手の指を組合せて、何の指にても一ツ掌の內に藏して、中さすることあり、是もなごを學びたるもの歟、

雜載

〔法然上人行狀畫圖四十六〕なんこ圖

〔好色一代男五〕命捨て、の光物

よい年をして螺まはし、扇引、なんこ呼びて自と子供心になりて立噪ぎ、

野相公〇小野篁

〔扶桑集〕重酬

野人閑散立身何、自課功夫文字魔、蹇步更敎吹退鷁、醜嘲還被敵橫波、水中投物浮沈異、手裏藏鉤得

失多、折軸孟門難、進路可、怜騏驥坦途過、

〔玉山遺稿四〕題美人圖十八首

相對學藏鈎、纖手紛未分、忽見初弦影、無端入暮雲、　右藏鈎

拳

名稱

拳ハケント云フ、其法種々アリト雖モ、多クハ兩人相對シテ、互ニ手指ヲ以テ、輸贏ヲ決スルモノナリ、

〔倭訓栞中編七計〕けん〇略　酒にいふは拳字を書り、唐山にて枡拳といふ、古への拇陣也といへり、又打拳とも見え、五雜俎に手勢令といふも同じ、今唱ふる所のすううくちえまはまなどの數目も、唐音也といへり、

〔芝屋隨筆上〕拳をうつ事を、漢土にて拇陣と云、又にぎりこぶしにてするけん、ねぢなんごと云歟を猜拳と云、猜はうたがふ事なり、

〔飛鳥川〕子供寄あつまり、咄合抔互にいたすに、大方爺は山へ柴かり、婆々は川へ洗濯などと云昔噺專也しに、今〇化文は虫拳、狐拳、本の拳抔するもおかし、

〔拳會角力圖會下〕むし拳

蛙、蛇、蚰延、蛙はなめくじりに勝、なめくじりは蛇にかち、くちなはゝまた蛙に勝也、向ひあわせにあて、一二三のこゑにて打事なり、

〔嬉遊笑覽十上飲食上〕蟲拳などは童部のみすなり、拇指を蛙、食指を蛇、季指を蛞蝓（ナメクジ）とす、相制するもて勝負をなす、〇略中五雜俎六、後漢諸將相宴集爲手勢令、其法以手掌爲虎膺、指節爲松根、大指爲蹲鴟、食指爲小兒有捉中指之戲、得非其遺意乎、こけり、中指とれば蟲けん却て雅に近し、古めいふもの今の拳なるべし、

指爲鉤戟、中指爲玉柱、無名指爲潛虬、小指爲奇兵、腕爲三洛、五指爲奇峯、但不知其用法云何、今里巷

〔拳會角力圖會下〕太平拳

圖〇略圖のごとく車座にならび、五人ならば五人、拾人ならば十人居りて、誰よりよみ出すといふことを、最初にきはめをきて、いづれもみな、おもふほど指を出して、其指の數ほど、目當の人よりよみ出し、二十ならば二十、また三十ならば卅めにあたる人に酒を呑す事なり、此拳にあたらざる間は、すこしも酒を呑事ならず、どふぞして、あたれかしくとおもふところへは、とんとあたらず、かへつて下戸の所へ度々あたる事多し、上戸も下戸もたがひにこまる間が、殊のほか可笑（おかし）きものなり、扨此拳にあたる人は大に福ありといふて、崎陽にては正月の賣初、または戎講などの酒席にて、專らにする事なりとぞ、人々此拳をなして、其面白き事をこゝろみ給ふべし、勿論本拳をもいふなり、

七玉拳（すくひたま）

是も圖〇略圖に出せしごとく、唐桑（からくは）、花梨（くはりん）、紫檀（したん）ありとのかたき木にてコッフ（こつふ）を造り、圖のごとくすこし長き形のなり本に長き紐を付、そのはしに同木にて造りたる玉を結び付、右の木酒器（つき）へ彼玉を五遍のうちに一遍すくひ入るか、又三べんの中に一へんすくひ入れるか、いづれにても最初のきはめによりて玉をすくひ込み、勝まけをあらそふ、此拳雙方かはるがはるにする事なり、尤すくひそんじたるかたにさけな呑す也、是も酒席に興ありて、はなはだ面白き拳なり、是玉をすくひ込みて、其日々々の吉凶をもこゝろみ、または待人などをもこゝろみる事也、

盲人拳

此拳雙方ともに指を出さず、互に一時に聲を出し、向ふより一拳上をいひし方が勝なり、たとへばむかふ一（イツコウ）といふとき、手前二（リヤン）といふころを出せば則勝なり、幾度にても一より十まで同じ事なり、

長崎丸山の尾崎といふ所に富都（とみいち）といふ法師あり、此人と拳を打に、たがひにころを出すうち、彼法師むかふ相手の手の甲を其度ごとに撫て、先の出せし指を知るに、すこしも違がふことなし、此法師は長崎におゐて、拳の上手の内なり、尤三味線も甚名人なりとぞ、今文化五年にて、年頃廿六七歳といふ、奇妙の法師也、

庄屋拳

庄やどのは鐵ほうに勝ち、鐵鉋はきつねにかち、狐はまた庄やに勝也、いづれも一二三の拍子にて、圖〇圖略のごとくするなり、〇中略

交拳（まぜけん）

此拳は、まづ初は、たがひにつねのごとく、一拳ころを發し、二拳めはむし拳にて、たがひに指を出すべし、又三拳めは常の拳なり、四拳めまたむし拳、五拳めつねの拳と、段々につねの拳と、虫拳を交々に打なり、右のごとく打合ふ間に入まぎれて、むし拳の場にて、つねの拳のころを出すときは、是もまた負なり、むし拳のところも、則負なり、またつねの拳の所にて、むし拳の指を出すときは、是もまた負なり、むし拳のところも、本拳のところも、勝負のところはつねにかはらず、さて此拳いたつておかしきものにて、酒席にては尤興あり、京師浪花などにてははなはだ稀也、むし拳を出すときは、よひといふかけごゑにて出すなり、

虎拳（とらけん）　和藤内（わとうない）　母親（ははおや）　虎（とら）　（はまた和藤内に勝ち、とらは母親にかち、母親は和藤内に勝ち、勿ろん地方あるべし、）

是も前の庄屋拳のごとく、三人の役を二人にてする、圖〇圖略のごとく屏風襖などを隔て、立かたにて二人ともおもひ〳〵の振りありて、一所に出逢ふて勝まけを見ること也、酒氣を散じ、至

ておもしろくおかしきものなり、尤母親のすがたは、杖をつきて老人のふり、虎は這ふて出る、いたつてつよき身ぶりして、白眼み付るなり、

〔拳獨稽古〕取上拳（とりあげけん）の事

此拳は十拳打なれば、十けん打と定め、人數たとへば五人なれば、四人と十けんづゝうつなり、かくして銘々四十拳打となる、不殘（のこらず）うちをはりて點數を〆て、てん數多きを順々に、天地人、外何番として甲乙つくなり、〇中略

片拳（かたけん）の事

此拳は相手にはじめ出すかと聞、相手初め出すときは、此方たゞ聲計よびて、さきのゆびにころのあへばとる、あはざるときはかちまけなし、またその次は、此方よりゆび出す、先に而ころばかりよびて、手出さず、ころのゆびにあへばとるなり、かく幾度も一ツかはりにだして、四けんとりてはらひ、五けんめ一本をかちとする也、尤呼聲ごうまで也

源平拳の事

此拳は先百拳打なれば、百拳打と定め置、人數十人なれば、左右に五人づゝ、順を立置、下手と下手と合せて、けん木三本ヅゝうたせ、二本とりたる方殘り居て、向がはの段々上の強き人と合せうたす、また此方に而まけれれば、先の順の人出てうつ、かくして百拳となるとき、源方のてん數いくほん有、平かたの點かずいくほんあると、總數〆て、てんの多きを側のかちとする也、又側々にて天地人外何番と、點數多きをさきにして、段々甲乙つくなり、

〔七拳圖式〕七拳圖

左にみえたる七賢の名を呼で拳をうつべし、拳の數は句の俳名を見て、おのづからゑるべし、必しも圖する所の手の形にかゝはる事なかれ、勝負はつねの拳に同じ、たゞ八九十（ばきうとおい）のなきのみなり、但無手を沒有（いう）といふなり、

阮藉〇圖略、下倣之、煮て食ふ下戸こそ白眼（にらめ）初がつほ　逸口（いつこう）　稽康　夜は月をきたふ水あり夏

柳　凌也（りやうや）　山濤　雲ひとえうちの月みる友もがな　山阿（さんあ）　向秀　笛の音にむかし忍ぶの軒端哉　澄湯（すむゆ）　劉伶　いでや此雪に埋まば酔死ん　江斎（こうさい）　王戎　眦（まなじり）にくはで味ふ李かな　呂馬（ろま）　阮咸　ふどしさらす秋や心の唐錦　茶磨（ちやま）

手法

〔拳會角力圖會上〕初心打習心得之事

先初心より拳を打ならはんとおもはゞ、一より十迄の聲をおぼえ、眼當とするに、楊枝かまたは竹串などをむかふにたてをきて、たとへば相手のイッカウを乞ひとるこゝろならば、串一本たてゝこひとるべし、それもイッカウ、リヤン、サン、スウ、ゴウ、リウと稽古すれば、打登（うちのぼ）りといふ癖手になる、またリウ、ゴウ、スウ、サン、リヤン、イッカウとけいこすれば、下手（くだりて）といふ癖付てよろしからず、右の通りのぼりくだりにならぬやう、間ばらに稽古すべし、次に相手のよく出る指は、何からなにへかよふとおもふところにこゝろをつける事、考がえの一なり、併しながら初心のうちは、思案工夫をするよりも、只達者にうつ事ばかりをこゝろがける方尤よろし、其云は、（まことといふ事こそ可笑（おかし）、押（おす）と云ふて、只おす事をおもとしてある、非言（ひげん）とは、ことばにあらずといふ文字に當れども、行司が團扇を引てより、角力取が凄倒（すさまじくたふ）れたりとて、凄倒（すごたふ）れなどいひしむかしより聞ず、此外さまざまおかしき事あまたあり、考がふべし、の地取に押）耳に聞込事を、兼々底心におきて打ざれば、何日（いつか）上手の場にいたる事なし、

拳は酒席のたはむれといへども、禮儀を第一とす、禮儀なきときは、他の見聞もよろしからず、心得べし、多くは相手にむかひ、我方へ一拳折かけ、二拳めを折かけるときに、ハテイなどゝ、下知をなすに似たる言あり、男子にさへよからぬ言葉なるに、女子にまゝありて、甚聞ぐるしきものなり、よく〳〵かんがへ慎しむべき事なり、全（まつた）くもつて是まで聞ある、非言（ひげん）とは、ことばにあらずといふ文字に當れども、行司が團扇を引てより、角力取が凄倒（すさまじくたふ）れたりとて、凄倒（すごたふ）れなどいひしむかしより聞ず、此外さまざまおかしき事あまたあり、考がふべし、

相手に向ひ打合時心得之事

相手にむかひ打ときは、よく心を去づめ氣をおとしつけ、ずいぶん慥にして、他の事をおもはず、一心を拳によせてうつべし、すこしにても外のことをおもへば、勝をとる事なりがたし、只向ふを取りひしぐやうの心持第一なり、すこしにても臆する氣味あれば、其氣につれて負るものなり、兎角丈夫に氣をもちて打ときは、其氣に乘じて勝あるべし、

總じて未熟にて弱き拳は、手の癖もすくなく、こゝろかたよりて一ヲ出せば、サン、スウより外のこゝろは出ず、五ヲ出せば、リウ、ゴウよりほかのこゝろの出ざるもの也、兎角我指の役々を、こゝろに出す事を得ざる故に、始終手の數、こゝろの數ともにすくなくして、只むかふに出す手の多きもののばかり、我目にかゝりあるひはかよひ、押もどりなど、それをもまた取に行事もならず、只こゝろばかりせき〳〵向ふへ行のみなり、是等の事も段々手錬の上にて、よくかんがへ工夫をなすべし、

中通りの拳は、たいてい早戻りをし戻りなど多くうつものなり、是等の事もよく考がへてうつべき事なり、

上手の拳は、すべて手の癖も多く見得て、指の替もはやし、是また大ひにこゝろ得あるべき事なり、總じて拳を打ときは、相手百人に向へば、百人とも、各々拳の調子の違ふものと知るべし、

相手の調子をそれ〴〵にとくとかんがへ、其勝手、不勝手をこゝろにとめて、先の氣變をよくはかり、透を見あはせて打事を專一とすべし、扨また拳を捨てうつ事あり、又かゝえて打事もあり、打合あひだに先と合聲になる事幾度もあり、此時先の氣を能々かんがへて打べし、又此方より先へ取らるゝ手を、合聲にする事有、またこゝろの調子あげさげする事あり、よく〳〵心得べし、實に是等の條々は、はなはだ意味ある事なり、深く考がへ工夫をなして、由斷なく打給ふべし、

拳を上達せんとおもはゞ、毎日拳數を五六百拳も、つとめて日數六十日ばかりも打て、また十日計も休み、また六十日も前のごとく懈怠なく打續きて、我指にとんと氣もとゞまらず、常氣にな

るやうにすべし、其後我指のかさねを、程よくかんがへて打時は、自然と上達し、功者も出來るものなり、

相手の癖に、ずいぶんこゝろをつけ、見出してうつときは、始終の勝をとるべし、斯のごとく心を用ゆれば、此方のすこしづゝの癖は、先の相手へは、ひとつも知れぬ道理なり、たとへをのれ上達すればとて、手のつたなき拳は、おほひに恥辱にして、人々の用ひもなし、此意をよく愼しみて、稽古する事を專一とすべし、（すべて拳によらず、何事をけいこするにも、只最初に付たる癖は、終りまで去らぬものなれば、初心のときより、よく心を用ひ、見ぐるしからぬやうにけいこすれば、上達の後にても、實に名人の場へも至るべし、）

拳をうつに、甚こゝろせかれて、氣のたつものなれば、隨分臍下にこゝろをおきて、兎角向ふ相手の氣にもたゝぬやうにうつときは、自然人も恥て工合もよく、打にはなはだ打やすきものなり、拳をならふには、聲の調子をよくさだめ、自身の意にも應じ、よき調子は爰といふところを常々考がへ覺へをくべし、

〔拳會角力圖會下〕初拳を勝拳心得之事

初拳をかちて多く負になる事あり、これ氣のゆるむ所なり、はじめの拳に勝たるとき、負たるこころになりて、すこしもゆるめず打べし、まけたる方には大事とおもひ、ゆだんなく打勝たる方には、すゝみすぐるものなり、夫も先が我よりいたつて弱き拳なれば追廻し、うろたへさせて取事もあれども、先へすゝみ過るはよろしからず、また我より下の拳を打ときは、わがおもふやうにゆびも出れども、我より上手の拳に向て打時は、指の自由なりがたし、こゝに習も口傳もあるべし、萬藝我よりたかき人にむかへば、常より二割も我藝のすくむものなり、是其一ツに魂のいらざるところなるべし、始からむかふの人は、我より上手ならんと、其人にのまるゝやうなこゝろにては、拳に利を得る事なし、本心を臍の下におとし付、見くだして口はうが利なるべし、あま

りむかふを見あげて打ば、利を失なふ事あり、其餘は臨氣應變なり、

全體拳を打に、一三五七九半ノ指を出ときは、手の表を出し、また二四六八十の手を出すときは、手の裏を出すが本意なれども、段々拳の流行するより、さまざまと考へ、誰それが手は肩先より打おろす時は何の手が出る、打出しには何の手を出すといふやうに、目かしこくなりしより、近世裏表にかゝはらず手を出す、裏表にかゝはるは則陰陽なり、

拳に己を捨るといふ事

五人びろいなどのとき、四人までひろいて、跡壹人にかゝりて、相手に初拳を負、二拳めもまた其相手にをりこまれたるとき、己をすてゝ打事あり、をのれを捨るといふは、我指にすこしも心をかけずして打事也、すこしにても我指にこゝろをつけては、相手を仕とめる事おぼつかなし、尤我指にこゝろをとゞめず己を捨べし、

〔嬉遊笑覽十上飲食〕類柑子に、或第宅のことをいふ、内から國のうたを扇にうつし、拳といふ酒のみかはして、松落葉、はやり歌かんふうらん替りヤンシウウスンイロマリヤンケンタニコタマサンチエマサンナハラリトサケノカンオナジコト梅ノ花トウライキウコ五ウリウスウ、これら訛りてさまざまにいひしなるべし、

〔拳會角力圖會上〕土俵勝負拳之事

初拳一拳を勝ち、また續て一拳勝たるを、二番勝といふなり、中の拳一拳負たるとき、是を取分といふ、次の一拳勝負にてかちたる方、是をすなはち勝負勝といふなり、

京都堺などは、みな五拳の折詰といふて、指を合す度々に打込、四本折てばらひといふて、指をみな拂、五本めの拳、一本合せ勝となるなり、是も向ふは一本も折ず、手前五本折ときは、二本の勝に

て是を丸といふ、また向ふ四本折たるを拂ひて、手前一本もなき時より、五本折たれば、是三本の勝になるなり、たとへば向ふに一本、初拳をかちたりとも、前のごとく手前三本勝たるときは、勝負勝になるなり、則此拳を△（無）といふ、兩方とりわけになりて、次の勝負拳を十五の一といふなり、また向ふに一拳かち、次に手前はまへに云丸といふて、五拳折かちたるを、是を叶勝といふなり、則京師堺などの拳の立法なり、

つき出し一ッ合すを勝とするは、是を薩摩拳といふ也、

〔拳獨稽古〕大坂拳の事

此拳は呼聲なし、只ゆび計出して、先のゆび此方のゆびと出して見、たとへば先ニ而握り出せしとき、此方ニ而一本出したるは、一本のかたかち也、先ニ而一本出し、此方ニ而一本出したるは、二本のかた勝也、かくの如く一本ましをかちとす、餘のゆびかづとなれば、かちまけなし、先ニ而五本出せし時は、無手ニ而取なり、餘はゑゆんじ知べし、

大坂にてはをりはねといふて、初けん一本此方ニ而とり、また先ニ而一本とり、二本めまた此方にてとりたるとき、先にて二本めをとれば、此方ニ而二本めのとりたるゆびはねるなり、互にかくして、二本め三本めとつゞけてとりたるかた、かちとするなり、

〔拳會角力圖會下〕浪華拳諸名家組々表附

古定組（北船場）　大關　義友　關脇　東士　小結　舍亭（略）中　頭取（萬屋）米蔵　（萬屋）崔嘉　組頭（中船場）義浪　（中船場）新辰　定組

大關　文樂　關脇　花石　小結　都水（略）中　橋（略）中　（中船場）鶴組　大關　定信　關脇　專イ　小結　香車（略）中

京都拳名家　關取分　文字霞　浦島　八重谷　海士錦　瀧霞　司馬藤　沖錦　繁藤　四方雪　源氏綱　色紙波　岩戸車　千歳波　御崎灘　五百湊　御代谷　八十島　濱霞　兒櫻

渦霞　八雲巖（略）中

長崎拳名家表附　大關　小牟田友助　關脇　木原榮次郎　小結　小牟田太次郎（略）中　大關　平山太四郎　關脇　竹内喜平次　小結　西村喜藏（略）中

國々名家拳　豊後日田　鍋屋半八　鍋屋甚三郎　京屋亦八　京屋爲三郎　鍋屋新太郎　羽野養順　京屋小三郎　筑前博多　久理屋甚六　福田屋勘兵衞　弦屋半四郎　肥前佐嘉　西村源兵衞　吉田勘兵衞　筑後若津　半治　榮藏　武三郎　肥後熊本　金屋清助　荒物屋新吉　守口屋民八　菓子屋榮助　薩摩屋榮吉　肥前大村　清治郎　竹三郎　文治郎　久留米大八島　藥八　八郎兵衞　紀州若山　服部　杜友　河庄　如月　竹久　新虎　歌扇　河武久　糸遊　紀三七　住保　岡新　粉武

〔拳會角力圖會上〕行司演舌之事

東西々々、此所にをきまして晴雨に拘はらず、一日拳會つかまつりまするところ、其沙汰よろゑうして、各々さまがた、御賑々ゑう御見物に御出くださり升るだんな、會元何某は申におよばず、組中の銘々、かずなりませぬわたくしまで、いかばかりか大慶の色をなしたてまつる、ゑたがつて左右の力者力錺をかけまするあいだ、拳角力の故實をあらまし御耳に觸ます、皇のかしこき御代の神あそび、四海太平、五穀豊饒の祭たり、天ひらけて四象あらはれ、陰陽あつて萬物せうず、中にも拳な末げいたりといへども、すこしく其規摸をつたへ、角力となぞらへ、酒席のたすけとなし、組うち手練のほまれをあらはすとかや、爰に肥州長崎圓山開發のとき、彼所の青樓に唐人あまたきたり、宴をまうけ遊女を招き、玉椀琥珀粲然とかざりたて、檻のまへには八珍をつらね、床の側には笙をならし、あるひはからうたを唱、こなたには金鼓をたゝき、喇叭をふき、意氣を勵ましチンタ蒲萄の美酒をすゝむ、酒闌はにおよぶのころ、唐人左右にわかれ、禮儀正しく、上より

は拳をひろいまはるあり、火花を散しうちたゝかふ、やがて負と見えたる方家には、ギャマンの大器に二三盃程づゝのみほして、うしろに退ぞく、其行儀正麗なる事、實に言語に述がたし、今世にいふ崎陽拳の濫觴是なり、扨其時中にも手練達者の拳を五人ゑらび出し、此五人に打勝たるものには、虎皮五枚、豹皮五枚、猩々緋五本、羅紗五本、または美女五人など、さまざまの褒美を出し、其勝負を見んと、座中皆こぞりあへり、ゑかる處はるか末席より壹人の唐人あらはれ出、此五人の達人を何の苦もなくひろひまはり、同席にて美人五人ひろひなげにせしより、五人拾のはじめとす、是則陰陽和合の體なり、さるに因て眞の角力の土俵に阿吽（あうん）の二字口あり、阿は開て酒を呑、吽な塞で呑ぬとかや、唐玄宗皇帝の曰、拳な酒席の一助たれば、眞に愛すべきものなり、かならず上達の關取うつ、此事わするべからずとかや、拳角力のかゝりにも、十六箇の土俵を布、土はすなはち五行の主にして、徐の木火金水を四方に配る、是則四本柱なり、地取にとりては北は黄に、南は青く、東白西紅に染色の山をうつし、四色の絹をもつて幕の上にはり、神明佛陀の御戸帳などゝいへり、なか〳〵左にあらず、北は水にして其性黒く玄武なり、北より巻出し北にてとめるゆえ水引と號く、實の角力な四つより出て、四ツの聲を放さず、それゆえ四々十六俵の布たるを土俵といふ、拳な一より十までのこゑなり、勸進角力は八方正面、拳のすまふな十方正面、一より十迄變聲あることは、今諸君子の知れる處なれば、長口ゑやうはかへつて番數のさまたげにもなりませうづから、唯何事もあらかじめ、まづは左右の力者をうたせ御一覧に入ますると、拳會角力のときの行司方五人（ひらひの最初）のかゝりに此口上を述其後角力を合す、

行司仕様之事

行事はかねて組々の名乗をよく覺へ、拳角力の節土俵にかゝり、一通り口演すみて後拳土俵の東西に出かけて、寄方と書たる張紙あり、此はりがみに目をつけ、出かけの方より出がけ〳〵と呼出し、次に寄かた〳〵と呼べし、さて雙方土俵にむかへば、出かけの方より名乗をあげて、其次に寄かた誰と名乗をあげ、角力を合すなり、もつとも拳の故實濫觴の事は、五人拾ひの最初に、行司を預人是を述る、（此おもむき、眞の角力とはすこしの相違あり、）

同行司意得之事

行事をあづかる人、第一に意得とするは、左右より打たる指をよくおぼえ、何々にてをりかけたりといふことを得と胸におとしつけ、幾度も折はね〳〵ゑたるときに、うろたえぬやうにすべし、又左右ともにつかれ見え、たがひにこゑの合ぬことあり、其時中にて水を入れ、左右へ化粧紙をわたすなども席の摸様なり、さてまた特（わざ）と聲の遲き拳、あるひはこゑをぬく拳あり、かやうのとき行司のはなはだめいわくする事あり、折にはまたイヤ〳〵〳〵とばかりいひて、拳のこゑが一こゑに、イヤ〳〵〳〵を十こゑもいふ拳あり、さほどいやなことなれば、最初よりうたぬがよひとおもふ事も儘あり、其餘色々むづかしき拳のあるものなれば、行司の役はいづれにも、ずいぶん氣ながにゑんぼうをせねばならぬことなり、たとへ極寒にても玉をあざむく汗をながし、我家業よりも大切にして眼たゝきもせず、拳ばかりにこゝろをうつし、宵より夜のあけるもいとはず、勝負の分るまで嚴重に相つとめる事なり、かくのごとく堅固につとめたりとて、誰ありて給銀をくれるものもなければ、我寶を散じて、此役を守るが行司の味なり、奇なり妙なり、（略、下）

〔拳會角力圖會上〕圍（うちは）之圖（○圖略、下倣之、）　拍木之圖　弓之圖　弦

〔近世奇跡考五〕玉菊拳まはし

享保中酒を好む者拳相撲といふことをよし、新吉原小田原屋某玉菊が手におほひし拳まはしといふものを今にをさむ、甲がけと云も

の、ごとく、黒天鵞絨にてつくり、金糸にてかくのごとき紋をぬひたり、○略圖是かの拳相撲にもちゐたる手おほひなりとぞ、

〔嬉遊笑覽十上飲食〕吉原などにも享保中に拳相撲といふことはやりて、遊女玉菊これを上手にして、拳まはしといふもの有とて、手覆めくものを、奇跡考に載たれど、その頃いまださばかりは行はれざりしと見えて、延享三年丙寅、吉原細見虎が文といふに、拳の圖解委しく出たり、かゝれば彼拳まはし後の物なるべし、明和七年、辰巳園と云冊子に、拳すまふ有しことをいへり、江戸名物鑑、拳すまふとありて、其句、米かしや指て戰ふ秋の雲、唯拳を打つも拳すまふなり、

〔天保度御改正諸事留七〕辰十〇天保十五年二月廿八日

市中之内、拳稽古所と申看板差出、又は看板無之致稽古候儀、御時節柄如何に付、組合限早々爲相止候樣、北御廻り方々御談有之候間、御組合限早々行屆候樣、御通達可被成候、

但右拳稽古所御差止被成候分、名前肩書弁看板之有無共、半紙竪帳に御認、來月二日北御番所御腰掛江御持寄可被成候、以上、

二月廿八日

定世話掛

拳稽古所

名稱

骨牌

骨牌ハ初和蘭人ノ齎ス所ニシテ、紙ニテ札ヲ製シ、以テ輸贏ヲ決スルノ用ニ供ス、此ヲ宇牟須牟加留多ト稱ス、後其製ニ倣フ者ヲ凡テ加留多ト稱セリ、而シテ之ヲ博奕ニ用キル事ハ、法律部博奕篇ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

〔書言字考節用集七器財〕骨牌カルタ博戯之一種、見ニ五雜組一、

〔和爾雅五嬉戯具〕樗蒲カリタ

〔倭訓栞中編四加〕かりた○中略　戯具にいふは樗板の義なるべし、紙牌、骨牌などいへり、かるたともいふ、蠻人の玩ぶもの、其かううんすんなどいふ、皆蠻語也、牌の繪に四品ありて、いすといふは劒也、はうといふは青色、こつぷといふは酒盞也、おをるといふは玉也といへり、かるた圖は阿蘭陀の舟を乘に用る地圖也といへり、

〔本朝世事談綺正誤器用一〕賀留多

多田夜話曰、かるたと云は、梵語にて唐譯していふ時は、圖と云ことなり、繪圖の書ある物といふ意にて、博奕の具に限りたることにはあらず、樗蒲と云る博奕に用ふる札の名なり、ともに繪書にある故、かるたといふ、繪が付たなどゝいふ、能かるたの義にかなふ詞なり、これにては梵語のやうなれど、いづれもあしゝ、もとより寛永の先にあること辨をまつべからず、また春湊浪話巻の一曰、かるたは輕板といふ言葉の略なるにやといへど、いまだし、おもふに和名類聚抄巻の四、雜藝類樗蒲、兼名苑云、樗蒲一名九采、内典云樗蒲、和名加利宇知、とあるをもておもへば、かるたは加利宇知の約たるとおもはる、宇知の反つなり、つとたとかよへり、さればかるたといへるものは、中國のいとふるくよりあるものと見えたり、その言の蠻語に似かよひたれば、僻説したるものならんか、

〔本朝世事談綺二器用〕賀留多

阿蘭人これを翫ぶ、寛永のころ、長崎港の人民倣て戯とせり、

○按ズルニ、次ニ引ケル長曾我部元親式目ニ據ルニ、カルタハ慶長ノ頃、既ニ盛ニ行ハレタルガ如シ、

〔長曾我部元親式目〕掟

一博奕、カルタ、諸勝負令停止附　其外不作法令禁制事、○略中

傳來

右之條數、堅可ニ相守一、此外從ニ先規一相定數ヶ條、今以不レ可レ有ニ相違一者也、

慶長二丁酉年三月朔日　　元親

種類

〔人倫訓蒙圖彙五〕嘉留多師　かるたは阿蘭陀人の翫也、一種各十二枚、あつて、とつふ、わうる、ばういすの四種あつて、合四十八枚なり、又歌がるた、詩がるたあり、歌がるた寺町通二條の上ひいなやにあり、四十八枚は五條通におほし、大坂久太郎町にあり、彩色外に出してもこれをつくる也、

〔毛吹草三〕山城　坊門賀留多（カルタ）　金賀留多　歌賀留多　筑後　三池賀留多

〔雍州府志七土產〕賀留多　六條坊門製之、其良者稱ニ三池一、以ニ金銀箔飾一之者謂ニ箔賀留多一、是於ニ繪草子屋一造レ之、元阿蘭陀人玩レ之、長崎港土人效レ之爲レ戲、凡賀留多有ニ四種紋一、一種各十二枚、通計四十八枚也、一種紋謂ニ伊須一、蠻國稱レ劒曰ニ伊須波多一、此紋形似レ劒自ニ一數一至レ九、第十畫ニ法師之形一、是表ニ僧形一者也、第十一畫ニ騎馬人一、是表ニ庶人一者也、一種稱ニ波宇一、蠻國稱ニ青色一曰ニ波宇一、此紋自ニ一數一至ニ九數一、第十第十一第十二同レ前、一種紋謂ニ古津不一、蠻國稱ニ玉一謂ニ於宇留一、是表ニ玉者也一、其玩レ之法、其始三人或五人圍レ坐、其內一人左手取ニ持賀留多一、以ニ裏面一上下混雜、不レ見ニ其畫一、配分而置ニ各々之前一、是謂レ切ニ賀留多一、其爲レ戲謂レ打ニ賀留多一、然後人々所レ得之札數ニ一二三次第一、早拂ニ盡所レ持之札一是爲レ勝、是謂レ讀、倭俗每事算レ之謂レ讀、又互所レ讀之札合ニ其紋之同者一、其紋無ニ相同者一、爲レ負是謂レ合、言合ニ其紋之義也一、或又謂ニ加宇一、又謂ニ比伊幾一、或又謂ニ宇牟須牟加留多一、其法有ニ若干一、畢竟博奕之戲也、

〔半日閑話八〕一うんすんかるた打方

第一　うん　五枚　布袋　福祿壽　大黑　惠び壽　達磨

第二　すん　五枚　唐人の黑冠するもの皆すん也

第三　そした　五枚　異國人のごときもの　二枚不足

第四　一ろはい　五枚　飛龍のごときもの（虫と云もの、か、壹枚不足、

第五　一こし　五枚　武者のごときもの腰をかけし體の、（きりと云も、壹枚不足、

第六　一馬　六枚　共に馬に乘る體也

第七　一花　九枚　棒の先に花の付し體也（ろばいに花の付候を貴、是より打出す也、一枚不足、

一ぐる　九枚　大鼓の模樣付也（くるの達磨、餘是に准ず、

一おふる　九枚　（牢）如此者おふるのうん太鼓に

一こつぷ　九枚　寶包みの如きもの也、こつぷのうんは布袋也、

一劒　九枚　利劒のもやふ也、劒のうん福祿壽、

都て丸きものは數すくなきをよしとす、長きものは員多きをよしとす、總數七十五枚、（內四枚不足

打方は先札を合せ、きり交て、三人にて打ば、總札の內より一枚取て是を中へ置、跡を三人五枚づゝ順にくばり、末に成一枚か二枚餘りたるをば、別にのせ置、是は捨にして用ひず、扨初に一枚取てをきし札、たとへばくるの六なれば、則三人の者何もくるに付し札を人に見せず取よけ置、是其番のきしものといひて、尤大事にすべきもの也、これは總てうんすんの順によりて、うんにくるの付しかば、第一番のよきものにする故に、くるをとりのけしまひ、それよりうちかゝれり、第四番のろばいに花の付しを持し人ゟ打始る也、打初ると云は、ろばいに花の付候札をもたぬ人、先何にても手に有輕き札を兩人とも出す也、さて二人出候札、たとへば花の三を一人出し、一人は劒の三を出すときは、かのろばいに花の付候札ある者の手ゟ長きは、數多きをよしとすれば、劒の五をうちて手前へ取、其五の札を上に置て、膝の前に置也、夫より右にすわりし次の人、又うつ也、其うち方はみな同じ、何れにても長きものは數多きにて取、丸きものは數少きにて取也、夫ゟ段々札少くなれば、かの初にのけ置しくるのつきたるを出して打

也、是はくるとうには勝まけなれども、外の札はつゞくものなし、其打さすと云事あり、さすとは一人人物鳥か虫の類を以てふせ置、其次の人たゞの札を出すはすてといひて、初手ゟ捨てしまふ也、劍の札抔にては有とても取事ならず、今一人は手にある處のうんゟ馬までの繪の付たるを以てさす也、向ふの人、第六番めの馬をさせば、此方にて其より上の五ばんめのこしをさして取也、其順にてうんをさせば、是に紛もなし、かやうにしてみな取じまひ、壹ばん多く札をとりしもの勝となる也、其札の取方さし方に、大に上手下手ある事也、亦最初一枚取、おくれ、もしうんゟ馬までの札なければ、あまりよき物ゆへ益なき事なれば、又かはより五枚づゝもの方へ取申候、何れにても繪のつき次第、たがひにさしにてせうぶいたし候、

〔和漢三才圖會十七嬉戯〕撈蒲

按、撈蒲其製古今不同、今所用者、本出於南蠻矣、用厚紙作之、外黑內白而有畫文、青色（名巴宇）赤色（名伊須）圓形（名於留）半圓（名骨扶）之四品、各十二共四十八枚、其畫一則蟲形（名豆牟）二至九畫數目也、十則僧形（即名牟末）十一騎馬（即名牟末）十二似武將（名岐利）其名目亦蠻語矣、

〔桂林漫錄上〕清人詠歌

寛政庚子歲、安房國立澤、、南京ノ商船漂著ス、〇（略）（中）彼人難商ドモ出船ノ後、假小屋ヲ取リ拂ヒタル跡ニテ拾ヒタリトテ、骨牌一枚ヲ予ニ與フ、其形圖ノ如シ、〇（略）傍ニ燕青ト書キタルハ、浪子燕青ノコトナル可シ、

〔屠龍工隨筆〕かるたは蠻夷より來りて、十とキリとは歩武者、十一は騎馬武者にて、其外はことごとく楯の模様なり、

〔雍州府志七土產〕賀留多〇（略）（中）賀留多札百枚、半五十札書古歌一首之上句圍並床上、中央殘隙地、是謂地、又半五十枚書上歌之下句、是謂出、前所謂中央隙地出置所應手之下句一枚圍坐人各視之、所在床上之上句、與今所出置之下句有相合者則取之、然後其所合取之札算多者爲勝、算少者爲負、是稱歌賀留多、元出自貝合之戯者也、

〔女用訓繪本花の宴〕つゞまつ。

歌がるたの事なり、百人一首のほど、小町花合、三十六歌仙、そのたび〳〵數々つねにもてあそびて、そらんじぬべし、

〔春湊浪話下〕歌がるた貝覆

宇治十帖に、八宮のひめ君兄弟はかなきことをも、もとするをとりていひかはしといへるを、花鳥餘情、細流抄等に、歌などの上句下句なと、注し、枕草子に歌のもとを仰られて、是が末はいかにと仰らるゝにすべて夜ひる心にかゝりて覺ゆると見えしことなど見ゆる、此歌のもと末を覺えん料に、今の歌がるたといふは出來りけるにぞ、其比よりのものなるべし、此本に末を對するといふ事より、對末の歌がるたなどいふ名もあり、さらば宇治十帖、枕草子などに見えし歌がるたのおこりし根元ともいふべし、かるたとは輕板といふ言葉の異なるにや、

〔貞丈雜記八調度〕一歌がるたといふ物は古なし、近代出來たる物也、本は貝おほひの貝より思ひよりて作りたる故、本名をば歌貝と云也、又伊勢物語に松明（アカシ）つの事の炭にて、歌の下句を書たる事

ある故、歌貝も上の句に下の句をとり合するによりて、ついまつとも名付也、歌がるたといふは田舎詞也、かるたといふ物の形に似たる故云なるべし、かるたと云物は、異國より渡りたる博奕の道具也、歌貝も本は四角にはせず、將棊の馬形にする事は、貝の形をまなびたる也、はまぐりの頭のとがりたるをかたどる也とぞ、又歌貝をばとると云也、歌がるたをばうつといはいはぬ也、

〔甲子夜話十九〕一世ニ名高キ人ハ、才モ優レタル所有ル者ナリ、○略中狩野榮川院、典信一侯家ニテ席畫ノ折カラ、百人一首歌加留多ノ、白木箱ニ納レシヲ持出テ、箱ニ何ナリトモ一筆ト所望アリケレバ、乃チ百合ノ花ヲ著色ニ繪ガキシトナリ、百合ト云ニテ思寄シハ、ハタラキタルコトナリ、林話

〔國花萬葉記一上城〕諸職名匠

歌がるた所　井上山城　烏丸五條下

〔ひな人形の故實〕弘法大師御作の實語教のかるた品也、

〔柳亭筆記三〕順禮がるた考證

このかるたは、元祿年間のかぶき役者の姿繪にて、京順禮、江戸順禮などいふ事のおこなはれし頃の洒落なり、難波梅園子の藏なりしを、花笠文京におくられ、文京又それをわかちて予○種彦柳亭にもおくりしなり、京順禮といふは、さきに江戸及大坂にもいふ如く、此事あり、衣裳にだてを作り、笈摺をまとひ、胸札を掛け、實の順禮の如くいでたち、洛陽の觀音の靈場をうちめぐりしなり、寛文六年印本年代記に曰、萬治三年洛陽の三十三所の觀音、此頃より初り、老少あゆみをはこぶと見え、寶永の印本年代皇記には、寛文五年詔して洛陽三十三所の觀音を定らるとあり、此事玉滴隱見にも見えたり萬治三年、寛文五年、いづれが是か考得ざれども、寛文四年の印本に、老婆物語と題する洛陽三十三所觀音の緣起

雜載

をあつめし冊子あれば、此事寛文のはじめよりおこり、寶永正德の頃までもありしなるべし、

〔吾吟我集九雜〕順禮を

くばりつゝ札をうちきる順禮やかぞへかるたの遊び成らん

〔享保集成絲綸錄四十九〕慶安元子年二月

一前々ゟ被仰付候ばくち、ばうびき、けんねんじがるた何ニ而も諸勝負堅仕間敷事、

二月　三十日鎖

〔御定書百箇條〕三笠附、博奕打、取退無盡御仕置之事、

享保十六年極一輕き賭之寶引、よみかるた打候者、

〔張紙留〕一博奕いたし重敲ニ相成候後、めくりかるた致候もの御仕置之事、

〔天保集成絲綸錄百四〕寛政三亥年八月

町觸

博奕ニ限り用候かるた札は、賣買致間敷儀勿論ニ候處、心得違之者も有之趣、相聞不埒之事ニ候、右之外ニも、總而博奕ニ而已用候品致賣買おひては、其品取上、咎申付候間、其旨可心得者也、

〔守貞漫稿二十八〕カルタ○略中

花合、是モ小牌ニ櫻梅桐菊牡若等ヲ彩畫シ、勝負ヲナスノ戲レ也、或ハ賭トスルモアリ、

〔當世武野俗談〕菱屋おりつかるた名譽

兩國橋向本所一ツ目近所、茶屋町寄合茶屋にて、菱屋小左衞門と云もの有、かれが父は常憲院樣御代御出頭たりし柳澤松平甲斐守殿氣に入、定紋花菱の小袖上下をゆるされ、其家の名も菱屋と名乘けり、今の菱屋小左衞門が女房おりつと云は、名高き女なり、瓜の仁助と云通り者の娘なり、兩國橋幾世餅の女房も仁助娘にて、菱やのかゝが妹なり、されば此りつ女の身にて、幼少より

かるたを好き上手にて、所々方々へよみ打にあるきけるが、近年いよ〳〵かるた高下共に時花（ハヤリ）、歴々の分限者たち、又は淺草邊寺町の和尚住持智識長老御聖人迄、此わざを第一にて、かるたの上手と呼べば、猿江の專念寺と云寺の住持、よみ好き妙を得たり、又砂村の百姓縫右衞門は、專念寺に馬きりの劣り有と云、兩替町會津や五兵衞は、夫より海馬（アザ）だけ強しなど、其内にて申あへり、彼菱屋おりつは、是等の輩に勝負更に甲乙なき上手たり、尤黒札をまきちらしたる時、一まいうち出すと、其人の手跡に八枚何々といふ事、鏡にかけて見るよりもあきらけし、或人おりつに向ひ、其元かるたは繪付次第にて、下手も上手も入まじきかたとへ上手にても馬が十にもなるまじといひければ、おりつ答ていや〳〵左樣にあらず、繪のあしきを取たる時こそ上手の入る所なり、あながち手前の勝つ事を思はず、役のなきあがりの安き方へ打込やうに致をもつて、よみ打の上手と申べし、おのれせひ勝んとするは下手なり、されば兼好が書し圍碁といふものゝ、上手の曰、勝んと思ふ事なかれ、負まじと思ふてかこむべしと云しとなり、まけまいと思ふは、勝んと思ふ同じ心の樣なれ共、其事甚意味有、名人の詞なり、又二が三には打れまじ、十が馬には打れまじと御申候へ共、必ず打れるなり、下手は海馬（アザ）を二にも三にも打せ、上手は海馬（アザ）はあざに打、釋迦は十のかはりに打ず、釋迦の場にて打事なり、たとへば二三打て次へ四とやる、其四なくて返る、かへざれば馬を打てきりとやる、四の替りに馬をはなすは、馬をはなすは、馬を四にも打なり、爰を以て上手は自由に其繪をこなすこと、自然ふしぎの妙有と答けるとなり、今此おりつは、かるた打の輩しらざるはなし、

名稱

古事類苑

遊戯部五

物合

物合トハ、汎ク事物ニ就キテ左右ヲ對比シ、優劣ヲ判シ、輸贏ヲ決スルヲ云フ、故ニ其事物ハ一ナラズ、動物ニハ、鬪鷄、虫合ノ如キアリ、植物ニハ、鬪草、前栽合、根合ノ如キアリ、器物ニハ扇合、貝合ノ如キアリ、文書ニハ物語合ノ如キアリ、多クハ上流ノ娯樂ニ供スルニ過ギズ、其盛ナルモノニハ、左右ニ各〻頭アリ、念人アリ、籌刺アリ、奏樂アルコト、相撲ノ節等ニ同ジク、又歌ヲ詠ジテ之ヲ其物ニ加フルアリ、

此ニ列擧セル物合ノ外ニ、鬪牛鬪犬アリ、樂舞部ニ見エ、競馬アリ、武技部ニ見エ、繪合、歌合アリ、文學部ニ見エ、琵琶合、今樣合アリ、

〔紫式部日記〕御いかは、霜月のついたちの日、れいの人々の、ゑたて、のぼりつどひたる、御前の有さま、繪にかきたる、物あはせの所にぞ、いとようにて侍し、

〔枕草子十〕うれしき物　物あはせ何くれといどむ事にかちたる、いかでかうれしからざらん、

〔安齋隨筆前編十二〕一物合　すべて物合は多の人をあつめて、左方右方と二わけにして右と左と相つがひて、雙方の物を合て、判者ありて其勝負を判斷する也、雙方同位にて勝負なきを持（ヂ）と云、持の字をよむ本歌合より起るなるべし、詩合にもあり、たき物合、香合、香（キヤウ）はキヤの事也草合は草花を合する也、貝合（貝おほひの事にはあらず）と云は、種々の貝がらを合する也、根合と云は菖蒲の根を合する也、根の

長きを勝とす、繪合は繪にて物を合する也、古は琵琶合もありし、古く名あるびはを合せし也、すべて何を合する、何は合せずと定りもなし、時によりて何をも合する遊び也、草合、貝合、根合の類は、各歌をよみて其物にそゆる也、其歌によせ作り物をすはまなどの臺にして、その臺に草にても貝にても根にてもすべて出す也、其歌に勝負あり、又草子合は古き物語の草子を合す也、又扇合もあり、鴨合もあり、皆古代の遊び事也、勝負の舞樂ある事もあり、花奢風流をいとなみあらそひ、其料に多くの財をついやせり、尤婦女の悦ぶ事也、

〔倭名類聚抄雜藝四〕鬪雞　玉燭寶典云、寒食之節、城市多爲二鬪雞之戲一、鬪雞此間云、止利阿波世、

〔箋注倭名類聚抄雜藝二〕原書作二此節城市尤多鬪鷄鬪卵之戲一、按、荊楚歲時記云、去二冬節一一百五日、卽有二疾風甚雨一謂二之寒食一、禁レ火三日、造二餳大麥粥一、鬪雞鏤二雞子一、鬪二雞子一、是寒食之節、鬪雞鬪卵並有レ之、源君引證二鬪鷄一、故節二鬪卵二字一也、

〔類聚名義抄七門〕鬪鷄トリアハセ

〔伊呂波字類抄止術藝〕鬪鷄トリアハセ

〔世諺問答〕鷄合と申侍る事は、何のゆへにて侍るぞや、

答、もろこしの事にや、明皇唐〇と申御門、たはぶれに鷄を鬪はしめ給ひしに、ほどなく位につき給ひしより、小兒五百人をえらみ、治鷄坊といふ所をたて、、鷄をかはせられしとかや、またかの明皇は乙酉のとし生れ給ひしゆへ、鬪鷄をこのみ給ひしよし、東城老子傳と申ものにてみ侍りし、

〔塵袋三〕一ニハトリヲアハセ、鷹ヲアハスニハ合ノ字ヲ用ル歟、トリアハセニハ鬪鷄鬪草トカク、〇略下

〔禁秘御抄下〕一鳥

幼主時、小鳥合幷鷄鬪常事也、子細無二定樣一、又遣二馬部吉上一取二小家小鳥鷄一流例也、如レ此興遊、幼主御時事歟、

〔禁秘御抄上〕一出納

候二御壺體事一無二先例一、堀川院御時、如二鳥鬪一被レ召連一、猶不二甘心一事也、

一小舍人

如二出納一、如二鷄鬪參事一、彼御時例ナレドモ不二甘心一、

〔後水尾院當時年中行事三月〕三日、あさ御盃參ル、朔日におなじ、鬪鷄あり、兼日極蔀殿上人のかぎり觸催して、各にはとりを進上ス、牛かひ兩人參りて鷄を合す、高やり戸にて此事あり、あさがれひ御覽あり、

〔洞中年中行事三月〕三日、〇略中鬪鷄ノ事不レ知二指事一、禁秘抄に幼主時常の事なりと有、洞中にても童體宮々ある時ならば御沙汰あり、此外無レ爲二指事一、

〔故實拾要四〕同日〇三月三日鬪鷄

是今日鷄合也、天子出二御清涼殿一有二天覽一、極蔀催レ之、但鬪鷄ハ四位五位ノ殿上人ヨリ三羽宛獻レ之、於二清涼殿ノ南庭一鬪鷄アリ、但頭辨頭中將ヨリ獻ズル鳥ヲ鬪鷄ノ始ニ出レ之也、又令二鬪鷄一事ハ御牛飼仙納丸彌一丸合レ之也、奉行ハ極蔀勤レ之也、

〔日本書紀十雄略四〕七年八月、官者吉備弓削部虛空、取急還レ家、吉備下道臣前津屋、留使虛空、經レ月不レ肯聽上レ京、都天皇遣二身毛君丈夫一召焉、虛空被レ召來言、前津屋以二小女一爲二天皇一人、以二大女一爲二己人一、競令二相鬪一、見二幼女勝一卽拔レ刀而殺、復以二小雄雞一呼爲二天皇鷄一、拔二毛剪一翼、以二大雄鷄一呼爲二己鷄一、著二鈴金距一、競令レ鬪レ之、見二禿鷄勝一亦拔レ刀而殺、天皇聞二是語一、遣二物部兵士三十人一、誅二殺前津屋幷族七十人一、

〔春秋左氏傳二十昭公五〕傳二十五年〇略中季邸之雞鬪、季氏介二其雞一、郈氏爲レ之金距、平氏怒、益二宮於郈氏一、且讓レ之、

〔三餘清事〕女人鞦韆

若夫鬪鷄而芥二其羽一、金二其距一、又鬪二蟋蟀一有レ場、盛之有レ器、餉之以二黄豆糜一、必大小相配、兩家審視數回、然後登レ場決二勝負一、其健而善鬪者、號二將軍一、或號二大將軍一、死以二金棺一盛之、將軍以レ銀、瘞二之原得之所一、甚者或至レ有レ破二其家産一者、日本亦有二此等戯一、而未レ嘗至二於如是之愚癡迷惑一、蓋日本人氣格高古、自無二此等童心兒習焉耳一、

〔三代實録四十陽成一〕元慶六年二月廿八日辛丑、天皇於二弘徽殿前一覽二鬪鷄一、

〔日本紀略二朱雀〕天慶元年三月四日、於二御前一有二鬪雞事一、十番爲レ限、

〔日本紀略八花山〕寛和二年三月七日乙亥、東宮有二鬪雞事一、八十番

〔榮花物語八初花〕寛弘三年になりぬ、〇中略三月ばかり花山院には、五六宮をもてはやしきこえさせ給とて、とりあはせさせ給てみせたてまつらせたまふ、おやはらの五のみや〇昭登をば、いみじうあいしおぼし、むすめばらの六宮〇清仁をばことのほかにぞおぼされける、かゝる程に世の中の京わらはべ、かたりきゝてとりぐ〳〵のゝ玄る、人のくるいまめく事どもを、殿〇藤原道長きこしめして、かいひそめて、おはしますこそよけれ、いでやとおぼしき、奉らせ給ふ程に、院のうちの有樣をきて給ふ事ども、いとおどろ〳〵玄ういみじ、その日に成ぬれば、左右の樂屋つくりて、さま〴〵の樂舞などとゝのへさせ給へり、との、君たちおはすべう御せうそくあれば、みなまいり給、さるべき殿ばらなどもまいりたまふて、いまは事どもなりぬるきはに、このとりの左の玄きりにまけ、右のみかつに、むげに物はらだゝ玄う心やましうおぼされて、たゞむつかりにむつからせ給へば、見き、給人々も、心のうちおかしうおぼしみ奉りたまひけり、左萬におぼえむつかりて、ことなる物のはへなくてそれにけり、いとこそおかしかりけれ、

〔日本紀略十三後一條〕萬壽二年三月十七日己亥、内大臣家〇教通藤原有二鬪鷄遊一、

〔中右記〕寛治八年〇嘉保元年正月廿八日庚子、早旦參内、於二殿上小庭一、御覽二鬪鷄、數刻無二勝負一、各可レ謂二翹楚一之歟、二月廿八日庚午、午後與二源中將一參内、於二殿上小庭一御覽二鬪鷄一、三月十三日甲申、終日候二御前一、依二當番一供二朝夕膳一、終日有二鬪鷄與一、因幡守長實所獻黒鳥毛負了、頗雖二異物一、無二雄飛與一歟、

〔百練抄五鳥羽〕永久五年五月廿九日、内裏有二鬪鷄鬪草一、

〔長秋記〕保延元年三月三日丙子、女院有二鬪鷄事一、左方限合レ之、摸二臨時祭一方右頭經宗依レ病不參之故也、

〔台記〕久壽二年四月廿四日庚子、今日隆長具二鷄十羽一、參二宇治一合レ鬪之、

〔百練抄七後白河〕保元三年二月十三日、於二弘徽殿壺一有二鬪鷄事一、月卿雲客爲二左右念人一、有二勝負舞一、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕承安二年五月二日、東山仙洞にて鷄合の事ありけり、公卿侍從僧徒、上下の北面の輩、つねに祇候のものども左右をわかたれ、左方頭内藏頭親信朝臣、右方頭右近中將定能朝臣也、前夜寢殿の巽にあたりて地臺一面をもく、五節造物の臺のごとし、歛冬をむすびてうへたり、其上に銀の賢木をうへて、葉枝に用レ之銀臺をすへたり、たかさ八尺ばかり也、色どりて藤花をむすびてかけたり、葉柯の南に玉の鷄籠をおく、其北に銀鷄を入てをく、かり屋の東の砌に第一間にあたりて、かざしの花臺をたて、勝負の美とす、其北に錦の圓座をゝきて大鼓鉦鼓をたつ、かり屋の艮に廬橘樹をつくりてうへたり、同北妻には薔薇をつくりてうへたり、牡丹歛冬などをつくりてうへたり、左方念人は蓮花王院に集會しけり、をの〳〵參集す、右方念人は蓮花王院に集會しけり、をの〳〵參著しけり、たゞし公卿の外はつかず、右方頭中將定能朝臣事具するよしを奏す、すなはち法皇〇後白河出御ありて人をめす、權中辨經房朝臣おほせを承て、はやくはじむべきよしをおほす、其後卿相以下にしの中門の外にくだり立けり、先左方念人首座、次に右方念人西中門を入て參進のあひだ、まいり音聲あり、竹屋をつくりて黒木の屋

に擬して、春日まうでに准じけり、新源中納言拍子を取て、春日なる御室の山のあをやまのとうたふ、右中將定能朝臣篳篥をふく、右少將雅賢和琴を彈ず、府の隨人二人（壺胡𥫱巾著二亂緒一）和琴をかく、くだんの兩人助音しけり、又陪從信綱も同くつけけり、右兵衞佐基範笛をふく、念人中雅賢朝臣、基範朝臣、家保等、舞人の裝束をして參進、見る人嗟歎せずといふことなし、念人等右に著座の後、左右の頭をめす、左方伊豫守親信朝臣、右方右中將定能朝臣御前に參る、左右の鳥同時に持參すべきよしをおほす、すなはち兩方の鳥を持參して、南階の間のすのこにをく、一番左衞門督の鳥字無名丸、左少將盛賴朝臣持參す、右五條大納言の鳥字千與丸、右少將雅賢朝臣持參す、左右ともにうそをふく、其興なきにあらず、勝負いかやうにみゆるやうのよし、定能朝臣をもてたづね仰られければ、右のとり終頭理ありといへ共、中間に又左の鳥理を得たり、かつ又一番右かつ、をそれありとて、左右持にさだめられにけり、よて兩方かずをさす、左方のかずの判（○かずの判恐算刺誤藏人右少辨親宗、銀鴨一羽とりて（兼置二鳥屋內一）參進して葉柯につく、次に雅賢朝臣まづ插冠の花をぬきて錦圓座につく、次鳥を取てゑりぞきいる、盛賴朝臣おなじく鳥を取てゑりぞき入、其後十二番有けり、左方勝四番右方勝二番持六番也、次左方樂人參進して樂を奏す、次陵王（醒酬童也）陵王の終頭に右方より定能朝臣をもて、如此の興遊にたづね仰られんずべきやのよし奏しければ、用意の事等をの〳〵つとむべきのよしおほせられけり、次に納蘇利を奏す、右近將曹多好方、右近多成長等、つかうまつりけり、次に右方樂人散樂、北面下﨟等、にしきの地鋪を庭上に敷て舞臺に擬す、妓女二人甘洲をまふ、負方妓女舞奏する事いはれなき事なれども、用意のこと勤仕すべきよし、仰下さる、間奏しける也、源中納言韜鞁をうちて、たかく唱歌有けり、此間盃をすゝむ、右方人座を立て退去して、中門廊の邊に徘徊しけり、次に左右歌女唱歌舞妓なを興遊にたえず、公卿以下庭上にて亂舞有けり、一日の放宴たりといへども、さだめて備二萬代之美談一、昏黑事をはつてをの〳〵退出、此事中御門左大臣殿の御たづねによりて、ぶぎやうにん經房朝臣かきてたてまつりける也、

〔玉海〕承安三年三月廿二日甲寅、或人云、明後日別當成親可二鷄合一云々、

〔百練抄八高倉〕承安四年二月五日、行二幸法住寺殿一（上皇御所）六七兩日御逗留、有二鬪鷄呪師猿樂等事一、

〔義經記七〕へいせんじ御見物の事

辨慶ばかりまかり候はんとて、をひとつてひつかけてたゞひとり行けるが、とがしが城をみれば、三月三日の事なれば、かたはらにまり小弓のあそび、かたはらに鳥あわせ、又くはんげんさかもりに打みえて、酒にゑひたる所もあり、

〔明月記〕建久九年二月十九日、一日於二鳥羽殿一先競馬、次俄鳥合（取二聚近邊雜合一也）左右分レ方云々、左方（大納言）負、仍爲二負態一渡二御前一、我事了、又還御鳥羽、又鳥合右方負、爲二其負態一、今日又御幸云々、無才貫首總不覺、鳴才貫首又現二尾籠一、木工勾勘不レ及二左右一、職事奉行總暗夜歟、可レ悲之世也、

〔吾妻鏡十八〕建永二年（○元年）三月三日戊寅、於二北御壺一有二鷄鬪會一、時房朝臣、親廣、朝光、義盛、遠元、景盛、常秀、常盛、義村、宗政等爲二其衆一云云、

〔吾妻鏡三十八〕寛元五年（○寶治元年）三月三日丙辰、營中有二鬪鷄會一也、此間若狹前司等聊喧嘩、

〔辨內侍日記上〕二十七日（○建長元年二月）は七社のほうへいなり、（○略中）三日の御鳥あはせに、ことしは女房のも合せらるべしとき、しかば、わかき女房たち、心つくしてよきとりども尋られしに、宮內卿のすけどのは、爲教の中將がはりまといふ鳥をいだされたるあかとりの、いしとさかあるかけ、いろもうつくしきをたまはりて、あきつのまいらせられたるあかとりの、いしとさかあるかけ、いろもうつくしきをたまはりて、あきつばねにほこらかしてをきたるを、もりありといふ六位が、そのとりきとまいらせよといふかまへてとりなどにあはせらるまじきよし、よく〳〵いひてまいらせつ、とばかりありて、かためは

つぶれ、とさかよりちたり、おぬけなどして、見わするほどになりてかへりたり、おほかた思ふばかりなし、今はゆゝしき鳥ありとも、なにゝかはせん、たまはりの鳥なれば、きくもいみじからむとこそ思ひしになど、かへすゞ〳〵こゝろうくて、辨內侍、

われぞまづねにたつばかりおぼえけるゆふつけ鳥のなれるすがたに、三日、○三月御鳥合なり、

御所○後深草もひろ御所へいでさせおはしまします、冷泉大納言、○公相萬里の小路大納言、左衞門督、○藤原實藤三條中納言、公親頭中將、公保伊與中將、公忠すけやすの中將、藏人はのこりなし、ばつゆきなるあかこくろなどいふ鳥ども、かねてよりふせごにつきて、をの〳〵あづかりて、丁子ざやかうすりつけ、たきものなどして、いづれかにほひうつくしきとぞあらそひし、みすのうちより出されしかば、萬里小路の大納言たまはりてあはせられし、ゆゝしかりし君なり、ひよ〳〵より御所に御手ならさせおはしまして、かひたてられしいみじさばかりにてこそ侍れ、御とりがらはあやしげなれば、かたせんとて、それよりをとりたる鳥どもに合せられしもおかし、公忠公保がとりあはせしおり、伊與中將がとり、そらおどりするとて人々わらひしに、冷泉大納言、ひさかたのそらおどりこそおかしけれとのたまへば、公忠さこそといひたりし、おかしくて、辨內侍、

雲ゐとはなれさへしるや久かたのそらおどりする鳥にも有哉

〔看聞日記〕應永廿三年三月三日、桃花宴如例、但鷄鬪之儀被略、當所鷄不養、仍無之、　廿五年三月三日、早旦鷄鬪三番合之、當所鳥難得之間、纔五羽尋出了、

〔管見記〕永享五年三月三日、相當上巳、一段之佳節也、慶壽院殿依三回之中鷄鬪略之、　五月一日、召集家僕等打下殘以鵝眼令鬪雌雄尤乘興、

〔建內記〕嘉吉三年二月十三日己亥、藏人中務丞源定仲一藏也送御教書於右兵衞佐成房、來月三日鬪鷄三羽可召進之由仰含候、

來月三日可有鬪鷄三羽、可召進之狀、謹所請如件、

二月十三日

三月三日己未、禁裏鬪鷄三羽可召進之由、過日一藏藏人中務丞源定仲相催、成房出領狀請文、今日可尋進也、殿上人少々進之、於東庭有此事云々、

〔宣胤卿記〕長享三年○延德元年二月廿一日庚戌、極藏源富仲以狀云、來月三日鬪鷄事、諒闇中可爲如何哉、可尋予之由被仰下云々、先例不覺悟、近例永享無所見、停止可然歟、鬪鷄事根元幼年之御沙汰歟、長君之御時近代勿論不打任事歟、旁御無沙汰可然歟、但於可有御尋歟之由返答了、　廿二日辛亥、源富仲以昨日予申分使者鬪鷄事伺申之處、勾當返事如此云々、加一見返遣之、其返事分は尋予可定由被仰下候上者、重不可及披露之、罪々敷事停止可然分也、　三月三日辛酉、今日內裏鬪鷄停止、依諒闇也、於例者不勘知、准不依例之有無停止可然之由、先日予所計申也、凡鬪鷄事、幼主儀也云々、近代長君之御時有此事、不打任計、

〔和長卿記〕明應七年三月三日己亥、禁中例年之鬪鷄召進之、雖知鬪鷄之節、何空浮蟻之賞、桃花紅笑吾顏耳、呵々、

〔二水記〕永正十四年三月三日、於東庭鬪鷄如常、御祝令祇候、

〔言繼卿記〕天文二年二月三十日癸卯、來月三日鬪鷄催、廻文了、如此、

宿紙拂底之間、內々令申候也、

來月三日、鬪鷄三羽如例年可令持參給旨被仰候、可得御意候也、

二月廿九日　　以緒

頭辨殿奉○以下十六人名略

三日丙午、今朝鬪鷄見物候、九番有之、予鳥は如例年從野村持來、被參候輩、頭中將、公叙朝臣予、橘以

緒等也、

〔晴右記〕永祿八年三月三日、禁中御鳥合也、今日御鷹山より御歸、

〔晴豐記〕天正十年三月三日、鳥合祇候申也、禮者共有之、內物鈴、高橋鈴、衞士鈴、嵯峨すみくら二百疋、小阿彌二らさか月一二條御盃參候ト、より御成、禁裏御盃參候、

〔大江俊光記〕貞享元年十一月廿二日、町ゟ鷄合時花候也、鷄ニ色々ノ名ヲ付、一羽金五兩十兩、金二枚三枚ノ賣買也、鬪鷄時花候ヘバ、古來ゟ兵亂有之沙汰也、

〔百一錄〕貞享三年三月三日、鬪鷄先於東宮御前被行、次於禁掖被修之、

〔大江俊矩記〕文化元年二月廿六日丙戌、午後參洞、謁評定卿、來月三日鬪鷄申沙汰、如例年可相伺哉之旨申入處、當番唐橋前中納言承知、追付可被示間、暫可相待旨被示、後刻被招被申渡曰、例年之通可令沙汰旨被示、仍以表使可相伺哉尋申處、可爲其通被示之、

前黃門口上曰、鬪鷄之儀相伺候處、可有出御御覽間、如例可令沙汰、御裝束之儀も如例、隨藏人申合可覺悟旨被示也、愚按、如是ハ更以表使可伺定儀不及事也、與禁中時儀不同、然年々如此之上、更以表使相伺事故、於今年も先輩處置之通、卽招出表使申込左の通、

一以表使來月三日鬪雞如例年可令沙汰哉、相伺之旨兩上臈局迄申込也、且又於伺之通被仰下者、如例料紙（中奉書一帖）筆墨（一對）一廷申出度、御文匣（講釋）一來月三日迄拜借申度旨、以便申含置也、暫時後御返事申出、鬪鷄の儀如例可令沙汰旨被仰下、則料紙筆墨御文匣等持出也、

一暇服帳拜借（以非藏人評定卿申出）候殿上人院司殿上人等令吟味了返上、

一右相濟未刻前退出（目錄文匣持參入料紙持歸）

一院司候殿上人可觸分十五人也、歸宅後早速折紙書認、以青侍（續上下也、下部持文匣從行、）觸書左之通（中奉書三ツ折同）

紙上包、外ニ次奉書四ツ折一紙添、同入ニ包紙中ニ、

追申午刻　可レ被二獻候一也

來三日鬪雞三羽　可下令二持參一給上之

旨

院御氣色所候也

二月廿六日　俊矩

烏丸	頭辨殿
	庭田中將殿
藪中將殿	
東坊城	菅少納言殿
	唐橋侍從殿
	岩倉少將殿
倉橋	中務少輔殿
西洞院	肥後權守殿
石井	大膳權大夫殿
萬里小路	藏人右少辨殿
押小路	阿波權介殿
大原	備後權介殿
平松	安藝權守殿
	橋本大夫殿
北小路	藏人主稅助殿

追書、或上包書之兩說也、俊幹賴望皆書二上包一、予有二所存一書二同紙一如レ此、先考曾祖考還風也、

鬪鷄被獻候節、以
小舍人童或雜色
可レ被二獻候一事、

六條少將　梅小路　勘解由次官　藤谷　大和權介　已上三人依二重服者不一レ觸之一、其餘無二故障一、尤輕服者無構觸之也　主稅助一蔕故禁中申沙汰奉行也　依院司觸之間、兩御所獻上也、年々如レ此、

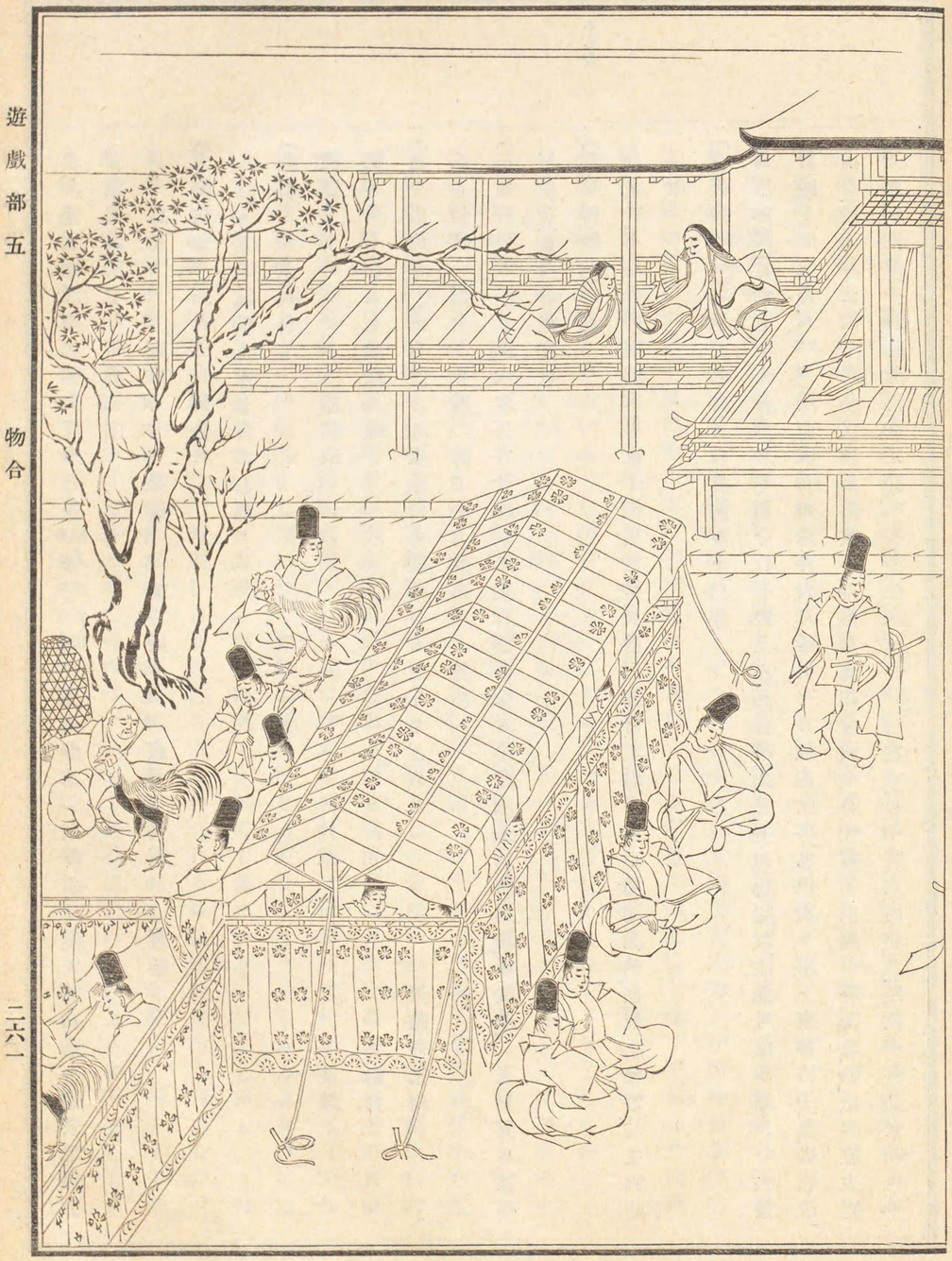

〔年中行事繪卷〕鷄合圖

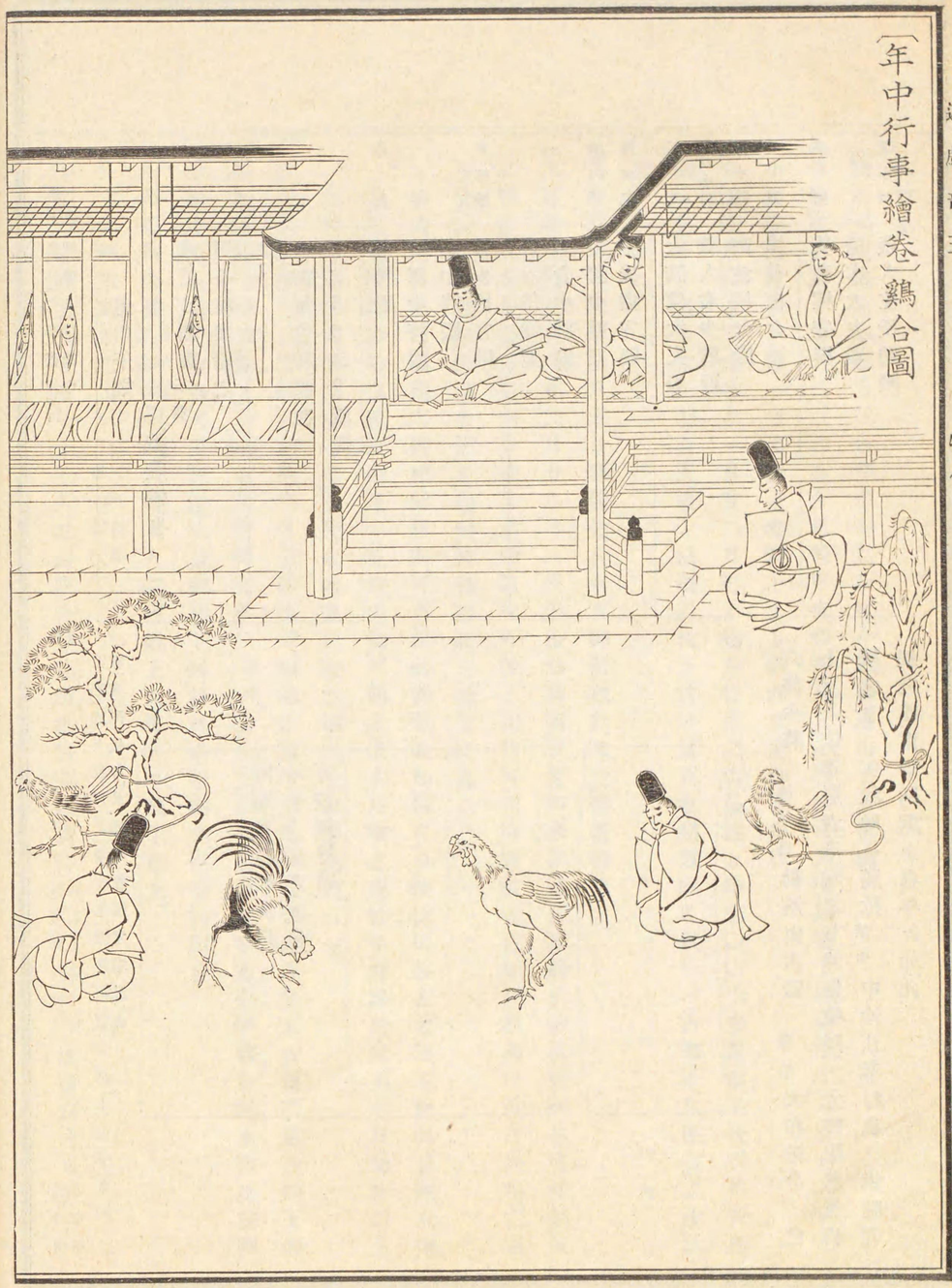

右之通也、納二拜借之御文匣一令二持參一、（青侍於二玄關開一レ匣入レ蓋差出也）先持參第一頭辨家、其後任レ便巡路持廻、未半刻より秉燭前迄七軒相濟持歸、

烏丸留主出　庭田留主出　平松有奉　東坊城留主出　藪有奉　大原有奉　唐橋有奉

〔立圃句集春〕三月三日鷄合に

にはとりの蹴爪も永き日あし哉

〔續山之井春〕鷄合

桃柳とりあはせみる節供哉

鷄も角くむあしの蹴爪哉

〔古今夷曲集入雜〕三月三日相坂邊にて、鷄合けるをみてよめる、　淡路守奈僧

鷄も相撲に似たり相坂の關のかち聲あぐる勢ひ

〔百練抄四後冷泉〕永承六年三月廿四日、禁裏有二根合一、蓋雞合後宴也、　重信

〔禁秘御抄下〕一鳥　如貞

幼主時、小鳥合幷鷄鬪常事也、子細無二定樣一、又遣二馬部吉上一取二小家小鳥鷄一流例也、如レ此與遊幼主御時事歟、

〔百練抄五堀河〕寛治五年九月六日、內裏小鳥合、

〔爲房卿記〕寛治五年十月六日辛酉、今日有二殿上小鳥合事一、去月上旬、自レ院被二仰下一進可レ獻二小鳥一人々、其後於二殿上一駒取方人、各六人　然而依レ爲二御忌月一去月延引、今日被レ遂二此事一也、但密々事、上南御格子一、晝御座改二南面一、殿下幷三位中將令レ候二御前一給、秉燭持二參鳥籠一、左方、頭中將仲實朝臣、源中將國信朝臣、四位少將俊忠朝臣、源少將師隆、侍從定輔、右兵衞佐宗政、已上著二直衣一右方、新中將宗通朝臣、四位少將顯雅朝臣、少將忠教、因幡守長實、周防守經忠、侍從實隆、以上著二夏袍一十二人、人別就二小鳥籠一、或盡二風流一、或亦例籠、藏人六人、各三人相分、自餘侍召不レ分、居二置南弘庇一有二疑覽一、後朝被レ獻二覽院一、先予參二院幷殿下一、

〔中右記〕寛治五年十月六日、殿上有二小鳥合興一、

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕寛治五年十月六日、殿上人所衆瀧口小舍人、左右をわかちて小鳥合の事有けり、公卿はまいられず、殿下三位中將ばかりぞさむらはれける、殿上人左方頭中將仲實朝臣、右方中將宗通朝臣以下、夏の袍どもに多指貫をぞ著たりける、左勝て殿上にとまりて、朗詠今樣猿樂など有けり、右はみな逃ちりにけり、小鳥は後に院へ參らせられにけり、（くはしくはべちの記に有）

〔小鳥合記〕安政四とせといふとし、神無づきのはじめにやありけむ、小鳥合すべきよしの仰ごとくだることありけり、まづおのれ（〇梅田彦）して、右の頭たるべく人々のすゝめらるゝに、初學のいかでかゝることせむと、ふたゝびいなみしが、玄ひてすゝめらるゝ、ももだしがたくて、その役とはなりぬ、まづわが方人は石川優、井口安行、仁科久迪、上松千年、門奈俊信、豐田勝豐、小笠原常樹、森部好謙なり、奉行には吉岡鶴群、宿老にてつとむ、籌さしの童は中根方樹、役送は福原行功、佐藤正廣などなり、左方は野村勝明、水上廣房、伊達忠正、川北愼信、赤堀保水、辻高文、三井正正、岩田則博、奉行は長井裁之、頭は吉岡鶴成、籌さしの童は浮穴爲經、役送は野志矩鎭、松本正直なり、おなじ霜月の末、ことゝゝのひしよし司につげたれば、極月はじめ四日に、まづからぶみまなびの館にて習禮あり、おなじ七日といふ日、大殿の御小書院といふにて、其作法みそなはし給ふべき仰下りければ、その日の辰の刻、人々御殿にまうのぼる、方人いづれも素襖、鶴群は布衣、籌さしの童、黃丹の水干、上下紅梅の小袖、童髮して紅ひの薄樣にてゆふ、柳の間といふを左右の局とす、午刻事とゝゝのひしよし奉行につげたれば、奉行司につぐ、やがて司して執行べきよし仰下る、そもそも御ましの裝束はすべてめぐりに籠かけ渡し、母屋の上段に君ましく、西の庇かけてたれた

る簾の中に、實成院尼公おはしまし、女房どもあまたかしづきたり、二の間のひさしの間には、國老土佐守忠央朝臣をはじめて、司々あまた並居たり、まづ判者本居豐穎、村田春野座につく、豐穎は南おもて、春野は北おもて、次に左の頭吉岡鶴成まづかずさしの地敷をとりて二の間にのべしく、次に左役送野志矩鎭洲濱をかきたつ、次に右役送福原行功おなじく洲濱を出す、次に左役送文臺を二の間の中ほど、くく二の間にしく、次に右役送福原行功おなじく洲濱をかきたつ、次に西おもてにおく、こは黒柿もてつくる、其さまは永久四年正月内大臣家の大饗の時、辨少納言の前にありし机のさまをうつしたるなり、次に右の文臺は蘇芳也、こもおなじとき尊者のまへの机をうつしたるなり、次に左役送豐穎のまへに硯箱と料紙を置、右役送春野の前に硯箱料紙を置、次に鶴成おのれ文臺につく、まづ左籌さしの詞をよみあぐ、○略中歌合はありしこと、吏にも玄るし、つぎ〳〵さま〴〵の合もの行れしよしは、くさ〴〵の書どもにみえぬ、小鳥合は堀河院御門寛治五年十月六日、殿上にてありしよし、中御門右府の記、爲房記をはじめ、あれこれのふみどもにみえたれど、いかなる業したりとも、くはしきさまつたはらざれば、今まねばんによしなし、こたびはたゞふるき書どもに、とりの事跡あるをえり出し、あるは今目のまへにみたるさまによりて、まうけ出たれば、ひがごとも多からむかし、そも〳〵建暦の御抄に、小鳥合は幼主の御時、常せらるゝことのよし記させ給へり、ひそかにかぞへ奉るに、寛治五年は堀河院御年十三の御時にあたれり、今我君御年十二の冬、かゝるわざ人々にせさせ給ふも、ふかきよしある神の御心ならひとゝいと〳〵かしこうおぼゆ、堀河の御門は、末代の聖主におはしましゝこと、其世の書、あるはのちのにもあまたゝるしつたへたり、夫にかよひ給ふ我君が代にうまれいでゝ、かゝる御あそびにつかふまつるうれしさは、みじかき紙にいかでかのべつくさむ、たゞありし大かたをわすれぬまにと、そのよさり筆とりてかつ〳〵玄るし侍るは、右の方人にてことゝりつかうまつりし梅田三彦、

鶉合

〔尺素往來〕賀茂競馬幷深草祭、上下之見物、鷺鴛之鬪鳥可レ有二此時一歟、

鴨合

〔競物名彙下〕春村曰、此文に據て考ふるに、上卷に載する鴨合も、疑ふらくは鴛の寫誤なるべし、鴨字を鴛とかける本もあるうへに、鴨は飼鳥とせし例も見えねば、とにかくにおぼつかなし、

〔玉海〕承安三年三月廿二日甲寅、入レ夜參二女院御方一、近日事外有二御減一爲レ悦云々、先レ是中將定能朝臣來、來月院中可レ有二鴨合一（○鴨合、一本作二鴛合一）云々、公卿殿上人北面分方、五月二日、此日院中有二鴨合一（○鴨合、一本作二鴛合一）事、公卿殿上人已下、北面上下僧入道等、左右念人其數繁多云々、左打二錦幄一、右作二黒木假屋一云々、各其風流盡レ善盡レ美、但右殊依レ有二禁制一、不レ用二金銀錦等之類一云々、然而甚優美也、摸二臨時祭舞人插頭花等一云々、左乖二制法一、盡二金銀一云々、凡此經營、其費不レ可レ勝計一云々、左頭大納言重盛卿、右頭中納言國綱卿云々、左右念人之外餘人所レ不レ見云々、子細尋二參仕之人一可レ記二置之一絆希有也、三日甲午、今日北面鴨合、（○鴨合、一本作二鴨合一、内々事也、

鴨合

〔百練抄八高倉〕承安三年五月二日、於二上皇（○六條）御所一有二鴨合事一、近習月卿雲客及北面下﨟等分二左右一爲レ念人一、絆起二兼日之儀一、爲二當時之壯觀一、有二勝負舞一、

鳩合

〔競物名彙上〕春村曰、右鴨字或は鳧に作れり、もし鳧に從ふべき歟、されど寛喜二年六月廿二日明月記に、一日比在二信成前相公宅一、翫二鴨鳥一云云し、猶鳧合條にも云を見るべし、

〔明月記〕建暦二年七月十日、今日前大納言實輔卿於二西坊城泉口一鳩合負態云々、十二月十日、今日於二馬場殿一有二鳩合負態一、左金吾經營也、其風流只金銀錦繡、盡善盡美云々、

〔明月記〕承元二年九月廿七日、夜半許西方有レ火、望之煙甚細高、朱雀門燒亡云々、末代滅亡、慟哭而有レ餘、依二所勞一久籠居、不レ出レ門、廿八日、傳聞、常陸介朝俊（生千朝澄卿末孫、只以二馬相撲一爲レ藝、殊官也、）取二松明一昇レ門取レ鳩、

歸去之間、件火成ニ此災一、近年天子上皇皆好レ鳩給、長房卿保教等本自養レ鳩、得レ時而馳走、登ニ舊塔鐘樓一求ニ取鳩一、此事遂以滅ニ社稷一、嗟乎悲哉、例幣口口大宮大路只有ニ灰燼之跡一、無ニ人家一、京洛之靡滅、尤可ニ奇驚事也一、是又非ニ鳩一事、只國家之衰微歟、

鶯合

〔運歩色葉集 字〕鶯合（アセ）

〔日次紀事 臨時〕鶯合

〔看聞日記〕永享七年五月一日、早朝鶯合、一方不レ鳴無興也、三日、朝鶯合、行豊朝臣、重賢持參、行豊朝臣烏勝、

○按ズルニ、鶯會ノ事ハ、動物部鳥篇ニ載セタリ、

鶉合

虫合

〔日次紀事 臨時〕鶉合

〔山家集 下 雜〕八條院の宮と申けるをり、白河殿にてむしあはせられけるにかはりて、虫入てとり出しける物に、水に月のうつりたるよしをつくりて、其心をよみける、

行すゑの名にやながれん常よりも月すみ渡る白川の水

蜘合

〔閑窓自語〕弄ニ蜘蛛一語

土御門故二位泰邦卿かたられけるは、享保のはじめ、世に蠅とりぐもとかやいふ虫をもてあそぶ事あり、風流なるちいさき筒に入れて、蠅のいる所へとばせてとらしむ、一尺二尺など遠くとぶをもて最上とす、よくとぶ蜘は、あまたのこがねにかへてあらそひもとめ、蜘合をし、博奕に及ぶのあいだ、武家より制してやめしむとぞ、世にめづらしきものにてあそびもありけるなり、

鬪草

〔倭名類聚抄 四 藝〕鬪草　荊楚歲時記云、五月五日、有ニ鬪ニ百草一之戲一、鬪草、此間云、久佐阿波世、

〔白氏文集 十 感傷〕觀兒戲

齠齔七八歲、綺紈三四兒、弄塵復鬪草、盡日樂嬉嬉、堂上長年客、鬢間新有レ絲、一看竹馬戲、每憶ニ童騃

時、童騃饒ニ戲樂一、老大多ニ憂悲一、靜念彼與レ此、不レ知誰是癡、

〔類聚名義抄 七 門〕鬪草　クサアハセ

〔伊呂波字類抄 久 人事〕鬪草　クサアハセ

〔字鏡集 艸〕芝（シ）　クサアハセ

〔翌檜 末〕雅遊

平家はさぬきの國八島のいそにおくりむかへて、年の始（壽永三年）のなれ共、元日元三のぎしき事よろしからず、○略○中花のあした月の夜、詩歌、くはんげん、まり、小弓、扇合、ゑ合せ、草づくし、虫づくし、さまざまけう有し事共思ひ出、かたりつゞけて、永き日をくらしかね給ふぞ哀なる、

〔平家物語 九〕小朝拜

〔平家物語 五〕

今昔、後一條ノ院ノ天皇ノ御代ニ、殿上人藏人有ル限員ヲ盡シテ、方ヲ分テ種合セ爲ル事有ケリ、二人ノ頭ヲ左右ノ首トシテ書分チテケリ、其ノ頭ハ左ハ頭ノ弁藤原ノ重尹、右ハ頭ノ中將源ノ顯基ノ朝臣等也、此ク書分テ後ハ互ニ挑ムコト无ク、心ヲ有キ物ヲバ、諸宮諸院寺々國々京田舍ト无ク、盡シ肝モ迷ハシテ、求メ騷ギ合タル事物ニ似ズ、殿上人藏人ノミニ非ズ、藏人所ノ衆出納小舍人ニ至ルマデ書分チタリケレバ、其レモ皆世々ノ敵ノ如ク行合リ、所々モ書分テ後ハ物ヲダニ不レ云合有ケル、何況ヤ殿上人藏人ハ兄弟得意ナル人ナレドモ、左右ニ別レニケレバ挑ム事只思ヒ可レ遣シ、此ク爲ル程ニ既ニ其日ニ成タレバ、右近ノ馬場ノ大臣屋ニ各渡リヌ、殿上人ハ微妙キ禰（ナホシ）袴ニテ、車ニ乘リ列テ、集會ノ所ヨリ渡リヌ、其ノ集會ノ所ヲバ兼テヨリ定メタリケレバ、各宵ニ

集ニケリ、其ノ所ヨリ大臣屋ヘ渡ル有様不可云盡ス、大臣屋ノ前ニ埒ヨリ東ニ南北向様ニ錦ノ平屋ヲ卯酉ニ長ク立テ、同錦ノ幔ヲ引廻シテ、其ノ内ニ種合セノ物共ヲバ、悉ク取置タリ、出納小舎人ナド平張ノ内ニテ皆此レヲ捧ツ、殿上人ハ大臣屋ノ中ノ間ヲ分テ、左ハ南、右ハ北ニ別レテ皆著並ヌ、藏人所ノ衆瀧口モ皆列レテ皆著並ヌ、藏人所ノ左右ニ居ヌ、埒ヨリ西ニハ其レモ南北ニ向様ニ勝負ノ舞ノ料ニ錦ノ平張ヲ立テ、其ノ内ニ樂器ヲ儲ケ、舞人樂人等各居タリ、其喬々ニハ京中ノ上中下見物ニ市ヲ成タリ、女車立不敢ス所无シ、〇中略而ル間既ニ其ノ時ニ成ヌレバ、大臣屋ノ前ニシテ次第ニ座ヲ敷テ、口開キ吻有テ物可咲ク云フ者ヲ各儲テ、其座ニ向様ニ居テ、員ヲ可差物ノ風流財ヲ盡シテ金銀ヲ以テ莊レリ、亦員差座ニ居ヌレバ、既ニ合スルニ互ニ勝負アル間、言ヲ盡シ論ズルコト共多カリ、

○按ズルニ、種ハクサノ借字、種合ハ即チクサアハセナリ、教訓抄ニ今昔物語ノ文ヲ引キテ、草合ニ作レリ、以テ證トスベシ、

〔古今著聞集十一畫圖〕永承五年四月廿六日、麗景殿女御に繪合ありけり、彌生の十日あまりの比より其沙汰有けるは、〇中略むかしよりきこゆる花合は、散てふるき根にかへりぬればにほひ戀し、草合は尋て本の所へ返しやれば名殘うるさし、

〔百練抄五　鳥羽〕永久五年五月廿九日、內裏有種合事、左方摸五節所體云々、

〔長秋記〕保延元年三月二日乙亥、女院有種合事、左方摸五節所體云々、

〔台記〕久安六年四月十五日辛酉、午刻參內、上〇近衛御后廬、有鬪草、　八月六日己酉、午刻參朝餉、卽渡御皇后宮御方、忽有鬪草之興、了還御、

〔文華秀麗集下雜詠〕觀鬪百草簡朋執一首　滋貞主

三陽仲月風光暖、美少繁華春意奢、曉鏡照顏粧黛畢、相將戲逐覓紅花、紅花綠樹煙霞處、弱體行疲園逕遐、芍藥花酣蕪葉亂、隨攀迸落受輕紗、薔薇綠刺障羅衣、柳陌青絲遮畫眉、環坐各相猜、他妓亦尋來、試傾雙袖口、先出一枝梅、千葉不同樣、百花是異香、樓中皆艷灼、院裡悉芬芳、菲散薔盧競、風流巧唉便娟矜數籌鬪罷不求勳績顯、華筵但使前人羞、

和野柱史觀鬪百草簡朋執之作一首　巨識人

閒道春色遍園中、閨裡春情不可窮、結伴共言鬪百草、競來先就一枝叢、尋花萬貴攀桃李、摘葉千廻繞薔薇、或取倒葩或尖蕚、人人相隱不相知、彼心猜我我猜彼、竊遣小兒行密窺、圍欒七八者、重樓粉窓下、百香懷裡薰、數樣掌中把、擁裙集綺筵、此首雜華細、相催猶未出、相讓不肯先、鬪百草鬪千花、矜有嗤無意遞奢、初出紅莖敵紫葉、後將一藥爭兩葩、證者一判籌初負、奇名未盡日又斜、勝人不聽後朝報、脫贈羅衣耻向家、

〔拾遺和歌集九雜〕草合し侍ける所に　惠慶法師

たねなくてなき物くさはおいにけりまくてふ事はあらじとぞ思

〔八代集抄十七拾遺雜〕草合　色々の草を合せて、類なき草を勝とする戲也、鬪草鬪花など唐にもせし事也、

〔後拾遺和歌集二十誹諧〕人の草あはせしけるに、朝がほかゞみ草などあはせけるに、かゞみ草かちければ、

まけがたのはづかしげなるあさがほを鏡草にもみせてけるかな　よみ人しらず

〔京華集〕本朝風俗、七月七日例鬪草花、如楚人重五有百草之戲矣、丙申之載吉田民部藤公見惠仙翁花幷茶、余時在唯稱院、累七諱席、書誦夜禪懶困不堪耳、而花以打香供、茶以降睡魔、感幸々々仍題小詩以謝惠意云、

〔玉山遺稿四〕題美人鬪十八首

鬪草芳原上、風吹羅帶輕、愁來不肯採、中有王孫名、

輕風動羅衣、城東春色早、相逐向芳原、爭採宜男草、　右鬪草

〔續視聽草五集五〕友野煥幻玉集　美人鬪草

上林春色年々好、羯鼓催花花發早、鞦韆戲罷晴晝長、又喚女群鬪百草、笑語携手出房櫳、採擷菁英盈筥籠、覓芳爭向蘼蕪逕、避伴潛來芍藥叢、分曹成隊互相進、羅裙排列臙脂陣、衒奇角勝誰最多、賭取金釵矜得儁、棄時不似摘時惜、玉纖揉碎輕抛擲、斜陽滿地無人收、亂紅殘翠香狼藉、君不見金屋阿嬌閉長門、莫怪人情俄頃易、

〔禁秘御抄上〕前栽

前栽者昔瀧口承之、植萩戸萩云々、草無沙汰、有根樹忌方角、但上古無其沙汰、如何、菊合前栽合時植之、

〔伊勢集上〕式部卿の宮の前栽合に、草のかう、

くさのかう色かはりゆく白露はこゝろをきてもおもふべき哉

〔扶桑略記二十三醍醐〕昌泰四年〇延喜元年　八月廿五日、有前栽合、

〔拾遺和歌集五賀〕右大臣源のひかるの家に前栽合し侍けるまけわざを、うどねりたちばなのすけつくりて侍けるによませはべりける、　つらゆき

ずみがゑ侍ける、ちどりのかたつくり

たがとしの數とかはみん行かへりちどりなくなる濱のまさごを

〔拾遺和歌集五賀〕天暦〇村上御時、前栽のえんせさせ給ける時、　小野宮太政大臣〇藤原實頼

萬代にかはらぬ花の色なればいづれの秋か君は見ざらむ

〔藤原清正集〕天暦の御時、かたわかちて前栽合せさせ給ひけるに、中宮の御方に、花の枝にてふのかた作てつけさせ給ひけるに、

九重に露をおけばや花の色の外の秋には匂ひまされる

百敷に花の色々匂ひつゝ千とせの秋は君がまに〳〵

〔榮花物語一月の宴〕康保三年八月十五夜、月宴せさせ給はんとて、清涼殿の御前にみなかたわかちて前栽うへさせたまふ、左の頭には繪所別當藏人少將濟時とあるは、小一條の師尹のおとゞの御子、いまの宣耀殿の女御の御せうとなり、右の頭にはつくも所の別當右近少將爲光、これは九條殿の九郎君なり、おとらじまけじといどみかはして、繪所の方にはすはまを繪にかきて、くさぐさの花、おひたるにまさりてかきたり、やりみづ岩ほみなかきて、ゑろがねをませのかたにして、よろづの虫どもをすませ、大井に逍遙したるかたをかきて、うぶねにかゞり火ともしたるかたをかきて、むしのかたはらにうたはかきたり、造物所のかたには、おもしろきすはまをゑりて、ゑほみちたるかたをつくりて、いろ〳〵のつくり花をうへ、松竹などをゑりつけて、いとおもしろし、かゝれども歌はをみなへしにぞつけたる、

左方

君がためはなうへそむとつげねどもちよまつむしのねにぞなきぬる

右方

心してことしはにほへをみなへしさかぬ花ぞと人は見るとも、御遊ありて上達部おほく參り給て、御祿さま〴〵なり、〇又見二丙裏前栽合一

〔日本紀略四村上〕康保三年閏八月十五日丙子、朝干飯御座前、兩壺分方有二前栽合一、　十六日丁丑、東宮同宴、

〔古今著聞集十九草木〕康保三年閏八月十五日、作物所繪所あいわかつて、殿の西の小庭に前栽をうへられけり、右大將藤原朝臣、治部卿源朝臣、朝成朝臣、中渡殿に候、侍臣等後涼殿のひがしのすのこ

にこうす、つぎに兩所酒饌をもて男女房にたまふ、夜に入て侍臣唱歌し管絃を奏す、又高光永頼に、花の枝にゆひつくりところの和歌をとりてよませられけり、公卿侍臣に仰てうたを奉りけり、右大將延光朝臣ぞ題をば奉りける、十五夜翫二後庭秋花一とぞ侍ける、深更に及で侍臣和歌を奉る、保光朝臣をしてよませられけり、さらに又管絃の興ありて、其後公卿に祿を給はせけり、

〔源順集〕ある所の前栽合の歌の判ある所に、男女かたわきて、御前の庭のすゝき、荻、ゑらに、ゑをに、くさのかう、をみなへし、かるかや、なでしこ、萩などうゑさせ給ひ、松虫鈴虫をはなたせ給ひて、人人にやがてその物どもにつけて歌を奉らせ給に、おのが心々に我も〳〵と、あるは山里の垣ねにさをしかの立より、あるはかぎりなきすはまの磯づらに、あしたづのおりゐるかたをつくりて、草をもおほし、虫をもなかせたる、仰ごとゝて、花の有樣むしのすがた、いづれも〳〵いとをかしかめり、歌のおとりまさりは、さだめでやはあるべき、たれしてかさだめ申さすべきと仰給に、これかれまうす、さきのいづみのかみ源順朝臣なん、おほやけには梨壺の五人がうちにめされ、宮にはおもと人八人がうちにてさぶらひし人也、これをめしてこそさだめられんに、よろしからめと申によりて、かねて其事とはなくて、こよひすぐすまじきまめごとなんあるとてめしたり、かみのつかさ、たゞすつかさのおほいすけたち、こなたかなたにさぶらひ給ひ、かゞの掾橘のまさみちによみあげさせ、順朝臣にことわらせ、學生ためのりに今日のことをかきおかせ給ふなかに、ためのりなん源といふ人にもあらず、千種に匂ふ花のあたりにはもぎ木のやうにて、まじりにく、侍れども、やんごとなくさぶらふべき、みやまのふもとよりおひ出たる草のゆかりにて、仰ごとのいなびがたさに、みづぐきしてて書ゑるして奉りおく、其歌ども順朝臣さだめ申さる處かくなん、〇略中天祿といふ年はじまりて、みとせの秋の半、長月の廿日に今二日おきて、大井にての事なり、〇又見二古今著聞集一

〔中右記〕嘉保二年八月廿八日、上皇〇白河於二鳥羽殿一有二前栽合興一、先レ此五六日以前相二分方人一、權中納言基忠爲二左方頭一、宰相中將宗通爲二右方頭一、此外公卿二人、殿上人十餘輩被二相分一也、是前栽堀體也、酉時許南殿寢殿巽角方南面女院御方也有二此興一、先大殿、鳥帽子直衣關白殿、直衣左大將、直衣相分令レ候二左方一給、左大臣、直衣中宮大夫、同民部卿同令レ候二右方一、是依レ仰當座相分也、取二方人一、左、右衞門督、直衣公實、藤中納言基忠、布衣江中納言、直匡房衣、右、左兵衞督、直俊衣實、治部卿、直通俊衣、宰相中將、布宗通衣、先右方人々參來立二燈臺一、但兼日依レ仰止二風流一、隱歟、左方頗無二面目一事也、纔立二小燈臺一、殿上役人六位之前栽昇二立前庭一、左右各風流作レ花入臺一、以二御隨身一昇レ之、方人皆布衣、方六位下二庭中一、取二歌書物一置二御前一、次召二講師一、左方予、藤原宗忠右方能俊朝臣、二番被レ講、問、右方取レ虫入二小籠一進、頗有二逸興一、依レ仰左大臣爲二判者一、口方勝了、人々退出、右方暫留

菖蒲根合

〔續古今和歌集四秋〕嘉保二年、郁芳門院前栽合の歌に、　權大納言公實

眞葛はひおぎのそげらぬ宿ならばをそくや秋の風をきかまし

〔續後撰和歌集五秋〕鳥羽院御時、前栽合に、　大藏卿行宗

花すゝきまねかざりせばいかにして秋の野風の方を𤏋らまし

〔赤染衞門集〕五月五日、右大將殿より、さうぶあはせしたるあふぎにくす玉をゝきて、これがかちまけさだめさせ給へとありしに、とのは左大臣におはしましゝかば、

ひだりにやたもとのたまも結ぶらん右はあやめのねこそあさけれ

〔續世繼一菊宴〕六年〇永承さ月五日、殿上のあやめねあはせさせたまひき、そのうたども、歌合の中にはべるらん、

〔扶桑略記二十九後冷泉〕永承六年五月端午日、殿上侍臣、左右相分、有菖蒲合事、和歌五首、

〔百練抄四後冷泉〕永承六年五月五日、禁裏有根合、蓋雞合後宴也、

〔古今著聞集十九草木〕永承六年五月五日、內裏に菖蒲の根合有けり、此こと去三月晦日、堪能の上達部ひとりふたり殿上人等をめして、弓の勝負ありけり、又鷄合も有けり、其勝負なきによりて、菖蒲の根をあはせて勝負を決せられける也、御裝束、永承四年十月歌合の儀のごとし、中宮皇后宮みなさぶらはせ給ふ、內大臣賴宗、民部卿長家、按察大納言信家、小野宮中納言兼賴、さへもんのかみ隆國、侍從中納言信長、二條中納言俊家、中宮大夫經輔、左宰相中將能長三位中將俊房、三位少將忠家など參り給ひけり、左右の方人夕べにおよんでまいりけり、まづ御殿にあぶらを供ず、其後左右の文臺をたつ、高サ四尺なりけり、南のひさしの座の東の間に、東面の妻にかきたつ洲濱をつくりてゑろがねの松をうへたり、又おなじき鶴龜をすへたり、沈香をもて岩石を作りたてたり、其あいだに銀のやり水をながして、其前に机を立て、そのうへに書一卷をゝく、像眼をもて紙し

て、色紙形を摸して、をの〳〵和歌五首をかく、ゑろがねをのべて表紙として、彩色あをくみどりの文になずらふ、長根五筋をわがねて松の上にをき、洲のほとりにをけり、かずさしの洲のうへにもをけり、又藥玉五流わがねて洲のうへにをく、方の人々東のゑんの上に候、つぎにかずさしのすはまをたつ、藏人是をかきて、文臺のひがしにをく、右たて、小松をうへたり、菖蒲をつくりてかずさしの物とす、次に又藏人右方の文臺をかきたつ、方二尺ばかりなる其うへに大鼓だいを立て、其上に大鼓をたつ、そのまへに蝶舞の童六人をつくりたて、其根の上にをの〳〵和歌をかく、みな銀をもてつくれり、又藥玉ながき根をわがねてすはまの邊にをく、藥玉みな金銀にてつくれり、方の人西のすのこに候す、次に籌刺のすはまをたつ、藏人一人これをかきて文臺の西のかたにをく、すはまに竹臺のていをつくりて、竹をうへてかずさしの物とす、其後仰によりて公卿をわかちて左右とす、左のかたの公卿相引て、御前の簀子をへて東にわたりて座につく、內大臣師方卿、兼賴卿、信長卿、經輔卿、俊房卿也、左頭頭辨經家朝臣、右頭頭中將資綱朝臣すゝみて文臺の下に候す、此間に左右のかざしの童をの〳〵一人其所に候、くだんの童二人隆國卿の子息也、みな殿上に候しけり、頭辨經家朝臣、良基朝臣を召、頭中將資綱朝臣、基家朝臣を召、左右あひわかつて御まへに候す、經家朝臣ながき根を取て、良基朝臣にさづけて、南のひさしにのべおかしむ、右又かくのごとし、其長みじかをあらそふ、左の根一丈一尺、右の根一丈二尺にて右勝にけり、但右かたすこしまさりたりけるによりて勝に定められけり、三番を限りとしてとゞめられぬ、次に和歌五首をよむ、左の講師長方朝臣、讀師經家朝臣、右の講師隆俊朝臣、讀師資綱朝臣也、判者內大臣、題菖蒲、郭公、早苗、戀、祝也、をの〳〵よみ終りてゑりぞきて、本の座にかへりつく、次に管絃の御調度をめす、和琴民部卿、箏二位中納言、琵琶經信朝臣、笙定家朝臣、笛篳篥隆俊、唱歌資仲朝

臣、子調子ののち内大臣御氣色によりて、笏をさして御笛を取て、御座の下にすゝみてこれを奉る、主上〇冷泉後御ふえをとらせおはしまして後、拍子奉仕せらるべきよし内大臣に仰らる、大臣仰を承て座に歸りつきて安名尊をとなふ、律曲の終りに諸卿に御衣をたまはす、をの〳〵退出、今度殿上人の祿はなかりけるとかや、

〔後冷泉院根合〕殿上根合　永承六年五月五日

題　菖蒲　時鳥　早苗　祝　戀

作者　左方　左馬頭源經信朝臣 持一　權左中辨藤原資行 持一　藏人修理亮藤原隆資 勝一

式部大輔藤原國成朝臣 持一　相模 持一

持一　右近中將源經俊 持一　右方　右近中將源顯房 持一　右近中將資綱朝臣

一番　菖蒲　少納言源信房 負一　良暹法師 持一

左 持

萬代にかはらぬものは五月雨のさづくにかほるあやめなりけり

左馬頭源經信朝臣

右

つくま江のそこのふかきはよそながらひけるあやめのねにてさる哉

良暹法師

二番　時鳥

左 持

ほと、ぎすたゞ一聲に過ぬれば又まつ人になりぬべきかな

權左中辨藤原資行

右

うたゝねの夢にやあらんほと、ぎすまたともきかで過ぬなる哉

右近中將源顯房

三番　早苗

左 勝

五月雨に日はくれぬめり里遠み山田のさなへとりもはてぬに

藏人修理亮藤原隆資

右

小乙女の山田のさみにおりたちていそげやさなへむろのはやわせ

少納言源信房

四番　戀

左 持

うらみわびほさぬ袖だにある物を戀に朽なん名こそおしけれ

相模

右

下もゆるなげきをだにもさらせばやたゞ火のかげのさばしばかりに

右近中將源經俊

五番　祝

左 持

秋のそらいづる月日のさやかにもよろづ代すめるくものうへかな

右近中將資綱朝臣

右

春日山枝さしそむる松の葉は君が千とせの數にぞありける

〔中右記〕寛治七年五月五日辛巳、今日新女院〇郁芳門院媞子内親王女房之根合也、未刻左右方人參集東泉殿、左方西御所、右方東屋、但右方儀式不知之、右方念人二位宰相中將、右大弁、兩貫首以下來會之後、源大納言雅清書方和歌、書後從御所召大納言、聞右中無清書之人、由仍遣此大納言也、此間左方人々議定云、此間可奏此由歟、酉時左方人々乘船進御前、是開水之中門道哥事〇哥恐　若有風聞者如何、然者講席之間可奏此由歟、酉時左方人々乘船進御前、是開水之中門道其路也、船頗輕、幅上葺菖蒲本、院侍四人、著布衣、爲船人、皆著直衣、此中將著直衣、乘此船、殿上人、著布衣、所々畫繪、二位中將著直衣、乘此船、殿上人皆著直衣、此中將伊豫守顯季朝臣、左少弁重資、兵衛佐房遠、衣冠、吹雙調、次歌席田、爲參音聲、笙左近府生時之、拍子下官〔藤原宗忠〕頭少將付歌、刑部卿顯仲朝臣、今日可吹笙也、餘稱所勞由不參仕也、復聞得右方之

女房語、申所勞之由、不參云々、仍察乘時之一人令吹燈臺也、顯仲朝臣所爲奇惟也、乘燭之程進前庭、昇從寢殿東階、先左方之六位等供燭、公卿之座上下二本、又切燈臺一本、立講師之圓座前、右方如此、右方人未參進前、公卿相分左右被候、左方治部卿、民部卿、左衛門督、大納言、中納言、中將、出右大弁、右方大臣、判者中宮大夫師、新大納言宗、右弁匡、三位侍從、又左右女房此前打出簾前、于時左方新宰相中將、仲右方衛門督藤中納言、左大弁匡、三位侍從、昇立文臺、左少弁重資先取打敷、自資子進御前敷之、六位二人持鏡、橫鏡枕體、續色紙一卷、銀表紙、瑠璃軸、書和歌、菖蒲五筋入此筥、以菌爲打敷、金銀紫檀沈等顯皆用之、次方殿上人進簀子候、二位宰相中將被加左方公卿座、次右方人參進、先右中弁師賴朝臣、右少將俊忠朝臣二人、取紙燭前行、童女二人、取文臺之机帳與菌、進御前置之、文臺是机帳之帷也、色紙形書和歌、有懸角二、納菖蒲根也、地敷、是又金銀也、以薬玉懸二机帳上二、童女幷方殿上人等候簀子敷、次殿下召講讀師等、此間院之間、左方之念人中納言中將進令奏給云、先日籌刺燈臺之風流、如此事皆以可停止之由被仰下了、今右方已有童女者、此事不可有者、再三被奏、時刻推遷之後、有仰被追入童女、左方頗有咲氣、次左右講讀師進御前左讀師頭弁季仲朝臣、講師宗忠、右朝臣、讀師顯賴朝臣、講師左少將能俊朝臣、自御簾中出、令候同間之西柱邊給、已入幽興也、次合根、頭弁取出根、左少將忠敎進御前立講師之前、左方根一丈六尺計、根之上有薬玉之花枝、次右方師賴朝臣、與能俊朝臣、置次右方、依負方又進根一丈六七尺許、根上有菖蒲、次左方根一丈三四尺許重左勝、次又右進銀根于時中納言中將令奏給云、作銀大奇惟也、不可合、雖然有仰、右方進銀根、有論無勝負、三番根依永承六年殿上之根合例、左方合根之人、講讀師之外、左少將忠敦勤之、而右方次合和歌、先左方讀師被不然如何若失歟、和歌之書卷講師讀上之、先讀題目、あやめ、不讀二一番云事一次歌、一番

右少將忠敎

左

ナガキ子ゾハルカニミユルアヤメ草ヒクベキ末ヲ千トセト思ヘバ

齋院女房　云二攝津君一

右　不レ讀レ題

タヅノキルイハガキヌマノアヤメ草チヨマデヒカムキミガタノミニ

判者令奏給云、左右共比類興、爲持、○下略

續世繼根合、媞子の內親王と申は、○中略てて、皇后宮にたゝせたまふ、院號ありて、郁芳門院とさせたまひて、歌合の題菖蒲、郭公、五月雨、祇、戀なん、判者は六條のおほい殿せさせ給へり、周防內侍戀歌、

こひわびてながむるそらのうき雲や我下もえの烟成らん、とよめりけるを、判者あはれつかふまつりたるうたかなと侍ければ、右歌人かちぬとて、このうた詠じてたちにけるとなん、二位大納言の宰相におはせしにかはりて、孝善が、ひくてもたゆくながきねのとよみとゞめ侍るぞかし、

金葉和歌集二郁芳門院根合に、

藤原孝善

あやめ草ひくてもたゆくながきねのいかでかはのみかどのあねにて、御はゝぎさきになぞらへであさかの沼に生けん

百練抄五堀河寬治七年五月五日、郁芳門院根合、兼日定二兩方念人一、有二歌合一、蓋大儀也、

古事談二第一郁芳門院根合之時、右方有二五丈之根一云々、件根備前國牟古計ノ狹戶ニアル似二菖蒲一物之根云々、凡菖蒲根長不レ過レ丈也、前例尤長根ハ杜若ノ根也云々、

詞花和歌集二夏一郁芳門院のあやめのねあはせによめる

中納言通俊

もしほやくすまのうら人うちはへていとひやすらん五月雨の空

康和二年五月五日備中守仲實朝臣女子根合歌題　一番　菖蒲根

左　持

周防掌侍

あやめ草ながきためしに引ばかりまたかゝるねはあらじとぞ思ふ

右

俊賴朝臣

みかきもる衞士のたき江におり立てひけばあやめのねもはるかなり○下略

異峯合

〔續山之井夏〕根合

根合やいはゞこと葉の花ざやうぶ

〔古今著聞集五和歌〕東三條院〇一條母藤原詮子皇太后宮と申ける時、七月七日撫子あはせさせ給けり、少輔内侍、少將のおもと左右の頭にて、あまたの女房をわかたれけり、うすもの、ふたあゐがさねのかざみきたるわらは四人、なでしこのすはまかきて、御前にまいれり、其風流さま〴〵になん侍ける、なでしこに付たりける、

なでしこのけふは心をかよはしていかにかすらんひこぼしの空

時のまにかすと思へど七夕にかつおしまるゝ、なでしこのはな

すはまにたちたるつるに付ける

數ざらぬ眞砂をふめるあしたづはよはひをきみにゆづるとぞみる

瑠璃のつぼに花さしたる臺に、あしでにてぬひ侍ける、

たなばたやわきてそむらんなでしこのはなのこなたは色のまされる

むしをはなちて

松虫のなきりにこゑの聞ゆるは千世をかさぬるこゝろなりけり

右のなでしこのませにはひかゝりたる、いもづるのはにかきつけ侍る、

萬代に見るともあかぬ色なれやわがまがきなるなでしこの花

すはまのこゝろばに、みづてにて、

とこなつのはなもみぎはに咲ぬれば秋までいろはふかく見へけり

久しくもにほふべきかな秋なれど猶とこなつの花といひつゝ、

七夕まつりざたりけるかたあり、すはまのさきにみづてにて、

江戸成瀬氏　重政

女郎花合

ちぎりけん心ぞながきたなばたのきてはうちふすとこなつのはな

ちんのいはほをたてゝ、くろばうを土にて、なでしこをうへたるところに、

代々をへていろもかはらぬなでしこもけふのためにぞにほひましける

此歌共は兼盛能宣ぞつかうまつり侍ける、これを見る人々、おのがひき〳〵心々にいひつくるとて、左の人、

かちわたりけふぞ逢つべき天の川つねよりことにみぎはをとれば

右の人

天の川みぎはにことなくまさるかないかに逢つらんかさゝぎのはし

此あそびいと興ありてこそ侍れ

〔前大納言公任卿集〕七月七日藤つぼの撫子あはせに、人讀半都滿字計たりける、〇人以下恐有誤脱

たなばたの秋のよをへて撫子の花をぞけふはあはせつとみよ

〔中務集〕三條の女御なでしこ合し給に

あしたづのおれるはまべのなでしこは千世をや色も引はそふらん

〔朱雀院女郎花合〕亭子院の御〇宇多おりゐさせ給ふて、またのとしきさきとみかどのせさせ給ふ、をみなへし合なり、

一番　左

草がれの秋過ぬべきをみなへしにほひゆへにやまづみえぬらん

右

あらがねの土の下にて秋まちてけふのうらでにあふをみなへし

二番　左

秋の丶にをみなへしみんとさしはへてぬれにしそでや花とみゆらん

右

をみなへし秋の丶風にうちなびきこゝろひとつを誰によすらん○中略

花は右をとり、歌は左かちけり、

萩花競

〔藤原相如集〕一品宮、むめつぼのはぎの花くらべさせ給しに、

くらぶれどまさらざりけり花ながらこの宮城の丶萩の下葉は

菊合

〔寛平菊合〕題菊

左方占手の菊は、殿上童に立君を、女につくりて、花におもてをかざさせてもたせたり、いま九本をば、すはまをつくりてぞしたる、そのすはまのさまは、思ひやるべし、面白き所の名をつけつ丶、きくにはゆひつけたり、

占手　山城皆瀬菊

うちつけにみなせはにほひまされるはおる人がらか花のかげかも

二番　嵯峨大澤池菊

一もと丶おもひしきくを大澤のいけのそこにもたれかうへけむ○略下

〔古今著聞集十九草木〕延喜十三年十月十三日御記云、仰二侍臣一令下新菊花各十本分中三番、相二争勝劣一賭、以二申時一各方領花参入、一番入二自仙花一、二番入二自瀧口一、次第進花立二庭中一、一番種花以二右洲形一、二番栽二火桶一、各藏人所二人取立一御前一、左衛門督藤原朝臣菊時負物也、此柚於二射庭一可レ獻、而貢獻違失也、入レ夜出二待賢門一、左衛門督權中納言侍レ之飲レ酒、

候二御前一、傳作二勝負一、總十番、勝方簾中拝舞、選二進菊中各四本一、栽二西方小庭一、十二月九日二番侍臣獻負柚一、

天暦七年十月十八日、殿上の侍臣左右をわかちて、をの〳〵殘菊を奉りけり、主上○村上清涼殿東の孫庇南の第三間に出御、王卿東の簀子に候、仰に云、延喜十三年侍臣獻菊、かの日只左衛門藤原

定公一人候、仍不レ相二分左右一、至二于今日一數人既候可レ相分一とて、右大臣、大納言源朝臣、參議師氏朝臣三人を左方とす、大納言藤原朝臣、左衛門督藤原朝臣二人を右方とす、左菊いまだ仰かうむらざるさきに弓場殿にかきたつ、其後召によりて御前の東庭にまいる、洲濱に菊一本をうへたる、藏人所衆六人してこれをかく、仁壽殿の西の砌にしの邊に、兵衛府の圓座一枚をしきて、殿上の小舍人壹人矢三をもちて候、洲濱の風流さま〴〵なり、中に銀の鶴に菊の枝をくはへさせて、其葉に歌一首をかく、其後右菊や丶ひさしうしてまいらせざりければ、たび〳〵もよほしおほせらるるほどに、秉燭に及て奉りければ、それも所衆ぞかきたりける、かずさしの圓座はなし、風流左におとりたりけり、をろがねの鶴にきくをくはへさせて、歌を書たる事左におなじ、右大臣奏し申されけるは、右花其粧劣也、加之數度雖レ召良久不レ獻、然則第一花可レ爲二左勝一、仰云、事理也、仍左かずを一ます、其時大臣座を立て負方の公卿に罰酒をこなはれけり、勝負あるごとにかくなんをこなはるべきに、左第二花をたてまつる、其花あざやかなれど、かたぶきふしたりければ、仰によりて負に成にけり、仍左數をぬく、第三の花左かちてすなはち亂聲をはつして龍王を奏す、左衛門權佐公輔息に小舍人橘知信がつかうまつりける、次左方公卿侍臣前庭にして拜舞ありけり、其後左方有相朝臣、右方延光朝臣に仰てつるのふくむ和歌をめさる、をの〳〵とりてまいりて、御座の南邊にこうす、則兩人をもてよませられけり、

左歌　ちとせふるをものつるをばをきながらきくのはなこそ久しかりけれ

右歌　たづのすむ汀のきくはをらなみのおれどつきせぬかげぞ見へける

其後舞を奏す、左方澁川鳥、左近將曹船木茂眞、舞師長尾秋吉ぞつかうまつりける、右方綾切、右衛門府生秦良佐、近衛身高つかうまつる、後々舞くだんの四人更に奉仕しけり、左右たゞ勝負まひのまうけばかりにて、他舞のまうけなかりけるを、俄の仰によりて餘曲をば供しけり、左萬歳樂、

太平樂、右石川樂、長保樂等也、舞終て更に雙調を奏す、管絃にたえたる侍臣等、河竹の北邊にこうす、又樂所の輩も同所のひがしの邊に候て、或は謠、或は吹彈、此間に御膳を供す、又侍臣に仰て御箏を奉る、これよりさきに御座の南邊に置物御厨子一脚をたて、くだんの御箏ををきまうけたり、式部卿の親王和琴を彈じ、源大納言琵琶を彈じけり、御遊をはりて王卿以下に祿を給ふ、又御みきまいりて式部卿親王にたまはせける、親王すなはち御前の階間より庭にをりて、拜舞し給ひけり、南の長階よりのぼりて座につく、さらに盃をとりて次第にくだりけり、納言御插頭のまうけ有、獻ずべきよし申されけり、

〔上東門院菊合和歌〕一番　左　伊勢大輔

ながきよのためしにうふる八重の花行するをく君のみに見む

右　伊與中納言

むらさきの匂ひことなる八重の花はつしもよりやわきてをくらむ

〔後拾遺和歌集五秋〕上東門院〇一條后藤原彰子きくあはせさせ給けるに、左のとうつかまつるとてよめる、　伊勢大輔

めもかれず見つゝくらさん玄ら菊の花より後の花しなければ

〔鶉衣〕菊合賦　與二成田某一

此あるじの菊作るに、すけるすかずは誠にかくあらましや、されば作るべき花のこれならで何ならん、白は吉野の雲をなびかせ、黃は玉川の露をあらそふ、あるは二月の紅にまさり、あるは八橋の紫をうばひて、詩客の車も停むべし、昔をとこの袖もぬれなん、淺深濃淡の色はさら也、花形は百種の新奇を唉て年々に其目をおどろかし、國々に其名を聞ゆ、〇中略いざ我判者せんといふに、物定のはかせにはあらねど、只賦つくりて其日の笑とはなせりけり、

荊合

芝競

紅梅合

花合

〔中右記〕寛治六年四月廿二日甲戌、上皇〇白河爲二御見物一、有二御幸一紫野、〇中略此間供奉所司被二相催一公卿、於二御車前一、或有二荊合興一、

〔新撰六帖六〕玄ば　知家

こまはなつ野邊のうなひが芝くらべながき日くらすこれやなぐさめ

〔答問雜稿三〕按、芝くらべといふは、うなゐわらはどもの、つばなすみれなどをつみあつめて、おのがどちくらべあそぶをいふ、草をたゝかはすといふも同じこと也、

〔藤原高光集〕紅梅あはせに　權中納言國信

鶯のすをくひそむる梅のはな色もにほひもおしくも有哉

〔古今著聞集十畫圖一〕永承五年四月廿六日、麗景殿女御に繪合ありけり、彌生の十日あまりの比より其沙汰有けるは、〇中略むかしよりきこゆる花合は、散てふるき根にかへりぬればにほひ戀し、草合は尋て本の所へ返しやれば名殘うるさし、

〔長秋記目錄〕承德二年三月二日、依二召參內一、明日中宮〇堀河后子內親王篤御方花合云々、望夜聞二延引由一、

〔殿曆〕長治二年閏二月廿四日壬辰、申時許爲隆來云、中宮〇堀河后子內親王篤女房今日有二花合一、非二兼日支度一、自二昨日一被始云々、

〔新千載和歌集二春二〕長治二年閏二月、中宮花合によみ侍ける、

手折もて宿にぞかざす櫻花梢は風のこゝろめたさに

〔散木弃謌集一春一〕堀河院御時、きさいの宮の御方にて、かたをわかちて花をおりにつかはして、御前のいづみにたてならべて、歌よませ給けるによめる、

吹風をいとひてのみもすぐすかな花みぬ年の春しなければ

〔十訓抄二〕同〇堀河院御時、中宮の御方にて花合といふ事有けるに、越前守仲實が歌に、玉の身といふ

ことをよめりける、いま〳〵しき事と人申けるほどに、宮やがてうせ給にけり、

紅葉合

〔藤原光經集〕内裏女房花合にまけて、花にさしていだすべき歌こひ侍しかば、

吹風も治れる世は音もせでのどかに匂ふ花ざくらかな

〔清原元輔集〕村上の御時に、紅葉合殿上人にせさせ給ふに、

わが思ふくらぶの山のもみぢばにおとらぬものはこゝろなりけり

〔藤原清正集〕うちの紅葉あはせ、九月ふたつあるとし、

くれなゐのやしほの色はもみぢばの秋くはゝれる年にぞ有ける

道具競

〔拾遺狂言記 五〕鎧

罷出たる者は、此邊りに住居いたす者でござる、此間のあなたこなたに、お道具くらべはおびただしい事でござる、それにつき此度は、よろひをくらべさせられうとある、身どもの内によろひがあるか存せぬ、まづ太郎冠者にたづねうと存ずる、

扇合

〔紀貫之集七賀〕恒佐中納言殿の扇合の歌、すはまに入たり、

住の江の松のかせをもこめたればあふぐ扇のいつか絶せん

〔圓融院扇合〕宮の御方にうへおはしましてらごとらせ給ひて、かたせ給へるかちわざ、六月十六日にうへさせ給ふ、梅つぼにわたらせ給へるに、殿上人中少將をはじめてとりつゞきまいる、南は御すだれより外にあげて袖ぐちどもとりいる、玄たんのをきくちしたるらてんの御筥に、緋扇十枚入させ給ひて、からのうすものゝすはうのすそごのさいでにつゝみて、おなじ紫のくみして、白がねを桔梗をみなへしの枝に造りて付させ給へり、白がねこがねのこものしたに、からの羅をあね色に染て、ひとへにてはれるもぬへるもあしでにて、君が代をまつふく風にたぐへてぞかへすちとせのためし也ける

玄ろがねをばまづ萩のかたに色どりて、からの羅を淺みどりにしてはれり、それにあしでにてぬへるなんめりき、

澤に住たづの羽かせに涼しきは君が千とせをあふぎ成べし〇下略

〔十訓抄十二〕行成は道風が跡を繼て、めでたき能書なりけり、いまだ殿上人の比、殿上にて扇合といふ事有けるに、人々珠玉をかざり、金銀をみがきて我をとらじといとなみあへりけり、彼卿はくろくぬりたる細ぼねのたけたかきに、黄なるかみはりて、樂府の要文を眞草に打ませて、所々書て出されたりけるを召て御らんじて、是こそいづれにも勝れたれとて、御文机にをかれけり、

〔中右記〕寛治三年八月廿三日、大后〇藤原寛子後冷泉后於宇治有女房扇合、基綱朝臣、予〇藤原宗忠爲講師、大納言經信

〔金葉和歌集三秋〕太皇太后宮の扇合に、月の心をよめる、　源俊頼朝臣

みかさ山みねより出る月影はさほの河せの氷なりけり

太皇太后宮の扇合に、人にかはりてもみぢの心をよめる、

音羽山もみぢちるらしあふさかの關のを川にしきをりかく

〔長秋記〕保延元年五月十七日己丑、女院近習女房殿上人、左右各十餘人、調扇紙可合之由日來云々、今日有其事、左方坊門殿故關白息女小因幡、美濃光清女房大宮少將、少輔男公能朝臣、公道、光忠、光隆、爲盛、藏人清則、右大炊殿顯能妻土佐、侍從、小少將、紀伊、男經宗朝臣、爲通、師仲、爲成、範高、清重、臨期上皇〇鳥羽御幸、右方女房著種々裝束、出自几丁帷、寢殿於南廂有此事、垂母屋御簾、右方二階上置紙筥十一、各所進也、敷龍鬚其上、二階敷唐錦茵、以扇爲樣、左方無其設、只進紙不出合筥、或以銀作、是或卷付、或只裏紙云々、

〔源平盛衰記十二〕主上鳥羽御籠居御歎事

折々ノ御遊所々ノ御幸、御賀ノ儀式ノ目出カリシ、今樣朗詠ノ興アリシ事、扇合繪合マデモ忘ル

ル御隙ナク、只今ノ様ニゾ、被二思召出一ケル、

〔平家物語九〕小朝拜

平家はさぬきの國八嶋のいそにおくりむかへて、年の始〇壽永三年なれ共、元日元三のぎしき事よろしからず、〇中略花のあした月の夜、詩歌くはんげん、まり、小弓、扇〇合をあはせ、草づくし、虫づくし、さまざまけう有し事共思ひ出、かたりつゞけて、永き日をくらしかね給ふぞ哀なる、

〔伊勢集〕九の宮〇九の宮、一本作二九條一のみやすどころの御もとに、こばこあはせのころ、はこにこうばいのつぼめるを入てまいらせたるに、

君にとし思ひかくればうぐひすの花のくしげをしまざりけり〇歌略返

〔倭訓栞中編四加〕かひあはせ　貝合也、かひおほひともいへり、徒然草に見ゆ、耳白と蛤を用うといへり、或はおだまの貝とて、鹿島香取の浦の蛤を用うともいへり、

〔東海道名所記四〕桑名より四日市まで三里八町

右の方に城あり、町中を上るに、大手の橋、左のかたにあり、家は蛤の名物あり、蛤は諸國にあれども、貝合の貝になるは、伊勢はまぐりにまさる事なし、〇中略貝厚くして破れがたしといふ、

〔萬寶全書八〕貝合之貝之事

一桑名貝　勢州名物尤吉、耳白横さしわたし貳寸三分、或は貳寸五分、此大きさなるが貝合によし、かた手にて取物なるゆへなり、貝の員數三百六十合有、左右にて七百貳拾片有、

一朝鮮貝　上々耳白、大なるは横さしわたし貳寸八分程有、貝合の貝には朝鮮貝の大なるは惡しと也、され共大にて見事なるゆへに直段高直成ものなり、

〔貝盡浦の錦上凡例〕夫かいを弄（ならぶ）る事、古來は只蛤の大なるを三百六十を集め、これをかざるに中を絹を以て糝（ねん）し、金銀を點じ、五彩の畫をほどこす、六角の筒に納てこれを合を以て兒女の翫

とす、未もろ〳〵の介をあげ用ゆる事をゝらず、元祿の始の頃より大に此弄おこりて、都鄙全く時行す、賞鑑家古人の貝をよみをけける古歌を取集て、四條大納言公任の撰び給ふ三十六歌仙の數に配して、つゐに三十六歌仙介となしてもてはやしぬ、其時歌を集る事ひろからず、不審なる引歌多し、因て其後これを考て、新撰の歌仙介世に行る事は、後歌仙集序中に見えたり、前後の三十六介となりぬ、今按るに、後に撰し方尤委し、取用べし、

〔山槐記〕應保二年三月七日、參內、貝合事、右方人右大將以下、於二宮殿上一議定云々、　八日、午刻參內、貝合、左方人中宮權大夫實長卿、參議親隆卿、能登守重家朝臣、右少將通能朝臣、左衞門權佐爲親、予、〇藤原忠親等於二宮御方一議定、大略令レ爲二親書一折紙、送二右府御許一、令レ申二子細一、爲親所二參向一也、

一奉幣事、八幡賀茂住吉、已上使、所衆、前右府御沙汰歟

一願事、八幡、御神樂賀茂、競馬住吉、參詣

一當日誦經事

一貝風流可レ作二伊勢海一

一方人裝束束帶

晡時參二花山院一、申二承雜事一退出、　九日、未刻參內奏レ事、〇中略晩頭右府被レ參、貝合事等申承、　十日、今日爲二貝合祈禱一左方奉幣、右清水、賀茂、住吉、右府被レ致二幣帛沙汰一、彼家仕丁持レ之、下家司相具、向二近衞河原一、藏人左兵衞尉平信季、向二彼所一發遣之、使可レ用二藏人所衆之由有一レ議定一、仍三人可レ差遣一之由、兼所レ仰二出納仲政一也、抑陰陽師不參、藏人可レ致二沙汰一歟、又自二右府一可レ有二沙汰一歟、　十一日、申刻許於二宮殿上一、貝合方人有之事、右府爲弘有二結構一、而頗不定事、仍不レ可レ有二過差之由一、以二左衞門權佐爲親、左方人也被一遣仰一、有二出御一、此後參二大殿之處一、職事等退出、仍空以退出、

〔袋草紙三〕予應保二年三月三日昇殿、來十三日中宮〇二條后藤原育子御方可レ有二貝合事一、仍俄所レ仰下一也、同七

日賜和歌題二首云々、同日可被講廻風情早可初參云々、仍不擇吉凶件夜付籍了、（東向御所）（御倉殿高）翌日御會、

（出觀集雜）おなじ御とき○ニ内裏にてかひあはせあるべしときこえけるに、ある人のうたを申

ければ、

もゝしきの玉の臺の簾貝あしやがうらに波やかけゝん

雲の上にちりぞまがへる春風の吹あげの濱の梅の花かひ

（山家集下雜）内○ニに貝あはせせむとせさせ給けるに、人にかはりて、

風たゝで波をおさむるうら〳〵に小貝をむれてひろふ也けり

なにはがた玄ほひにむれて出たゝむ玄らすのさきのこ貝ひろいに

風吹ば花咲波のおるたびに櫻貝よるみしま江のうら

波あらふ衣のうらの袖がひをみぎはに風のたゝみをくかな

なみかくる吹上の濱の箔貝風もぞおろすいそにひろはん

玄ほそむるますをのこ貝ひろふとて色の濱とは云にや有らん

波よするたけのとまりのすゞめ貝うれしきよにもあひにける哉

波よする玄らゝの濱のからす貝ひろひやすくもおもほゆる哉

かひありな君が御袖におほはれて心にあはぬことしなき世は○中略

伊せのふたみのうらに、さるやうなるめのわらはどものあつまりて、わざとのことゝおぼしく、はまぐりをとりあつめけるを、いふかひなきあま人こそあらめ、うたてきことなりと申ければ、かひあはせに京よりひとの申させ給たれば、えりつゝとるなりと申けるに、

今ぞしるふたみのうらのはまぐりをかひあはせとておほふ也けり

（競物名彙上）春村按ふに、右のうち山家集の、かひありな云云と、今ぞしる云云との歌は、貝合と貝覆とを、ひとつにおぼえてよまれたるに似たり、抑貝合はさま〴〵の貝をあはせて、それにうたをもよみそへ、さて甲乙を定むるなり、又貝覆ははまぐりの貝を、片おもてづゝそこら散しおきて、其片おもてをおほひ合せて、勝まけを爭ふなり、さるをひとつにせられたるは、いかにぞやおぼゆるぞかし、

（風葉和歌集十八雜）人々つどひ侍て貝合し侍りける所に、負なんずと幼きものゝ歎きけるに、誰ともなくて云ける、

貝合の藏人少將

かひなしと何歎くらん玄ら浪も君が方には心よせてん

（堤中納言物語）かひあはせ

このひめ君とうへの御かたのひめ君と、かひあはせ給ふに、あなたの御かたは、だいぶの君侍從の君と、かひあはせ給ふに、あなたもとめさせ給ふなり、まろが御まへはたゞわかぎみ一ところにて、いみじくわりなくおぼゆれば、○下略

（雍州府志七土產）貝　倭俗婦人合貝爲遊戯、其法以三百六十之貝左右分之、圍並床上、空其中央、貝一雙內右貝稱地而並床上、左貝稱出毎一箇而出置中央之隙地、各圍坐視之、則出貝與地貝其紋采有合者則取出貝合地貝、其所合之貝多者爲勝、少者爲負、其貝大蛤蜊也、始出自伊勢桑名海濱、今大者絶、故多用朝鮮貝也、桑名貝其形色麗而有温潤、朝鮮貝形色共麁惡而不及之、畫草子屋幷張子屋多製貝幷桶而賣之、凡盛貝器、其形似桶、故稱貝桶、

（めのとのさうし）御かひめしいだされ候はゞ、まづひだりをもちてまいり、のちにみぎをまいらせ候、御かひうつして、二かたへわけて、くちにしろきを、十二にても、おほきならば十にても、げに

貝覆

げにくちひろくば、八つもたて申候、それも中にかひのゐ候はんほどを御らんじて、あはせ候べし、ちいさきは十六もたて候はんにせぬ事にて候、いだし候事はちとさがりたるやくなり、すゝまず、ゑんゑやくせぬ事にて候、さていだし候へとある時、かひを手のうちにもちて出すべし、うへとある人の御かたへ、かしらをむけて出すべし、うへに御あはせ候はんほど、まちまいらせて出すべし、また下の人おほひ候はゞ、やがて出し候べし、上をまたせ申さぬ事にて候、めしつかふ人にも御をしへ候へ、みやづかひのひと、ゑつけ候はねば、御うへにものを、ゑろしめさぬになり候べし、

〔宣胤卿記〕長享三年八月九日乙未、今日自二中山黄門一貝歌事所望書様事、一條亞相返事如レ此、但貝事、左右各一首書之、贈答歌書之間、贈ヲ右ニ答ヲ左ニ所レ書也、古今戀歌書之、

〔嫁入記〕一御物行やうのゑだい

一ばん　御貝桶〇中略

一おいかいおけの事、角口のひろさ九寸三四分、たかさ九寸以上、四所にかつらを可レ入、二すぢづつならべて、そこきはに一ところ、ふたと身とのあはせめに一所、中ほどに一所、ふたのまはりところ、みのかたにのみいれをするなり、かみにて上をよくはりかうのいたのさかいに一ところなり、みのてゐをかくべし、ゐにはげんじのところ、まつむかひ合候てゑかるべし、あしはつかぬものなり、

一かひのかずは三百六十なり

〔貞丈雜記十六諸結〕一今世間に貝桶の結は鬼結と云むすび様有と云人あり、鬼むすびと云事古傳になし、貝桶の結やうの事も包結記にゑるし置く也、

〔運歩色葉集賀〕貝掩（カイヲフ）

〔徒然草下〕貝をおほふ人の、我まへなるをばをきて、よそを見わたして、人の袖のかげ、ひざの下まで目をくばるまに、前なるをば人におほはれぬ、よくおほふ人は、よそまでわりなくとるとは見えずして、ちかきばかりおほふやうなれど、おほくおほふなり、

〔野槌下〕貝をおほふ　貝あはせの事なるべし

〔女教用訓〕繪本花の宴〕貝おほひ

まづ我かたの貝をみつくして、扨よその貝え目をくばるべし、出し貝のたび〳〵に、われはやくおほはんとそうぐ〳〵しきはみぐるし、ゑとやかならんには、二見の浦めるけしきもなく、誠のすさみを今ぞゑる、とよめる西行にも見せたし、

〔源平盛衰記五〕行綱中言事

多田藏人行綱ハ、〇中略五月〇治承元年廿日、西八條へ推參シテ見レバ、馬車數モ知ズ集タリ、藏人何事ヤラント思テ尋問ケレバ、案内者トオボシクテ答ケルハ、是ハ入道殿〇平清盛福原御下向ノ御留守ニ、君達會合シテ、貝覆ノ御勝負也ト云ケレバ、〇下略

〔玉海〕壽永元年二月十八日己未、午刻參御堂、今日供養百種於舍利之、次有佛經供養事、佛者如意輪繪像、御平生之時雖被圖寫未遂供養、今日依爲吉曜遂之、經者蛤貝書之、聖靈〇皇嘉門院平日殊令始貝覆之戲給、仍爲飜彼罪、所寫眞實之妙文也、且先例多存故也、

〔藤原隆祐朝臣集〕住吉に侍しに、都より知たる女房あまた天王寺に詣で、侍しかば、住吉の神主經國女に、おほひかひこはんとおもふに、歌のそへたきよし申侍しかば、讀てつかはし侍し、

波よするつもりのうらによる貝をひろはぬ袖にうつせとぞ思ふ

返し貝にかきて

たづねきてひろはぬ浦のつらければ袖につゝむにかひやなからん

〔看聞日記〕應永廿八年三月十二日、雨降、雨中徒然之間有二貝覆一、分二左右一、予〇後崇光花野御喝食女中御寮等覆之、左負畢、則有二所課一、卅年三月十四日、甚雨降、有二雙六一、其後女中男共分二左右一、貝覆、女中一方、男一方也、女中負畢、則負態有二盃酌一、壽藏主候、雨中一興也、十九日、先日貝覆女中負之間、殊無念事歟、妬被二張行一、手分如二先度一、又男方勝、二番覆毎度男勝畢、高名無二極一、所課責伏有二盃酌一、四月五日、先日貝覆女中兩度負態、被二張行一其還禮、男衆又表二其禮畢一、

〔管見記〕文龜三年二月十三日、女房衆貝遊有二勝負事一、

〔二水記〕永正十四年五月八日、參二山科番代一、宮千代丸令レ候、有二勝負之御貝一、今日女中申御沙汰也、先日御負事云々、今日男衆負、御酒宴入興、萬松軒、勸修寺宮、中務卿宮、竹内殿等御參、奏聲巡舞等狼藉之、及二深更一、各退出了、十二日、御貝之負事有レ之、今日男衆申沙汰也、宮御方御負衆也、宮千代丸令二祇候一、萬松軒、中務卿宮、竹内殿等御參、甘露寺、冷泉前中納言等祇候、及二五更一果了、各沈醉入興、無レ是非一者也、

廿三日、參二當番一、有二御貝負一、宮千代丸祇候、今日宮御方伏見殿親王御方御負事有レ之、御酒宴及二深更一、六月六日、宮千代丸祇候、有二御貝一、伏見殿宮御方曼珠院宮等御參、十四日五日兩日有二御貝一、宮千代令二祇候一、上乘院、妙法院、勸修寺宮等御參、

〔甲陽軍鑑二品第六〕信玄公御時代諸大將之事

一武田信玄晴信公十三歳の御時、駿州義元の御前は信玄のあね子にておはします、此姉子の御方より母公へ貝おほひのためにとて、蛤をおくりまいらせらるゝ、信玄公を勝千代殿と申時なれば、御母公より上蔀をもつて、此蛤の大小を扈從どもに申付、ゑりわけて給はれとの御事也、卽大をばえりてまいらせられ、小き蛤たゝみ二帖敷ばかりに大方塞り、たかさ一尺も有つらん、是を扈從どもにかぞへさせ給へば、三千七百あまりなり、〇略下

〔言繼卿記〕永祿七年三月卅日壬申、自二禁裏一可レ參之由有レ之、申下刻參、御貝覆勝負有レ之云々、女中御銚子被レ進、御若宮御方、岡殿女中衆、中山大納言、源中納言、輔房朝臣、公遠朝臣、重通朝臣、親綱等也、此予三條中納言被レ參、御酒於二御三間一有レ之、音曲有レ之、及二黃昏一各退出了、

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年四月八日、御貝覆あり、女二の宮の御かた、女三の宮〇清子内親王の御かた、准后大御ちの人、御まけかたにて、やがて御せうぶ今度のことなり、十一日、げふ御貝覆の御せうぶあり、女二の宮の御かた、女三の宮の御かた、御ふるまいおはしまし候、内々の男達十人ばかり玄かうにて、御ひし〳〵にてめでたし、だいのもの色々まいる、九年うるう八月四日、御かいおほいの御玄やうぶの御ふるまいあり、女院の御所ならします、八でう殿、大玄やう寺殿もなる、御まけしゆうにて、女御の御かたより、だいの物まつたけ一折御たるまいる、新ないし殿より、くり一折、かき一折參る、いよ殿より、御たる參る、あせち殿より、折御たる參る、おとこたち玄かうあり、く御參る、

〔四十二のものあらそひ〕貝おほひと　すぐろくと
ひし〳〵とつどひておほふ貝よりもたゞふたりゐてめをやろんせむ

〔四十二のものあらそひ補遺〕かひおほひと　手まりと
くろかしのみだれてさわぐまりよりも貝におほへる袖はなつかし

〔立圃句集冬〕貝おほひのあそびに馴ざる間は、取にくし、よく目なれたる貝は、出す手の下より合せてとる也、

逸物の鷹や目なれの貝おほひ

〔山槐記〕治承二年六月十九日壬午、今日於二院〇後白河一有二火打角合一云々、一方公卿殿上人僧幷四十餘人、一方北面下﨟等也、公卿方作二銀海浮一銀船、都合銀三云々、其内納角、北面下﨟厨子一脚上置二銀手桶二合一納レ之、此事近日天下經營、諸人愁歎、或下二知莊園一切二生牛角一數十、適雖二持來一、稱下品棄之罪業之因緣之

由或人來談也、

〔百練抄八高倉〕治承二年六月十九日、上皇御所有二角合事一、天下營只在二此事一、

物語合

〔榮花物語三十七烟の後〕せんだいをば後朱雀院とぞ申める、その院のたかくらどの、女四宮をこそは齋院とは申めれ、○中略物語合とて、いまあたらしくつくりて、ひだり右かたわきて、廿人あはせなどせさせ給て、いとおかしかりけり、

雙紙合

〔後拾遺和歌集十雜五〕五月五日、六條前齋院に、ものがたりあはせし侍けるに、小辨をそくいだすとて、かたの人々とめて、つぎの物がたりをとゞめてまち侍ければ、岩がきぬまの語は、見どころなどやあらんとて、こともものがたりをいだすとてよみはべりける、

小辨

といふものがたりをいだすとてよみはべりける、

引すつる岩がきぬまの菖蒲草思ゑらずもけふにあふかな

〔袋草紙遺編上〕後朱雀皇女正子內親王造紙合、判者不レ見二講師左四位少將一、右兵衛佐、左銀透筥、蓋入二古今繪七帖、新繪銀造紙一帖、右銀透筥、納二繪造紙六帖、新歌繪銀草子一帖一、

〔續世繼二紅葉の御狩〕白河院は、○中略御めのとの二位も、かん日に參りそめられたりけるとかや、○中略從二位親子のさうし合とて、人々よき歌どもよみて侍るも、いとやさしくこそきこえ侍りしか、

〔金葉和歌集四冬〕從二位藤原親子家のさうし合に、ゑぐれをよめる、

修理大夫顯季

ゑぐれつゝかつちる山の紅葉をいかに吹よのあらしなるらむ

〔金葉和歌集七戀〕從二位藤原親子家の雙紙合に、戀の心をよめる、

宣源法師

いまはたゞねられぬいをぞ友にする戀しき人のゆかりとおもへば

〔吾妻鏡二十一〕建暦三年○建保元年正月十二日甲寅、幕府女房等有二雙紙合會一、將軍家○源朝臣實令レ判レ之給云、

かみ〴〵合

〔散木奇歌集九雜〕大殿にてかみ〴〵あはせといふことせさせ給けるに、師のこひければよめる、

君がよを神々ないかにまもるらんゑげきめゆひの數にまかせて○中略

寶競

〔狂言記四〕あはだ口

大名罷出たるは、遠國の大名、太郎くわじや有か、くわじやおまへに、大名ねんなふはやかつた、此中のたからくらべは、おびたゞしい事ではなかつたか、くわじや中々おびたゞしい事で御ざりました、大名いづれものたからにまけいでうれしう御ざりまする、大名それよ〳〵、さりながら明日は、あはた口をくらべさつゑやれうと有、ゑてそれがしがたからの內に、あはた口といふものはないか、くわじやされば殿樣の七萬寶のたからの中に、あはた口は御ざりませぬ、○下略

〔續狂言記二〕寶の笠

初アト大果報の者誠に天下をさまり、あなたこなたの御參會お振舞は、おびたゞしいことでござる、それについて、此度は、目の前にきどくの見ゆるたからを、くらべうと有、某が藏の內に、さやうの寶が有か存せぬ、尋ねませふ、やい〳〵太郎くわじやあるか、○下略

古事類苑

遊戯部六

聞香

香ノ事ハ、支那ノ書ニハ古クヨリ見エタレドモ、皇國ニテハ推古天皇ノ朝、沈水ノ淡路島ニ漂著セシヲ以テ始トス、其後海外交通ノ路漸ク開ケ、僧徒賈客ノ携ヘ歸リ齎シ來ルアリテ、其種類甚ダ多シ、初ハ佛事ニノミ用キシガ如クナレド、延喜天曆ノ頃ヨリ、宮中ニテ薫物合（タキモノアハセ）ト云フコト行ハル、薫物トハ香ノ事ニテ、是レ香ヲ聞キ戯トスル始ナリ、

薫物合ハ、歌合繪合ノ如キモノニテ、一ニ香合ト云フ、左右曹ヲ分チ、合劑ノ淺深厚薄ニ由リテ、判者其優劣ヲ決シ、勝敗ヲ定ムルナリ、其合劑ノ香ヲ稱シテ合香ト云フ、合香ハ支那ヨリ起リテ、嵯峨淳和ノ朝ノ頃ニハ、既ニ藤原冬嗣、賀陽親王等ノ方アリ、梅花荷葉等ノ名アリシナリ、此香合ハ、歳月ヲ經ルニ隨ヒ漸ク盛ニナリシガ、其後名香合、組香ト云フコト出デ來リ、坐作進退ヨリ筵席器具マデ悉ク法式ヲ設ケ、師承ヲ經ザレバ知ルコト能ハザルニ至ル、

名香合ハ、單ニ沈水ノミヲ以テ優劣ヲ爭フコトニテ、香氣尾烟ハ勿論ニテ、香主ノ命ジタル香ノ名ノ雅俗モ勝敗ニ關係スルナリ、蓋シ名香合ハ足利ノ初ニ起ル所ニシテ、世ニ傳ヘテ佐々木道譽ニ始マルトス、

組香ハ數種ノ香ヲ聞キテ、其同異ヲ鑒識スルモノニテ、足利氏ノ末ニ起リ、其最モ古キモノヲ十炷香トス、且ク十炷香ニ就キテ組香ノ狀ヲ言ハンニ、初ニ香本（香ヲ出ス人ニテ、初ニハ火本ト云ヒシナリ、ヨ

リ三種ノ香ヲ出シ、之ヲ聞カシム、是ヲ試ト云フ、卽チ第一ニ聞キシヲ一ノ香トシ、第二ニ聞キシヲ二ノ香トシ、第三ニ聞キシヲ三ノ香トス、更ニ三種ノ香名三封、別種ノ香一封、合セテ四種十封ノ香ヲ次序ヲ亂シテ出スナリ、其三種三封ハ初ニ試ミシ一二三ノ香ニシテ、別種一封ハ未ダ試ミザルモノナリ、之ヲ客ト云フ、サテ香ヲ焚キテ之ヲ聞クニ、初ニ聞キタルモノヲ以テ、前ニ試ミシ所ノ一ノ香ト思ヘバ、一ノ札ヲ筒ニ入レ、二ノ香、三ノ香ト思ヘバ、二ノ札、三ノ札ヲ入レ、末ダ試ミザル香ト思ヘバ客ノ札ヲ入ル、此ノ如クシテ、鑒識シ得タルノ多少ヲ以テ勝敗ヲ爲スナリ、又無試十炷香アリ、初ニ其試ナクシテ、直ニ三種ノ香各一封、別種ノ香一封ヲ出シテ之ヲ聞カシム、卽チ第一ニ聞クモノヲ一ト爲シテ一ノ札ヲ入レ、第二ニ聞クモノ一ト同香ト思ヘバ一トシ、同ジカラズト思ヘバ二トシ、第三ニ聞クモノ亦一ト同香ト思ヘバ一トシ、二ト同香ト思ヘバ二トシ、第四ニ聞クモノ一二三ト同香ト思ヘバ客トス、而シテ一二三ト爲シタル香ノ中、再ビ出デザルトキハ是ヲ初客、二客、三客トス、卽チ香本ノ客ナリ、十炷香ノ札ハ、十枚ナレド無試十炷香ハ十二枚ニシテ、同種ノ札ノ二枚餘レルハ是ガ爲ニシテ、其餘レルモノヲ〔以テ客トスルナリ、此餘組香ニハ競馬香、源氏香ナド數十種アレド、多クハ晩出セルモノニテ、世ニ謂ユル香ノ圖ハ、源氏香ヨリ出デタルナリ、要スルニ薫物合、名香合、組香ハ皆香合ニシテ、薫物合ハ合劑ノ巧拙ヲ爭ヒ、名香合ハ香質ノ佳惡ヲ競ヒ、組香ハ鼻識ヲ以テ輸贏ヲ決スルモノナリ、

聞香ニハ流派アリ、三條西實隆文龜ノ頃ニ在リテ、殊ニ此藝ニ通ジ、父子三世相傳ヘ、其教ヲ奉ズル者多クシテ、其流ヲ御家流ト稱シ、後來志野流、建部流、米川流ノ類、其源ハ皆三條西ニ出デタリト云フ、此藝ハ香道トモ稱シ、茶湯ト並ビ行ハレテ香茶ト云ヘリシガ、今ハ茶湯ヲ

名稱

好ムモノハ多ケレド、香道ハ大ニ衰ヘタリ、

聞香ニ用キル具ニハ、香合、火取、香箸等アリ、而シテ容飾ニ用キル香嚢匂袋ノ如キハ、器用部ニ收メタリ、

〔槐記〕享保九年十一月廿四日、御香アリ、香ヲ聞ト云コト、唐ニテモ、香、臭トモニ嗅コトヲ聞ト云、和朝ニテキクト云ハ、耳ニカギリテ云、唐ニテ聞ト云ハ、キクコトニモ、カグコトニモ用タリ、古キ朗詠集ナドニ、聞香ノ字ハ昔ヨリ古キ點付ノ好本ニハ聞香ト付タリ、御前〇近衛家熙ニモヨミ習ハセラレタリ、

〔玉勝間七〕香をきくといふは俗言なる事

香を聞といふは、もとからことにて、古の詞にあらず、すべて物の香は薫物などをも、かぐといふぞ雅言にて、古今集の歌などにも、花たちばなの香をかげばと見え、源氏物語の梅枝巻にも、たき物共のおとりまさりを、兵部卿宮の論め給ふところにも、人々の心々に合せ給へる深さ淺さを、かぎあはせ給へるになどこそ見えたれ、聞といへる事は、昔の書に見えたることなし、今の世の人は、そをば玄らで、香などをかぐといはむは、いやしき詞のごと心得ためるは、中々のひがごと也、きくといふぞ俗言には有ける、

〔十種香暗部山一〕凡例

一香書にきくと云字を、鼻にきくは耳に聞に異なりとて、古人心々に沙汰して、馥嗅齅の字などかゝれし、さも有べき事なり、然れども此書に聞の字を用る事は、童蒙の便に玄たがひ、事のやすきにつくのみ、玄かのみならず法華の偈、止觀の文、その外史書杜少陵が詩まで、みな聞香とあるにもとづけり、

〔嬉遊笑覽十下〕嗅　今鼻にきくと云は、家語に、入二芝蘭室一、久而不レ聞二其香一、卽與レ之化矣などいへり、故

香初見

に眞文伊勢物語には、聞をかぐと訓せたり、又舊本今昔物語、平の實文が事をいふ處、鼻にあてゝ聞けば、艷（エナラ）ず馥しき黒方の香にてあり云々などみゆるも、聞はかげばとよむべし、それよりして口語には、目のきく、手のきく、口きくなど、すべて一身に就ていはざる處なく廣く用ひたり、

〔日本書紀二十推古〕三年四月、沈水漂著於淡路島、其大一圍、島人不知沈水、以交薪燒於竈、其烟氣遠薰、則異以獻之、

〔聖徳太子傳曆上〕推古天皇三年三月、土佐南海夜有大光、亦有聲如雷、經卅箇日矣、四月、著淡路島南岸、島人不知沈水、以交薪燒於竈、太子遣使令獻、其大一圍、長八尺、其香異薫、太子觀而大悦、奏曰、是爲沈水香者也、此木名旃檀、香木生南天竺國南海岸、夏月諸蛇相繞、此木冷故也、人以矢射、冬月蛇蟄、即斫而採之、其實雞舌、其花丁子、其脂薫陸、沈水久者爲沈水香、不久者爲淺香、而今陛下、興隆釋敎、肇造佛像、故釋梵感徳漂送此木、〇略下

香種類

〔倭名類聚抄十香名〕香　樓炭經曰、凡雜香有四十二種、

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕樓炭經六卷、晉法立共法炬譯、所引文、原書無載、按、十二遊經有雜香四十三種之文、恐源君誤引、下總本作四十三種、伊呂波字類抄同、與十二遊經合、似是、

〔本草和名十木二〕沈香　一名堅黒、一名黒沈、已上二名、出兼名苑、一名雲華沈油、出丹口訣、一名乳頭香、出鑒眞方、鷄舌香　一名丁香、文一種也、

香、最虚白者、已上出兼名苑、薫陸香　一名膠香、一名白乳、已上出兼名苑、

名亭尖獨生、出丹口訣、藿香、詹糖香、楊玄操音上之、唐反下音唐、二種出沈香、青桂、鷄骨、馬蹄、牋香、同是樹也、陶景注、

〔大安寺伽藍縁起流記資財帳〕合麝香壹齊又壹筒　重二兩二分、並佛物、

合白檀貳斤捌兩參分　佛物

合沈香伍拾玖斤壹拾伍兩　佛物五十九斤九兩、法物六兩、

合淺香貳拾玖斤陸兩參分　佛物廿四斤十四兩、法物四斤八兩、

合薫陸香壹佰柒拾壹斤玖兩貳分　佛物一百廿一斤、法物十七斤八兩二分、通物卅三斤、

合丁子香壹斤捌兩　佛物

合衣香拾兩　佛物

合百和香壹丸　小佛物

合青木香柒拾伍斤拾伍兩　佛物七十三斤二兩、法物二斤十三兩、

合零陵香壹斤陸兩　法物

合蘇合香貳兩　法物

合甘松香壹斤肆兩　法物

合藿香貳斤捌兩　法物略〇中

右前岡本宮御宇天皇〇舒明　以庚子年納賜者

〔法隆寺伽藍縁起流記資財帳〕合香壹拾陸種

丈六分肆種　薫陸香一百六十八兩、寺買、沈水香十兩、淺香三百八十五兩、薫陸香卅六兩、青木香卅八兩、

右天平八年歳次丙子二月廿二日納賜、平城宮皇后宮者、

佛分壹拾種　白檀香四百七兩、沈水香八十六兩、淺香四百三兩二分、丁子香八十四兩、安息香七十一兩、薫陸香五百十一兩、甘松香九十六兩、楓香九十六兩、蘇合香十二兩、青木香二百八十一兩、

聖僧分白檀香肆佰玖拾陸兩

塔分白檀香壹佰陸拾兩〇略中

右天平六年歳次甲戌二月納賜、平城宮皇后宮者、

〔唐大和上東征傳〕天平五年歳次癸酉、沙門榮叡普照等隨遣唐大使丹墀眞人廣成、至唐國留學、是年

唐開元二十一年也、唐國諸寺三藏大德、皆以戒律爲入道之正門、若有不持戒者、不齒於僧中、〇中略榮叡普照同議曰、我等本願爲傳戒法、請諸高德、將還本國、〇中略至大和上〇鑒眞所計量、大和上曰、不須愁、宜求方便、必遂本願、仍出正爐八十貫錢、買得嶺南道採訪使劉臣璘之軍舟一隻、雇得舟人等十八口、備辨海粮苓脂紅綠米一百石、〇中略麝香廿劑沈香、甲香、甘松香、龍腦香、膽唐香、安息香、棧香、零陵香、青木香、薰陸香、都有六百餘斤、

〔續日本紀二十四淳仁〕天平寶字七年五月戊申、大和上鑒眞物化、和上者楊州龍興寺之大德也、〇中略以諸藥物令名眞僞、和上一々以鼻別之、一無錯失、

〔倭名類聚抄十二香名〕沈香　本草云、沈香〔沈俗音女林反〕節堅而沈水者也、兼名苑云、一名堅黑、

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕原書木部上品載沈香、無所引文、按、本草和名云、沈香節堅沈水者也云々、出疏、則知此所引本草疏文也、源君單引本草非是、蘇敬曰、葉似橘葉、花白、子似檳榔、大如桑椹、紫色而味辛、樹皮青色、木似舉柳、嘉祐引陳藏器云、枝葉並作椿、蘇云、似橘、恐未是也、圖經引丁謂天香傳云、木體如白楊、葉如冬青而小、〇中略按、南方草木狀云、交趾有密香樹、其根幹枝節各有別色、木心與節堅黑、沈水者爲沈香、堅黑之名、蓋本於此、

〔運歩色葉集地〕沈香　沈水香〔同須〕名　水沈香

〔倭訓栞前編七幾〕きやら　伽羅と書り、沈香の上品をいへり、奇南香是也、南或は楠に作る、ねずみもちに似たる木也、深山幽谷にて自然の枯朽を得たるを好とす、其餘木を伐て土に埋みて心を用る也、交趾を上品とし、暹羅を中品とし、占城をもて下品とす、太泥は能水に沈めども、最下品也とぞ、

〔安齋隨筆前編十二〕一沈　古書に沈とあるは沈香にて、本は沈水香也、其内には沈香もあり、奇南香もあるべげれども、一概に沈と云し也、古は沈香も奇南香も似たる物ゆへ分レざりしか、奇南

香は今世伽羅と云ふ物なり、藥に用るには、沈香は氣を降し、奇南香は氣を升すといふ差別あり、又薫物は種々の香物を調合したるを云、又中古以來香と云あり、香は奇南香の事也、此一種のみ香と云て賞翫する事は、佐々木入道佐渡判官道譽より始ると云、其より後、香聞香合せの勝負などゝ云事あり、沈香奇南香ともに占城國より出る、西域の地方也、

〔春湊浪話下〕伽羅

合薫物といふものは、〇略中源氏物語にも多く見へ、六種の合薫物も聞えて久敷世に翫し事なり、又沈水香とも栴檀香とも日本紀に見え、牛頭栴檀と源氏に書て、今は伽羅といふもの、一種の木を燒て、其香を翫ぶ事は昔には聞えざりき、本名奇南香といふか、是を出す處六國あり、伽羅とは其六ツの中の一國の名なり、今はなべての名に呼、是も鎌倉北條執權の末より起りしことにや、佐々木入道道譽是を好みて名ある香木ども多く家藏ありし、其名ども書たるものは今も世に殘れり、

〔六國五味傳〕六國列香辨

伽羅　羅國　眞南賀　眞南蠻　寸門陀羅　佐曾羅

右是ヲ六國ノ列トイフ、六品何レモ沈水香也、伽羅ハ六種ノ内上品ノモノ也、シカレドモ伽羅、眞南蠻ニヲトリ、寸門多羅ノ伽羅ニマガフノ聞アリ、外モ又カクノゴトシ、其品々ヲワカチ知ルコト師說ヲ受ベシ、一種聞ヲ修練スベシ、其功ニ隨テ丈夫ニ是ヲ定ムベシ、六種ノ品ヲワカチ知ルコト、大略左ニアラハスヲ以テ知ルベシ、其分如左、

伽羅　其サマヤサシク、位有テ苦ミヲ主ル、上品トス、自然トタヲヤカニシテ優美ナリ、其品タトヘバ宮人ノゴトシ、

羅國　自然ニ匂ヒスルドナリ、白檀ノゴトキ匂ヒ有テ、苦ミヲ主ル、タトヘバ武士ノゴトシ、

眞南賀　匂ヒカロク艶ナリ、早ク香ノウスルヲ上品トス、匂ニ曲アリ、タトヘバ女ノウチ恨ミタルガゴトシ、

眞南蠻　味甘ヲ主ルモノ多シ、銀葉ニ油多ク出ルコト、眞南蠻ノ印トス、然レドモ外ノ列ニモ有也、師説受ベシ、眞南蠻ノ品ハ、伽羅ヲ初メ其餘ノ列ヨリモ賤シ、タトヘバ民百姓ノゴトシ、寸門多羅　前後ニ自然ト酸キコトヲ主ル、伽羅ニマガフノ聞アリ、然レドモ位ウスクシテ賤キ也、其品タトヘバ地下ノ衣冠ヲ粧タルガゴトシ、

佐曾羅　匂ヒカ、カニシテ酸シ、上品ハ炷出シ、伽羅ニマガフ也、自然ニカロク餘香ニ替レリ、其品タトヘバ僧ノゴトシ、右是ヲモテ六國ノコトヲシルベシ、難有筆紙口傳、

五味之傳

甘　淺間、先鉾、　苦　面白、志、　辛　薫風、孟荀、　酸　京極、赤梅檀、　鹹　白鷺、遠里、

右五味ノ香一味立ニシテ、其手本香トスルノ名香也、以テ五味ノコトヲ知ルベシ、此外五味ノ香アレドモ、此十種ノミ用ルコト深キ子細アリ、五味ヲ知ルコト、初心ノ人ハ物ニタグヘテ知ルベシ、尚師説ヲ受ベシ、〇中略

新古之辨

香ノ新古ヲワカツコト、當時ノ人新渡ヲ以テ新シトシ、匂ノ遲キヲ古トス、新古ハ其コトニアラズ、昔渡リニ新アリ、新渡リニ古キアリ、古キハ其元ヲ去ルヲ云、新ハ其元ヲ不去シテ殘ルヲ新トス、筆紙ニアラハシガタシ、口傳、

〔香道千代の秋上〕六國香幷五味之事

近世六國の香とて、六品の建の香ありとてもてはやす、古來聞ざる事也、古の書にはかつてなし、按に、米川氏の比より此名目おこると見えたり、むかしはたゞ木所とて、加羅、羅國、眞那賀、眞那斑の四をのせたり、其餘赤栴檀の事見えたり、佐尊羅、寸門多羅の説なし、中比より此二つを加て、六國と名目をたてはじめたり、其物を試に、佐尊羅、寸門多羅、ともに一種の香なり、六種品異なり、六種の香と云は異儀なし、六國と云時は、其國より其木出ると云事、たしかに辯がたし、中古の宗匠、其國よりたしかに傳るといふものありて、定置しや、さらず、さかれども羅國、滿剌加、蘇門答剌、加羅の四國は、もろこしの書に侍る、さそら、まならばんの二國、いまだ考ず、萬國の圖中にある仙勞冷祖をさそらとし、馬拿莫大巴をまならばんと梵語にては通ずるよし云ども、未たしかなる書におひて考ず、追て考ふるすべし、此六種の香まじはり出るにより、此建をよく傳授し聞覺ゆる時は、香を聞時迷なくて、百發百中なるべし、

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易地事

都ニハ佐々木佐渡判官入道道譽ヲ始トシテ、在京ノ大名衆ヲ結テ茶ノ會ヲ始メ、日々ニ寄合活計ヲ盡スニ、〇中略飯後ニ旨酒三獻過テ、茶ノ懸物ニ、〇中略前引ノ置物ヲシケルニ、〇中略三番ノ頭人ハ、沈ノホタ百兩充、麝香ノ臍三充副テ置、

〔陰凉軒日錄〕長祿二年三月一日、比丘尼寺禁法條々、自當院主可被相觸之由被仰出也、〇略嗜艶色事、〇中略此條々可被禁之由被仰出也、當寺都聞梵寅都寺獨書立伺之、卽有御爪點也、

〔親俊日記〕天文十一年七月卅日戊寅、嶋居摠右衛門沈一兩持來之、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年七月廿六日、かとうかずへ、ぢんきやらぢん上申、ながはしより文いづる、

〔異國近年御書草案〕日本國　源家康　謹啓
東埔寨國主　閣下
本邦商人赴二其地一不レ可レ無レ書、故寄二愚翰一略中於二貴邦一所二懇求一者、上々品奇楠香也、委悉付二船主舌頭一、卽今貼金屏風五雙贈進之、雖二是薄物一域中所レ產也、采覽惟幸、不宣、
慶長拾一年丙午季秋十九日
御印

〔御湯殿の上の日記〕慶長十二年三月十七日、ひでよりよりぢんのほた、どんす百卷、略中女ゐんの御所みやの御かた、女御の御かたへも色々參る、

〔當山紀談二十〕木村長門守重成が一陣、鎗の鉦を揃へて待かけたれば、川手成次主水を突伏たり、略中菴原助右衛門鎗のえほ首を握り、略中木村が首を御前に出すに、髮にたきぢめし奇南香の薫せしかば、御感あり、木村が冑は四方白にて鍬形の立物打たり、

〔百一鎖〕延寶二年九月十八日、永井伊州尚庸參內、法皇新院女御御方へ被參、禁裏樣元靈へ從二大樹家綱一略中法皇へ繻子五卷、伽羅一木進上云々、

〔槐記〕享保九年十一月廿四日、伽羅ハ蠻國ノモノ也、本唐ニテハ攝楠ノミ也、星槎勝覽ニ見エタリト仰近衞家熙ラル、

〔倭名類聚抄十二香名〕淺香　南州異物志云、沈香其次在二心白一間二不甚堅者一置之水中一不レ浮不レ沈、與二水平一者、名曰二淺香一也、

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕香要抄引云、木香出二日南一云々、名曰二沈香一、與二水平一者、名曰二棧香一、香要抄又云、棧香、不二甚堅一者、置二水中一不レ沈不レ浮、與二水平一等者、名曰二淺香一也、不レ著二出典一、蓋又引二異物志一也、嘉祐引二南越志一云、交州有二密香樹一、欲取先斷二其根一、經二年後外皮朽爛、木心與二節堅黑一、沈二水者一爲二沈香一、浮二水面一平者爲二雞骨一、最麁者爲レ棧、蘇敬曰、沈香青桂雞骨馬蹄棧香等、同是一樹、隨二藏器一曰、其枝節不レ朽、最緊實者爲二沈香一、浮者爲二煎香一、以レ次形如二雞骨一者爲二雞骨香一、如二馬蹄一者爲二馬蹄香一、細枝未レ爛、緊實者爲二青桂香一、其馬蹄雞骨只是煎香、蘇乃重云、深覺二煩長一、並堪二薰衣去一レ臭、按、沈香浮レ水者、其香氣不レ深、故名二淺香一、後人從レ木與二棧棚字一混、或作二棧者同音假借也一、

〔倭名類聚抄十二香名〕裹衣香　文字集略云、裹衣香一名裹於業反、曩俗云二衣比一、

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕按、千金方七竅病部載二裹衣香方一、御堂關白記有二裹衣香一、此引作二裹衣香一、似レ非レ誤、昌平本作二文字集略云、曩衣香曩音於業反一、俗云衣比一、

〔空穗物語藏開上〕いま二にはえび、丁子を、かつほつきのけづりもの、やうにていれたり、

〔源氏物語六末摘花〕君は人の御ほどをおぼせば、ざれくつがへる、いまやうのよしばみよりは、こよなうおくゆかしうおぼしわたるに、とかうそゞのかされて、ねざりより給へるけはひ、忍びやかに、えびのかいとなつかしうかほり出て、おほどか成を、さればよとおぼさる、

〔倭名類聚抄十二香名〕丁子香　內典云、丁子鬱金婆律膏七偈也

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕金光明最勝王經大辨才天女品云、洗浴之法、當取二香藥三十二味一所レ謂云云、丁子、此云二孝瞿者一、鬱金此云二茶矩摩一、婆律膏此云二揭囉裟一、此蓋引レ之、然非レ偈文、此言二七言偈恐誤一、齊民要術云、雞舌香、世以二其似一丁子一、故一名二丁子香一、卽今丁香是也、新修本草只有二雞舌香一、不レ載二丁子香一、海藥云、按、山海經云、生二東海及崑崙國一、二月三月花開紫白色、至二七月方始成實一、大者如二巴豆一、爲レ之母丁香、小者實爲レ之丁香、開寶本草云、丁香生二交廣南蕃一、又云、廣州送二丁香圖一、樹高丈餘、葉似二櫟葉一、花圓

細黃色凌冬不凋子如釘長三四分紫色中有麁大如山茱萸者俗呼爲母丁香李時珍曰漢鬱林郡即今廣西貴州潯柳邕賓諸州之地一統志惟載柳州羅城縣出鬱金香即此也金光明經謂之茶矩摩香此乃鬱金花香與今時所用鬱金根名同物異

〔倭名類聚抄十二香名〕薰陸香　兼名苑云薰陸香〔俗音君祿〕出中天竺也

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕按本草蘇敬注薰陸香形似白膠出天竺單于二國嘉祐引南方草木狀云出大秦在海邊自有大樹生於沙中盛夏樹膠流出沙上夷人採取之賣與賈人注南方異物志同其異者惟云狀如桃膠

〔長秋記〕大治四年三月廿二日庚子候院間忠盛以薰陸一裹來云是誠物歟將非歟仰事云々予〔源師時〕申云近來號白膠香者歟雖似薰陸其香淺稱膠香薰陸也稱白膠香非薰陸歟但未分其眞僞云々

〔倭名類聚抄十二香名〕牛頭香　兼名苑云牛頭香〔俗音五豆〕出大秦國氣似麝香

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕海藥本草云沈香當以水試乃知子細云々似牛頭者爲牛頭香

〔源氏物語五帖東屋〕經などをよみてくどくのすぐれたることあめるにもかのかうばしきをやむごとなきことに佛のの給置けるもことわりなりやゝくわうぼんなどにもとりわきての給まへるごづせんだんとかやおどろ〳〵しきものゝ名なれどまづかの殿〔薰〕のちかくふるまひたまへば佛はまことし給けりとこそおぼゆれ

〔倭名類聚抄十二香名〕雞舌香　南州異物志云雞舌香是草花之可含香

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕按鷄舌香即丁子香此分爲二似非然嘉祐本草亦二物並擧之夢溪筆談云予集靈苑方論鷄舌香以爲丁香母蓋出陳氏拾遺今細考之尙未然齊民要術云鷄舌香世以其似丁子故一名丁子香即今丁香是也日華子云鷄舌香治口氣所以三省故事郎官口含鷄舌香欲其奏事對答其氣芬芳此正謂丁香治口氣至今方書爲然又古方五香連翹湯用鷄舌香千金五香

連翹湯無鷄舌香却有丁香此最爲明驗新補本草又出一條蓋不曾深考也今世所用鷄舌香乳香中得之大如山茱萸剖開中如柿核略無氣味以治疾殊極乖謬疑源君之時俗以所謂乳香中所得丁香母爲鷄舌香故分以爲二然含以香口之鷄舌即丁香非丁香母也蘇敬曰鷄舌香樹葉及皮並似栗花如梅花子似棗核此雌樹也不入香用雄樹著花不實採花釀之以成香出崑崙及交廣以南本草圖經云其言有採花釀成香者今不復見果有此香海商亦當見之不應都絕京下老醫或有謂雞舌香與丁香同種花實叢生其中心最大者爲鷄舌香擊破有解理如鷄舌此乃母丁香療口臭最良治氣亦效蓋出陳氏拾遺亦未知的否李時珍曰雄爲丁香雌爲鷄舌乳香中所揀者乃番棗核也即無漏子之核前人不知丁子即鷄舌誤以此物充之爾

〔倭名類聚抄十二香名〕雀頭香　江表傳云魏文帝遣使於吳求雀頭香

龍腦香　蘇敬本草注云龍腦香者樹根中乾脂也

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕本草云龍腦香出婆律國形似白松脂作杉木氣蘇敬曰樹形似杉木子似豆蔻皮有錯甲香似龍腦舊云出婆律國藥以國爲名即杉脂也江南有杉木未經試或方士無脂猶甘蕉無實嘉祐本草引西陽雜俎云龍腦香樹出婆利國呼爲箇不婆律亦出波斯國樹高八丈大可六七圍葉圓而背白無花實其樹有肥有瘦瘦者出龍腦香肥者出婆律膏香在木心中波斯斷其樹剪取之其膏於樹端流出斫樹作坎而承之本草衍義云西方抹羅短吒國在南印度境有羯布羅香幹如松株葉異濕時無香採乾之後折之中有香狀類雲母色如氷雪此龍腦香也蓋西方亦有李時珍引葉廷珪香錄云乃深山窮谷中千年老杉樹其枝幹不曾損動者則有香若損動則氣洩無腦矣土人解作板板縫有腦出乃劈取之大者成片如花瓣清者名腦油李時珍曰龍腦者因其狀加貴重之稱也

〔倭名類聚抄十二香名〕青木香　南州異物志云青木香〔俗云象目〕出天竺是草根狀似甘草

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕本草云、木香一名蜜香、生永昌山谷、陶云、此卽青木香也、永昌不復貢、今皆從外國舶上來、乃云、大秦國以療毒腫消惡氣有驗、今皆用合香、不入藥用、蘇敬曰、此有二種、當以崑崙來者爲佳、出西胡來者不善、葉似羊蹄而長大、花如菊花、其實黃黑、所在亦有之、別本注云、葉似薯蕷而根大、花紫色、嘉祐引蜀本云、今苑中種之、花黃、苗高三四尺、葉長八九寸、皺軟而有毛、南州異物志云、青木香出天竺、是草根狀如甘草、蕭炳云、崑崙舶上來、形如枯骨者良、時珍曰、木香南番諸國皆有、一統志云、葉類絲瓜、

〔倭名類聚抄十二香名〕零陵香　南州異物志云、零陵香土人謂爲燕草、

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕按、太平御覽引南越志曰、零陵香、土人謂爲蘞草、其文與此全同、證類本草載開寶本草亦云、南越志名燕草、則疑此本引南越志、傳寫以涉前條而誤、非源君之舊也、嘉祐引陳藏器云、薰草一名蕙草、生下溼地、按、薰草卽蕙根也、葉如麻兩々相對、此卽零陵香也、開寶云、零陵香主惡氣、令體香、和諸香作湯丸用之、生零陵山谷、葉如羅勒、南越志名燕草、又名薰草、卽香草也、山海經云、薰草麻葉方莖、氣如蘼蕪、可以止癘、卽零陵香也、圖經云、常以七月中旬開花至香、今合香家及面膏澡豆諸法皆用之、按、舶來零陵香、有豆葉樣麥葉樣二種、呼豆葉樣爲眞、有漢種移栽者、又有本邦自生者、呼麥葉樣者、卽救荒本草所謂草零陵香也、今俗呼波伎久佐者、此一種耳、

〔倭名類聚抄十二香名〕都梁香　荊州記云、都梁縣有小山、山上有水清淺、其中生蘭草、俗號蘭爲都梁香、

兜納香　魏略云、兜納香出大秦國、

兜末香　漢武故事云、兜末西王母燒之、本是兜渠國所獻、

流黃香　吳時外國志云、流黃香出都昆國、

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕拾遺又云、流黃香去惡氣、似流黃而香、又云、都昆國在扶南南三千里、南州異物志云、流黃香出南海邊諸國、今中國用者從西戎來、

〔倭名類聚抄十二香名〕梅檀香

艾納香　廣雅云、艾納出𠯿國、

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕按、證類本草載開寶本草云、艾納香、味甘溫無毒、去惡氣殺蟲、主腹冷泄痢、似細艾、又有松樹皮綠衣、亦名艾納、可以和合諸香、燒之能聚其煙、青白不散、而與此不同也、依之艾納有二、其和合諸香者、卽松樹皮綠衣、非出𠯿國者、源君引廣志誤、又按、證類本草載開寶本草、𠯿國作西國、香要抄引廣誌亦同、然御覽所引與此合、則西蓋𠯿字之壞、

〔倭名類聚抄十二香名〕甘松香

迷迭香　魏略云、迷迭香出大秦國、

詹糖香　本草云、詹糖香、詹音占唐、

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕原書木部上品同、蘇敬曰、詹糖樹似橘、煎枝葉爲香、似糖而黑、出交廣以南、李時珍曰、其花亦香、如茉莉花香氣、又曰、詹言其粘糖言其狀也、

〔倭名類聚抄十二香名〕鬱金香

白芷香　本草云、白芷香、芷音止、味辛生河東、

蘇合香　唐志云、蘇合香出蘇合國、蘇姑反、本草疏云、是諸香草煎汁名也、

〔箋注倭名類聚抄六薰香具〕香要抄引同、太平御覽引作蘇合出大秦、或云、蘇合國人採之、筌其汁以爲香膏、賣淬與賈客、按、詳御覽所引文、謂蘇合者出大秦國、或云、蘇合者、大秦國人採之、筌汁爲香膏、以其淬賣與賈人也、梁書海南夷傳載此事云、蘇合是合諸香汁煎之、非自然一物也、又云、大秦人採蘇合、先筌其汁以爲香膏、乃賣其淬與諸國賈人、是以展轉來達中國、不大香也者、可證源君誤以廣志或說蘇合國人採之六字爲一句讀、遂爲蘇合香出蘇合國、香要抄襲其誤、然無外夷名蘇合國者、廣志原文恐不如是、本草蘇合生中臺川谷、陶隱居曰、俗傳云、是師子矢、外國說不爾、今皆從西域來、蘇

敬曰、此香從二西域及崑崙來一、紫赤色重如レ石、燒之灰白者好、云是師子屎者、此是胡人誑言、陶不レ悟之、猶以爲レ疑、陳藏器曰、按師子屎、色赤黑色、蘇合香黄白、二物相似而不レ同、人云師子屎、是西國草木皮汁所レ爲、胡人將來、欲二人貴一レ之、飾二其名一耳、本草和名引レ疏曰、合二諸香草一煎、其汁謂二之蘇合一、此注所レ引卽是、

〔類聚名義抄七〕蘇合香カハミトリ

〔倭名類聚抄十二香名〕芸香　禮記注云、芸音雲、和名久佐乃香、香草也、

〔居家必用十〕收書　收二藏書籍之法一、當レ於レ未二梅雨一前一、曬取極燥、頓二樹櫃中一、厚以レ紙糊二外門及周隅小縫一、令二不一レ通レ風卽不二蒸古人藏一レ書、多用二芸香一辟レ蠹、卽今之七里香是也、

〔古今著聞集十草木〕天祿三年八月廿八日、規子内親王〇村上皇女野々宮にて、御前の面に薄、蘭、紫苑（クサノ）草香、女郎花、萩などをうへさせ給て、松むし鈴むしをはなたせ給けり、

伊勢

〔古今和歌六帖六草〕くさのかう

草のかう色かはりぬる白露は心おきてもおもふべきかな

〔下學集下器財〕速香（スカウ）惡香速消盡、故云二速香一也、

〔運歩色葉集須〕速香（スカウ）〔同禮〕龍涎（レウエンカウ）香

〔倭名類聚抄十二香名〕麝香　爾雅注云、麝食レ花反脚似レ麞而有レ香、

〔箋注倭名類聚抄六薫香具〕説文、麝、如二小麞一、臍有レ香、李時珍曰、麝之香氣遠射、故謂二之麝一、本草注、陶隱居云、麝香形似レ麞、恒食二柏葉一、又噉レ蛇、五月得レ香、往々有二蛇皮骨一、故麝香療二蛇毒一、今以二蛇脫皮一裹、麝彌香、則是相使也、其香正在二麝香陰莖前皮内一、別有二膜裹一レ之云々、人云是其精溺凝作、殊不レ爾、麝香夏月食二蛇虫一多、至二寒香滿一、入レ春患二急痛一、自以二脚剔出一、著レ矢溺中一覆レ之、皆有二常處一、人有二遇得一、乃至二一斗五升一也、

〔下學集上氣形〕麝香香獸也、或小鳥名也、杜子美句、麝香眠二石竹一、

〔東大寺要錄五別當章〕法印慶信

合香

承暦三年食堂坤角九間亂落、年内修造了勅封藏麝香五兩進二官一、其代銀提一口施入、百五十兩

〔後二條關白記〕承德三年〇康和元年六月十三日、裏書戊刻侍宗兼、從二大盤所一爲二御使一申云、御鏡幷麝香所レ遣云、三箇日可レ見二於麝香者一、過二三箇日一可二返奉一也、

〔類聚名義抄四火〕燻薫タキ物　薫香氣

〔尺素往來〕合香者、起從二佛在世一而三國一同用之候、殊好色之家是號二熏〇物一、深秘二其方一歟、沈香、丁子、貝香、薫陸、白檀、麝香、以上六種者、每レ方擣篩和合、加二詹唐一而名二梅花一、加二鬱金一而名二花橘一、加二甘松一而名二荷葉一、加二藿香一而名二菊花一、加二零陵一而名二侍從一、加二乳香一而名二黑方一、皆是發二梅檀沈水之氣一、吐二麝臍龍涎之熏一者也、拜領仕度存候、

〔雍州府志六土產〕香具　倭俗薫物幷匂袋等所レ用沈香丁香白檀麝香之類總稱二香具一、凡薫物方有二梅花菊花等之名一、香劑依二其方一而有二輕重之品一、各龕二末之一、其調合法、改二衣服一、禁二不淨一、則於二一室之内一、先烏子紙四折レ之、如二井字之形一、置二是淨几上一、香劑各以二權衡量之一、烏子紙四折之内、中間限二方六寸一、比二置所レ量之香劑於其處一、各量レ之有二香劑之次第一、是謂二疊逐一レ次重疊之謂也、量了後合レ之、以二匙香劑間一爲二境界一、如二溝洫之形一、而後點二麝香於白兎毛之眉掃頭一灑二溝間一、是謂二打麝一、其次第前後一失、其次則調合後香氣不レ發、而後混合之香劑入二藥臼一、和二白煉蜜杵一之、至二二千或三千一、隨二杵數之多一而有二香氣一、爾後納二囊内一、或與二壺藏一風雨所レ不レ侵之土中一、隨二歷歲月一而馨香芬發、是稱二薫物一、又謂二燒物一、點二香爐幷火爐一、又一種有二香囊一〇略中本朝流風於二斯二物一也、重調合之法、故主上亦御手疊之合之、近臣一兩輩外不レ預二斯事一、故謂二勅作諸家亦有一所レ傳之方一、於二今市中亦有一調合之家一、凡香具各自二肥前長崎港一來二京師一、藤播磨買之而採擇之、以充二其用一、其外諸品藥劑亦所在播磨家爲レ眞也、薫物匂袋、斯家之所二調合一爲レ堪用、

〔運歩色葉集賀〕梅花燒物　荷葉侍從同帳中香　〔同路〕六和香　沈香（チン）、丁香、薫陸（クンロク）、貝香、白檀（タン）、麝香也、已上六種也、春加二詹唐（センタウ）一曰二梅花一、夏加二鬱金一曰二花橘一、秋加二甘松一、曰二荷葉一、冬加二藿香一曰二菊花一、加二零陵一曰二侍從一、加二乳

香曰黒方也猿家之秘方也

〔拾芥抄下末薫物方〕黒方

沈四兩	丁子二兩	甲香一兩二分	侍從	沈四兩	丁子二兩	甲香一兩二分
白檀一兩	麝香二分			甘松一分	鬱金二分一朱	
梅花	沈八兩	丁子四兩	三分	麝香一兩	三兩二分	
甘松一兩二分		薫陸一分				
荷葉	沈七兩	丁子二兩	二分	甲香二兩	一分	
白檀一分	甘松一分	熟鬱金二分				
菊花	沈四兩	丁子二兩	甲香一兩			
甘松一分	麝香二分	薫陸一分				
盧橘	沈四兩	丁子二兩	甲香一兩二分			
甘松一分	白檀一兩	三分	栢木一			

已上五〇五惣六〇誤　方云云

其方其香雖少入香各有所法黒方以麝香薫陸爲其香侍從方以鬱金爲其香梅花方以丁子甘松爲其香荷葉方以藿香白檀爲其香菊花方以甘松薫陸爲其香歟甲香以衆香有混合之用也此本者大法性寺殿眞筆本寫之

〔薫集類抄上〕梅花　疑梅花之香也、　閑院左大臣冬嗣贈太政大臣正一位右大臣内麿三男、　沈八兩二分占唐一分三朱

甲香三兩二分甘松一分白檀二分三朱丁子二兩二分沈七兩二分甲香二兩二分白檀二朱或本三朱熟鬱金二分沈七兩二分甲香二兩二分白檀一朱或本無熟鬱金一分藿香四朱丁子二兩二分安息一分或無甘松三朱沈三兩二朱甲香一兩一分白檀一朱或本無熟鬱金一分藿香二朱丁子一兩一分〇略中　侍從亦名拾遺補闕　秋風蕭颯として心にくきをりに、よそへたるべし　閑院大臣　沈四兩丁子二兩甲香一兩已上大　甘松一兩熟鬱金一兩已上小〇中略　菊花菊花にほひにたるにほひにやあらむ　不知誰人　沈四兩丁子二兩甲香一兩二分薫陸一分麝香二分甘松一分　荷葉　擬荷香也夏月殊施水時深有其白不被封寒　落葉　不知誰人　沈四兩丁子二兩甲香一兩二分薫陸一分麝香二分甘松一分　黒方〇中略冬凍　閑院大臣長良清経元名等同之　沈四兩丁子二兩白檀一分甲香一兩二分麝香二分薫陸一分

分已上大〇中略　薫衣香一名體香　八條宮〇本康　沈九兩甲香五兩青木香二兩白芷一兩丁子一兩白

〔檀二兩占唐一兩蘇合一兩半麝香半兩〇中略

二兩蘇合二兩占唐二兩藿香三兩鬱金一兩麝香

甲香八兩蘇合一斤占唐一斤白檀八兩零陵八兩藿香四兩甘松花四兩乳頭香五兩白膠二兩二分麝香四兩鬱金二兩二分已上少〇中略　百和香　沈四兩丁子二兩甲香一兩已上大　熟鬱金一兩甘松一兩已上少〇中略　令人體香甘草瓜子大棗松皮已上分等末滾服方寸匕三也百日衣服甚香　浴湯香　茵蔯香一兩零陵一兩茅香一兩甘松一兩右以水作湯浴之任意量多少以是爲限或本加澤蘭一兩

〔薫集類抄下〕和合時節

賀陽宮　正月十日作之

山田尼　春むめのはなざかり二三月秋蘭菊のかうばしき八九月〇中略

和合次第

賀陽宮　黒方沈一甲二麝三薫四白五丁六

滋宰相　先和沈丁子次合甲香次合白檀最後和麝香云云尚自可及多爲合快和合也

染殿宮　諸香合蜜之後可和麝也此説可秘云云

公忠朝臣　沈ヲ母ニテ次丁薫白了アハヒニ麝香合了以手ニギル也加手成之普一一振合爲能

八條大將承和秘方同之　沈甲麝薫白丁

朱雀院　沈丁甲薫麝

東三條院　沈甲白薫丁麝

四條大納言　合香次第、只以二兩數一少物先入也、又以二兩數一均對對合也、但麝香ハ最後合レ之、
小一條皇后　先沈丁子ヲ合、次甲香ヲ合、次白檀ヲ合、終麝香薫陸ヲ一度ニ合スト云リ、少ヨリ多ニ可レ及、快ク爲レ合也、
合和　和以二泯泯一爲レ好　泯唐韻云、彌忍反、彌寘反滅也、又動也、知章朝臣口傳云、以二指推一合香一ニ指乃皴乃文乃付ヶ程ヲ泯々乃程ト謂也、
國韓　和レ蜜程煩欲二堅埋一則自有二濕氣一云云、
大僧都寛敎　春之丁子、夏秋之沈、冬薫陸、隨レ季三朱許可レ加歟、
山田尼　先つめをきりて、手をあらひてつかみあはせよ、これはこどねり常生が說なり、手のあかいるとてもちひぬ人もあり、又云、いまだかたまらぬによくさまして、ものに玄たみいれて、かひしてすこしづゝくみて、かつ〳〵まはして、かたきかたなるにつきもていけばよき、煎じたるものながらいるれば、たりくるほどにいれすぐすなり、
或說　すゞりのはこのふたなどに、あつくうづひとくさいれては、はまぐりのかいなどして、又いれ〳〵、よくかきあはせて、すこしあらきふるひして、ふたたびふるひあはせて、あまづらにはあはすべし、あはせたるおりは、かうばしともおぼえず、丁子などの、かはやきをかきなれたるほどなるべし、廿日ばかりわすれてとりいでて、かくにぞかうばしきものなる、なつあはするはかたきよし、玄るになる也、ふゆは玄るなれどもきたてかくに、くさくかゝるゝをば、いるゝ、又の日はかたまりぬ、くさ〴〵のものを火にのごとくにいるべし、くさきものゝおほくいるゝ、かずにすこしたらさす、かうばしきものをばほう
合春
合春は甲香也、

姚家　諸香調和了、入二鐵臼一搗五百杵、
公忠朝臣　合和良久研黏、擣三千許杵、
隨時朝臣　和レ蜜投二鐵臼中一、擣數以レ多爲レ好、
國韓　先以二諸香一入二大革筥一、蓋和レ蜜能黏合了、入二鐵臼一搗千杵、
致忠朝臣東三條院同之　合香擣三千杵
知章朝臣　千度之內可レ舂之
山田尼　あはせつきのおりは、かなうす、きねよくあらふべし、四兩合には三千度、二兩合には千五百度、一兩合には千度、すくなきはとくつかるれば、かずをおとすなり、白きこはりきたるにてはこいりてあし、のりはりきたらん人のつくべきなり、
埋日數付埋所
長寧公主　埋三日
姚家　埋七日
極要方　盛二白瓷中一、堀地三尺以上、用二水邊之地一得二朝陽一埋レ之卅日、
洛陽薰衣香方　入二瓷器一埋二水邊陽氣地一深八寸、七箇日之後出用之、
承和百步香方　盛二瓷瓶中一埋經三七日一取燒、百步外聞レ香、
同御時　被レ埋二右近陣御溝邊地一、後代相傳、不レ變二其處一云云、或記云、右近陣御溝詹下壇上云云、
賀陽宮　用唐瓷器一、堀二露地一深三尺許埋レ之、
八條式部卿宮　一宿埋二馬矢下一、件方傳得二陽成院書一云々、
公忠朝臣　黑方、侍從、春秋五日、夏三日、冬七日、埋二之梅樹下一、
致忠朝臣　合レ香天後物ニ入テ、花乃木ノ下土中高ニ埋レ之、

知章朝臣　五葉ノ松下ニ可埋、春秋七日、夏五日、冬十日、

山田尼　茶埦のつぼ、もしはつきなどにいれて、ふたよくおほひて、そくゐしてかみををして、よくみづいるまじく封じて、梅樹のもとにうづむべし、それあめなどいりてながるゝもあしかりぬべし、花の木のしたのつちをものにかきいれて、うづみたるいとよし、又水のほとりみちのつじ、むまの矢のなかにも、ものにゑたがひてうづむべし、あるひは十日、もしは廿日などうづめ、くろぼう、梅花などに木のしたにうづみて、春秋は五日、夏は三日、冬は七日ありてとるべし、土をほること二尺ばかりなり、

〔後伏見院宸翰薫物方〕薫物秘方

黒方　沈八兩重シ　丁子三兩頗重シ　貝一兩二分輕シ　白旦二分輕シ　薫陸二分頗輕シ、白旦ハ一重シ、

雁香一兩殊重シ　以上上方

沈六兩　丁子二兩一分　貝一兩二朱　白旦一分二朱　薫陸一分二朱　麝香二分二朱　以上中

沈四兩　丁子一兩二分　貝三分　白旦一分　薫陸一分　雁香二分

射香半分散をもてあはせ、半分あまづらに合て後是をさす、又諸香のかろさ重さの用心、かみになづらへて心えべし、凡黒方四季に通用す、尋常ながらに只此方を用る也、他方は其時にあらざれば、あながちに用ざる也、

合次第、手ばこのふたにうすやうを〆きて、其上に沈を置てかきひろげて、雉子のはねを持て格子のごとく是をわかつ、其上に問ごとにあまねく丁子をわかち、置終りて能々かき合す、和合のやうに、以下准之、中より分て二になして是を置て、そのなからをかきひろげて、雁香半分あへてかき合せて暫置て、射香に合せざるかたほし、暫置て混合せず、又別所に貝香を置て、其上に白旦を置て、かき合せて暫置て、次麝香にあはせ、さるかたの沈をかきひろげて、其上に件の貝香等をわかちをく、かき合せ終りて、又はじめのごとくかきひろげて、射香にあはする方の丁子沈を其上にわかち置て、能々和合する也、次にあはせふるひ二度、其後一宿を經て、その香互にそむをよしとす、〆かうしてのちあまづらに和す、是秘傳也、急ぐ時かならずしも〆からずといへり、

又云、大一劑といへども、小目上かけわかちて是を合、有便よく和合する也、あまづらに和する時、おほかるといへども、わづらひなきなり、凡香わする時、一番の香にをく香は、燒時その香最末に出くる也、最末にをく香は、たく時其香最前に出來るによって、能香をもて前後に是ををく、貝薫陸のたぐひ、中間に是をまじふ、その香あながちにいださざらんが爲なり、是甚深の秘説なり、

梅花方　沈二兩二朱重シ　丁子一兩重シ　貝二分輕シ　白旦二朱輕シ　薫陸二朱重シ　甘松一分　射香三分重シ　合する次第黒方におなじ、射香に合する方に、甘松をあはする也、侍從荷葉させる秘方なし、只諸家の方を持てはからひて合す、

諸香增減用心

沈香に隨ひて、他物聊增減の用心有べし、但其沈にむかはずば、かねて其程を定がたし、よくかきわけまじふべき也、沈のかも一樣にあらざるなり、その香つらなれば、餘香いさゝかさしそふ也、淺香のごとくその香すくなくば、他の香ををの〳〵減ずべきなり、凡貝はくさしといへども、是をくはへずば、其香遠く匂ふべからず、薫陸其用なしといへども、是をくはへずば、其かものにそまざるなり、

〔むくさのたね〕たきものゝ方さま〴〵なれど、つねにあはするは六種なり、梅花、荷葉、菊花、春のむめのなつかしき香にかよへり、荷葉はなつのはちすのすゞしき香にかよへり、菊花は秋のきくの身にしむ香にかよへり、落葉はふゆの木のはのちるころ、ばら〳〵とにほひくるにか

よへり、時にしたがひて、昔の人はあはせけれど、今の世にはさしもみえずなり行や、ものゝをとろふるなりけり、そのおり〳〵にあはせずとも、おなじことよなどいふは、世のすゑの人のこゝろなめり、侍従は乙侍従といふ女房のあだ名なり、山田の尼をはじめは侍従といへるゆへ、此尼のあはせそめぬれば、其名をよぶといへり、山田の尼をはじかりのにほひなり、黒方はたきものゝにほひにては、玄の玄といふ心にて名づけたるを、くろぼうとかながきに書けるを、後の人あやまりて、黒方とかくといへり、あやまりをあらためず、その字を書もはゞかりある心に例あれば、かみのその字をかく也、侍従黒方このふた種は、霜雪のころさむきにあはせよとつたへたり、是は人のつたへもうけず、ふるふみにかきをきしをもみず、としどしにあはせこゝろみてかくなしをきしを、人のみせよといふに、あらためて序代をのぶ、

梅花　沈香五兩（丁子一兩貝香一兩）甘松二分麝香二分　荷葉　沈香七兩二分（丁子二兩二分白檀一分三朱貝香二兩）甘松二分藿香二分安息香一分鬱金三分　菊

花　沈香二兩（丁子一兩貝香二分）甘松三朱　薫陸三朱　麝香一分

きくの花のいかにもかうばしきを取て、うすやうの下にきくを去きて、その上にてかうぐをかさねて、すぐにつゝみて、五日を經て、そのはなを撤して、烏鷺をあはせ蜜をあはするなり、

落葉　沈香四兩二分（丁子一兩二分貝香二兩二分）甘松一分　薫陸一分二朱　麝香二分　侍従　沈香四兩二分（丁子二兩貝香一兩甘松一分二朱）占唐（一分二朱○占唐ハ唐ノ誤歟借字）　黒方　沈香五兩（丁子二兩）貝香一兩二分　白檀三分　麝香二分

〔六種薫物合〕夏衣　沈四兩　丁子二兩　甲香一兩二分　甘松一分　白檀一兩三分　柏木一分　薫陸一分　麝香二分

仙人　沈四兩　丁子二兩　甲香一兩二分　甘松一分　白檀一兩　麝香二分

いさり舟　沈八兩二分　丁子四兩二分　甘松一分　薫陸一分

松風　沈四兩　丁子二兩　鬱金二分二朱　甘松一分一朱　朴根二分

きくの露　沈四兩　丁子二兩　甲香一兩　薫陸一分　甘松一分　麝香二分

榊葉　沈七兩一分　丁子二兩二分ィ一朱六　甘松一分　熟鬱金二分　甲香二兩一分ィ一兩　藿香一分四朱　白檀一分

〔倭名類聚抄十二名〕甲香　南州異物志云、甲香（俗云合蠟屬也、可合衆香燒之、皆使益芳、獨燒則臭、講二音）

〔徒然草上〕甲香はほら貝のやうなるがちいさくて、口のほどの、ほそながにして出たる貝のふたなり、武藏國金澤といふうらにありしを、所の者は、へなたりと申侍るとぞいひし、

〔實隆公記〕文明十九年二月二十七日戊辰、自龍翔院（○藤原公敦）薫物三具（早梅、梅花、黒方、）被送之、祝着々々、

〔倭名類聚抄十二香名〕百和香　神仙傳云、淮南王張錦繡之帳、燔百和之香、燔燒也、音繁、

〔古今和歌集十物名〕百和香

花ごとにあかずちらし、風なればいくそばくわがうしとかは思

よみ人しらず

〔後拾遺和歌集十哀傷〕少納言なくなりてあはれなる事などなげきつゝ、をきたりける百和香をちいさきこにいれて、せうと棟政朝臣につかはしける、　選子内親王

のりの爲つみける花をかず〳〵に今はこのよのかたみとぞ思ふ

〔經信卿母集〕百和香あつめてうたよますするに、とのつちはりのはなをくはへよといふ、いかでかはゆきておるべきいろ〳〵にむらごにほふつちはりの花

〔類聚雜要抄四〕蘇合香　味甘温無毒、主擣二惡氣一、散二鬼精物一、忌二蠹毒一、通二神明一、久服輕身延年、是師子矢云々、此香從二崑崙一來、又出二太秦國一、合二諸香一煎二其汁一、謂二蘇合一云々、

味甘平温無毒、或辛苦、主二腰痛一、勞羸瘦神、養氣、久服身輕延年、一名鹿角膠、羅樹汁云々、又楓木脂也、眞非二作物一歟、　白膠香

脂也、眞非二作物一歟、　甘松香　如レ前　沈香　同前　白檀香　薫衣香　入之

麝香　治二万病一、不レ近二鬼神一、五香湯入之、　薫陸香　如レ前　熟鬱金　味辛苦寒無毒、主二惡々氣一、散二鬼精物一、忌二蠹毒一、通二神明一、久服輕身延年、是師

云々、　詹糖　其樹似レ橘、邪鬼病、出二交廣一、以南、眞者難レ得云々、　煎枝葉爲レ香、似レ糖而黒、去二毛髮一者也、凡採得後陰干於二石臼一、木杵搗レ之、勿レ令二雜用一也、

巳上香、薫衣香用之、○中略

薫衣香方甲香一兩、丁子香一兩、蘇合香一兩、白膠香一兩、甘松香一兩、沈香一兩、白檀香半兩、麝香半兩、薫陸香半兩、
右九種並須好者、各自別擣用、麁羅篩以和使、乾香均卽成、

〔榮花物語八初花〕いまの世にみえきこゆる香にはあらで、げにこれをやいにしへのくのえかうなどいひて、よにめでたきものにいひけんは、このかほりにやと、さてをしかへしめづらしうおばさる、

〔源氏物語十七繪合〕くさ〴〵の御たき物どもくぬえかう、またなきさまに、百ぶのほかをおほくすぎにほふまで、心ことにとゝのへさせたまへり、

〔源氏物語三十二梅枝〕冬の御方にも、時々によれるにほひのさだまれるに、けたれんもあいなしと覺して、くのえかうのほうすぐれたるは、さきの朱雀院のをうつさせ給て、公忠の朝臣のことにえらびつかうまつれりし、百ぶの方など思ひえて、よににす、なまめかしさをとりあつめたる、心をきてすぐれたりと、○下略

〔實隆公記〕永正三年七月二十一日己亥、陳外郎來、薫衣香一袋惠之、

〔親俊日記〕天文十一年五月廿日己巳、薫衣香調合、

〔勸修寺光豊公文案〕從二女院御所一薫衣香廿御拜領、拙子ニ相心得可レ申越一之旨被レ仰出候、巨細之段岡本美作守可レ被レ申候、將又先日者罷越候處ニ、于レ今不レ始御馳走祝著之至存候、御腫物氣之處ニ御登城、別而滿足ニ令レ存候、猶期面之時可二申述一候、恐々謹言、

六月〇慶長十四年十八日　　片岡市正殿

〔光豊公記〕慶長十五年六月廿日、從二禁裏一板伊州江薫衣香拜領、予御使、於二彼亭一振舞有レ之、

〔後撰和歌集十九離別〕衣なのへまかりける人に、たきものつかはすとて、　　するが

名香

衣なのなるあさまの山ももゆなればふじのけぶりのかひやなからん

〔拾遺和歌集十雜春六〕ひえの山にすみ侍けるころ、人のたき物をこひて侍ければ、侍けるまゝにすこしを、梅の花のわづかにちりのこりて侍る枝につけてつかはしける、　如覺法師

春すぎてちりはてにける梅のはなたゞかばかりぞ枝にのこれる

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年七月十日、衣やうぐん、〇家康　德川ふしみよりのぼりにて、たき物參る、御つかいひろはしう大辨なり、

〔言經卿記〕慶長十年九月十一日癸未、伏見へ罷向、至阿彌ニテ休息了、次御城へ參了、先夕飡被レ下了、廣橋亞相、予、勸修寺黃門、冷泉中將、烏丸頭辨、四條少將、內藏頭、舟橋式部少輔等也、次御對面了、禁中ヨリ燒物方宸筆被レ遊、將軍〇德川家康へ被レ參了、廣橋勸修寺等御使也、薄暮歸宅了、

〔尺素往來〕燒香、又面白存候、但不レ所レ持之候、名香之品々者、宇治、藥殿、山陰、沼水、無名、名越、林鐘、初秋、神樂、道遙、手枕、中白、端黑、早梅、疎柳、岸桃、江桂、苅萱、菖蒲、艾、忍、富士根、香粉風、蘭麝袋、伽羅木等、縱雖レ兜二樓婆一、畢力迦、及海岸之六銖、淮山之百和、不レ可レ勝二於此一候、

〔運步色葉集賀〕香名　蘭奢待（ランジャタイ）自二東大寺一出故名之、關奢待ノ內有二東大寺之字一、

〔節用集貝財寶〕蘭奢待（ランジャタイ）

〔名香目錄〕太子　木所佐尊羅

きゝいかにもかろくすゞしうして、たぐひなきかほりなり、

蘭奢待　伽羅

きゝふるめきえづかにして、たえ〴〵なるこゝちありて、あむにむのかほり次第に出る也、是すなはちかうのもと也、他は是になぞらふべし

逍遙　伽羅

き、はやう出て、蘭奢よりうすくして、ゆうなるかほり有、火する同前、

伽羅

三芳野

らんじやよりすこしはやく出、にほひはなやかにすゞしうかうばしき也、火末同前、

伽羅

法華

き、ふるうやはらかに、心たへにして言葉のべがたし、是も火する同前、

伽羅

紅塵

き、すこしをそく出て、いさゝかからき心あり、火する同前、

羅國

古木

き、ふるめきひやゝかにすゞしきなり、あやめよりは、火ずるうすし、

眞南蠻

中川

き、ふるうにほやかにして、かろき火するなり、一説には木所伽羅といふ、

羅國

八橋

き、左づかにすゞしうして、古來よりはなやかなり、火する菖蒲ににたり、

眞南蠻

花橋

き、はやう出、かろくにほやかにして、やがてきゆるなり、是香のしるしなり、

以上十種〇道加二十二種略

〔御家流改正香道秘集〕二種之名香之事

一昔ゟ蘭奢待、太子、此二種を名香六拾一種之内第一として、古今無上妙品最上之香とせり、蘭奢待は稀にして、得がたきを以奇寶とするのみならず、其香殊更勝れて妙有、十度も燒かへすべきの說古來ゟ傳ふる說也、本は東大寺の什物なる故、其名をまた東大寺とも云り、世に眞銘之物古今稀也、天下草創の將軍家御一代に南都ゟ出る香也、勅使上使抔有て、一寸四分切取る云り、近代は其儀なし、誠古其例有と記し候書有、かゝる大節成名香たれば、世に流布する處のもの僞銘多して、此道にうとき人誤り傳て、貴賞するもの、正銘となしがたし、太子、法隆寺ゟ出る說一向なし、然共いつの世にか不圖洩出て、世に流布する物也、匂ひは蘭奢待に及物ならずと云ども、太子御自愛の香にして、此國におゐて焚香の始なれば、甚大節成ヲ以世に貴賞せり、手箱太子と云る物有、是も法隆寺什物の中に、太子の手箱の內に入たる本木のけづりくずなりと云り、此兩種の名香は、甚得がたき事也、若僅に一炷計成を得ば、眞銘疑ひなきものなれば、尤奇寶と可成事也、

六拾一種名香之說

一古來ゟ六拾一種之名香有て、其名香世に知る所なり、然共近世流布するもの、多くは僞名にして、傳來正敷正銘の物稀也、近比香を商ふ者、其俤相似たる香を撰みて、是に擬して人をまどわすもの多し、既に往古にも正銘の物は得がたし、或は燒失し、またはばづかに殘りて世に甚稀也事古書にも見へたり、建部隆勝天正年間之人、志野省巴門人、信長公之家臣也、此書ニも六拾一種之聞を記されたるにも、貳拾餘種未聞よしの說有、今に至てはいよ〳〵稀成べし、然ば六拾一種悉く正銘の物有べからず、今稀に六拾一種之內なる正銘とおぼしきは、其香味能古人の記し置し連味濃薄立出煙末に至りて、香の位かうゝとして、能香氣かよひて疑がわしからざるものあらざれば、正しき名香といふべし、然今世に至て多く古來之名香の名を以て、貴賞するもの有べからず、自然疑ひなきもの一種にても得ば、貴賞すべき事なり、〇中略

新六拾種名香之事

一古來御家之六拾種名香有、世に賞ス、又志野宗温六拾一種之名香を定、今世上に傳へ用る香是也、然ども古の名香といへ共、勅銘有て稀也、後世に至て勅銘の香、また貴人公子の名附給ふ香少

なからず、香の善惡を論せず勅銘のものは、古來之名香々も貴みもて扱べき事なり、よつて近世名有香を集、古來の數に擬して、六拾種の新銘を集む、尤香の善惡を定撰て、六拾種となすにあらず、只勅銘之分、また貴人の銘附られしをほどこし、焚給ひしを集むる而已、見む人是をおもへ、

新六拾種香名寄

一はつ雪　むらさき　少年の春　青陽　花の色　はるの嵐　蟬の羽衣　五月の空　花すゝき　小夜衣　志　軒漏月　桃源　とがめぬ霞　楚弓　蓮葉　その糸　忘水　蘭（えびねかな）　夕日　水雲郷　老木の花　簾の障　思　椛（かば）櫻　東　初瀬山　瀧の白玉　梅の一枝　浦風　後の香久山　更衣（コロモガエ）　秋の最中　右勅銘之分三拾三種也

一横笛　後の古里　生徽凉（ビリウ）　後の染衣　後思　後の春の夜　右公方家御銘六種

一郭公　東山　若松　若竹　烏羽玉　後尾上　後八重櫻　後花勝見　暗部山　山櫻　彌生

木葉の雨　飛鳥川　芝船　翡翠　西山　右中院通村卿御銘十六種

白菊　細川藤孝銘　柴船　奥州正宗銘　千代春　奥州綱村銘　初音　小堀政一銘

後淺緑　小堀政一銘　以上六拾種也〇中略

和香木名寄

一瑞香木（ミツカキ）加茂　長柄橋　攝州　光遠木　有馬　樓間櫻　異香留賀（イカルガ）　和州太子御手自柄植させ給ふ、今枯木、　右勅銘之分

一夏衣　攝州有馬　吉野寺　比蘇寺ト云　埋木　箱根　埋杉　丹後　三輪苧卷　二本杉　三保崎楠

天橋立松　尾上松　播州高砂　千歳杉　姥杉トモ中尊寺地内、奥州平泉村に有、　天香木（ムラウキ）鎌倉　瀬戸白檀　相州

平岡天香木　末松山梅根　奥州　嚴島鳥居　平清盛造立　筑紫飛梅　難波梅　攝州　梢之外　攝州天王寺林氏

大江山　丹州　室山杉　空海手所ゝ栽

〔本朝世事談綺三（巻）〕香道

十種名香　東大寺　法隆寺　逍遙　三芳野　枯木　法華經　紅塵　八橋　中川　盧橋等也

此外追加六種の名香、又五十種の名香あり、又七十種の名香、百八十六種の名香をはじめ、數品の香あり、

〔織田信長譜〕天正二年三月廿三日、信長奏二聞禁裏一、廿七日、赴二奈良一居二多門一、開二東大寺秘府一截二黄熟香一（俗曰二蘭奢待一）日野大納言某、飛鳥井中納言雅敎爲二勅使一、佐久間右衛門尉信盛、菅屋九右衛門、塙九郎左衛門、蜂屋兵庫頭、武井夕庵、松井友閑奉行之、截二之一寸八分也、信長取二其三之一一、以二其二一配二授諸士一、

〔信長記 七〕蘭奢待被ゝ截事

三月〇天正二年十二日、信長公御上洛有テ相國寺苑蘭院ニゾ御座マス、同廿三日、南都東大寺ノ蘭奢待御所望有タキ旨奏聞セラレケレバ、則日野大納言、飛鳥井大納言勅使トシテ南都ヘゾ參ラレケル、信長公同廿七日、奈良ニ御著アッテ多門ニ御座マス、翌日蘭奢待切セラル、

〔武徳編年集成四十九〕慶長七年六月十一日、神君奏聞ヲ遂ラル、勅使勸修寺右大辨光豐、廣橋右中辨總光、神君ヨリハ本多上野介、大久保石見守長安、南都東大寺ニ至テ、寶庫勅封ヲ兩辨是ヲ截テ戸ヲ開、黄熟香（蘭奢待也）ヲ截シム、香見柳原右少將業光也、中坊左近秀祐警固シ、幕下ノ步卒十人監使タリ、〇又見二武德安民記一

〔續近世畸人傳五〕僧惠南

惠南、名忍鎧、號空華子、平安の人也、聞香に長じ一時に鳴、連理燒合五味七國をきゝ、ゑるのみならず、凡物の臭氣をきくこと常ならず、〇略中何某の宮の御殿に、紅塵といへる名香あまたたくはへ給ふが、或時やゝうせたれば、殿下の御沙汰となり、武邊に仰て搜しもとめ給ふに、惠南其ころ名譽あれば、殿下へめして聞しらずやととはせ給へども、もとよりしらぬことなれば、其旨申あげ

炷香

けれどもこゝちよからず、いかにもして其在所をしらまく思ひしが、東寺の御影供にまうでんと、壬生より過る道、一陣の風吹來りけるに、えならぬ香氣有、いぶかしく其かたをさして行に、島原の廓柏やといふものゝ家なり、彼紅塵の香にたがひなければ、入りて尋るに玄るものなし、玄ひてもとめて人毎にいはしむるに、一人の女の童、此頃某の女郎の櫛笄を作たまふ木屑のありしを、よきにほひする木なれば火桶にくべしが、其名殘にやといへば、やがて明の日殿下にまうし上けるに、ぬすみしは其廓に遊ぶ士なることと分明にて、罪に行はれしとなん、

〔香道大意〕凡香を焚く事に三ッの名目あり、供香、空香、翫香、卽是なり、是を三香と云ふ、供香は神祇佛菩薩に香を焚きて供する事にして、之焚香の濫觴なり、其の餘裔空焚となれり、是香を敬の本なり、空焚は銀葉を敷かず、香爐を机或は折敷の上などに居ゑ置て、其の隨に聞く例なり、然に又希なる名香を用ゐる時は、特に銀葉を以て、其香の早く立ざる爲に敷、又机上より爐を手に取りて、鼻先にあてゝ、是を聞く、則是を一炷聞、または名香聞とも云ひ、是翫香の初なり、

〔源氏物語五若紫〕みなみおもていときよげにゑつらひ給へり、そらだきもの心にくゝかほりいで、みやうがうのかなどにほひみちたるに、君の御をひかせいとことなれば、うちの人々も心づかひすべかめり、

〔源氏物語湖月抄三十八鈴虫〕空燒するは、それとなくいづくより匂ひくるやらんのやうにする物也、

〔源語梯中そ〕そらにたく　ソラトハ、ソコト定メテキカズニアラズシテタク也、凡其實ナキヲソラト云意ナルベシ、タキモノゝ火ノモトノシレヌガヨキト也、

〔倭訓栞前編十三曾〕そら○中略　そらだのめ、そらだきものなどは、空しく徒らなる意也、

〔枕草子三〕にげなきもの　そらだき物ゑたるきちやうに、うちかけたるはかまのをもたげにいやゑう、きら〳〵しけんもと、をしはからるゝなどよ、

〔源氏物語三十八鈴虫〕院もあなたに出給とて、宮のおはしますにしのひさしに、のぞき給へれば○中略ひとりどもあまたして、けぶたきまであふぎちらせば、さしより給ひて、そらにたくはいづくの煙ぞと思わかれぬこそよけれ、富士のみねよりもげにゆりみち出たるは、ほいなきわざなり、

〔枕草子三〕にげなきもの　そらだき物ゑたるきちやうに、うちかけたるはかまのをもたげにからせちのをりは、大方のなりを玄づめて、のどかにもの、心もきゝわくべきことなれば、はゞかりなききぬの音なひ、人のけはひ玄づめてなん、よかるべきなど、例の物ふかゝらぬわか人どもの用意をしへ給、

〔後伏見院宸翰薫物方〕薫物焼様事

薫物たく事は、なべていかなる者も故實をならひつたへねども、する事なれば、安き事にこそは覺えたれども、よく〳〵心得てすべき事なり、あしくたきつれば、香もあしくなりて、とまらざるのみにあらず、不吉のかたもある也、相生の様はぬるくしてこがるべからず、火はやくて急にこがるゝをさうこくのかともいふべし、不吉にも通へり、能心にいれておもひとけば、天然の道理何事にも心得らるゝ事也、先かたきのすみを能々つくりて、よくおこしとをして、ひとりのはいをもまづあたゝめて、このつくりすみの火をうづむべし、うへにもあつき炭を持て、よきほどにおほひて、うづみおほせてのち、うへをきとさぐるに、いたくあつからぬ程に、ぬる〳〵とうづみて、其上に又火を置て、玄ばしあたゝめて、たかんとする時、上の火をとり捨て、薫物を置べし、火のぬるくて久敷くゆるがよきなり、扨すこしふすぼりくさくなるまで、やはらかに久しくたきとをして、玄ばし時刻を經てきるべし、薫物のたいなるをとりはなつ事、風のふくとをりありかくさきものゝかやうのふさはぬときにとりきるべからずといへり、只今又いそぎてきるべき事のあらんには、火をいたくぬるからでたく、玄ばしたくべし、ふすぼる程迄はたくべからず、玄ば

しほどへてきるにこそ、ふすぼりは失て殘るかはひさしき也、大方燒ての後、すなはちきりつれば、かとまらず、たとへばこよひ能くたきて、やはらかへしをとりをきて、明る日などたきたるは、四五日もかうせず薫物は能くたきおほせたるを、一日などいたくみぐるしからずきて、其次ぎの日などか、ことに匂ひもうつくしく思はしくかぎたくおぼゆる程にてはあるなり、たくほどは、ばれにかうじばかりなどつくりてとこそいへども、かならずおほきなるによりて、かうばしからず、すぐろくの石計につくりて、度々に燒重ねたるは、久敷もとゞまり、かうばしきもまさるなり、つくるに又うす〳〵平々と作る事、かへすく〵わろし、口五分ならばあつさは二分につよく、一寸なるは五分に半減半增に作るべしといへり、是よりも薄きはくゆるほどはなくて、やがてふすぼりたちぬれば、けぶりのかよりほかにほひはさらになき、かやうの口傳吉事のはれに、ことに物のゆゑんやうの人心得てすべき事なり、

〔太平記三十九〕諸大名讒道朝事附道譽大原野花會事

佐々木佐渡判官入道道譽、五條ノ橋ヲ可渡奉行ヲ承テ、京中ノ棟別ヲ乍取、事大營ナレバ、少シ延引シケルヲ勵ントテ、道朝他ノ力ヲモ不假、民ノ煩ヲモ不成、嚴密ニ五條ノ橋ヲ數日ノ間ニゾ渡シケル、是又道譽面目ヲ失フ事ナレバ、是程ノ返禮ヲバ致サンズル也トテ、便宜ヲ目ニ懸テゾ相待ケル、懸ル處ニ柳營庭前ノ花、紅紫ノ色ヲ交テ、其興無類ケレバ、道朝種々ノ酒肴ヲ用意シテ、貞治五年三月四日ヲ點ジ、將軍ノ御所ニテ花下（モト）ノ遊宴アルベシト被催、殊更道譽ニゾ相觸ケル、道譽兼テハ可參由領狀シタリケルガ、態ト引違ヘテ、京中ノ道々ノ物ノ上手ドモ、獨モ不殘皆引具シテ、大原野ノ花ノ本ニ宴ヲ設ケ席ヲ嚴テ、世ニ無類遊ヲゾシタリケル、〇中略紫藤ノ屈曲セル枝毎ニ高ク平江帶ヲ掛テ、螭頭ノ香爐ニ、鷄舌ノ沈水ヲ薫ジタレバ、春風香暖ニシテ不覺栴檀林ニ入カト怪マル、〇略中本堂ノ庭ニ十圍ノ花木四本アリ、此下ニ一丈餘リノ鍮石ノ花瓶ヲ鑄懸テ、一雙ノ華ニ作リ成シ、其交ニ兩圍ノ香爐ヲ兩机ニ並ベテ、一斤ノ名香ヲ一度ニ炷上タレバ、香風四方ニ散ジテ、人皆浮香世界ノ中ニ在ガ如シ、

〔江戸眞砂六十帖一〕石川六兵衛女房奢之事

小舟町三丁目下角屋敷向ふ、荒和布橋といへる横町を、俗にてりふり町といふ、雪駄屋足駄屋軒を交てありし故にや、角屋敷の地主石川六兵衛といへる仕立屋の内を借り、赤持大有德者なり、渠が女房はなはだ奢り者にて、平生の立入目立ぬ、常憲院樣〇德川綱吉御代始に、はじめて上野へ御佛參の御成拜見に、下谷廣小路本阿彌〇本阿弥光三郎兵衛向ふ仕立屋の内を借り、赤毛氈を敷、その身衣裳を飾り、腰元三人下女貳人奇麗に出立ぬ、はや人留の頃に成て、己が膝元に香爐をおき名木燒しに、御駕籠の前駈の大小名、此名木下谷大名小路へ入ると匂ふ、歷々不審に思しめし、程なく廣小路本阿彌邊になり、六兵衛女房が前に香爐有り、甚美麗なり、御駕籠より御目に留り、何者成ぞ尋可申よし上意なり、則だんく〵仰送られ、御徒小頭吟味に付、石川六兵衛女房のよし翌日言上す、卽刻町奉行へ御吟味にて、六兵衛夫婦牢舍被仰付、町人の身として敷物いたし、香爐持參、また本所に屋敷一ケ所廣地にていふ、是を殊に憎み强く、町人として下屋敷と申事甚越度になりて、家やしき家財闕所になりて、六兵衛夫婦江戸十里四方追放に仰付らる、然れども相州かまくらに六七百石田地有て、かまくらへ引籠りて暮しぬ、今に建長寺の西町屋敷に子孫有之、

〔昔々物語〕昔大身は不及申、伽羅たかぬ人なし、八參買人稀成し、近年は伽羅焚人なし、八參下々迄買也、

〔後松日記一〕むかしは男も女も香とて、たき物を衣にも、あふぎ、たゝむかみやうの物にもしめ置、そらだきものにもせしなれば、侍從、黑方、此二くさは、承和の帝の御いましめにて、男子に不傳といふ、梅花、荷葉、落葉、拾遺補闕、

薫物合

薫衣香など、さま〴〵の法あり、さるに足利の頃は女は薫物を用ひぬれど、男は沈をたくべしといへり、今は匂ひ袋を用ゆ、簡便にしたがふ成べし是室まちの末にはみえたり、

〔香道軌範上〕四季焼次第

春　二葉　臘梅　花雪　三芳野　追加　逍遥　夏　花橘　菖蒲　端午　月中川　八橋　富士　追加　秋　七夕　斜月　鶯　八重菊　立田　寝覚　追加

冬　千鳥　奈良柴　紅塵　古木　名残袖　月　沈外　追加

七節次第

神祇　月二葉　斜月　紅塵　龍田　逍遥　法花　橘　太子　古木　戀　月龍田　七夕　二葉　鶯　名残袖　小糸　面影　橘　寝覚　菊　無常　月中川　千鳥　八橋　臘梅　丹霞　柴　小案云、似影花　追善ニハ　雪　富士　蘭子　二度焼ク、木也　法花経　般若　述懐　月　臘梅　名残袖　橘　蘭子　古木　賀　斜月　二葉　逍遥　菖蒲　法花

以上七節畢

首途　月　斜月　法花　般若　太子　白鷺　追加　出陣　太子　月　追加　斜月　白鷺カ　橘　松根カ　法花　面影　龍田　逍遥　歸陣　三芳野　追加　月　菊　鶯　也　法花　花見　鶯　似　二葉　三芳野　名残袖　古木　陣中　太子　法花　逍遥　菖蒲　斜月　追加　蘭子　月見　鶯　面影　龍田　逍遥

以上六節畢

右七節六節、義政公依命宗信撰之、

〔五月雨日記〕香合といふこと、いにしへよりつたへて、代々のきみもすてたまはず、家々にもこれをこのみ侍る、延喜天暦のかしこき御ときよりぞ、その玄なる〳〵さだまれる事侍ると、後普光園殿〇藤原基はかきおかせたまへりける、それぞ今のおきてなるべし、歌合、根合、菊合、そのほかさうしあはせ、繪合なども、例はおほかるべし、香合のうちにも、薫物合になほ世あがりけるときより

ぞ、もてあそび侍るなるべし、

〔紫式部日記〕廿六日、〇寛弘五年八月御たきものあはせはてゝ、人々にもくばらせ給ふ、まろかしゐたる人々あまたつどひゐたり、

〔源氏物語三十二梅枝〕正月のつごもりなればおほやけわたくしのどやかなる比ほひに、焼物合給ふ、〇中略かうどもは昔今のとりならべさせ給て、御かたゞ〳〵にくばり奉らせ給、ふたくさづゝ、あはせさせ給へと、きこえさせたまへり、をくり物、上達部のろくなど世になきさまに、内にもとにも、玄げくいとなみ給ふにそへて、かたゞ〳〵にえりとゝのへて、かなうすの音みゝかしましきころなり、おとゞは玄ん殿にはなれおはしまして、ぞうわ〇和承の御いましめのふたつのほうを、いかでか御みゝにはつたへ給ひけん、心にしめて合給ふ、うへはひんがしのなかのはなちいでに、御玄つらひことにふかう玄なさせ給ふて、八條の式部卿の御ほうをつたへて、かたみにいどみあはせ給ふほど、いみじうひし給へば、にほひのふかさあさゝも、勝負のさだめあるべしと、おとゞのの給ふ、人の御おやけなき御あらそひごゝろなり、〇略前齋院よりとて、ちりすぎたる梅の枝に付たる御ふみもて參れり、〇略ぢんのはこに、るりのつき、ふたつすへて、おほきにまろかしつゝいれ給へり、心ばこんるりには五葉の枝、玄ろきには梅をえりて、おなじくひきむすびたる、いとのさまも、なよびかになまめかしうぞ玄給へる、〇略人々の心々に合給つる、ふかさあさゝをかぎあはせ給へるに、いとけうあることおほかり、

〔本朝世紀〕仁平三年三月廿八日丁巳、今日中納言家成卿、於二五條坊城亭一行二薫物合事一、門客三十人、互挑二勝負一、華麗之甚、事絶二常篇一、天下疲弊、然而由斯者歟、

〔五月雨日記〕六種薫物合　文明十年十一月十六日、判衆儀、詞書山賤、後日書之、

一番　左勝

なつごろも

右

まつ風

左の薫物の香いひしらぬ匂ひに侍る、とをくかほりすがりまでもなつかしく侍なり、右の薫物の香、いにしへの侍從などやうにきこえ侍りしかども、左のにほひすがりまであしからず、ゑかりといへかをだにほへおなじかたみに、よろしくも名付られたりと、一同に申上手の ゑはざと申侍る、右まつかぜは、すみよしのさとのあたりに梅さけば松風かほる春の曙といふにて、なづけられたり、梅の歌にて薫物になを付たる、いにしへより類ひもおほく、事に侍る等類もあるべきと各申侍りしを、作者陳じ申されけるは、むめの花と申も、梅がかと申も、むめと申も、ふるき名に侍れば、それをもとにもちひて、梅さけばまつかぜかほると申を、つゞきよろしきかとおもひたまひて、名づけ侍るなりと申さる、其時各尤なり、ことのほかにおもしろし、さては名だにまぐべきにあらず、おなじ ゑなるべし薫物のか左まさりたるにより、一番の左勝なりとさだめられ侍りける、

名香合

〔五月雨日記〕おりからさみだれのころは、なをいほのうち ゑめやかに、むぐらのたのもしげに門をとぢたるも、かゝるすまゐには心にかなひたるなど、ひとりふたりあるわらはなどに、いひきかすれど、きゝもいれず、○略中かゝるところに、あさぢふみわけてくる人あり、いかなるにかとはせ侍れば、柳營○足利義政の御もとよりとて、ふみをさしいだす、ひらきみれば、いつ〳〵香あはせの事あるべし、香二種香たゝみしてもていでよ、名をかくして例のとをり判もあるべし、あまりつれ〴〵とふりくらしたるに、かゝることをもよほし侍るよしをいひて、うちしめり菖蒲ぞかほるほと、ぎすなくや五月のといふぞ、ちかきころの香の名にて、これにことつきたる、そのおもかげあらむ名を、おもひめぐらし侍れども、こゝろにかなふありがたかるべしなど、こま〴〵とかきたまひし、御返しはことなる事もなかりけり、○略中

香合の時、先左右の座上に、方人のかうだゝみのこらず香盆にのせてさしをく、さて方人左右にわかち、次第々々に座に著、暫ありて火とりに火をとりて、香盆にすへもてまいり、左の座上の人の前にをく、右の座上の人の前へとあいさつす、右の人なをそれよりといふ、其時左の座上の人かうだゝみをとり、かうばしをぬき、火とりをとり、火かげむを見させたまひて、ぎんををき、かうをつぎたまひて、ひとりすへまいりし香盆のうへにをきて、右の方人座上の人うけとりて中座にをきて、先左右にこれをきかす、右の人なをそれよりといふ、其時左の座上の人せたまへなど、左のかたへ申さる、右の方人座上より火とりをとりきゝて、次第にするざまにこれをきかす、かうすがりてするざまより、また右の座上へ火とりをもちてまいる、すがりをまた一へん次第にするざまにてきゝはて侍る、さてまた火とりに火をとりて香盆にのせ、右の座上へもちまいる、此ときはあいさつなくそのまゝ、かうだゝみをとり、かうばしをぬき火かげむをみさせたまひて、ぎんををき、香をつき、火とりすへまいりしかうぼむのうへにをきて、左の方人へつかはす、左の方人座上の人うけとりて、中座にをきて先左右にこれをきかす、右のかたよりすがらぬうちに、とくきかせたまへなど、左のかたへ申さる、左の方人座上よりひとりをとりきゝて、次第にするざまにてきゝはて侍る、そのとき香の名を右のかたより左のかたへとふ、なにといふとこたふ、判衆儀なれば、先香のにほひよしあし左右たがひにさだめ、一番の左は歌合根合菊

合なども、かたするを故實なるよしつたへ侍りしかども、ちかき世よりはさることもなく、たゞすぐよかによしあしを申なるべし、香のよしあし勝負さだまりて、さてかうの名の名つけざま、詩歌物語催馬樂管絃の譜やうのものなりとも、とりどころそのよしあしあり、體なきことばなどにてなづくるは、よはきによりてあしとす、左右たがひにこゝろの底のこらずいひて、勝負を究めかうにほひすがりまでもかちたりといふ共、名まけたらば持なるべし、かうまけたりといふとも、名かちたらば持なるべし、かうのよろしきより、名のよろしきを譽とす、香よくなもあひぐしたらば、いふにたらぬ勝なるべし、香にいにしへよりの名ありて、たとへばらむじや玄ゝなどいふとも、其香合にのぞむときにあたらしくなをつけていだす、香合の法なり、幾度のかうあはせに、同香を出すといふとも、名をだにあたらしくせば、作者のてがらなるべし、一座に同香いだす事は制なるべし、

〔倭訓栞前編十二〕すがる　物の末になりて、盡なんとするを、すがるといふ、末枯の義成べし、○中略

香のすがりは、本草に尾煙と見えたり、

〔香道秘傳書〕名香合儀、一番より十番迄二炷宛二十炷可レ通、人數も十人たるべし、然ば一人より二種宛香を可レ被レ出、其香に太子東大寺をば被二相除一、其外十種之内、又五十炷之内を可レ被レ出候か、むすびに二種通り候香之内、はじめたくをば左と定、後にたくをば右と定、左の香よきと思ふ時は、左の札を可レ打、右の香左よりもかほりまさりて覺ば、右の札を可レ打、札の調樣は、六分半長さ一寸九分、又あつさ一分半に、杉の板をけづり、其面に我々の名乘を書、うらには左と一枚、又右と一枚可レ被レ書候、包紙をばうすやう一枚を八ツに切て、其はしをほそく名紙にたちかけて、香の名を上書、其下に香主之名乘を書、四ツにたゝみあげて、ひねりぶみの樣に可レ在レ之、同紙の中に香をつゝみ候、おさあひ人の十種香とてもてあそぶ時のつゝみ候ごとく、何も口傳在レ之、去比於レ宅興行之時の驗不レ可レ在二失念一候、摠別昔香合と云事不レ及レ聞候、三條殿御家にたき物合と云事御興行候、其縁を取て興行仕度由、得尊意候處に、珠數花に被二思召一候、後々迄名を殘興行と御ほうみ被レ成前後以二御指南一興行候、判者夢庵ばつは三條殿に申上候、連座のうへは不レ可レ有二失念者也、

右之一札寫進入候事、別而無御閑宗温時より御懇志之儀と申、今度黒金方目聞を被二仰聞故一、旁以如レ此候、寫本五十餘箇條之儀は、他見候共、此書外見候ては可レ爲二迷惑一候、

永祿元年　月　日　　省巴

〔雪月花名香合之記〕雪月花名香合之式

抑此式は、雪月花の時節に翫ぶ香式也、席の室禮は、其亭の催によるべし、大略奥に記す、見合べし、或は亭主の方より、香を左右に分ケし銘をかくし、左右の勝負をわかつも有レ之、時宜によるべし、初を左とし、後を右として、一番の左右、二番の左右と分つべし、勝たる方も點すべし、或は十番廿種、或は五番十種、又三番六種にもすべし、香聞終りて、執筆の人草案して、方人多き方を書付ていだす、上客宗匠の人、香銘を考、其名に相應したる題を出して、探題にして歌をよむ、詩作を好む人は詩を作り、連歌を好人は發句すべし、方人多き方を勝として、其勝たる香銘計によそへて歌をよむ事也、各短尺に書付出すべし、執筆の人請取、記錄認むべし、

左右勝負衆儀一同之時、左右の銘書付出し、又左右一決難レ成時は、一座の宗匠の詞に任すべし、室禮之事、花の會には花を生ざる事也、緣側の障子をひらき、庭前の花を見すべし、香盆亂箱儲常の式法を持て作意すべし、志野包香袋香筥香筋立炷空入火取等見合にかざる、雪月花共同事なり、月の會にも障子を開きて月のさし入比香を催すべし、月花には香幕香屏風等を可レ置也、雪の會には障子をゑめる事始は寒きに付、先障子をさして、埋火等を置、香終りて障子をひらき、ゑばし置て雪を詠め、歌を詠ずる也、○略中

客出香の時は、初に香を亭主へ渡し、香包に出したる人の名香銘隠し銘にて打交、香筥に入置べし、棚物等は座席の室禮によるべし、又御厨子其外置棚物は見合次第の事也、棚のかざり置合は、座儀を以て室禮すべし、主客とも能々申合事肝要なり、

月日

右此雪月花の式は、天文年中、西三條殿右大臣公條公、其比御出家被遊、御法名稱名院仍覺入道殿とて、御閑居之砌、御出作被爲成し御式也、然ども無程御大病に而、永祿元年十二月二日薨去ニ付、未其式不行、其後元龜二年之比御嫡子右大臣實世公絶たるを繼、此式御催被遊し處、自元名香合之式は、其香を記分て考へ、或は衆儀判の詞等に至迄、勝れて功者之人々も容易に難催事也、增て此雪月花の式は、月雪花の折柄被相催し御遊の一興なれば、一道堪能不成人々も多に付、名香合之式抔御催にても、其式難調、却而不興にも有之に付、右名香合之式を唯常の炷合にて御催可有之、御作意有之、其式は左のごとし、

雪月花御炷合之式

此式は、雪月花遊宴之砌相催す式也、尤兼約不時の催は、時のよろしきを用ゆべし、○中略

天正元年夏五月　　蜂谷宗悟在判

〔名香合別記〕兼而日限人數を相定、十人或は七八人にすべし、但人數丁にする事宜からん歟出香十番二十組ならば、人數十人の時は二種宛持參すなり、番數を人數に割合せ、出香二種三種づゝもあるべし、六十一種の名香おもひよりに出すべし、若かれども法隆寺、東大寺は出さゞる事なり、持參の香各香疊に入る、但蘆手書はなし、香箸短尺は例のごとし、銀葉はいれず、香疊の圖は、泉殿作銘香合の奥に有、爰に略、床掛物前には置物なし、軸本に文臺に料紙硯箱違棚無之ば、厨子又は志野棚にても出してよろし、亂箱内儀は奥に圖之、○圖略客へ出す料紙は、短尺は重硯の上に置、文鎭置べし、料紙ならば客とりて、二

條家詠草紙のごとく、ちうにて四折にすべし、厨子用ゆるときは、袋のうちに鳥子十八切にし、小包紙三十枚ばかり折らずして入置、木香箸を上に置なり、下明たる所に四方盆をく、地敷紙はなし、長盆も入合すべし、但入用は、右之通なれども、方は棚により色々あるべし、

當日客連座の後、亭主長盆おろし床前に置、客持參の香疊より出し、右の長盆の下座の方へ載退、次の人上客の香をかみへくくり上、盆の下座へ我香を載退、次第に右のごとくくり上、亭主我香も載せ、右の長盆を持、香本の座に著き、扨文臺を筆者を乞、筆者執筆の座につく、亭主棚の四方盆を取、袋の小包紙取出し、長盆の前にをき居る、扨筆者より硯箱の蓋を香本へ渡す、香本長盆の香を取、四方盆にある新敷小包に入かへ、たつ四ツ折にして、去たしの小包を添、硯蓋に載せ、筆者へわたす、執筆請とりてすみに香銘香主を小く書、如例小く折て、常の通四折上下ともおりて、文臺の上にをく、一種づゝ如此、皆すみて小包一緒にして硯蓋にのせ、香本へわたす、古き包は文臺の上に置て、跡にて亂座の上古包紙それ〴〵へ返すなり、香本は小包打交長盆にても、四方盆にても、盆にならべ、香本の座の向に置く、但貴人あらば、貴人へは四方盆可用、左なくば盆壹枚は勝手へ持入べし、火取香爐に火を取出て、いつもの所にをき、重硯をとり、上客へ料紙とも持參し渡す、但是はまへにしてもよろし、懷中帛取眞に疊み、香爐ふき、跡は腰にさげる、常の通銀葉箱出し、盆にならべある香の小包の上に各銀葉を置き、筥のふた計亂筥へ返し、身は折居の座にをく、若火つよきときは銀葉二枚も重ぬべきため也、扨香本懷中、香疊にさし込有短尺のごときもの一枚出しひろげ、常出香の座におき、一禮して香元執筆とも安座し、炷出す小包紙右の方へ除置き次をたき、前後違はぬ樣に二枚重ねたゝみ、折居へ入れ筆者へ渡す、折居は亂筥にをき、此時取出し、小包明たるを二

枚達はぬやうに重ね、此折居へ入れわたすことなり、

香爐戻しは、香を右短尺のごときもの、上におき、次炷出す、次に右の通香二炷にて包紙二枚たたみ、折居へいる、事なり、但多人數ならば折居不レ用、小包二枚々々へ渡す、執筆直に記錄へ寫す、

客は初に聞の下書いだしをき、一度々々に我おもふ方へ點かくべし、左右同じ樣におもはゞ持と書べし、各濟て筆者より硯ふたに載せ、重硯とも次々ゑ廻す事常のごとし、香本はたきから入建香爐を亂宮へおさめ、一禮して仕舞なり、

執筆は記錄に認、連衆へ廻し、まわり返れば文臺にをき、扨判者の前ゑ持參すべし、文臺の上には奉書延し置、其上に記錄を載せ出す、判者請取文臺は筆者へ返し、亂座になり、其上にて判を認る也有、翌日にも認、判者右の奉書に記錄の順をうつし、夫に判を書也、又亂座の後判者を上座にして、連座左右へ二行に居、第一の香主より懷中香疊の短尺一枚出し、判を書給へといふ心にて出す、各如斯、判者請取置、あとにて其儘返すなり、短尺出す事古實なり、殿記に疊此短尺等寸法有、勝手に大火鉢に埋火置、能時分炭團をおこし、香爐の火を取替べし、

後の香合に百廿種貳百種の香も被出たり、六十種におとらぬもあれば面白式なり、本書にて考べし、

〔五月雨日記〕六番香合　判衆儀判、詞後日准后(足利義政)書之、

一番　左　勝

とこの月

右

山ゑた水

左右香のにほひよろし、すがりもあしからず、おなじ程にきこえ侍るよし、左右の方人申之、左

とこの月は、あき風のねやすにましてふにも、げぶりといふにもかゝ、はらず、凡慮のをよぶところにあらざる名なるべし、右やまし た水は、にほひくるやました水をとめゆけばまそでにきくの露ぞうつろふ、山した水といへるなめづらしく、歌のとり所もよろしく侍れども、菊のかたをもて香の名にもちひ侍る事、このごろおほく侍れば、左の勝にて侍るべきよし一同に申なり、○中略 新拾遺伏見院御製 續古今夏寂蓮法師 長秋詠草

六番　左

ねぬよの夢

右　勝

やまぶき

左の香よろし、すがりもあしからず、しかりといへども、これもかうあたらしくきこゆ、右の香よろし、いにしへの玄ゝらにといふとも、おとるまじくきこゆ、すがりもよろし、尤右勝なるべし、左ねぬよのゆめは、のきちかきはなたちばなのかほりきてねぬよの夢はむかしなりけり、とり所も名のとなへもよろし、右のやまぶきは、春雨のにほへる色もあかなくにかさへなつかし山ぶきのはな、なんなき名なるべし、左ねぬよの夢もよろしといへども、たち花の詞にて名づけ侍ることめづらしげなし、香も名も右の勝になり侍りける、 古今春下讀人しらず

文明十一年五月十二日於東山殿執行之

〔名香合　志野宗信家〕一番

左　逍遙　清傷信秀直　　肖柏

右　中河　柏憲　　大傷

ひだりの香さるものときこえて、莊子の逍遙遊の心まで、をのづからおもひいづるやうに侍ぬ

るに、右の中河、又はなやかにたちいで、かの小褂こうちぎの人、香もをしはからゝるやうに、をのをの申侍しか、さるは此左の一種はあやしき苔の袂にもてやつしたるにほひにて、右には及びがたく侍しを、一番の左なればとて、かたうど聊かずまさり侍りしにや、〇以下九番略文龜のはじめのとし五月下の九日、風流の人々夏の日くらしがたきなぐさめにとて、たき物あはせなどのためしをおもひ出て、宗信の宅にして名香の名をあらはさず、たゝかはしめ侍りけるになむ、蔚宗が傳つくり、洪勰が譜をあらはす、ともにもろこしのふることよりはじめて、薫物合はわが國のひとつのことわざとして、その來れる事ひさし、爰に沈水の一くさをもて、ふかさ淺さをさながらわかち、其甲乙をなづくることは、あがりての世には、いたくきこえずもやあらむ、中比より下つかた騒人すきのあまり、あながちにをとりまさりのけぢめを、わくる事になりたるも、興あることに侍るを、今はからずたへざれば、そのむしろにのぞまざるを恨と思はざるうへに、はじめ逍遙よりをはり花の雪の面影まで、さこそはとりぐ〳〵のにほひ成けめと、たちまち聞香悉能知の徳は、みか月の前にそなはれりといひつべし、〇中略判者のことばは、誠に玄の、葉草のかりそめ成たはぶれ事ににたりといへ共、正木のかづらながきもてあそびとも成なむかし、鷓胡斑の尾につきて、逍遙遊の筆をのこすになむ、

文龜二林鐘下旬

〔賀茂翁家集四〕山科の宮の親王、〇公遵法親王はやくふたらの宮と聞えさせたまひし時、青龍權上人の實隆判

むろをすぎやうざとなん名づけたまひたりける、こはいたづらにこれをつどへたるにあらず、いほちゞの品をつばらにするぬしなればなり、上人はじめより、吹風の塵のほかにありて、清き道のおくかをとむるに、塵のほかにもちりありとして、二たびそがほかへ出たるぬしなり、清しと

も清きを玄るべし、玄かあれば清き心の友は何かあらん、妙なる香をかぐにしく物なしとて、花をつむあした、ぬかをつくよるのいとま、たゞこをたきて、かたもひの底つ心をすまし、烟の末をながめて、世の中をおもひつゞ、あらたまの年月をふるめり、かのいほちゞのさはなる香の木を、たかきひくき人、こゝろざしおくれるまに〳〵、もてあそばへば、玄らまくもせでしり、わかまくもおぼえずてわき得にたるは、もとより塵にまじらはぬ清ら心のわざになんある、こゝに人々香の木らもて、おとりまさりをあげつらふ事あり、むつきのはつかばかりに、高き家の君たち設などしたまひて、上人の事わらん事をこへり、そのおのが玄ゝのいへる詞、上人のことわれるこころしらびを、眞淵に玄るすべしとあり、おのれは香をわかつふぐ〳〵しをもたらねば、すぎにたるや、たらはずや、御世の名は明和、としは四とせ、月はむつき、

〔春湊浪話下〕伽羅

香合をなす式は、左右を分て燒出し、其判をなして勝負を付る事、歌合の例の如し、文龜のはじめ志野宗信が家にて香合をす、其判のことばは、逍遙院のおとゞ書せ給ふ、又其燒出す式は、邦尊親王の五月雨の記にくわしくみえたる事なるに、いつよりか其式はすたれて、今は回茶貢茶の式のごとくなして、伽羅を燒出し勝負をあらそふ、是を十炷香といふ、其上にさま〴〵の作り物をこしらへ調じて、盤上に幷べ立て盤香といふ名所香、矢數香、競馬香などいふ類なり、ことなど出來て、專ら世に翫ぶことにて、今はおさなきものゝ、其式を知事なれば委くは書ず、再びこの式を茶にもうつし學ぶこと有といへども、昔の十服茶などいふ式のごときにはあらず、

〔香道大意〕翫香は凡て爐を手に取りて鼻先にあてゝ、聞くをいふ、此の翫香中に一種聞燒組香聞、名香合、組香等の品々名目ありて、其作法各別なり、然るに組香を翫香中の尤下品なる物として、又此の組香の中にも眞行草の三ッありて、眞の組香を嚴儀の香と云ひて、其の式を嚴にするな

り、是組香會の本式なる物にして、これは香道執心の人、組香皆點百度に及びたる上、師より香事一流の奥儀を傳授したる證據に、連理香といふ組香を相傳す、是翫香の奥傳にして輙く爲す所にあらず、故に此の香を焚く事は、其次第尤嚴儀に執行ふ故に然云ふなり、次に行の組香といふは、香元盤を用ゐず、打敷ばかりを用ゐて、其の上に香具を飾るなり、是は何れの組香を催す時の次第にすると定りたる事なし、其の席に臨める人に依りて、行にも眞にも又するなり、卽花月、焚合、連理香等を、三ッの組香と云ひて、諸の翫香中に分て秘事ある香なり、皆傳授ある物なり、連理香は前に云が如く、組香皆點百度に及びたる人、一流の奥儀を傳受たる證據に傳授する所是香道に於て尤も大切なる事にて、素より其式次第を嚴儀に傳授する事、前に云へるが如し、其餘焚合香（焚合十炷香と云）は、則彼の連理香の面影にして甚秘事なり、花月香（今これを眞花月香と云ふ）は、香元二人花方月方と相分て焚、依て香具飾樣も二ヶ所にす、香元の仕樣、其の他凡て秘事多し、右花月、焚合の二組は、件の故を以て行の式にて傳授するもあり、又貴人臨席の會釋ある時は、眞の式を以て執行ふもあるなり、常には此の二組行の式を以てなすなり、草の組香は平常の十炷香、其他に用ゐる所の組香を焚くに、草の式を以て行ふを云ふ、眞行の二ッに合すれば甚略なり、眞の組香は盤を居ゑて色の打敷を用ゐて、其儀嚴重にするなり、行の組香は濃き花田の打敷を用ゐ、草の組香は陸奥紙（檀紙、金銀箔、或ハ彩色畫樣等ナリ）を敷て、其の上に香組の帋又は凡の具を飾る事、其の用ゐる所の器物、及び執行ふ作法等に、詳略の差別あるを以て、右の如く眞行草の次第を立たるものなり、

〔玉あられ〕口傳の香

一燒合十炷香

一二三試、本香十包、打まぜて二炷づゝ、一度にきく也、一寸の銀とし、九分より少キはわろし、きやう口傳、火のとりやう口傳、香本置やう口傳、記錄書やう口傳、點に口傳、

一連理香

一二三四五試あり、札十二枚、五包十種に打合事、香たきやう、五度ともに一二をさだむる事、香本點の事、おの〳〵口傳、

一鷄合香　盤物　一蹴鞠香　同斷　一煙競香　一星合香　極秘　外ニ宗香、阿彌流星合、志野流星合

香此二色はかるし　一住吉香

〔古十組香秘考〕古十組香總論

古十組香は、本書の序中に見へし如く、細川幽齋子の集め玉ひしものなり、十炷香はむかしよりありし也、宗温の書中に、おさなひ人の十炷香とて、もてあそぶ時のつゝみ候ごとくと云文章あれば、其まへよりもありと見へたり、誰が組し事を考へからず、本書の如く、十品に編しは、幽齋子に起れり、其むかしは此事あれども、筆紙を以て文章に寫し來りしは細川氏なり、或人云、これを十種香と云、因て十種香の會、十種香道具など、俗に云ならはせしも、むかしは只此十組ばかりなれば、さか云しとかや、さもあるべし、十炷香と書ときは、一ッの組香の名となるよし云り、すべて此十組は組香の濫觴にて、萬の組香も是より出で來るものなり、米川常伯世に出て後香事一變す、十組香も古のもの組かへられぬ、源平を以て名所にかへ、郭公を競馬にかへ、鳥合を矢數にかへて、家の十組となせり、今世上徘徊せる香道具、多くは此十組を入れたり、

〔香道眞傳上〕十組之習

古へ十組香と名けしは、十炷香、花月香、宇治山香、小とり香、郭公香、小草香、系圖香、十炷燒合、源平香、鳥合香也、近代米川常白十組を改、郭公香、鳥合香をさりて、矢數香、競馬香之二組を入、系圖香を補

ふて源氏香とし、源平香を改め名所香となし、是を十炷香と名づく、所謂十炷香、宇治山香、小鳥香、小草香、競馬香、矢數香、名所香、花月香、源氏香、連理香也、右十種香を撰して曰組香限なし、此十組にて足、餘の組香聞べからずと定む、然れども初心の稽古事閑なる故に、常白男玄察、其弟子蜂谷宗榮とはかりて、古組香之内より卅組をえらび、幷盤組十組をより、外組と名づけ、十種香と共に五十組となしぬ（以上了古齋傳による）古組は皆やんごとなきかた〴〵の組給ふ事にして、さたく〳〵の組けるは稀也、さかも五十組の外、古より傳はれる數百組だに聞べからずといへるに、近代新組をなし、梓にちりばめ給ふかた〴〵有、其組珍らかにして、古組にもまさりたるやうなれど、常白十組に定られしを、玄察宗榮補ひて五十組になし候だに、十種に定めしよりはおとれり、況や新組は今しも上々樣ならばさらず、下々の憚もなく組事にてはあらざらん歟、好子十種香の内にも、尚十炷をのみ愛して、幾組も〳〵聞也、然れども折にふれては珍らしき組香も、又一興ならん歟、○中略

十炷香　夫十炷香は、組香の發端也、無試有、有試有、十種香に定め入しは無試也、或曰無試は志野流、有試は相阿彌流と、此說非なり、有試無試ともに、其濫觴は一ッ也、秘說たる故あらはしがたし、古しへは十炷香を以て十種香といへり、されば榮松覺書曰、十種香之文字、種とも又炷とも書り、炷の字は後人の了簡と見ゆ、宗信の時代、皆種の字を書れたりと云々、（榮松尼は宗信の女にて圭水何某之室なり、）是古しへ種の字を用し證據なり、然れ共此時炷の字間々行はるといへども、榮松尼も其ゆゑんを知り給はざると見えたり、當時之香人皆十炷香に種の字を書るは、古今世俗の誤と思へるは非なり、十種香を炷の字に改られしは故有て、隆勝西三條實澄公を以て（號三光院殿、實公之御孫、）十種香之濫觴を内奏し給ひし比、勅して炷の字を賜ふ、是より初而十炷香とよぶ、（但十炷の訓習あり）其子細知る人すくなし、其後米川常白十組を改られし比、組香の名を十炷香とし、十組の總名を十種香と名づく、其

末流是にえたがふ、

〔十種香暗部山〕凡例

一香をもて遊に、組香と名付もの、其品わかれて多種あれども、いにしへより今に絕ずおこなはるゝは十種なり、所謂十炷、宇治山、小鳥、小草、競馬、矢數、名所、花月、源氏、連理也、今此書に用てえるすも又十種なり、

一十種の外に外組といふ香すくなからず、所謂無試十炷（シキジ　シュ　タキアハセジ　シュ）、燒會十炷（シュ　コ　キン　ロッキ）古今、六義、源平、吳越（グエンヘイゴ　エツ）、花車（ハナグルマ）、鶯（ウグヒス）、初音（ホトトギス）、郭公（ホトトギスアハセ）、鳥合（同）、鬪鷄（シウキ）、蹴鞠（ホシアヒ）、星合（シンゲツシ）、新月（セツクヱツ）、四節（シアヒ）、烟（ケムリアラソヒ）、競忍（シノブカウ）、四町（シチヤウミ）、御幸（ユキ）、宇治（ウヂ）、香別（カウベツ）、花月別（クヮゲツベツ）、名所（メイショ）、三夕（サンセキ）、住吉（スミヨシ）、芳野（ヨシノ）、玉川（タマガハ）、系圖（ケイヅ）香三種（各）七種迄等なり、此外心々にこしらへ家々に傳ふるもの記すにいとまあらず、然れ共風流餘情にかゝはり、其理つくさゞる事あれば、童蒙にわたらず、且わずらはしき方もあれば、此書にまじへ加へず、格そなはり事すなほにして、此門に入德ある事は、唯此十種の内にこもれりと知べし、

一十種の内に勝れたるは十炷なり、世に香合のたぐひを、すべて十炷香とのみいひて、十種の内又十炷の名ある事を、わきまへざる人おほし、是此道にうとく、又字韻同じ故成べし、十種といふは總名にて、十炷は別名と知べし、

一香本と云事、いにしへより火本といひて、近世までにおよぶを、聞よろしからずとて、或師會毎におしへて、香本といはしむるより、やう〳〵いひなれもて行、今是に習へるはむべなり、○中略

一香の作法は、はじめの十炷に大概をえる、し、十炷以下の香には略せり、前後をはかりて知べし、その香毎につきて故實あれども、所々にあらはさゞることにまぎれて、其香の組やう、きゝやう、意味おそらくは心得がたからんか、此道に志す人は常にたづね習べし、

一香會興行、香席資主の用意、諸具のこしらへやう、同寸法、別ては香本の手前、たとへば諸禮茶の

湯等のごとく、法式古法新規の事多端なるべければ、香道をふむ人、兼て其辨別なくば有べからず、

今世香會の作法みだりなるよし、執心うすく、不嗜の故と知べし、

一香道具品々、盤、人形、馬、花、紅葉、箭、麈、源氏香の圖等は、十種の要具なれば、後附に圖畫して初心のたよりとす、是も又略にしたがふのみ、

一香道に古法の制ある事、あらかじめ知ずば有べからず、其筵に入人、此趣をまほるべし、

一其身衣裳に薫じ、又革の衣類を著し、出座する事、

一香一組相濟うち、自餘のはなしいたす事、

一三息五息の外永聞し、また香爐を取戻しきく、幷入たる符を取かゆる事、

一他人とさゝやき相談して、符入る事、

一香一組おはらざるに、烟草茶幷菓子など食する事、

一香の半に座をたち、用事とゝのふる事、

一戸障子のたて明、言語起居、いづれも麁づかならざる事、

右條々、堅相たしなむべきものなり、

此外常に用意の事、數多あれ共別記に譲りて略し畢ぬ、

〔夏山雜談 五〕香ノ式ハ、十炷香ヲ本トシテ、サマ〴〵ノ法ハ皆ノチニイデキタルナリ、○中略源氏香ノ圖ハ、最初ヨリ其圖アルニアラズ、五炷ノ香ヲ試オボエタル次第ヲカキシルスニ、自然ト其圖イデタルナリ、圖ノツクリヤウ、大概左ノゴトシ、

源氏香ハ、香五炷也、五炷ノ内、一ノ香五包、二ノ香五包、三ノ香五包、四ノ香五包、五ノ香五包、合二十五包ヲ打交テ、何レナリトモ、其内五包トリ出シ、香本ヨリ一包ヅヽタキ出ス、譬バ一二三四五皆カハリタル香トキケバ、圖如此、此書キ、一二同香ニテ、三四五カハリタル香トキケバ、圖如此書キ、一三同香二四同香、五ハカハリタルトキケバ、圖如此書キ、一三同香二四同香、五ハカハフベシ、如此キヽタルオボエ次第ニ圖ヲツクレバ、自然ト五十二ノ圖出來ルナリ、

系圖香ハ、四炷ナリ、一炷ヲ一包ヅヽニシテ、合十六包ヲ打交テ、其内四包ヲ次第ニタキ出ス、キヤウ圖ノツクリヤウ、源氏香ニ同ジ、是モ自然ト、十五ノ圖出來ルナリ、

〔深綠〕源氏香

一香五種、一二三四五也、試なし符なし、試するも有法

一香組、右の五種を五切づゝ出し、合貳十五包、外包に入置、

一炷樣、香本外包をひらき、廿五包を一ツによく〳〵まぜて、五包を取て炷出す、殘は外包におさむ、小包籠にさし、次第を亂す事なし、

一聞樣、五種きゝ、終らばよく思慮すべし、先一番二番の香同じく、三四五番に出たる別々の香ときゝたる時は圖此圖にあたれば空蟬なり、又一番と三番と同香にて、二番と四番別の同香出、五番目一種また別の香なる時は、圖此圖なれば花散里なり、又五種ともに別々の香ときく時は、圖此圖にて箒木なり、是は次第のごとくに出たるなり、

一聞定たる時、圖をひらき能見合、名乘紙に聞所香圖を書き、下にその巻の名を書なり、略する時は或は圖ばかり、又は巻の名ばかり、又は一二附にても書、後に執筆よきやうに改め記錄する、

五皆カハリタル香トキケバ、圖如此、此書キ、一二同香ニテ、三四五カハリタル香トキケバ、圖如此書キ、一三同香二四同香、五ハカハリタルトキケバ、圖如此書キ、一三同香二四同香、五ハカハフベシ、如此キヽタルオボエ次第ニ圖ヲツクレバ、自然ト五十二ノ圖出來ルナリ、

系圖香ハ、四炷ナリ、一炷ヲ一包ヅヽニシテ、合十六包ヲ打交テ、其内四包ヲ次第ニタキ出ス、キヤウ圖ノツクリヤウ、源氏香ニ同ジ、是モ自然ト、十五ノ圖出來ルナリ、

〔深綠〕源氏香

一香五種、一二三四五也、試なし符なし、試するも有法

一香組、右の五種を五切づゝ出し、合貳十五包、外包に入置、

一炷樣、香本外包をひらき、廿五包を一ツによく〳〵まぜて、五包を取て炷出す、殘は外包におさむ、小包籠にさし、次第を亂す事なし、

一聞樣、五種きゝ、終らばよく思慮すべし、先一番二番の香同じく、三四五番に出たる別々の香ときゝたる時は圖此圖にあたれば空蟬なり、又一番と三番と同香にて、二番と四番別の同香出、五番目一種また別の香なる時は、圖此圖なれば花散里なり、又五種ともに別々の香ときく時は、圖此圖にて箒木なり、是は次第のごとくに出たるなり、

一聞定たる時、圖をひらき能見合、名乘紙に聞所香圖を書き、下にその巻の名を書なり、略する時は或は圖ばかり、又は巻の名ばかり、又は一二附にても書、後に執筆よきやうに改め記錄する、

名乘紙ニ書キ、一四カハリ、二三五同香トキケバ、圖如此、此書キ、一二同香ニテ、三四五カハリタル香トキケバ、圖如此書キ、一三同香二四同香、五ハカハリタルトキケバ、圖如此書キ、一三同香二四同香、五ハカハフベシ、如此キヽタルオボエ次第ニ圖ヲツクレバ、自然ト五十二ノ圖出來ルナリ、

系圖香ハ、四炷ナリ、一炷ヲ一包ヅヽニシテ、合十六包ヲ打交テ、其内四包ヲ次第ニタキ出ス、キヤウ圖ノツクリヤウ、源氏香ニ同ジ、是モ自然ト、十五ノ圖出來ルナリ、

〔深綠〕源氏香

一香五種、一二三四五也、試なし符なし、試するも有法

名乘紙ヲ用ゆ、外に香の圖一冊有、又香の圖の印五十二、并印聞等添

一香組、右の五種を五切づゝ出し、合貳十五包、外包に入置、

一炷樣、香本外包をひらき、廿五包を一ツによく〳〵まぜて、五包を取て炷出す、殘は外包におさむ、小包籠にさし、次第を亂す事なし、

一聞樣、五種きゝ、終らばよく思慮すべし、先一番二番の香同じく、三四五番に出たる別々の香ときゝたる時は圖此圖にあたれば空蟬なり、又一番と三番と同香にて、二番と四番別の同香出、五番目一種また別の香なる時は、圖此圖なれば花散里なり、又五種ともに別々の香ときく時は、圖此圖にて箒木なり、是は次第のごとくに出たるなり、

一聞定たる時、圖をひらき能見合、名乘紙に聞所香圖を書き、下にその巻の名を書なり、略する時は或は圖ばかり、又は巻の名ばかり、又は一二附にても書、後に執筆よきやうに改め記錄する、

此香一通り終り殘る廿包の内、又五包炷て二度も聞事有べし、一座のはからいによるべし、香の圖亂りにし、久數留てあらそい見るべからず、名乘紙出香の付様口傳も有り、

一記錄、端書、出香の圖、卷の名、名乘下に聞香の圖、卷一點の事、功者へ尋ねて吟味をとげて後記錄に寫べし、辛爾に極れば相違の事有、源氏は點殊にむつかし、傍正の習いも有となん、圖有ば執筆も擇ぶべし、

一案るに、源氏香は古代の系圖より出て、猶ほ優美なり、圖も卷頭の桐壺と卷軸の夢浮橋を除き、雲隱をぬき、玄かも若菜には上下を出し、自然にして五々の圖にあい、闇にして彼物語の趣意にかなふ、實に言語道斷といふべし、

〔十種香暗部山〕源氏香之圖

はゝきゞ　うつせみ　夕がほ　わか紫　末つむ花　紅葉の賀　花の宴　あふひ　さか木

花ちる里　すま　あかし　みをつくし　蓬生　關屋　繪合　松かぜ　うす雲

朝がほ　をとめ　玉かつら　初れ　胡蝶　ほたる　とこ夏　かゞりび　野分

御幸　藤ばかま　槇柱　梅が枝　藤のうらば　わかな　わか栞　かしは木　よこ笛

すゞ虫　夕霧　みのり　まばろし　にほふ宮　紅梅　竹河　はし姫　椎がもと

あげまき　さわらび　やどり木　あづまや　浮舟　かげろふ　手ならひ

〔五十組聞書上〕初音香

香四種　春として四包内一包試、霞として三包、試なし、花として右同斷　鶯として一包、同斷、

右春の香試終、春一包霞一包、此二包交て聞當れば初霞と書、其次春一包、霞一包、花一包、三包交聞、三種とも當れば初花と書、一種當れば其香の一字を書、其次又春一包、霞一包、花二包に鶯一包かく、五包打交、炷皆聞當れば、聞の下に初音と書其下ニ點數書なり、一種二種は初音をかゝず、一字を書、此香始二種開き、二番三種開、三番五種開なり、本香を先に書、不〻當ば不〻書、又記紙にて後開きにもするなり、春霞一結ひ、春霞花一結、春霞鶯に花二包、都合五包一結ヒ、

〔香道千代の秋上〕古來より有來組香目錄

無試十炷香　花月香　宇治山香　小鳥香　郭公香　小草香　系圖香　燒合十炷香　源平香
　鳥合香（以上十組、當流志野流に用る所の十組香也、組香の源なるものなり、香道秘傳に載、）
名所香　競馬香　矢數香　源氏香　三炷香　住吉香　舞樂香　草木香　四町香　煙寧香（以上十組、中古よりある組香なり、香道瀧の絲にのする、）
花軍香　古今香　吳越香　三夕香　蹴鞠香　鶯香　六儀香　星合香　鬪雞香　燒合花月香
（以上十組、中古より有來組香なり、秋の光にのする、）
十炷香（試あるもの當に用ゆ）　宇治香　宇治名所香　異住吉香　異花月香　新古今香　續古今香　烟
競香　雪月花香　異雪月花香（以上十組、中古よりある者なり、）
又雪月花香　松竹梅香　難波名所香　四節香　六歌仙香　新月香　補任香　四季香　禁裏
香　異蹴鞠香（以上十組、中古よりあり來るものなり、）
源氏蹴鞠香　忍香　異忍香　戀題香　玉川香　異小鳥香（以上十組、中古より流布の組香なり、）　異四季香　又四季香　異名所香　一二三香
右古組中古組以上六十品、先師（○大口舍翠）より余（○大枝流芳）が家に傳ふる所のものなり、其外他家相承せるもの多くあるべしといへども、際限なきにより是をさし置ぬ、先世上通用し來る中古よりの組かくのごとし、余が組し新組今五十品あり、既に梓に行るもの四十計あり、たづねみるべし、其外同門の組香も梓に行る、

〔古十組香秘考〕目錄

十炷香　花月香　宇治山香　小鳥香　郭公香　小草香　系圖香　十炷香燒合　源平香　鳥合香

〔古方外十組盤物〕外十組香目錄

花軍香　鬪鷄香　芳野香　六儀香　源氏舞樂香　蹴鞠香　相撲香　龍田香　吳越香　鷹狩香

〔新撰盤物十組目錄〕（仙洞御所勅作）

賭弓香　曲水香　續名所香　續子日香　替舞樂香　採蓮香　車寧香
漢楚香　貝覆香　圍碁香

〔三拾組聞書上目錄〕系圖香　古今香　烟競香　忍香　住吉香　新月香　三友香　星合香　三夕香　一二三寢香　卿木香　鳥合香　時鳥香

〔三拾組聞書下目錄〕鶯香　三體香　宇治香　四季歌合香　四節香　山路香　五色香　雨月香　蛙香　雪月花香　四季香　雲月香　三景香　寢覺香　時雨香　春秋香　千鳥香

〔四拾組聞書上目錄〕子日香　梅花香　梅烟香　雉子香　櫻香　卯花香　五月香　郭公香　山路香　篝火香　千種香　女郎花香　月見香　名月香　望月香　野分香　龍田香　時雨香　落葉香　宇治名所香

〔四拾組聞書下目錄〕難波名所香　玉川香　菊合香　二見香　陸奥名所香　源氏京極四町香　乙女香　空蟬香　四季戀歌合香　松風香　六歌仙香　替花月香　ウ客香　杜律香　三種加客香　扇爭香　琴曲香　五方香　住吉香　三千年香

〔五十組聞書上〕五十組香目錄

初音香　禁裏香　花鳥香　小蝶香　暮春香　花王香　子規香　四季時鳥香　名所鵜川香
五月雨香　初秋香　仲秋香　暮秋香　名月香　空月香　松月香　鈴虫香　重陽香　有明香
徒然香　菊花香　替住吉香　初冬香　冬月香　歲暮香　玄冬香　三島香　三囊香　名橋香
四季戀題合香　四季比翼香　四季三景香　仙洞香　煙寧香　轉任香　賞花香　賈島香
五行香　五音香　五常香　一首十體香　山海香　源氏三習香　三教香　詩歌合香　四季

音信香　松花香　慶賀香　千年香　萬歳香
〔大外組聞書目錄上〕和光同塵香　野々宮香　御祓香　歌聖香　三戒香　法華香　戀探題香　替
乙女香　驪山恩寵香　新慶賀香　常盤香　福祿壽香　遐齡香
〔大外組聞書目錄中〕管絃香　替琴曲香　扇合香　賞罰香　品分香　正傍香　四季寢覺香　拾玉
香　申樂香　三道香　敷島香　探題香
〔大外組聞書目錄下〕末廣香　仙家香　三才香　八卦香　八音香　閏月香　落洛香　閑友香　替
古今香　歌集香　三德香　贈答香
〔香道千代の秋上〕目錄
中卷　新組香十品　富士香　撰蟲香　鷹狩香
花守香　續舞樂香
下卷之一　新組香十品　紅葉香　小倉香　拾貝香　扇合香　繪合香　忍音香　長壽香
鬪草香　新鬪雞香　投壺香
下卷之二　新組香十品　鴛鴦香　八橋香　匂集香　難波名物香　新花月香　詩句香　花
名所香　金鯽香　音信香　羽衣香
〔實隆公記〕文明十八年二月二日戊寅、禁裏雖有召、〔十炷香香張行、可爲一種云云〕故障之間、申所勞之由不參、
二十日丙申、於小御所有和漢御會、〔中略〕入夜還御本殿之後、於黑戸有十炷香、種々遊事非無其興者
也、
〔元長卿記〕文龜元年四月十日、依召參內、有十炷香、記六、予可書由有仰、仍書之、御人數、式部卿宮、聯輝
軒、万松軒、侍從大納言〔藤原實隆〕、右衞門督〔季經〕、按察〔量後〕予、源宰相中將〔重治〕、宮宰相〔長和〕、守光朝臣、賢
房朝臣等也、賭物被出之、〔裏文沈十帖〕宗山御拜領、其後有一獻、入夜自女中已下勤御酌、其後不事終已前
退出、
永正三年正月十四日、及晚景參內、依當番也、十炷香賭一種持參、一種拜領了、
〔梵舜日記〕天正十二年正月十五日、於當院〔神龍院〕十種香拜系圖香與行、
〔槐記〕享保九年十月十七日、夜參候、〔略〕中御前〔近衞家熙〕吉岡於秀道安
十炷香之記〔一春の山邊ニくれなゐ　三竹の葉ウ山かば　二雪ニ月　三花ウ冬〕
三二一三三ウ二二一一
牡丹　一一ウ三三二一二三二三
梅　三二ウ一一三二二三三三
櫻　ウ二二三一一一三三
萩　二ウ一三三一一一二二三
十月十七日夜
十炷香之記〔一雪　二月　三花　ウ冬〕
三ウ一一三二二三一二
牡丹　三一二一三二二三ウ一六
梅　三一二二ウ二一三一三四
櫻　一二一一三二ウ一三六
萩　三ウ一一三二二三一二拾
十月十七夜
ふゆ　玉づさ　二種拜領ス〔御香包井銘書　公御染筆〕

流派

香ノ半バニ川音ニツレテ千鳥ノ啼テ飛カフ、最興アリ、千鳥ハ香ヲ好ムモノ也、水邊ニテ名香ヲタケバ、千鳥多ク集ルノ由仰ナリ、十一月二十四日、十炷香ノ法ト云コトハ近代ノコト也、道遙院時代コノカタナルベシ、薫物ヲキヽクラベタルコトハ、日本ニテハイカウ舊キコト也、十二年正月二日、昔シ無上方院ノ御時ヨリシテ、今日御香初メナリ、例ニマカセテ遊バスベキ由ニテ、御香二座アリ、仰ニ再則是可也トハ、何ニモ通用スベキコトナリ、別シテ香ナドモ、ヅト嗅タル時、コレハ假令バ一ノ香ナリ、三ノ香ナリト思テ、再ビ思惟スレバ極テ違フモノナリ、擬疑スレバ種種ノ香ニウツルモノナリト仰セラル、

〔香道濫觴傳書〕御家流と稱する開祖は、西三條内大臣實隆公、姓藤原、號道遙院、法名堯空、後柏原院御宇文龜年間之御香所、天文六年十月三日薨去にて、御廟所嵯峨二尊院に有、○略中百四代後土御門文明年間、西三條右大臣公敦、號龍朔院、公ハ實隆公御父也、百七代正親町院天文文祿年間、西三條右大臣、號稱名院、公ハ實隆公御子也、御三代相續して御香所也、○略中實隆公よりして、香所御傳授油小路隆定初て地下に傳ふ、白川殿家臣猿島帶刀胤直、號天桂齋、往昔は臼井氏と名乘、此人に傳り始て地下に香の御家之傳來流下る、故に後世御家流と稱る也、○略中香聞習ふ手段に組香を製し、初學の人の倦怠せぬため勝負に事寄せ、或は盤立物といふ物を製し、種々人形等飾慰る、猶茶方の茶歌舞妓の類也、皆香道に登らしめんの筌蹄也、

〔本朝世事談綺三ノ態藝〕香道

法に相阿彌流、志野流の二派あり、

〔香道濫觴傳書〕志野流は、文龜年間志野三郎左衛門宗信、一子同彌三郎宗温、名祐憲、號參雨齋、孫同彌次郎、名は省巴、號不寒齋、是を志野家三世といふ、宗信は御家流を慕ひて焚香の高名也、後一流を建立して志野流といふ、省巴の門に建部隆勝といふ人あり、近江の武士信長時代の人なり、號留守齋、右隆勝門に坂内宗拾といふ人有、本名杉本彦左衛門、異名そろりといふ、此宗拾が門に六哲の高名有、宗拾書籍傳來、本阿彌光悦に渡る、同光甫授る、

〔香道軌範上〕志野香道傳

○道遙院實隆公　内大臣正二位、法名堯空、永正十三出家、六十三、

志野宗信　俗名三郎左衛門宗信、入道シテ名乘ヲ以テ法名トス、東山義政公ノ近習、京四條ニ住ス、實隆公ニ隨テ香道ヲ極、又歌道ヲ玩ビ、茶道ヲ嗜、大永三年八月朔日死、行年七十九、

牡丹花肖柏　夢庵、文龜元年五月名香合判者、

二階堂行二

大碣唉山軒

宗祇法師

玄清　歸牧庵

珠光庵　南都光明院住寺ト云、不審、珠光一男ヲ宗珠ト云、

右七人志野時代香玩風雅有才人也

志野宗温　宗信子、俗名又次郎祐憲、號參雨齋、

長秀　松田丹後守

兼直　池田左京亮

盛郷　波々伯部兵庫介

珍阿彌　義稙公同朋

建部隆勝　號留主齋、近江侍、源姓、信長公時代、

志野省巴　俗名彌次郎、號不寒齋、宗温子、

紹鷗　泉州堺住人中村與四郎、任三因幡守、弘治元十一月廿九日死、

和泉屋道甫　和泉住人